

参 考 资 料

(平成26年度)

独立行政法人
国立特别支援教育総合研究所

目次

1	第3期中期目標、計画、25年度26年度計画対照表・・・	1
2	外部評価（研究活動）結果報告書・・・・・・・・・・	21
3	中期特定研究の評価結果・・・・・・・・・・	59
4	平成26年度専門研究課題にかかる 研究協力者及び研究協力機関一覧・・・・・・・・	77
5	平成26年度研修計画一覧・・・・・・・・・・	83
6	平成26年度特別支援教育専門研修プログラム・・・・・・・・	87
7	平成26年度セミナープログラム・・・・・・・・・・	167
8	平成26年度研究成果発表一覧・・・・・・・・・・	173

9	平成26年度講師派遣実績	183
10	インクルーシブ教育システム構築支援データベース (インクルDB)	193
11	特別支援教育教材ポータルサイト (支援教材ポータル)	197
12	今後の本研究所の機能強化について	201
13	平成26年度科学研究費による研究の実施状況	229
14	組織規則・会計規程・会計細則	257

1 第3期中期目標・中期計画及び
平成25年度26年度計画対照表

第Ⅲ期中期目標・中期計画、平成25年度計画・平成26年度計画対照表

(独) 国立特別支援教育総合研究所

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成26年度計画
<p>文部科学大臣指示 平成23年3月1日</p> <p>(序文) 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百二十九号)第二十九条の規定により、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(以下「研究所」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。</p> <p>(前文) 我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会である。その実現のため、政府全体として、障害者基本法や発達障害者支援法等に基づく障害者の社会への参加・参画に向けた総合的な施策が推進されているとともに、障害者の権利に関する条約に規定されている障害者を包摂する教育制度の構築に向けた検討が行われている。その中で、学校教育は、障害者の自立と社会参加を見通した取組を含め、重要な役割を果たすことが求められている。</p> <p>このため、研究所は、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、国や地方公共団体等と連携・協力しつつ、迅速に政策課題や教育現場の課題に柔軟かつ迅速に対応する業務運営を行い、もって障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献することをミッション(使命)とする。</p> <p>このミッションを達成するためのビジョン(方向性)として、研究所は、①国の特例支援教育政策立案及び施策の推進に寄与する研究や、教育現場の喫緊の課題に対応した実践的な研究を行う、②都道府県等において特別支援教育の指導的な役割を果たす教職員を対象に、体系的・専門的な研修事業を実施し、各都道府県等における教職員の専門性・指導力を高める活動を支援することと、③都道府県等の教育相談機能を高めるための支援を行うことと、④特別支援教育に関する国内外の情報を収集し、情報提供</p>	<p>文部科学大臣認可 平成23年3月31日</p> <p>独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第三十条の規定により、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(以下「研究所」という。)が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。</p>	<p>独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第三十一条の規定により、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所中期計画に基づき、平成25年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。</p>	<p>独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第三十一条の規定により、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所中期計画に基づき、平成26年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。</p>

等により特別支援教育の振興に寄与することとなる。

中期目標期間においては、研究所のミッドレンジとビジョンに基づき、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に寄与するため、地方公共団体や大学等との役割分担を踏まえ、国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した研究活動を核として、研修事業、教育相談、活動、情報普及活動等を一体的に実施し、特別支援教育に係る我が国唯一のナショナルセンターとしての機能をより一層の充実を図る必要がある。

このような役割を果たすため、研究所の中期目標は、以下のとおりとする。

- I 中期目標の期間
中期目標の期間は、平成23年4月1日の日から平成28年3月31日までの5年間とする。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 特別支援教育に係る実証的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献

(1) 国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進

① 特別支援教育のナショナルセンターとして、国内外の障害者施策を取り巻く状況の変化等を踏まえつつ、特別支援教育のナショナルセンターとして研究を戦略的かつ組織的に実施し、特別支援教育政策の充実及び教育現場の教育実践等に貢献するため、①国として特別支援教育政策の重要性の高い課題に関する研究、②教育現場等で求められる喫緊の課題に対応した実証的研究に一層精選・重点化して実施すること。

これらについては、各都道府県等に対する研究ニーズ調査の結果を参考に中期目標期間を見通して計画的に進めることと、また、必要な研究体制の整備を図ること。さらに研究成果を教育現場に迅速に還元するため、全ての研究課題に年限を設けること。

等により特別支援教育の振興に寄与することとなる。

中期目標期間においては、研究所のミッドレンジとビジョンに基づき、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に寄与するため、地方公共団体や大学等との役割分担を踏まえ、国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した研究活動を核として、研修事業、教育相談、活動、情報普及活動等を一体的に実施し、特別支援教育に係る我が国唯一のナショナルセンターとしての機能をより一層の充実を図る必要がある。

このような役割を果たすため、研究所の中期目標は、以下のとおりとする。

- I 中期目標の期間
中期目標の期間は、平成23年4月1日の日から平成28年3月31日までの5年間とする。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 特別支援教育に係る実証的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献

(1) 国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進

① 特別支援教育のナショナルセンターとして、国内外の障害者施策を取り巻く状況の変化等を踏まえつつ、特別支援教育のナショナルセンターとして研究を戦略的かつ組織的に実施し、特別支援教育政策の充実及び教育現場の教育実践等に貢献するため、①国として特別支援教育政策の重要性の高い課題に関する研究、②教育現場等で求められる喫緊の課題に対応した実証的研究に一層精選・重点化して実施すること。

これらについては、各都道府県等に対する研究ニーズ調査の結果を参考に中期目標期間を見通して計画的に進めることと、また、必要な研究体制の整備を図ること。さらに研究成果を教育現場に迅速に還元するため、全ての研究課題に年限を設けること。

等により特別支援教育の振興に寄与することとなる。

中期目標期間においては、研究所のミッドレンジとビジョンに基づき、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に寄与するため、地方公共団体や大学等との役割分担を踏まえ、国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した研究活動を核として、研修事業、教育相談、活動、情報普及活動等を一体的に実施し、特別支援教育に係る我が国唯一のナショナルセンターとしての機能をより一層の充実を図る必要がある。

このような役割を果たすため、研究所の中期目標は、以下のとおりとする。

- I 中期目標の期間
中期目標の期間は、平成23年4月1日の日から平成28年3月31日までの5年間とする。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 特別支援教育に係る実証的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献

(1) 国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進

① 特別支援教育のナショナルセンターとして、国内外の障害者施策を取り巻く状況の変化等を踏まえつつ、特別支援教育のナショナルセンターとして研究を戦略的かつ組織的に実施し、特別支援教育政策の充実及び教育現場の教育実践等に貢献するため、①国として特別支援教育政策の重要性の高い課題に関する研究、②教育現場等で求められる喫緊の課題に対応した実証的研究に一層精選・重点化して実施すること。

これらについては、各都道府県等に対する研究ニーズ調査の結果を参考に中期目標期間を見通して計画的に進めることと、また、必要な研究体制の整備を図ること。さらに研究成果を教育現場に迅速に還元するため、全ての研究課題に年限を設けること。

等により特別支援教育の振興に寄与することとなる。

中期目標期間においては、研究所のミッドレンジとビジョンに基づき、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に寄与するため、地方公共団体や大学等との役割分担を踏まえ、国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した研究活動を核として、研修事業、教育相談、活動、情報普及活動等を一体的に実施し、特別支援教育に係る我が国唯一のナショナルセンターとしての機能をより一層の充実を図る必要がある。

このような役割を果たすため、研究所の中期目標は、以下のとおりとする。

- I 中期目標の期間
中期目標の期間は、平成23年4月1日の日から平成28年3月31日までの5年間とする。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 特別支援教育に係る実証的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献

(1) 国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進

① 特別支援教育のナショナルセンターとして、国内外の障害者施策を取り巻く状況の変化等を踏まえつつ、特別支援教育のナショナルセンターとして研究を戦略的かつ組織的に実施し、特別支援教育政策の充実及び教育現場の教育実践等に貢献するため、①国として特別支援教育政策の重要性の高い課題に関する研究、②教育現場等で求められる喫緊の課題に対応した実証的研究に一層精選・重点化して実施すること。

これらについては、各都道府県等に対する研究ニーズ調査の結果を参考に中期目標期間を見通して計画的に進めることと、また、必要な研究体制の整備を図ること。さらに研究成果を教育現場に迅速に還元するため、全ての研究課題に年限を設けること。

i) 基幹研究 研究所が主体となつて実施する研究で、運営費交付金を主たる財源とするもの
その内容により、以下の通り区分する。

専門研究A：特定の障害種別によらない総合的課題、障害種別共通の課題に対応した研究
専門研究B：障害種別専門分野の課題に対応した研究

上記の他、専門研究A、専門研究Bにつなげることを目指して実施する予備的、準備的研究を実施する。

また、①インクルーシブ教育システムに関する研究、②特別支援教育におけるICTの活用に関する研究、に係る研究課題については、中期特定研究課題制度（1（1）②（参照）の枠組の下で研究に取り組む。

ii) 外部資金研究：科学研究費等の外部資金を獲得して行う研究
iii) 受託研究：外部から委託を受けて行う研究
iv) 共同研究：本研究所と大学や民間などとの研究機関等と共同で行う研究

ニ 平成25年度に基幹研究を次のとおり実施する。

i) 平成24年度からの継続研究（専門研究A）

- ・特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の編成と実施に関する研究（平成24年度～平成25年度）
- ・デジタル教科書・教材の試作を通じたガイドラインの検証—アタクセシブルなデジタル教科書の作成を目指して—（平成24年度～平成25年度）（中期特定研究）
- （専門研究B）
- ・特別支援学校（視覚障害）における教材・教具の活用及び情報の共有化に関する研究—ICTの役割を重視しながら—（平成24年度～平成25年度）（中期特定研究）
- ・特別支援学校（肢体不自由）のAT・ICT活用の促進に関する研究—小・中学校等への支援を目指して—（平成24年度～平成25年度）（中期特定研究）

i) 基幹研究 研究所が主体となつて実施する研究で、運営費交付金を主たる財源とするもの
その内容により、以下の通り区分する。

専門研究A：特定の障害種別によらない総合的課題、障害種別共通の課題に対応した研究
専門研究B：障害種別専門分野の課題に対応した研究

上記の他、専門研究A、専門研究Bにつなげることを目指して実施する予備的、準備的研究を実施する。

また、①インクルーシブ教育システムに関する研究、②特別支援教育におけるICTの活用に関する研究、に係る研究課題については、中期特定研究課題制度（1（1）②（参照）の枠組の下で研究に取り組む。

ii) 外部資金研究：科学研究費等の外部資金を獲得して行う研究
iii) 受託研究：外部から委託を受けて行う研究
iv) 共同研究：本研究所と大学や民間などとの研究機関等と共同で行う研究

ニ 平成26年度に基幹研究を次のとおり実施する。

i) 平成25年度からの継続研究（専門研究A）

- ・インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関する実際の研究—モデル事業等における学校や地域等の実践を通じて—（平成25年度～平成26年度）（中期特定研究）
- （専門研究B）
- ・知的障害教育における組織的・体系的な学習評価の促進を促す方策に関する研究—特別支援学校（知的障害）の実践事例を踏まえた検討を通じて—（平成25年度～平成26年度）
- ・重度・重複障害のある子どもの実態把握、教育目標・内容の設定、及び評価等に資する情報パッケージの開発研究（平成25年度～平成26年度）

- ことばの遅れを主訴とする子どもに対する早期からの指導の充実に関する研究－子どもの実態の整理と指導の効果の検討－（平成24年度～平成25年度）
- 自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の算数科・数学科における学習上の特徴の把握と指導に関する研究（平成24年度～平成25年度）
- 高等学校における発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への指導・支援に関する研究－授業を中心とした指導・支援の在り方－（平成24年度～平成25年度）

ii) 平成25年度からの新規研究

- (専門研究A)
- インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関する実践的研究－モジュール事業等における学校や地域等の実践を通じて－（中期特定研究）
- (専門研究B)
- 知的障害教育における組織的・体系的な学習評価の促進を促す方策に関する研究－特別支援学校（知的障害）の実践事例を踏まえた検討を通じて－
 - 重度・重複障害のある子どもの実態把握・教育目標・内容の設定、及び評価等に資する情報パッケージの開発研究

ii) 平成26年度からの新規研究

- (専門研究A)
- 今後の特別支援教育の進展に資する特別支援学校及び特別支援学級における教育課程に関する実践的研究（平成26年度～平成27年度）
 - 障害のある児童生徒のためのICT活用に関する総合的な研究－学習上の支援機器等教材の活用事例の収集と整理－（平成26年度～平成27年度）（中期特定研究）
- (専門研究B)
- 視覚障害のある児童生徒のための教科書デジタルデータの活用及びデジタル教科書の在り方に関する研究－我が国における現状と課題の整理と諸外国の状況調査を踏まえて－（平成26年度～平成27年度）（中期特定研究）
 - 聴覚障害教育における教科指導及び自立活動の充実に関する実践的研究－教材活用の視点から専門性の継承と共有を旨指して－（平成26年度～平成27年度）
 - 小・中学校に在籍する肢体不自由児の指導のための特別支援学校のセクターの機能の活用に関する研究－小・中学校側のニーズを踏まえて－（平成26年度～平成27年度）
 - 病弱・身体虚弱教育における教育的ニーズとそれに応じた教育的配慮に関する研究－慢性疾患のある児童生徒への教育的配慮に関する質的分析から－（平成26年度～平成27年度）
 - 特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の自立活動の指導に関する研

<p>研究（平成26年度～平成27年度） ・発達障害のある子どもへの指導の場・支援の実態と今後の在り方に関する研究 一通級による指導等に関する調査をもとに一（平成26年度～平成27年度）</p>	<p>② 研究計画を策定し研究体制の整備を進める。 イ 平成24年2月に改訂した研究基本計画に基づいて、様々な研究ニーズを見極めつつ、研究活動を展開する。</p> <p>ロ 研究を戦略的かつ体系的に実施するため の研究班を整備する。 ハ 研究成果を教育現場等に迅速に還元するため、研究課題については、その必要性、研究内容等について見直しを行う。また、原則として、2年を年限として研究成果をまとめる。 ニ 平成23年度に創設した中期特定研究制度に基づき、特別支援教育全体に関する重点的な課題である次の研究テーマを総合的に解決するための研究を実施する。 【研究テーマ1】 インクルーシブ教育システムに関する研究 【研究テーマ2】 特別支援教育におけるICTの活用に関する研究（平成23年度～27年度）</p> <p>③ 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を実施する。また、研究計画を立案する段階において研究成果の現場への効果的普及の方策について特に留意する。</p>	<p>② 研究計画を策定し研究体制の整備を進める。 イ 平成24年2月に改訂した研究基本計画に基づいて、様々な研究ニーズを見極めつつ、研究活動を展開する。</p> <p>ロ 研究を戦略的かつ体系的に実施するため の研究班を整備する。 ハ 研究成果を教育現場等に迅速に還元するため、研究課題については、その必要性、研究内容等について見直しを行う。また、原則として、2年を年限として研究成果をまとめる。 ニ 平成23年度に創設した中期特定研究制度に基づき、特別支援教育全体に関する重点的な課題である次の研究テーマを総合的に解決するための研究を実施する。 【研究テーマ1】 インクルーシブ教育システムに関する研究 【研究テーマ2】 特別支援教育におけるICTの活用に関する研究（平成23年度～27年度）</p> <p>③ 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を実施する。また、研究計画を立案する段階において研究成果の現場への効果的普及の方策について特に留意する。</p>	<p>② 研究計画を策定し研究体制の整備を進める。 イ 中長期を展望し平成20年8月に策定した研究基本計画について、国の障害者制度改革の方向性など、国の政策の動向等を踏まえ改訂する。 ロ 研究を戦略的かつ体系的に実施するための研究班を整備する。 ハ 研究成果を教育現場等に迅速に還元するため、研究課題については、その必要性、研究内容等について毎年度見直しを行いつつ、原則として、2年を年限として研究成果をまとめる。 ニ 特別支援教育全体に関する重点的な課題を総合的に解決するため、中期目標期間を見通して特定の包括的研究テーマ（領域）を設定し、複数の研究課題から構成された研究を進める中期特定研究制度を創設する。</p> <p>③ 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、毎年度、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を実施する。また、研究計画を立案する段階において研究成果の現場への効果的普及の方策について特に留意する。</p>	<p>② 評価システムの充実による研究の質の向上 ① 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、研究の事前評価として、毎年度、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対しての研究ニーズ調査をする。 ② 各研究課題について、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び外部評価を実施する。また、評価システムについては不連続の見直しを行う。 ③ 中間・事後において、教育現場をはじめ広く</p>	<p>② 評価システムの充実による研究の質の向上 ① 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、研究の事前評価として、毎年度、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対しての研究ニーズ調査をする。 ② 各研究課題について、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び外部評価を実施する。また、評価システムについては不連続の見直しを行う。 ③ 中間・事後において、教育現場をはじめ広く</p>	<p>② 評価システムの充実による研究の質の向上 ① 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、研究の事前評価として、毎年度、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対しての研究ニーズ調査をする。 ② 各研究課題について、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び外部評価を実施する。また、評価システムについては不連続の見直しを行う。 ③ 中間・事後において、教育現場をはじめ広く</p>	<p>② 評価システムの充実による研究の質の向上 研究の実施に当たっては、内部及び外部評価システムを不連続に見直しすることにより、研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図ること。 なお、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについても検証すること。</p>
---	--	--	---	--	--	--	---

く国民からタイムリーな意見や情報の収集を実施する評価システムを運用する。全体研究計画の事前、中間、終了時評価（事後評価）を実施するシステムを構築する。

- ④ 中期特定研究制度については、全体研究計画の事前、中間、終了時評価（事後評価）を実施するシステムを構築する。

(3) 学校長会、保護者団体、大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による実際の総合的な研究の推進

① 相互の課題認識・研究方法・研究資源などを学校長会、保護者等の関係機関等と共有することにより、実際の、効率的かつ効果的に研究を実施する。

イ 研究協力者、研究協力機関及び研究パートナーを求め、統一した中期目標期間中に導力を入れる。

ロ 学校長会等教育関係団体と連携し、学校現場の実態等を適切に把握するための共同調査を実施することなどにより、連携関係を一層強化する。

ハ 保護者団体等と連携を図り、教育課題等を把握し研究の進展を図る。

ニ 福祉・医療・労働関係機関・団体との連携を一層推進する。

② 大学などの基礎的研究と研究所の実際の研究との有機的な連携や筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携を図ることにより、研究の質的向上を図る。

イ 大学や民間などの研究機関等との「共同研究」を毎年実施する。

ロ 自閉症教育に係る研究について、筑波大学附属久里浜特別支援学校と相互連携協力を行う。

③ 特別支援教育に関する協議及び情報交換等を行うため、海外の研究機関等とのシンポジウムを適宜開催するなど、海外との研究交流を推進する。

2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成

(1) 都道府県等の特別支援教育政策等の推進に寄与する専門性の向上

第2期中期目標期間中において、1年の研修期間で行われている特別支援教育の研究研修員制度については、研修成果を

民からタイムリーな意見や情報の収集を実施する評価システムを運用する。平成23年度に中期特定研究制度について、中間評価を構築した評価システムに基づき、中間評価を進める。

- ④ 中期特定研究制度について、平成23年度に中期特定研究制度に基づき、中間評価を構築した評価システムに基づき、中間評価を進める。

(3) 学校長会、保護者団体、大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による実際の総合的な研究の推進

① 相互の課題認識・研究方法・研究資源などを学校長会、保護者等の関係機関等と共有することにより、実際の、効率的かつ効果的に研究を実施する。

イ 平成23年度に統合した新たな研究協力者及び研究協力機関制度を実施する。

ロ 全国特別支援学校校長会及び全国特別支援学校設置学校校長協会と連携し、学校現場の実態等を適切に把握するための共同調査を実施する。

ハ 全国特別支援教育推進連盟及びその加盟団体と連携を図り、教育課題等を把握し研究の進展を図る。

ニ 国立障害者リハビリテーションセンターとの連携を一層推進する。

② 大学などの基礎的研究と研究所の実際の研究との有機的な連携や筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携を図ることにより、研究の質的向上を図る。

イ 大学や民間などの研究機関等との「共同研究」を毎年実施する。

ロ 自閉症教育に係る研究について、筑波大学附属久里浜特別支援学校と相互連携協力を行う。

③ 特別支援教育に関する協議及び情報交換等を行うため、海外の研究機関等との研究交流を行う。

2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成

民からタイムリーな意見や情報の収集を実施する評価システムを運用する。平成23年度に中期特定研究制度について、中間評価を構築した評価システムに基づき、中間評価を進める。

- ④ 中期特定研究制度について、平成23年度に中期特定研究制度に基づき、中間評価を構築した評価システムに基づき、中間評価を進める。

(3) 学校長会、保護者団体、大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による実際の総合的な研究の推進

① 相互の課題認識・研究方法・研究資源などを学校長会、保護者等の関係機関等と共有することにより、実際の、効率的かつ効果的に研究を実施する。

イ 平成23年度に統合した新たな研究協力者及び研究協力機関制度を実施する。

ロ 全国特別支援学校校長会及び全国特別支援学校設置学校校長協会と連携し、学校現場の実態等を適切に把握するための共同調査を実施する。

ハ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の全国校（園）長会と特別支援教育に関する情報交換を実施する。

ニ 全国特別支援教育推進連盟及びその加盟団体と連携を図り、教育課題等を把握し研究の進展を図る。

ホ 国立障害者リハビリテーションセンターとの連携を一層推進する。

② 大学などの基礎的研究と研究所の実際の研究との有機的な連携や筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携を図ることにより、研究の質的向上を図る。

イ 大学や民間などの研究機関等との「共同研究」を実施する。

ロ 自閉症教育に係る研究について、筑波大学附属久里浜特別支援学校と相互連携協力を行う。

③ 特別支援教育に関する協議及び情報交換等を行うため、海外の研究機関等との研究交流を行うとともに、シンポジウム等を開催する。

2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成

全国に還元する観点から、その在り方を含め見直すものとすること。

寄与するための専門性の向上を図ることを目的とする特別支援教育研究研修員制度(1年の研修期間)を実施する。
なお、この研究研修員制度については、研修効果を全国に還元する観点から、その在り方を含め見直す。また、見直しを実施する際には経費の縮減に努める。

イ 研究所の「重点推進研究」や「専門研究」に直接参画する。
ロ 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとの評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

ハ 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上から研修を効果的に活用できている等の評価を確保する。仮に、80%を下回った場合は、研修の内容・方法等を改善する。

ニ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者の見直し等、必要な措置を講じる。

ホ 研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。

(2) 各障害種別に対応する指導者の専門性の向上

各都道府県等における障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見を踏まえ、各障害の特性等に応じた専門的かつ技術的な研修を行うことにより、各都道府県等における各障害領域の教育実践の充実を図るための専門性の向上を図ること。

なお、カリキュラムの一部を構成して

(2) 各障害種別に対応する指導者の専門性の向上

各都道府県等の障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別毎にコースを設け、研究成果等の普及等を目的とした専門的かつ技術的な講義・演習・研究協議等を通して、その専門性と指導力の向上を図り、各都道府県等の教育実践の充実を図るための「特別支援教育専門研修」(約2か月の研修期間)を実施する。

(第一期) 知的障害・肢体不自由・病弱教育

(1) 各障害種別に対応する指導者の専門性の向上

各都道府県等の障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別毎にコースを設け、研究成果等の普及等を目的とした専門的かつ技術的な講義・演習・研究協議等を通して、その専門性と指導力の向上を図り、各都道府県等の教育実践の充実を図るための「特別支援教育専門研修」(約2か月の研修期間)を次の通り実施する。

(第一期) 視覚障害・聴覚障害教育コース

基礎的な科目については、インターネットを通じて講義配信を活用するなど、ネットの方法により、受講者が事前に履修できるように措置すること。
また、研修プログラムについては、受講者が実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう、研究協議等の演習形式を多く取り入れるなど、受講者等を見えを踏まえつつ、逐次カリキュラム等の見直しを進めること。

イ 研修開始に当たっては、共通理解の促進を図るため、受講者の事前学習として、研究所ウェブサイトにインターネットを通じて、事前履修できるような措置を行う。
ロ 研究協議等の演習形式を多く取り入れたプログラムを実施するとともに、受講者が受講した内容を実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう逐次カリキュラム等の見直しを行う。
ハ 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

二 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果など、プラスの評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

コース
募集人員：80名
実施期間：平成25年5月8日～平成25年7月9日
(第二期) 視覚障害・聴覚障害教育コース
募集人員：40名
実施期間：平成25年9月3日～平成25年11月8日
(第三期) 発達障害・情緒障害教育コース
募集人員：80名
実施期間：平成26年1月9日～平成26年3月14日
募集人員計：200名

② 研修の実施については、次の事項に留意する。
イ 事前学習用コンテンツを使用し、研究所ウェブサイトにインターネットを通じての共通理解の促進を図る。

ロ 研究協議等の演習形式を多く取り入れたプログラムを実施するとともに、受講者が受講した内容を実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう逐次カリキュラム等の見直しを行う。
ハ 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後及び修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。
(修了後1年後のアンケート調査の実施予定) 平成25年度受講者については、27年1～2月

二 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果など、プラスの評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。
(修了後1年後のアンケート調査の実施予定) 平成25年度受講者については、27年1～2月

募集人員：40名
実施期間：平成26年5月8日～平成26年7月9日
(第二期) 発達障害・情緒障害教育コース
募集人員：80名
実施期間：平成26年9月2日～平成26年11月7日
(第三期) 知的障害・肢体不自由・病弱教育コース
募集人員：80名
実施期間：平成27年1月8日～平成27年3月13日
募集人員計：200名

② 研修の実施については、次の事項に留意する。
イ 事前学習用コンテンツを使用し、研究所ウェブサイトにインターネットを通じての共通理解の促進を図る。

ロ 研究協議等の演習形式を多く取り入れたプログラムを実施するとともに、受講者が受講した内容を実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう逐次カリキュラム等の見直しを行う。
ハ 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後及び修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。
(修了後1年後のアンケート調査の実施予定) 平成26年度受講者については、28年1～2月

二 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果など、プラスの評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。
(修了後1年後のアンケート調査の実施予定) 平成26年度受講者については、28年1～2月

ホ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

ヘ 研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。

(3) 国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成

① 上記以外に実施している各種の研究協議会については、各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象として、特別支援教育に係る研究成果等の普及を目的とした特別支援教育のナショナルセンターや教育現場等の喫緊の課題に対応した専門的かつ技術的研修(各2～3日程度の研修期間)を重点化して実施する。

なお、中期目標期間の開始時には、次の研修を実施する。

- ・ 交流及び共同学習推進指導者研究協議会
- ・ 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会
- ・ 発達障害教育指導者研究協議会
- ・ 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会

② これらの研修の実施については、次の事項に留意する。

イ 地方公共団体における同種の研修の実施実態を把握し、研修の必要性、研修内容等について逐次見直しを実施するとともに、各都道府県等において定着し、研究所において実施する必要性が低下した研修については廃止を含め検討する。

ロ 研修毎に、受講者に対して、研修の修了後又は修了後1年後を目途として、研修の内容

ホ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。年間の研修計画立案に際し、各都道府県教育委員会等に對してニーズ調査を行い募集人員決定の参加者とする。受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

ヘ 研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。

(2) 国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成

① 上記以外に実施している各種の研究協議会については、各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象として、特別支援教育に係る研究成果等の普及を目的とした特別支援教育のナショナルセンターにふさわしい特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応した専門的かつ技術的研修(各2日間の研修期間)を次のとおり重点化して実施する。

イ 就学相談・支援担当者研究協議会
実施期間：平成25年7月17日～平成25年7月18日
募集人員：70名

ロ 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会
実施期間：平成25年7月25日～平成25年7月26日
募集人員：70名

ハ 発達障害教育指導者研究協議会
実施期間：平成25年8月1日～平成25年8月2日
募集人員：100名

ニ 交流及び共同学習推進指導者研究協議会
実施期間：平成25年11月21日～平成25年11月22日
募集人員：70名

② これらの研修の実施については、次の事項に留意する。

イ 地方公共団体における同種の研修の実施実態を把握し、研修の必要性、研修内容等について逐次見直しを実施する。

ロ 研修毎に、受講者に対して、研修の修了後及び修了後1年後を目途として、研修の内容

ホ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。年間の研修計画立案に際し、各都道府県教育委員会等に對してニーズ調査を行い募集人員決定の参加者とする。受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

ヘ 研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。

(2) 国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成

① 上記以外に実施している各種の研究協議会については、各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象として、特別支援教育に係る研究成果等の普及を目的とした特別支援教育のナショナルセンターにふさわしい特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応した専門的かつ技術的研修(各2日間の研修期間)を次のとおり重点化して実施する。

イ 就学相談・支援担当者研究協議会
実施期間：平成26年7月17日～平成26年7月18日
募集人員：70名

ロ 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会
実施期間：平成26年7月24日～平成26年7月25日
募集人員：70名

ハ 発達障害教育指導者研究協議会
実施期間：平成26年7月31日～平成26年8月1日
募集人員：100名

ニ 交流及び共同学習推進指導者研究協議会
実施期間：平成26年11月20日～平成26年11月21日
募集人員：70名

② これらの研修の実施については、次の事項に留意する。

イ 地方公共団体における同種の研修の実施実態を把握し、研修の必要性、研修内容等について逐次見直しを実施する。

ロ 研修毎に、受講者に対して、研修の修了後及び修了後1年後を目途として、研修の内容

内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラサ評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。

ハ 研修毎に、受講者の任命権者である教育委員会等に対し、修了後1年後を目的として、研修内容・方法を充実するためのアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。

二 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

ホ 研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。

(4) 各都道府県等が実施する研修に対する支援

各都道府県等が実施されている障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図るため、インターネットを積極的に活用できる基礎的な内容及び専門的な研修内容の提供を行い、各都道府県等の取組を積極的に支援すること。

3 各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する

・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラサ評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。

(修了後1年後のアンケート調査の実施予定)
平成25年度受講者については、27年1～2月

ハ 研修毎に、受講者の任命権者である教育委員会等に対し、修了後1年後を目的として、研修内容・方法を充実するためのアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。

(修了後1年後のアンケート調査の実施予定)
平成25年度受講者については、27年1～2月

二 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

ホ 各研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。

(3) 各都道府県等が実施する研修に対する支援

① 各都道府県等において、障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、基礎的な内容及び専門的な内容に係る講義を収録し、インターネットにより学校教育関係機関等へ配信する。

また、配信する研修コンテンツについては、体系的・計画的な整備・充実を図るとともに、利用者のアンケート調査等をもとに、内容及び運用の改善を図る。

② 都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等へ、実施機関からの要請に応じ、講師派遣基準に基づき適切な範囲で講師を派遣し、各都道府県等を支援する。

3 各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援

・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラサ評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。

(修了後1年後のアンケート調査の実施予定)
平成26年度受講者については、28年1～2月

ハ 研修毎に、受講者の任命権者である教育委員会等に対し、修了後1年後を目的として、研修内容・方法を充実するためのアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。

(修了後1年後のアンケート調査の実施予定)
平成26年度受講者については、28年1～2月

二 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

ホ 各研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。

(3) 各都道府県等が実施する研修に対する支援

① 各都道府県等において、障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、基礎的な内容及び専門的な内容に係る講義を収録し、インターネットにより学校教育関係機関等へ配信する。

また、配信する研修コンテンツについては、体系的・計画的な整備・充実を図るとともに、利用者のアンケート調査等をもとに、内容及び運用の改善を図る。

② 都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等へ、実施機関からの要請に応じ、講師派遣基準に基づき適切な範囲で講師を派遣し、各都道府県等を支援する。

3 各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援

支援と教育相談活動の実施

(1) 各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援

- ① 教育相談実施機関の自己解決力の向上を推進
障害のある子ども等の教育に関するコンサルテーションを実施する。実施に当たっては、教育相談実施機関に対して有用度アンケートを実施し、80%以上から有用であるという結果などブラッスの評価を得る。
- ② 各都道府県等における教育相談機能等の質的向上に資する情報提供の充実
各地方自治体が行う教育委員会、教育センター、特別支援教育センター及びセクター的機能を担う特別支援学校の利用に供するための、教育相談情報提供システム（教育相談事例データベース）の整備を進める。
また、教育相談情報提供システムの活用状況を毎年評価し、必要に応じて見直し。
特に教育相談情報提供システムの整備に当たっては、研究所が行う(2)①の教育相談事例及びこれ以外に研究所が収集する事例のほか、全国の教育センター、特別支援教育センター等との連携により教育相談に関する事例情報やニーズ等を収集すること。

支援と教育相談活動の実施

(1) 各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援

- ① 教育相談実施機関の自己解決力の向上を推進
障害のある子ども等の教育に関するコンサルテーションを実施する。実施に当たっては、教育相談実施機関に対して有用度アンケートを実施し、80%以上から有用であるという結果などブラッスの評価を得る。
- ② 各都道府県等における教育相談機能等の質的向上に資する情報提供の充実
各地方自治体が行う教育委員会、教育センター、特別支援教育センター及びセクター的機能を担う特別支援学校の利用に供するための、教育相談情報提供システム（教育相談事例データベース）の整備を進める。
また、教育相談情報提供システムの活用状況を毎年評価し、必要に応じて見直し。
特に教育相談情報提供システムの整備に当たっては、研究所が行う(2)①の教育相談事例及びこれ以外に研究所が収集する事例のほか、全国の教育センター、特別支援教育センター等との連携により教育相談に関する事例情報やニーズ等を収集すること。
教育相談年報について、他の刊物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。

(2) 各都道府県等では対応が困難な教育相談等の実施

研究所で行う教育相談については、発生頻度の低い障害等に関する教育相談及び国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談など、各都道府県では対応が困難な教育相談等を実施すること。

と教育相談活動の実施

(1) 各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援

- ① 教育相談実施機関の自己解決力の向上を推進
障害のある子ども等の教育に関するコンサルテーションを実施する。実施に当たっては、教育相談実施機関に対して有用度アンケートを実施し、80%以上から有用であるという結果などブラッスの評価を得る。
- ② 各都道府県等における教育相談機能等の質的向上に資する情報提供の充実
各地方自治体が行う教育委員会、教育センター、特別支援教育センター及びセクター的機能を担う特別支援学校の利用に供するための、教育相談情報提供システム（教育相談事例データベース）の整備を進める。
また、教育相談情報提供システムの活用状況を毎年評価し、必要に応じて見直し。
特に教育相談情報提供システムの整備に当たっては、研究所が行う(2)①の教育相談事例及びこれ以外に研究所が収集する事例のほか、全国の教育センター、特別支援教育センター等との連携により教育相談に関する事例情報やニーズ等を収集すること。

(2) 各都道府県等では対応が困難な教育相談等の実施

研究所で行う教育相談については、発生頻度の低い障害等に関する教育相談及び国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談など、各都道府県では対応が困難な事例に関する教育相談等からの上記①イ～ロの教育相談については、満足度アンケートを実施し、80%以上の満足度を確保する。
教育相談事例の研究
研究所で行う教育相談、コンサルテーションの内、特別支援教育の研究の進展を図るため

と教育相談活動の実施

(1) 各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援

- ① 教育相談実施機関の自己解決力の向上を推進
障害のある子ども等の教育に関するコンサルテーションを実施する。実施に当たっては、教育相談実施機関に対して有用度アンケートを実施し、80%以上から有用であるという結果などブラッスの評価を得る。
また、コンサルテーションが機関の自己解決力の向上につながるという評価を得る。
各都道府県等における教育相談機能等の質的向上に資する情報提供の充実
各地方自治体が行う教育委員会、教育センター、特別支援教育センター及びセクター的機能を担う特別支援学校の利用に供するための、教育相談情報提供システム（教育相談事例データベース）の整備を進める。
また、教育相談情報提供システムの活用状況を毎年評価し、必要に応じて見直し。
特に教育相談情報提供システムの整備に当たっては、研究所が行う(2)①の教育相談事例及びこれ以外に研究所が収集する事例のほか、全国の教育センター、特別支援教育センター等との連携により教育相談に関する事例情報やニーズ等を収集すること。

(2) 各都道府県等では対応が困難な教育相談等の実施

研究所で行う教育相談については、発生頻度の低い障害等に関する教育相談及び国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談など、各都道府県では対応が困難な事例に関する教育相談等からの上記①イ～ロの教育相談については、満足度アンケートを実施し、80%以上の満足度を確保する。
教育相談事例の研究
研究所で行う教育相談、コンサルテーションの内、特別支援教育の研究の進展を図るため

るために必要と判断するものを教育相談事例として研究を進める。

4 特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上及び保護者等に必要と知識等に提供

(1) 研究成果の普及促進等

① 研究成果については、国の行政施策の企画立案・実施に寄与するよう国へ提供する。② 研究活動等の成果の普及や質の向上、教育現場等関係機関との情報の共有を図るため、研究所セミナーを開催するとともに、学会発表等により成果の普及を図る。③ 研究協議等参加型の方法を中心としたプログラムによる研究所セミナーを開催する。④ また、参加者定員の90%以上の充足率を確保するとともに、参加者85%以上の満足度を確保する。

ロ 研究成果を学会等における口頭又は誌上において100件以上発表する。

③ 研究成果である報告書等を刊行し、ウェブサイトへ掲載する。④ 研究紀要第42巻を刊行する。⑤ 終了する研究課題については研究成果報告書を刊行するとともに、必要に応じて、研究中間報告書を刊行する。⑥ 重要な研究成果については、教育現場で活用しやすいようにガイドブックやマニュアル等としてまとめ、提供する。⑦ 教材・教具を試作した場合は、これを公開する。⑧ 都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等への講師の派遣及び大学教育への参画を通して研究成果を普及する。

(2) 特別支援教育に関する情報の収集・蓄積・提供や理解啓発活動

① インターネットを活用し、ナショナルセンターとして特別支援教育に関する情報提供、理解啓発活動を行う。② 研究所のウェブサイトをユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮し、特別支援教育に関する情報を提供する。③ 発達障害教育にかかわる教員及び保護者をはじめとする関係者を支援するためイン

るために必要と判断するものを教育相談事例として研究を進める。

4 特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上及び保護者等に必要と知識等を提供

(1) 研究成果の普及促進等

① 研究成果については、国の行政施策の企画立案・実施に寄与するよう国へ提供する。② 研究活動等の成果の普及や質の向上、教育現場等関係機関との情報の共有を図るため、研究所セミナーを開催するとともに、学会発表等により成果の普及を図る。③ 研究協議等参加型の方法を中心としたプログラムによる研究所セミナーを開催する。④ また、参加者定員の90%以上の充足率を確保するとともに、参加者85%以上の満足度を確保する。

ロ 研究成果を学会等における口頭又は誌上において100件以上発表する。

③ 研究成果である報告書等を刊行し、ウェブサイトへ掲載する。④ 研究紀要第41巻を刊行する。⑤ 終了する研究課題については研究成果報告書を刊行するとともに、必要に応じて、研究中間報告書を刊行する。⑥ 重要な研究成果については、教育現場で活用しやすいようにガイドブックやマニュアル等としてまとめ、提供する。⑦ 教材・教具を試作した場合は、これを公開する。⑧ 都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等への講師の派遣及び大学教育への参画を通して研究成果を普及する。

(2) 特別支援教育に関する情報の収集・蓄積・提供や理解啓発活動

① インターネットを活用し、ナショナルセンターとして特別支援教育に関する情報提供、理解啓発活動を行う。② 研究所のウェブサイトをユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮し、特別支援教育に関する情報を提供する。③ 発達障害教育にかかわる教員及び保護者をはじめとする関係者を支援するためイン

るために必要と判断するものを教育相談事例として研究を進める。

4 特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上及び保護者等に必要と知識等を提供

(1) 研究成果の普及促進等

① 研究成果については、国の行政施策の企画立案・実施に寄与するよう国へ提供する。② 研究活動等の成果の普及や質の向上、教育現場等関係機関との情報の共有を図るため、研究所セミナーを開催するとともに、学会発表等により成果の普及を図る。③ 研究協議等参加型の方法を中心としたプログラムによる研究所セミナーを毎年開催していた研究所セミナーを統合し、経費を縮減する。④ また、参加者定員の90%以上の充足率を確保するとともに、参加者85%以上の満足度を確保する。

ロ 研究成果を学会等における口頭又は誌上において中期目標期間中500件以上発表する。

③ 研究成果である報告書等を刊行し、ウェブサイトへ掲載する。④ 査読付研究紀要を年1回刊行する。⑤ 毎年度、終了研究課題毎に研究成果報告書を刊行し、必要に応じて、研究中間報告書を刊行する。⑥ 重要な研究成果については、教育現場で活用しやすいようにガイドブックやマニュアル等としてまとめ、提供する。⑦ 教材・教具を試作した場合は、これを公開する。⑧ 都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等への講師の派遣及び大学教育への参画を通して研究成果を普及する。

(2) 特別支援教育に関する情報の収集・蓄積・提供や理解啓発活動

① インターネットを活用し、ナショナルセンターとして特別支援教育に関する情報提供、理解啓発活動を行う。② インターネットから特別支援教育に関する情報を提供し、ウェブサイトを活用し、ウェブサイトをユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮し、特別支援教育に関する情報を提供する。③ 発達障害教育にかかわる教員及び保護者をはじめとする関係者を支援するためイン

るために必要と判断するものを教育相談事例として研究を進める。

4 特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上及び保護者等に必要と知識等を提供

(1) 研究成果の普及促進等

① 研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供するとともに、教育関係者をはじめより広く一般にも公開し、研究成果等の普及を図ること。② その際、研究所セミナーの開催や報告書の刊行、学会発表、インターネット等による研究成果の普及に努めること。③ また、都道府県教育委員会・特別支援教育センター等への研究成果の積極的に行うこと。

ロ 研究成果を学会等における口頭又は誌上において100件以上発表する。

③ 研究成果である報告書等を刊行し、ウェブサイトへ掲載する。④ 研究紀要第42巻を刊行する。⑤ 終了する研究課題については研究成果報告書を刊行するとともに、必要に応じて、研究中間報告書を刊行する。⑥ 重要な研究成果については、教育現場で活用しやすいようにガイドブックやマニュアル等としてまとめ、提供する。⑦ 教材・教具を試作した場合は、これを公開する。⑧ 都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等への講師の派遣及び大学教育への参画を通して研究成果を普及する。

(2) 特別支援教育に関する情報の収集・蓄積・提供や理解啓発活動

① ナショナルセンターとして特別支援教育に関する国内外の情報を収集し、特別支援教育に関する総合的な情報をインターネットを活用し国内外に提供すること。② 特に発達障害教育については、教員及び保護者をはじめとする関係者を支援するためインターネットを活用して

供を行うとともに、発達障害についての理解啓発活動を行うこと。

インターネットを活用しウェブサイトにから情報提供を行う。また、発達障害についての理解啓発活動を行う。

インターネットを活用しウェブサイトにから情報提供を行う。また、発達障害についての理解啓発活動を行う。

インターネットを活用しウェブサイトにから情報提供を行う。また、発達障害についての理解啓発活動を行う。

ハ メルマガジン配信し、特別支援教育に関する情報を提供する。
ニ 特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育に係る研究資料、図書等を収集・蓄積する。またニーズに対応した情報を提供を行う。
ロ 大学における研究成果も含めた特別支援教育に関する国内外の図書・資料等（とりわけ実践研究の論文・資料）を収集・蓄積する。

ハ 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル及びUNISE Bulletinをインターネットを活用しウェブマガジンから情報提供を行う。
ニ メルマガジンを月1回の割合で配信し、特別支援教育に関する情報を提供する。
② 特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育に係る研究資料、図書等を収集・蓄積する。またニーズに対応した情報を提供を行う。
イ 大学における研究成果も含めた特別支援教育に関する国内外の図書・資料等（とりわけ実践研究の論文・資料）を収集・蓄積する。

ハ 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル及びUNISE Bulletinをインターネットを活用しウェブマガジンから情報提供を行う。
ニ メルマガジンを月1回の割合で配信し、特別支援教育に関する情報を提供する。
② 特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育に係る研究資料、図書等を収集・蓄積する。またニーズに対応した情報を提供を行う。
イ 大学における研究成果も含めた特別支援教育に関する国内外の図書・資料等（とりわけ実践研究の論文・資料）を収集・蓄積する。

ロ 利用者のニーズに対応した情報提供を行う。来所する利用者に対して、特別支援教育に係る情報を入手できたかどうかアンケート調査を行い、85%以上の満足度を確保する。
ハ 研究所の所有する特別支援教育関係文献目録、特別支援教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録に関する情報のデータベースを運用する。
③ 500,000件以上確保する。
イ 関係団体と連携し特別支援教育関係情報の普及を図る。
ロ 世界自閉症啓発デーに対応したシンポジウムなど、特別支援教育関係機関、保護者団体等と連携した事業を実施する。

ロ 利用者のニーズに対応した情報提供を行う。来所する利用者に対して、特別支援教育に係る情報を入手できたかどうかアンケート調査を行い、85%以上の満足度を確保する。
ハ 研究所の所有する特別支援教育関係文献目録、特別支援教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録に関する情報のデータベースを運用する。
③ 500,000件以上確保する。
イ 関係団体と連携し特別支援教育関係情報の普及を図る。
ロ 世界自閉症啓発デーに対応したシンポジウムとして、以下のおり「世界自閉症啓発デー2013in横須賀」を開催する。
主催：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、筑波大学附属久里浜特別支援学校
共催：横須賀地区自閉症児・者親の会「たんぼほの会」、筑波大学附属久里浜特別支援学校PTA

ロ 利用者のニーズに対応した情報提供を行う。来所する利用者に対して、特別支援教育に係る情報を入手できたかどうかアンケート調査を行い、85%以上の満足度を確保する。
ハ 研究所の所有する特別支援教育関係文献目録、特別支援教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録に関する情報のデータベースを運用する。
③ 500,000件以上確保する。
イ 関係団体と連携し特別支援教育関係情報の普及を図る。
ロ 世界自閉症啓発デーに対応したシンポジウムとして、以下のおり「世界自閉症啓発デー2014in横須賀」を開催する。
主催：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、筑波大学附属久里浜特別支援学校
共催：横須賀地区自閉症児・者親の会「たんぼほの会」、筑波大学附属久里浜特別支援学校PTA

ロ 特別支援学校校長等を対象としたネットワーク構築など、同学校長会との連携を踏まえた情報普及策について検討する。
ハ 小学校・中学校等の教員等を対象とし

ロ 特別支援学校校長等を対象としたネットワーク構築について、全国特別支援学校長会との情報普及を行う。
ハ 小学校・中学校等の教員等を対象とした

ロ 特別支援学校校長等を対象としたネットワーク構築について、全国特別支援学校長会との情報普及を行う。
ハ 小学校・中学校等の教員等を対象とした

た情報提供システム構築に関する情報収集と協議する。

- ④ 海外の特別支援教育に関する情報の収集・提供

特別支援教育に関する諸外国の情報を計画的・組織的に収集するとともに国内の情報や諸外国の情報を国内外に提供する。

国際交流に関する刊行物を見直し、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。

情報提供システム構築に向けて関係団体と協議する。

- ④ 海外の特別支援教育に関する情報の収集・提供

特別支援教育に関する諸外国の情報を計画的・組織的に収集するとともに国内の情報や諸外国の情報を国内外に提供する。

国立特別支援教育総合研究所ジャーナル及びNISE Bulletinをインターネットを活用しウェブサイトから情報提供を行う。

- ⑤ インクルーシブ教育システム構築に向けた取組に資する情報提供システムを稼働させる。

情報提供システム構築に向けて関係団体と協議する。

- ④ 海外の特別支援教育に関する情報の収集・提供

特別支援教育に関する諸外国の情報を計画的・組織的に収集するとともに国内の情報や諸外国の情報を国内外に提供する。

国立特別支援教育総合研究所ジャーナル及びNISE Bulletinをインターネットを活用しウェブサイトから情報提供を行う。

- ⑤ 特別支援教育の領域において、特に顕著な功績のあった者や、特に優秀な研究を行い特別支援教育の向上に著しく寄与した者を顕彰する。

Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項

(1) 運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、契約の点検・見直し等により業務運営コストを削減すること。

中期目標の期間中、毎事業年度につき、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図ること。ただし、退職手当、特殊要因経費はその対象としな

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためのとるべき措置

(1) 管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを削減することとし、一般管理費については、経費削減の余地がないか自己評価を行う。

退職手当及び特殊要因経費を除き、毎事業年度において、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図る。

なお、複数の事業から選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会などの評価により事業の重点化及び透明性の確保に努める。さらに業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進のため官民競争入札等の導入を検討する。

- (2) 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためのとるべき措置

(1) 管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを削減することとし、一般管理費については、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に見直しを行う。

退職手当及び特殊要因経費を除き、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図る。また、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進のため官民競争入札等の導入を検討する。

- (2) 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会により、次の観点から、点検・見直しを行い、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。また、締結された契約についての改善状況をフォローアップし、公表する。

(点検・見直しを行う観点)

- ・競争性のない随意契約を継続しているものについて、随意契約事由が妥当であるか、契約価格が他の取引実例等に照らして妥当となっているか。
- ・競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行を予定しているものの前倒しが検討できないか。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためのとるべき措置

(1) 管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを削減することとし、一般管理費については、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に見直しを行う。退職手当及び特殊要因経費を除き、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図る。また、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進のため官民競争入札等の導入を検討する。

- (2) 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会により、次の観点から、点検・見直しを行い、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。また、締結された契約についての改善状況をフォローアップし、公表する。

(点検・見直しを行う観点)

- ・競争性のない随意契約を継続しているものについて、随意契約事由が妥当であるか、契約価格が他の取引実例等に照らして妥当となっているか。
- ・競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行を予定しているものの前倒しが検討できないか。

<p>・契約が一般競争入札等による場合であっても、真に競争性が確保されているか。</p> <p>(3) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するとともに、平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き実施するとともに、平成24年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直すこと。</p>	<p>・契約が一般競争入札等による場合であっても、真に競争性が確保されているか。</p> <p>(3) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するとともに、平成24年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直すこと。</p>	<p>・契約が一般競争入札等による場合であっても、真に競争性が確保されているか。</p> <p>(3) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するとともに、平成24年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直すこと。</p>	<p>・契約が一般競争入札等による場合であっても、真に競争性が確保されているか。</p> <p>(3) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するとともに、平成24年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直すこと。</p>	<p>(4) 内部統制態勢及び監事監査態勢の現状評価を行い、その評価結果を踏まえ内部統制態勢及び監事監査態勢の向上を図ることにより、不祥事などの不確実性の低減化、契約の監視の厳正化及び業務の効率化の確実な達成を図る。</p> <p>(5) 「第2次情報セキュリティ基本計画」（平成21年2月3日内閣官房の情報セキュリティ政策会議策定）等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進するとともに、職員に対して引き続き、研修を実施する。</p> <p>(6) 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づき、他の法人と間接業務等を共同で実施すべく検討を行い、平成26年夏までに結論を得て、順次実行する。</p>	<p>(4) 内部統制態勢及び監事監査態勢の現状評価を行い、その評価結果を踏まえ内部統制態勢及び監事監査態勢の向上を図ることにより、不祥事などの不確実性の低減化、契約の監視の厳正化及び業務の効率化の確実な達成を図る。</p> <p>(5) 「第2次情報セキュリティ基本計画」（平成21年2月3日内閣官房の情報セキュリティ政策会議策定）等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p>	<p>(4) 内部統制については、理事長のリーダーシップの下、職員へのミッション・ビジョンの周知徹底、コンプライアンス機能及び監事監査機能のさらなる充実・強化を図る。</p> <p>(5) 「第2次情報セキュリティ基本計画」（平成21年2月3日内閣官房の情報セキュリティ政策会議策定）等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p>	<p>(3) 内部統制及び情報セキュリティについては、適切に行うとともに、充実・強化を図ること。</p>	<p>III 予算、収支計画及び資金計画 (1) 平成26年度予算 収入 運営費交付金 人件費 985,470千円 980,880千円 664,327千円</p>	<p>III 予算、収支計画及び資金計画 (1) 平成25年度予算 収入 運営費交付金 施設整備費補助金 908,744千円 883,188千円 21,011千円</p>	<p>III 予算、収支計画及び資金計画 (1) 中期計画予算 別紙のとおり</p>	<p>IV 財務内容の改善に関する事項 (1) 自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図ること。 ① 自己収入の確保</p>
---	---	---	---	---	--	---	--	---	---	--	---

積極的に競争的資金等の外部資金導入を図るとともに、受益者負担の適正化による自己収入の確保に努めること。
 ② 固定経費の削減
 管理業務の削減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の削減を図ること。
 (2) 財務内容の管理・運営の適正化を図ること。

自己収入
 支出
 運営費事業
 人件費
 業務経費
 施設整備費補助金事業

一般管理費
 業務管理費
 研究活動
 研修事業
 教育相談支援
 情報普及
 国際交流
 自己収入
 支出
 運営費事業
 人件費
 業務経費

4,545千円
 908,744千円
 887,733千円
 620,116千円
 267,617千円
 21,011千円

47,722千円
 288,831千円
 97,279千円
 13,105千円
 1,302千円
 171,861千円
 5,143千円
 4,590千円
 958,470千円
 958,470千円
 644,327千円
 341,143千円

(2) 平成23年度～27年度収支計画
 別紙のとおり

(2) 平成25年度収支計画
 費用の部
 収益の部

(2) 平成26年度収支計画
 費用の部
 収益の部

(3) 平成23年度～27年度資金計画
 別紙のとおり

(3) 平成25年度資金計画
 資金支出
 業務活動による支出
 投資活動による支出
 資金収入
 業務活動による収入
 投資活動による収入

(3) 平成26年度資金計画
 資金支出
 業務活動による支出
 投資活動による支出
 資金収入
 業務活動による収入
 投資活動による収入

IV 短期借入金金の限度額

限度額3億円
 短期借入金金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。

IV 短期借入金金の限度額

限度額3億円
 短期借入金金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。

IV 短期借入金金の限度額

限度額3億円
 短期借入金金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。

V 重要な財産の処分等に関する事項

財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行うこと。

V 重要な財産の処分等に関する事項

(1) 財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行う。
 (2) 職員研修館を保有する必要性について検討し、不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進める。

V 重要な財産の処分等に関する事項

財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行う。

V 重要な財産の処分等に関する事項

財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行う。

VI 外部資金導入の推進

関係機関、民間企業等から広報面、資金面で可能な限り協力が得られるよう積極的に働きかけるとともに、研究のより一層の充実のため、競争的資金の獲得に努める。
 また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努める。

VI 外部資金導入の推進

関係機関、民間企業等から広報面、資金面で可能な限り協力が得られるよう積極的に働きかけるとともに、研究のより一層の充実のため、競争的資金の獲得に努める。
 また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努める。

VI 外部資金導入の推進

関係機関、民間企業等から広報面、資金面で可能な限り協力が得られるよう積極的に働きかけるとともに、研究のより一層の充実のため、競争的資金の獲得に努める。
 また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努める。

VII 剰余金の使途

自己収入の目標額：12,700千円

VII 剰余金の使途

自己収入の目標額：12,700千円

VII 剰余金の使途

自己収入の目標額：12,700千円

<p>研究の高度化・高品質化のための経費に充当する。</p> <p>Ⅵ その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力</p> <p>筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力の下に、自閉症児の教育に関する指導内容・方法等についての実践的研究や共同事業などを相互の連携・協力により行うこと。</p> <p>(2) 施設・整備に関する計画</p> <p>業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めることとし、特に、障害者や高齢者が活用しやすい施設とすること。</p> <p>(3) 人事に関する計画</p> <p>① 質の高い研究を推進するため、研究職員の幅広い人材の確保と資質の向上を図ること。</p> <p>② 事務職員についても人事交流や研修により人材の確保に努めること。</p>	<p>研究の高度化・高品質化のための経費に充当する。</p> <p>Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携</p> <p>筑波大学附属久里浜特別支援学校と自閉症児の教育に関する指導方法・内容等についての実践的研究や共同事業などを相互の連携・協力により行うこと。</p> <p>(2) 施設・整備に関する計画</p> <p>研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を安全、かつ、円滑で効率的に実施できるような環境を確保するとともに、障害者や高齢者をはじめ、広く一般の方々から生涯学習の観点から施設・設備の整備を図る。また、推進する。本中期計画期間中に整備する施設・設備は別紙のとおり。</p> <p>(平成25年度の施設整備予定) 外灯他改修工事 (平成25年度研究所公開) 平成25年11月9日</p> <p>(3) 人事に関する計画</p> <p>① 方針</p> <p>研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を効率的に行うため、適正に人員を配置する。</p> <p>② 人員に係る指標</p> <p>常勤職員については、その職員数の抑制を図る。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 3,102百万円</p> <p>但し、上記の額は、国家公務員でいう職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費を含まない。</p> <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 客員研究員等の活用による研究活動の活性化 ・ 人事交流の促進 <p>(4) 中期目標期間を越える債務負担に関する計画</p> <p>電子計算機の貸借期間平成24年12月から28年11月までの4年間</p>	<p>研究の高度化・高品質化のための経費に充当する。</p> <p>Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携</p> <p>筑波大学附属久里浜特別支援学校と自閉症児の教育に関する指導方法・内容等についての実践的研究や共同事業などを相互の連携・協力により行うこと。</p> <p>(2) 施設・整備に関する計画</p> <p>研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を安全、かつ、円滑で効率的に実施できるような環境を確保するとともに、障害者や高齢者をはじめ、広く一般の方々から生涯学習の観点から施設・設備の整備を図る。また、推進する。</p> <p>(平成25年度の施設整備予定) 外灯他改修工事 (平成25年度研究所公開) 平成25年11月9日</p> <p>(3) 人事に関する計画</p> <p>① 方針</p> <p>研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を効率的に行うため、適正に人員を配置する。</p> <p>② 人員に係る指標</p> <p>常勤職員については、その職員数の抑制を図る。</p> <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 客員研究員等を任命し、研究活動の活性化を図る。 ・ 教育委員会、大学等との人事交流により、必要な人員の確保に努める。 	<p>研究の高度化・高品質化のための経費に充当する。</p> <p>Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携</p> <p>筑波大学附属久里浜特別支援学校と自閉症児の教育に関する指導方法・内容等についての実践的研究や共同事業などを相互の連携・協力により行うこと。</p> <p>(2) 施設・設備に関する計画</p> <p>研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を安全、かつ、円滑で効率的に実施できるような環境を確保するとともに、障害者や高齢者をはじめ、広く一般の方々から生涯学習の観点から施設・設備の整備を図る。また、推進する。</p> <p>(平成26年度の施設整備予定) 防水改修工事 (平成26年度研究所公開) 平成26年11月8日</p> <p>(3) 人事に関する計画</p> <p>① 方針</p> <p>研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を効率的に行うため、適正に人員を配置する。</p> <p>② 人員に係る指標</p> <p>常勤職員については、その職員数の抑制を図り、適切な数となるよう努める。</p> <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 客員研究員等を任命し、研究活動の活性化を図る。 ・ 教育委員会、大学等との人事交流により、必要な人員の確保に努める。
--	--	--	--

2 外部評価（研究活動）結果報告書

目 次

○外部評価（研究活動）結果の概要について	24
1. 評価体制について	
2. 評価の対象について	
3. 評価方法について	
4. 評価結果について	
○平成26年度外部評価対象研究課題一覧	26
○総合評価結果	27
○外部評価結果個表	30
終了課題	30
初年度評価対象課題	34
○参考資料	43
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	
外部評価（研究活動）に関する要項	45
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の	
外部評価（研究活動）における評価項目等について	47
外部評価部会委員名簿	57

外部評価（研究活動）結果の概要について

平成27年6月

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
運営委員会外部評価部会長

松 為 信 雄

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営委員会外部評価部会では、研究所の研究活動の改善向上に資するため、平成26年度の研究活動の成果等に関する評価を行った。

評価に当たっては、運営委員会で決定した「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の外部評価（研究活動）における評価項目等について」に基づき、評価の観点や評価方法を明確にした上で、委員による研究成果報告書等の書面審査及び部会による検討を行い、最終的な評価結果を得るに至った。

以下にその概要を報告する。

1. 評価体制について

外部評価部会の委員は、大学の研究者、学校関係者、特別支援教育センター関係者及び医療福祉関係者等によって構成される。その選定は、次の手続きにより、専門分野（感覚障害、発達障害等）のバランス等にも考慮して行われた。

- (1) 運営委員のうちから運営委員会会長が指名する者
- (2) 運営委員以外の外部有識者のうちから理事長が委嘱する者

2. 評価の対象について

評価対象は、平成26年度に終了した専門研究3課題・共同研究1課題、及び平成26年度から27年度の2か年計画で実施する専門研究8課題とした。

3. 評価方法について

評価は、各研究課題について、研究実施計画書、関連資料及び研究成果報告書又は中間報告書を資料とし、研究課題の特性、障害種・教育の場を考慮し評価者を選定し分担する形をとった。

(1) 観点ごとの評価

評価に当たっては、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の外部評価（研究活動）における評価項目等について」に基づき、「(1)研究課題設定の意義」、「(2)研究計画の遂行状況」、「(3)研究の成果」、「(4)研究成果の公表」の4項目について、5段階で評価した。また、これらのうち「(1)研究課題設定の意義」と「(3)研究の成果」については、それぞれ2つの評価の観点に分けて5段階で評価し、それらの結果を総合することとした。

(2) 総合評価

前記の観点ごとの評価を踏まえ、総合的な評価（総合評価）を5段階で行うこととした。

4. 評価結果について

今回評価した 12 課題の総合評価は、5 段階評価において、A⁺評価（非常に優れている）とされた課題は 2 課題、A 評価（優れている）とされた課題は 10 課題という結果であった。

（研究課題の内訳）

- ① 終了課題 4 課題・・・A⁺：2 課題、A：2 課題
 ② 初年度評価対象課題 8 課題・・・ A：8 課題

5 段階の評点	A ⁺	（5 点）：非常に優れている
	A	（4 点）：優れている
	B	（3 点）：普通である
	C	（2 点）：劣っている※
	C ⁻	（1 点）：極めて劣っている※

※初年度評価については、C（2 点）：努力を要するレベルである
 C⁻（1 点）：実施方法の改善が必要である

今回の終了課題における総合評価の結果は、A⁺評価は 2 課題、A 評価は 2 課題と、総じて良い評価結果であり、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「特総研」という。）において、国の政策や教育現場の喫緊の課題に対応した研究活動が適切に進められていることが窺えた。

例えば、総合評価が A⁺となった「インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関する実際的な研究—モデル事業等における学校や地域等の実践を通じて—」は、今後の我が国のインクルーシブ教育に関する包括的な研究として、地域の実践事例とともに、出生から義務教育段階の体制づくりを中心に考えた点から、極めて高い意義のある研究である。また本研究では、インクルーシブ教育システム構築に向けた現状と課題、合理的配慮協力員の役割と機能を明確にすること、体制づくりにおいて重視すべき内容について、8 つの視点から地域の実情に応じた活用の仕方をまとめており、教育現場での実践が期待される。

初年度評価を実施した専門研究 A 2 課題、専門研究 B 6 課題については、いずれも総合評価は A 評価となった。これらの研究では、例えば推進班の「今後の特別支援教育の進展に資する特別支援学校及び特別支援学級における教育課程に関する実際的な研究」等、教育現場の喫緊の課題となっているものを取りあげている。評価においては、研究成果への期待の強さが窺える結果となった。

以上のことから、特総研においては、学校等における特別支援教育の推進のための横断的な研究や各障害種の特性を踏まえた専門的な研究を高いレベルで行っていることが窺える。こうした質の高い研究成果を、特別支援学校及び特別支援学級はもとより、研究課題に応じて小・中学校等にも、例えば校長会等の場を活用して、積極的に公表・普及していくことが望ましい。また、学校現場での実践の参考となるよう、より工夫された形で公表することを期待したい。

特総研は、平成 28 年度からの第 4 期中期目標・中期計画に向けて、第 3 期の総括を行うとともに、事業の見直しを図ることで、特別支援教育のさらなる発展に寄与することを目指している。就学先を決定する仕組みの改正や、障害者の権利に関する条約の批准がなされ、さらには障害者差別解消法の施行を控えている中で、インクルーシブ教育システムの構築への対応をはじめ、今後、特総研に寄せられる期待はますます大きくなっている。特総研が我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育の充実に大きく寄与されることを期待したい。

平成26年度研究課題に関する外部評価対象研究課題一覧

	研究種別	研究課題名(研究の種類)	研究代表者	研究期間
○終了課題				
1	専門研究A ※	インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関する実 際的研究ーモデル事業等における学校や地域等の実践を通じてー(イ)	笹森 洋樹	平成25年度～ 平成26年度
2	専門研究B	知的障害教育における組織的・体系的な学習評価の推進を促す方策に関する 研究ー特別支援学校(知的障害)の実践事例を踏まえた検討を通じてー(ロ)	尾崎 祐三	平成25年度～ 平成26年度
3	専門研究B	重度・重複障害のある子どもの実態把握、教育目標・内容の設定、及び評価等 に資する情報パッケージの開発研究(ロ)	齊藤 由美子	平成25年度～ 平成26年度
4	共同研究	3D造形装置による視覚障害教育用立体教材の評価に関する実際的研究(ロ)	大内 進	平成25年度～ 平成26年度
○初年度評価対象課題				
5	専門研究A	今後の特別支援教育の進展に資する特別支援学校及び特別支援学級におけ る教育課程に関する実際的研究(イ)	長沼 俊夫	平成26年度～ 平成27年度
6	専門研究A ※	障害のある児童生徒のためのICT活用に関する総合的な研究ー学習上の支援 機器等教材の活用事例の収集と整理ー(イ)(ロ)	金森 克浩	平成26年度～ 平成27年度
7	専門研究B ※	視覚障害のある児童生徒のための教科書デジタルデータの活用及びデジタル 教科書の在り方に関する研究ー我が国における現状と課題の整理と諸外国の 状況調査を踏まえてー(ロ)	田中 良広	平成26年度～ 平成27年度
8	専門研究B	聴覚障害教育における教科指導及び自立活動の充実に関する実践的研究ー 教材活用の視点から専門性の継承と共有を目指してー(ロ)	庄司 美千代	平成26年度～ 平成27年度
9	専門研究B	小・中学校に在籍する肢体不自由児の指導のための特別支援学校のセンター 的機能の活用に関する研究ー小・中学校側のニーズを踏まえてー(ロ)	徳永 亜希雄	平成26年度～ 平成27年度
10	専門研究B	インクルーシブ教育システム構築における慢性疾患のある児童生徒の教育的 ニーズと合理的配慮及び基礎的環境整備に関する研究(イ)(ロ)	日下 奈緒美	平成26年度～ 平成27年度
11	専門研究B	特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の自立活動の指導に関する 研究(ロ)	佐藤 肇	平成26年度～ 平成27年度
12	専門研究B	発達障害のある子どもの指導の場・支援の実態と今後の指導の在り方に関す る研究ー通級による指導等に関する調査をもとにー(イ)	梅田 真理	平成26年度～ 平成27年度

※中期特定研究

(研究の種類)

- イ 国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究
- ロ 教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際的研究

総合評価結果

○最終評価

専門研究A

研究課題	総合評価	評価結果のポイント
インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関する実際的な研究—モデル事業等における学校や地域等の実践を通じて— (イ) (平成25～26年度)	A+	<p>中期特定研究にふさわしい大規模なテーマであり、長期に亘る研究の特性を生かした、完成度が高い研究となっている。</p> <p>また、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を目指し、連続性のある支援を行うための様々な工夫を適確に検討している点は、非常に優れた成果と言える。</p> <p>本研究の成果は、特別支援学校だけでなく、一般の小・中学校に対しても、周知・普及を図ることが期待される。</p>

専門研究B

知的障害教育における組織的・体系的な学習評価の推進を促す方策に関する研究 —特別支援学校（知的障害）の実践事例を踏まえた検討を通じて— (平成25～26年度)	A	<p>本研究は、特別支援学校（知的障害）における学習評価に関する数多くのデータを収集・分析していることにおいて評価される。</p> <p>本研究の成果が、次期の学習指導要領改訂に向けた検討の基礎資料として提供されることを期待する。</p> <p>また、現場の教員が使いやすい構成を工夫した形で研究成果を還元していただきたい。</p>
重度・重複障害のある子どもの実態把握、教育目標・内容の設定、及び評価等に資する情報パッケージの開発研究（ロ） (平成25～26年度)	A	<p>本研究は、特別支援学校における教育計画と実施・評価を支援するという点で、学校のニーズに応えるものである。</p> <p>また、情報パッケージ「ばれっと」は、教員の目線に立った分かりやすい記述で表現されており、その活用法等を協力校での実践を通して紹介しているため、優れた成果物である。今後、小・中学校の特別支援学級でも活用が期待されるため、広く周知していただきたい。</p>

共同研究

3D造形装置による視覚障害教育用立体教材の評価に関する実際的な研究 (平成25～26年度)	A+	<p>3Dプリンターの長所・短所を客観的にとらえ、その活用の可能性と課題点を探求する本研究は、意義が極めて高い。</p> <p>また、視覚障害教育における触察教材の重要性を示すと同時に、教員向けの活用ガイドブックの作成などを通して、その実践方法を提示したことは、十分な成果をあげたと言える。</p> <p>今後は、形状やサイズの異なる教材をさらに造形し、丁寧な検証を通して、具体的な活用事例を示していくことを期待している。</p>
--	----	---

○初年度評価

専門研究A

<p>今後の特別支援教育の進展に資する特別支援学校及び特別支援学級における教育課程に関する実際研究(イ) (平成26～27年度)</p>	A	<p>本研究は、特別支援学校及び特別支援学級の教育課程の現状と課題を示しており、次期の学習指導要領の改訂について検討する際の基礎資料となり得る大切な視点を示している。 特に、特別支援学級における教育課程の実態を明らかにしており、今後の成果が期待される。</p>
<p>障害のある児童生徒のためのICT活用に関する総合的な研究－学習上の支援機器等教材の活用事例の収集と整理－(イ・ロ) (平成26～27年度)</p>	A	<p>近年、学校現場がICT活用の実践事例を求めている一方で、各自治体における整備は遅れが見られるという実態がある。そうした中で、本研究は国の特別支援教育施策を踏まえ、学校現場のニーズに応えるものであると評価できる。 今後は、調査の詳細な分析を行い、現状と課題を明確にするとともに、学校現場での指導に役立つ実践事例等を紹介することも期待する。</p>

専門研究B

<p>視覚障害のある児童生徒のための教科書デジタルデータの活用及びデジタル教科書の在り方に関する研究－我が国における現状と課題の整理と諸外国の状況調査を踏まえて－(ロ) (平成26～27年度)</p>	A	<p>本研究は、教科書デジタルデータの活用に関して課題を整理することを意図しており、デジタル教科書に関する国の指針の基礎的な資料となり得るものである。 今後、国際情報の収集と整理、及び国内の現状を分析する中で、デジタル教科書の有効活用が提案されることを期待する。</p>
<p>聴覚障害教育における教科指導等の充実に関する実践的研究－教材活用の視点から専門性の継承と共有を目指して－(ロ) (平成26～27年度)</p>	A	<p>本研究は、聴覚障害教育で長年課題となっている「専門性の継承と共有」を目指し、教材活用について授業研究を通して分析していることに高い意義がある。 今後は、さらに実践研究を深め、インクルーシブ教育システム構築を推進するための研究と結び付けつつ、経験の浅い教員にも役立つような、成果の現場への還元をお願いしたい。</p>
<p>小・中学校に在籍する肢体不自由児の指導のための特別支援学校のセンター的機能の活用に関する研究－小・中学校側のニーズを踏まえて－(ロ) (平成26～27年度)</p>	A	<p>本研究は、特別支援学校のセンター的機能を受け取る小・中学校側のニーズに着目した点に独創性があり、研究の意義が認められる。 また、調査結果の分析を通して、特別支援学校のセンター的機能の提供の仕方と、小・中学校におけるその活用の仕方について、明確に示している。 今後は、学校現場の実態を把握し、実効性のある研究成果となることを期待する。</p>
<p>インクルーシブ教育システム構築における慢性疾患のある児童生徒の教育的ニーズと合理的配慮及び基礎的環境整備に関する研究(イ)(ロ) (平成26～27年度)</p>	A	<p>本研究は、慢性疾患のある児童生徒を対象として、学校と医療の連携に関わる調査や、教員に対する聞き取り調査を実施することで、実践的内容を示している。また、調査の分析も詳細になされているため、質の高い研究となっている。 今後は、研究成果報告書とともに、ガイドブックの作成に向け、さらに研究が進められることを期待する。</p>

<p>特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の自立活動の指導に関する研究（ロ） （平成26～27年度）</p>	<p>A</p>	<p>本研究は、特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒への実践に寄与する研究である。障害特性による心理面・行動面の問題を踏まえ、自閉症のある児童生徒が適応していくための自立活動について検討した点において意義がある。 今後は、調査研究の分析を踏まえて、実践事例の具体的検討を深めることにより、自立活動の意義や効果を明らかにすることが期待される。</p>
<p>発達障害のある子どもの指導の場・支援の実態と今後の指導の在り方に関する研究—通級による指導等に関する調査をもとに—（イ） （平成26～27年度）</p>	<p>A</p>	<p>本研究は、各自治体に対する悉皆調査を通して、発達障害のある子どもの指導の場（通級指導教室）の情報を収集することにより、各地域の実態を明らかにする研究として意義がある。 今後は、アンケートの調査項目等を吟味し、より正確な実態を把握することにより、通級による指導についての課題や施策上の提案をする研究となることを期待する。</p>

専門研究A

(外部評価:コメント記述)

インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関する実際研究 ―モデル事業等における学校や地域等の実践を通じて―(イ)(平成25年度～平成26年度)

		評価	コメント
1	観点ごとの評価		
	意(1) 研究課題設定の	A+	<p>○今後の我が国のインクルーシブ教育に関する包括的な研究であり、その推進において貴重な知見をもたらす点で重要な研究であると考えている。またその成果が、可能な限り広い範囲で活用されることが期待される。</p> <p>○社会から求められている重要な研究課題であり、インクルーシブ教育システム構築に向けた体制づくりについて、地域の実践事例とともに、出生から義務教育段階の体制づくりを中心に考えたことが極めて高い意義がある。</p> <p>○中央教育審議会初等中等教育分科会の報告を基盤として、インクルーシブ教育システム構築に向けた体制づくりのグランドデザインの提言を目指したことは、国の施策推進に極めて高い有用性がある。</p>
	況(2) 研究計画の遂行状	A+	<p>○広範囲の内容を含んでいるにもかかわらず、適切に遂行されており、当初の研究計画を十分に達成していると考えている。</p> <p>○インクルーシブ教育システム構築モデル事業の「モデルスクール」「モデル地域(交流及び共同学習)」「モデル地域(スクールクラスター)」の3事業を中心に、現状と課題、合理的配慮協力員の役割と機能を明確にすること、体制づくりの重視すべき内容について、8つの視点から地域の実情に応じた活用の仕方をまとめる研究計画は、非常に優れている。</p> <p>○中期特定研究としての研究期間の利点を十分に活かして、システム構築に向けた広範な課題を網羅するとともに、全国の事例を踏まえた具体的な提言にまで到達している。</p>
	(3) 研究の成果	A+	<p>○報告書は、広範囲の内容を十分に整理した形で編成されており、行政機関等での政策立案や施策推進において貴重な情報を提供するものと考えている。また研究の背景となる情報も十分に整理されており、資料としての価値も十分に備えている。</p> <p>○研究協力機関における取組から、下関市の早期から一貫した支援体制として、5歳児相談会の拡充、和歌山市の乳幼児検診から学校卒業までを通して支援する発達障害児支援システムとして5歳児相談事業の実施や大学病院との連携、船橋市の早期支援体制の整備と「引き継ぎのための連絡票」を活用した連携体制、就学後のフォローアップ相談の実施など、極めて高い成果が見られた。</p> <p>○インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関するナショナルミニマムのグランドデザインとして、8つの視点をまとめることができたことは、実践への活用としての意義が大きい。</p>
表(4) 研究成果の公	A	<p>○教育システムに関する研究であることから、その実現には行政機関から実践を進める学校まで、認識を共有し、一体となって推進することが必須と考えられる。したがって、研究成果の公表についても各機関へのバランスの取れた情報提供を期待したい。</p> <p>○研究成果を特別支援学校だけでなく、全ての通常の学級や通級による指導、公立保育園、幼稚園に本研究の成果が実践に繋がるような公表を大いに期待している。</p> <p>○報告書の成果を全国に流布させるための戦略を十分に検討することが望ましい。</p>	
2	総合評価	A+	<p>○今後の我が国のインクルーシブ教育に関する広範囲の内容からなる研究であり、その意義は深い。研究成果は、期待に応えるものであり、報告書も十分に整理されたものとなっている。</p> <p>○インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに向けて、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、多様で柔軟な仕組みを整備することを評価する。その仕組みは、連続性のある支援としてライフステージごとにつながっていかなければならないが、そのための様々な工夫が見出された事が、非常に優れている本研究の成果である。</p> <p>○社会的ニーズを踏まえながら、中期特定研究の期間設定にふさわしい課題の設定と実地調査から得られたグランドデザインの提起は、地域のインクルーシブ教育システムの構築に向けた適切なものとなっている。その意味で、総合評価としてもすぐれた研究と言える。</p>
備考			

専門研究B

(外部評価:コメント記述)

知的障害教育における組織的・体系的な学習評価の推進を促す方策に関する研究－特別支援学校(知的障害)の実践事例を踏まえた検討を通じて－(口)(平成25年度～平成26年度)

		評価	コメント
1	(1) 研究課題設定の意義	A	<p>○知的障害教育においては学習評価への組織的な論点は薄かっただけに、意義あるものと考えられる。学習指導要領改訂への資料ともなる。通常の教育との関連性への視点も提供するとも考えられる。</p> <p>○知的障害教育における学習評価は、本研究が示すように学期ごとの学習評価等、まとまった期間における学習評価を実施しているものの、組織的、体系的な教育課程の改善に結びついていないという課題を有していると感じていた。本研究は、予備的・準備的研究から課題を明らかにし、組織的・体系的な学習評価を推進するための4つの観点を示し、事例研究を中心に研究が行われている。知的障害教育の学習指導の改善、教育課程全体の改善に結びつき、新しい学習指導要領への検討内容にも合致し、今日的な意義は非常に大きいと考える。</p> <p>○研究課題は、学習指導に係るPDCAサイクルを基に、特別支援学校(知的障害)の実践例を踏まえながら、学習評価に関する課題を設定している。そのため、適切な課題設定となっている。</p>
	行(2) 研究計画の遂行	A	<p>○研究協力機関における実践・研究資料収集を質量とも多く行うとともに、全国調査も実施しており、期間内に効率的な遂行を果たしたと評価できる。</p> <p>○本研究は、平成24年度の予備的・準備的研究による現状と課題の把握、全国特別支援学校知的障害教育校長会のアンケート(平成25年度情報交換資料「学習評価に対する取組」)、研究協力校の実践事例など、中央教育審議会の動向も踏まえ、計画的に研究が遂行されている。</p> <p>○研究計画に沿って研究が遂行されている。</p>
	(3) 研究の成果	A	<p>○学習評価への組織的・体系的な観点を提示しており、これからの教育実践への示唆が得られる成果をあげている。研究協力校での実践情報を多く得ており、これらそのものが実践をより良くするという意味で研究的な価値ももつ。</p> <p>○本研究は、①観点別学習評価の在り方②学習評価を学習の改善に活かすための工夫③学習評価を見守る児童生徒への支援に活用する工夫④組織的・体系的な学習評価の4つの観点で研究を進め、具体的な方向性を示していることの意義は大きい。この研究成果を参考に、特別支援学校及び特別支援学級における学習評価を組織的、体系的に推進するための参考になるものであり、活用が期待される。③の実践事例については、各校における実践例があるかと思われるので、今後、さらに研究会等での情報収集や意見交換を期待したい。</p> <p>○研究の目的は、達成でき、成果が得られたと考える。</p>
	公(4) 研究成果の公表	A	<p>○いくつかの方法や媒体、また刊行物を考えており、十分ではないかと思われた。</p> <p>○研究成果を、全国特別支援学校知的障害教育校長会等の校長会において広く発表し、各学校での実践に活かすことを期待している。書籍として刊行する際、コンパクトで分かりやすいまとめがあるなど構成等に配慮することをお願いしたい。</p> <p>○成果の公表については、今後、各学校ですぐに活用できる分かりやすい構成でお願いしたい。</p>
2	総合評価	A	<p>○学習評価研究は、知的障害教育実践ではやや実績の少ない領域であった。その分、開拓的な研究の側面があったかと思われた。研究協力校からの実践情報を多く取り上げた構成で、報告書は述べられているが、それら情報そのものが開拓的で先駆的な情報の意味ももつと考えられる。いくつかの観点と類型を見通しながら、研究成果を読み解くことができるのではなかろうか。研究協力校の実践と学習評価に関する内容が特徴的であるのは良い点ではあるが、読み手は各特徴に視点がいくあまり、総括的に成果を見通しにくいのではないかと懸念された。より単純なモデルや類型、観点ごとの整理など、簡潔な枠組みへの挑戦を期待したい感もあった。精力的かつ労作的な研究で挑戦心が各校のこれからの実践に活かされるものと思えた。</p> <p>○本研究は、特別支援学校(知的障害教育)における現状と課題を踏まえ、今日的な課題に全国特別支援学校知的障害教育校長会、研究協力校と連携して取り組み、具体的な成果を示したことが評価できる。特に組織的・体系的な学習評価の推進を促す方策では、大別して3つもモデルを示すことにより、特別支援学校(知的障害教育)が、各校の自己診断を進め、改善のために有効活用することが期待できる。</p> <p>また、本研究で示されたことは、次期の学習指導要領改訂における課題でもあり、その成果は大きいと考える。</p> <p>○研究協力校での実践を踏まえ、学習評価の進め方について非常に参考となる研究である。</p>
備考			

専門研究B

(外部評価:コメント記述)

重度・重複障害のある子どもの実態把握、教育目標・内容の設定、及び評価等に資する情報パッケージの開発研究(口)
(平成25年度～平成26年度)

		評 価	コ メ ン ト
1 観点ごとの評価	(1) 研究課題設定の意義	A+	<p>○特別支援学校学習指導要領において、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成することが明確に述べられている。これらの計画作成と実施にあたっては、一人一人の教育的ニーズなどを的確に実態把握し、教育目標・内容を設定し、実行評価するPDCAサイクルが重要である。しかし、多くの特別支援学校で重度・重複障害のある幼児児童生徒の個別の教育支援計画、個別の指導計画のPDCAの過程で困難さを感じている状況がある。本研究はそのような特別支援学校のニーズに応える研究であり、極めて高い意義があると判断した。</p> <p>○重度・重複障害のある子どもの指導についての提案は、全国の教育現場で日々指導している教員にとって大変有効なものであり、高いニーズを有している。</p> <p>○本研究は本人中心の計画の考えに基づいたものであり提案性がある。重い障害のある児童生徒の個別の教育支援計画及び指導計画の作成や、実践に役立つ具体的な情報パッケージ「ばれっと」は学校現場のニーズに応えるものである。</p>
	遂行状況 (2) 研究計画の	A	<p>○重度・重複障害のある幼児児童生徒の個別の教育支援計画、個別の指導計画のPDCAの過程を支援するツールとして情報パッケージ「ばれっと」を作成して、特別支援学校で活用してもらい、その有効性と改善点を明らかにしている。これらのことから研究の遂行状況は優れていると判断した。</p> <p>○計画に従って研究が遂行された。</p> <p>○情報パッケージ「ばれっと」の試案の作成、研究協力機関での活用の効果の検証等、研究計画に沿って研究が進められた。</p>
	(3) 研究の成果	A+	<p>○情報パッケージ「ばれっと」は研究の推進の中で、実際に特別支援学校の現場で活用してその有効性を示している。さらに、改善点も明らかにされて、改良へ向けての検討も始まっている。その意味で、学校現場での活用の可能性は高いと判断した。これらのことから研究成果は高いと判断した。</p> <p>○研究成果としての情報パッケージ「ばれっと」は、教員の目線に立った分かりやすい記述に終始しており、その内容も含めて教育現場での活用が太いに期待できると考える。</p> <p>○情報パッケージ「ばれっと」は本人中心の計画の考え方に基づき開発された提案性のある研究成果物である。研究成果報告書には研究協力機関における具体的な活用例が紹介され、活用の仕方や成果が分かりやすく記載されている。学校現場でより「ばれっと」の活用が促進されるためにも実践事例の充実を期待したい。</p>
	(4) 研究成果の公表	A	<p>○研究成果報告書に改良を加えて刊行することが予定されている。希望としては、できうるならば教育支援資料のようにホームページで公開して、学校現場で入手できるようにすれば、多くの学校で活用できると思うが、検討をお願いしたい。 全体として、公表の方法は優れていると判断した。</p> <p>○情報パッケージ「ばれっと」は現段階では試案であり、今後関係者からの意見をもとに改良し出版するということである。完成版の「ばれっと」が全国の教育現場で活用されることを強く期待するものである。</p> <p>○改良・刊行が予定されている情報パッケージ「ばれっと」をはじめ、研究成果については研修会等での普及も予定されており、広く周知されることが期待される。さらには小・中学校の特別支援学級等においても有用であると考えられることから、普及の在り方について検討を進められたい。</p>
2 総合評価		A	<p>○研究課題は特別支援学校における計画作成と実施・評価の遂行を支援するという点で、学校のニーズに応えるものである。研究成果としては、学校における計画作成などを支援するツールを作成して、その有効性も検証している。これらのことから優れていると判断した。</p> <p>○情報パッケージ「ばれっと」は試案ではあるが、非常にすぐれた研究成果である。これがより良い内容や使いやすいものに改良され、出版物等として全国に提示されることは、重度・重複障害のある子どもの教育に携わっている方々にとって大変大きな支援になると考える。</p> <p>○学校現場での課題の整理から始まった本研究は、文献研究や情報パッケージ「ばれっと」の作成、研究協力機関での活用成果の検証、改良の検討と緻密な計画のもとで研究が進められている。「ばれっと」は教育現場に役立つ優れた研究成果物である。研究の成果を広く周知することで教育機関等での積極的な活用が期待される。</p>
備考			

3D造形装置による視覚障害教育用立体教材の評価に関する実際研究(口)(平成25年度～平成26年度)

		評 価	コ メ ン ト
1	観点ごとの評価	義(1) 研究課題設定の意	<p>○必要とされている質の高い教材を簡便に提供できる3D造形装置(3Dプリンター)の長所・短所を客観的にとらえ、その活用の可能性と課題点を探求する本研究は、教育現場においてその有用性が認められながらも実際の活用方法が手探り状態にある同種の機器に関する貴重な知見を導くことから、意義が極めて高いと評価する。</p> <p>○視覚障害の幼児児童生徒にとっては、見えない見えにくい状況から触察教材は必須のものであり、教育効果を高めるためにも重要なものである。誰もが作成できる状況を用意することは素晴らしいことである。</p> <p>○視覚に障害がある児童生徒の教育においては、視覚以外の感覚の活用として、長年の大きな課題にもなっていた事に挑戦し、立体教材を、一人一人の児童生徒のニーズ等に応じて提供できるようにしていくことは素晴らしい意義がある。</p>
		行(2) 研究計画の遂	<p>○研究目的の達成のために設定された研究方法を用いて、滞ることなく研究計画を進めている。</p> <p>○計画書に基づいて、概ね順調に研究が遂行されている。</p> <p>○触覚活用を前提とした視覚障害教育用立体教材という観点から、現在市販されている普及タイプの3次元造型装置で出力した造形物について、その触覚活用面から客観的な評価を行い、教材としての活用の可能性や課題点を明らかにし、3Dデータのスキニング法による造型用データの作製手順に関して教員向けにわかりやすいマニュアルを開発することを計画しており、非常に優れている。</p>
		(3) 研究の成果	<p>○視覚障害教育における立体教材活用の重要性や、教育現場に普及が予想される熱溶解積層方式による造形手法、さらにその方式による造形物の特徴を文献研究的にまとめるとともに、具体的な教材作成例を詳細に紹介した。さらに、ユーザーによる評価結果に基づき、いくつかの機種で作成した造形物の特性・特徴比較を行い、今後これらの機器を活用する上での留意点や配慮事項をまとめている。加えて、教員向けの活用ガイドブックを取りまとめた点は特筆に値する。本研究の成果は極めて高く評価でき、教育現場が必要としている知見を学術的側面と実用的側面の両側面からまとめ上げた点は視覚障害教育にとどまらず、広く活用の可能性があると考えられる。</p> <p>○視覚障害教育における触察教材の重要性を示すと同時に、教員向けの活用ガイドブックの作成などを通して、その実践方法を提示し、十分な成果が認められる。</p> <p>○3D造型教材に関連する本研究は、3次元造型システムの学校現場への導入のための実際的な研究であり、造形の基礎として、面、線、点の造形状態から触察教材としての適否に関する基本的な情報が得られたことが確認できたことが極めて高い成果である。</p>
		表(4) 研究成果の公	<p>○研究成果報告書の刊行のほか、研究所Webページへの掲載と研究所における研修での紹介、各種学会での発表など、精力的に成果の公表に努めている。教育現場で3D造形装置の活用方法が模索されている現状を踏まえ、その対応として教員用活用ガイドブックの作成も行っており、高く評価できる。</p> <p>○別冊のガイドブックから3Dプリンターを用いた触察教材の作成手法を学ぶことができるなど、研究成果の公表に工夫が見られる。</p> <p>○非常に優れた研究成果を、関係する特別支援学級、公立の通級による指導に是非、公表してほしい。</p>
2	総合評価	A+	<p>○視覚による全体的・同時的情報収集・処理と比較して、触覚は部分的・経時的な情報収集と処理を特徴とする。この特徴は、聴覚の特徴と合わせて、視覚障害児者における内的表象ならびに環境理解の特徴と一致する。3Dプリンター造形物の理解においても、自らが持っている表象とのマッチングのために、造形物のどこから触りはじめ、どの順番でどこを、どのように触るのが重要となる。この過程には、内的表象の個人差と触り方の個人差の関与が明らかである。そこで、今後、児童生徒一人一人の異なる状態・ニーズに対し、本研究で明らかにした造形物の持つ特徴・特性をどう生かしたらいのかに関する検証研究が期待される。また、新しい技術を用いて造形した教材を、その特徴・特性を生かしながら、どのように教育場面で活用にするかについての現場応用研究が期待される。これらの研究の遂行に不可欠な造形物の特徴・特性を把握するとともに、教師用の活用ガイドブックを提供した本研究は極めて高い意義を持つと評価した。</p> <p>○触察教材は、視覚障害のある幼児児童生徒にとって欠かすことのできないものであり、高い教育効果が期待される。本研究が提示した3Dプリンターの活用は、視覚障害をはじめとする教育現場に触察教材を普及させる、先導性のある素晴らしいものである。</p> <p>○本研究は長年の大きな課題にもなっていた事に挑戦し、非常に優れた研究である。今後、成果を踏まえて様々な機種について形状やサイズの異なる教材を造形して、丁寧な検証を通して、具体的な活用事例を示していくことを期待している。</p>
備考			

専門研究A

(外部評価:コメント記述)

今後の特別支援教育の進展に資する特別支援学校及び特別支援学級における教育課程に関する実際研究(イ)
(平成26年度～平成27年度)

		評価	コメント
1	観点①との評価 (1) 研究課題設定の意義	A	<p>○本研究は、特別支援学校における教育課程の評価の現状と課題、特別支援学級における教育課程編成・実施における現状と課題を整理し、望ましい方向性を示す、意義のある研究である。また、本研究の知見は次期学習指導要領の改訂に向けての資料として活用されることが期待される。</p> <p>○特別支援学校や特別支援学級における教育課程編成・実施・評価の現状と課題の調査は、学習指導要領の次期改訂に向けた教育課程の在り方や編成の在り方を検討する際の基礎的資料となり大変に意義のある研究である。</p> <p>○特別支援学校の学習指導要領の次期改訂に際しての、基礎的資料とすることを目指す意義はとても大きい。 特に特別支援学校における教育課程の評価に関する研究は、個のニーズに応じた教育の提供には欠かすことのできないものである。また、特別支援学級における教育課程に関する先行研究はこれまでも少なかったため、継続してこの研究を通して教育課程編成・実施・評価の現状と課題を明らかにすることは非常に価値があることである。</p>
	状況② 研究計画の遂行	A	<p>○概ね研究計画通りに研究が遂行されている。</p> <p>○特別支援学校や特別支援学級における改善のための工夫や教育課程の評価に関する現状と課題の整理をした上で、現在の編成と実施の状況を広く把握し具体的な項目を挙げ、比較検討することは、次期学習指導要領の改訂に向けての大切な基礎資料となり、大切な視点となる。</p> <p>○順調に研究が進行している。 研究協力校および研究協力機関への調査や協議も、計画にもとづいて進められている。調査結果や協議内容を、今後の研究にさらに活用して欲しい。</p>
2	総合評価	A	<p>○特別支援学校と特別支援学級の教育課程の評価や教育課程編成・実施における現状と課題を整理し、まとめるだけでなく、次期学習指導要領の改訂への具体的な提言に言及できるような研究成果を期待する。</p> <p>○特別支援学校における教育課程編成・実施・評価及び特別支援学級における教育課程編成・実施における現状と課題を明らかにして、調査等の情報提供をすることにより、特別支援学校の学習指導要領の次期改訂に向けた教育課程の在り方や編成の在り方を検討する際の基礎的資料となっており、大変に意義のある研究である。</p> <p>○一人一人の障害の状態や発達段階に応じてきめ細やかな教育を提供していくためには、教育課程の改善は非常に重要な事項である。特別支援学校の教育課程の評価の現状を調査によって明らかにしたことは大きい。今後のPDCAサイクルを充実するために、教育課程の評価に関する課題を明確にし、具体的な改善案を提示していくことを期待している。 また、特別支援学級においては、まだ「特別の教育課程」の認識や取り組みが十分でない実態が明らかになった。今後は、この実態を踏まえ、「各教科等を合わせた指導」や「自立活動」など特別支援学級における「特別の教育課程」において何が必要かを明確にし、その編成、実施の具体的な内容を示してほしい。</p>
備考			

専門研究A

(外部評価:コメント記述)

障害のある児童生徒のためのICT活用に関する総合的な研究—学習上の支援機器等教材の活用事例の収集と整理—(イ)(口)(平成26年度～平成27年度)

		評価	コメント
1	観点ごとの評価	A+	<p>○平成23年8月5日改正の障害者基本法第16条第4項において、国及び地方公共団体は適切な教材等の提供を促進することが求められている。また、文部科学省「障害のある児童生徒の教材の充実について(報告)」において、ICT機器の活用などについて研究・情報提供を行うことが求められている。さらにICT機器の開発と活用は学校現場のニーズも非常に大きいものである。これらのことから研究課題は極めて高い意義があると判断した。</p> <p>○本研究は国における教育のIT化に向けた環境整備4か年計画と合致する研究であり、教育現場ではICTを活用した、より効果的な指導が求められていることから時宜を得た研究課題である。</p> <p>○障害のある子ども一人一人の教育的ニーズにきめ細かく対応するためにICT活用は大いに期待されており、施策推進及び学校現場の両観点から高い意義を有する課題である。</p>
	(2) 研究計画の遂行状況		<p>○特別支援教育におけるICT活用について国の施策・学校での実践などに関する資料検討や調査を行っている。アンケート調査では、特別支援学校を対象とした調査と地域を限定した小・中・高等学校を対象とした調査を実施している。それらの取組の結果、次年度の研究を深化させるための視点を5点にまとめている。これらのことから研究遂行状況は優れていると判断した。</p> <p>○中期特定研究のまとめの1年次として、ICT活用に関するアンケート調査等、研究計画に沿って研究が行われている。</p> <p>○全国調査が実施されているが分析はこれからという状況である。研究計画に沿って進められているが、3年間の先行研究に照らして分析をするなど一定のまとめを行うことにより、2年次の課題をより明確にできたのではないかと。</p>
2	総合評価	A	<p>○研究課題は国の特別支援教育施策に則り、学校現場のニーズに応えるものである。研究計画の遂行状況としては、適切な予備研究の方法を用いて次年度につながる研究の具体的課題と方法を示している。これらのことから優れていると判断した。</p> <p>○中期特定研究である本研究は、これまで3年間の研究をより発展させるものであり、最終年度の報告書では、障害のある児童生徒の主体的な学習につながるICT活用の仕組みや方法について教育現場の実践の充実に資する研究成果を期待している。</p> <p>○施策推進及び学校現場の両観点から高い意義を有する課題である。調査については、定期的な調査という位置付けにとどまらず、今回得られたデータやこれまでの知見を基にICT活用の現状と課題について整理いただきたい。また、活用事例の収集・提供に当たっては、効果的な提供の在り方を実証的に追求いただきたい。</p>
備考			

専門研究B

(外部評価:コメント記述)

視覚障害のある児童生徒のための教科書デジタルデータの活用及びデジタル教科書の在り方に関する研究－我が国における現状と課題の整理と諸外国の状況調査を踏まえて－(口)(平成26年度～平成27年度)

		評 価	コ メ ン ト
1 観点ごとの評価	義(1) 研究課題設定の意	A	<p>○新しい技術を教育分野で有効に生かし、必要とされている質の高い教材を社会で共有する上で、本研究は意義が高く、時宜を得たものであると評価する。</p> <p>○視覚障害の生徒へのタブレット端末活用は有効である。</p> <p>○本研究は、教科書デジタルデータの活用に関して課題を整理すること、先進的取組をしている諸外国の現状を把握すること、望ましい在り方及び使いやすい教科書の規格について検討すること、点字用デジタル教科書が具備すべき機能を提案すること等を意図して展開された。これらの提案は、デジタル教科書に関する国の指針の基礎的な資料となり得るものである。</p>
	の(2) 遂行状況研究計画	A	<p>○研究目的の達成のために設定された研究方法を用いて、滞ることなく研究計画を進めている。</p> <p>○点字使用の生徒への積極的な活用を期待している。</p> <p>○1年次に目指していた成果が得られており、計画通り遂行されている。</p>
2 総合評価		A	<p>○研究主題に関わる内容について、諸外国の最新の状況の文献的な検討のほか、実地調査により把握し、本邦における関連課題の解決に向けた提案を行うことに大きな意義がある。最終報告では、諸外国の現状把握に基づいた本邦の現状・課題への論考・提言とともに、本研究組織がこれまで実施してきた同種の先行研究・調査等の優れた結果をも踏まえた諸外国・本邦の動向把握と将来展望等に関する論考も期待される。</p> <p>○視覚障害のある生徒の持っている力を十分に引出し、それを伸ばすためのタブレット端末の有効活用は大いに期待できる。</p> <p>○先進的取組を行っている韓国とフランスにおける調査は国の指針の参考となる有意義な結果が得られた。学校現場における教科書デジタルデータの活用やハードウェアの研究は、現場サイドで求められる研究であり、日本における基本的な在り方を提案する研究でもある。また、2年次に計画されているアメリカ合衆国KAMD(ケンタッキー州アクセシブル教材データベース)等の実地調査は、研究の進展を促進するものとして期待される。</p>
備考			

専門研究B

(外部評価:コメント記述)

聴覚障害教育における教科指導及び自立活動の充実に関する実践的研究－教材活用の視点から専門性の継承と共有を目指して－(口)(平成26年度～平成27年度)

		評価	コメント
1	(1) 研究課題設定の意義	A	<p>○聴覚障害児教育で以前から課題となっている「専門性の継承と共有」がベースにある研究と捉えることができる。この課題には様々な立場からの研究が可能であるが、本研究では教材の活用を切り口とし、授業研究、研究協議、調査を中心に研究を行っている。教育現場にとって実用的な価値のある研究と認められる。</p> <p>○一県当たりの教育的資源の少ない特別支援学校（聴覚障害）の経営を考える時、教員の「専門性の維持・向上」は、学校の生命線である。専門性とは、「教科指導に係る専門性」と「聴覚障害に係る専門性」を指す。国語、算数・数学、自立活動の研究授業を通じた実践研究による特別支援学校（聴覚障害）の専門性の維持・向上を意図した研究は、学校現場のニーズ及び危機感と重なる。</p> <p>○専門性の継承と共有が困難であるという現状に基づいた課題設定を評価したい。 この研究における具体的実践（多くの学校で使える教材の在り方や活用方法等）を整理し、聴覚障害教育経験年数が少ない教員にとっても、通常の学級の教員にとっても活用できる資料として提供してほしい。</p>
	況(2) 研究計画の遂行状況	A	<p>○平成24年度の調査結果、平成25年度の予備的研究の結果を踏まえた上での発展的な研究になっており、平成26年度は国語科の授業研究と自立活動に関する調査が計画通りに実施されている。</p> <p>○研究計画にしたがって、国語の授業研究と分析及び、算数・数学と自立活動における教材活用の調査と分析がなされ、一定の成果が得られた。一方、算数・数学の調査分析等については、2年次の更なる深化を期待する。</p> <p>○国語科の授業実践は、大変に細やかであり、実際に活用できる具体的な視点が多く含まれている。 算数・数学、自立活動における調査研究に基づき、次年度の研究全体の幅が広がることが期待できる。</p>
2	総合評価	A	<p>○協力校4校で国語科の授業研究を実施し、自立活動に関しては協力校6校を対象にした訪問による調査を実施している。中間報告書にはこれらの研究活動を通して得られた情報が詳細に分析されている。今後、算数・数学や自立活動の研究が実施されることにより、最終報告書では教育現場のニーズに応えられる成果としてまとめられるものと期待できる。</p> <p>○聴覚障害のある児童・生徒の教科指導の充実に資するため、教材の保有と活用に関する調査・研究を進めた。国語の指導で継承・共有すべき専門性として、教材の考え方及びその在り方と効果的な活用について研究を進展させた。算数・数学及び自立活動においては、調査分析を通じて2年次の授業研究で明らかにすべき事項を検討した。2年次は、難聴特別支援学級、通級による指導の教室、通常の学級など、スクールクラスターの中で聴覚障害のある児童・生徒等への指導・支援機能の拡充を視点に入れ、インクルーシブ教育システム構築を推進するための研究へと広がることを期待する。</p> <p>○具体的な実践を積み重ねての研究の意義は非常に大きい。学校現場に直結する研究であると考えられる。 通常の学級においても活用できる内容であり、幅広く研究内容を発信してもらいたい。</p>
備考			

専門研究B

(外部評価:コメント記述)

小・中学校に在籍する肢体不自由児の指導のための特別支援学校のセンター的機能の活用に関する研究—小・中学校側のニーズを踏まえて—(口)(平成26年度～平成27年度)

		評価	コメント
1	意(1) 研究課題設定の	A	<p>○本研究の中でも指摘されているように、センター的機能を活用する小・中学校のニーズを踏まえた研究は少なく、今後のインクルーシブ教育が進展していく中で、重要な知見を提供する研究であると考えます。</p> <p>○インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進において、特別支援学校のセンター的機能の活用が期待されており、小・中学校側による活用及び特別支援学校側からの支援の在り方に関する知見を提供し、全国的な動向を踏まえた今後の方向性について提案を行うことは意義深い。</p> <p>○センター的機能について、特別支援学校側の検討に比べ、小・中学校側からの検討が不十分である状況を改善するための研究課題設定には意義を感じる。</p>
	(2) 研究計画の遂行状況	A	<p>○積極的に計画に沿って研究が進められており、文献研究と調査項目の検討、特別支援学校のセンター的機能に関する調査、肢体不自由特別支援学級を対象とした調査は、いずれも実施され、分析が行われている。</p> <p>○センター的機能の活用に視点を当てて、活用の仕方について事例を通して検討し、小・中学校に在籍する肢体不自由児の学びを直接支援し、通常の学級又は特別支援学級の学級担任による特別支援学校のセンター的機能の活用に焦点を当てた調査を実施した。</p> <p>○肢体不自由特別支援学級を対象とした悉皆調査において、学級やセンター的機能の実態を明らかにすることはできた。 今後、ここで見えてきた課題をどのように解決していくか、具体策を明確にしてくれることを期待する。</p>
2	総合評価	A	<p>○特別支援学校のセンター的機能の質的な向上を図る上で、本研究は大きな価値を持つものと考えます。1年次の研究成果のもとに研究が進められ、肢体不自由特別支援学校のセンター的機能の在り方について提言されることが期待される。</p> <p>○小・中学校の教職員や肢体不自由特別支援学校の教職員による実践の改善・充実及び設置者等による施策推進の参考資料として活用されることが期待され、インクルーシブ教育システム構築にかかる施策推進のための基礎資料として大きな意義がある。</p> <p>○今後は、26年度に行った現状分析と現場の実態を照らし合わせながら、具体的な課題解決の方向及び方策を明らかにして欲しい。</p>
備考			

専門研究B

(外部評価:コメント記述)

インクルーシブ教育システム構築における慢性疾患のある児童生徒の教育的ニーズと合理的配慮及び基礎的環境整備に関する研究(イ)(ロ)(平成26年度～平成27年度)

		評価	コメント
1	(1) 研究課題設定の意義	A	<p>○障害のあるなしに関わらず、全ての子どもが、一人一人の教育的ニーズに合わせた教育を受けることが可能になってきているが、実際の現場では、ニーズと配慮に対する具体的な教育的な方法論が確立しているとは言いがたい。本研究では、昨今のインクルーシブ教育の流れに沿った研究立案と、適切な方法論を持って研究が立案されており、大変に意義深いと考えられる。</p> <p>○インクルーシブ教育システム構築において、病弱教育はどのように取り組んでいくのかが明確になり、期待される課題設定である。</p> <p>○病弱教育におけるインクルーシブ教育システムの構築という喫緊の課題に応ずる研究であり、国の施策にも合致している。インクルーシブ教育の浸透と医学の進歩による病弱教育の多様化に対応しなければならない教育現場に対して、合理的配慮や環境整備に関する具体的な指針を与え得る研究である。</p>
	状況(2) 研究計画の遂行	A	<p>○適切に遂行されている。本年度整理された教育的ニーズを元に、次年度、適切な教育的配慮の具体的な内容が整理提示され、現場の教員へ、そして一人一人の子どもたちの教育に還元がされることを強く希望したい。</p> <p>○研究計画に即して、研究が遂行されている。</p> <p>○平成26年度は特別支援学校と医療機関を対象に「教育的配慮」という観点で現状を調査している。予備調査で方法論の有用性を検証し、それをもとに本調査が実施され、さらに補足調査も行われており、計画に沿って研究活動が実施されている。</p>
2	総合評価	A	<p>○多忙を極める教員現場から効率的に、かつ、有効な結果を引き出すことが出来ている。研究の方法論も優れており、現場に役立つ有効性の観点からも、質の高い研究になっていると考えられる。次年度の成果を期待したい。</p> <p>○多様な学びの場における教育環境の整備や合理的配慮の検討が今後も行われる。そのため、高い成果が期待される。</p> <p>○最初に病弱教育におけるインクルーシブ教育の背景が詳細に分析されており、それをベースに「教育的配慮」を観点とした調査結果が示されている。多様化する現代の病弱教育にとって価値のある研究成果が示されている。ワークショップ形式による情報の収集という方法論も提案されている。さらに、ガイドブックの作成という具体的な目標も掲げている。平成27年度に「環境整備」の観点での研究が加えられ、この研究がインクルーシブ教育システムの構築にどこまで迫れるか、また、研究成果をどのようにガイドブックにまとめるのか、期待を込めて見守っていきたい。</p>
備考			

専門研究B

(外部評価:コメント記述)

特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の自立活動の指導に関する研究(口)(平成26年度～平成27年度)

		評価	コメント
1	観点(1)との評価	A	<p>○自閉症のある児童生徒数の増大は顕著であり、その指導の要点ともなる自立活動に焦点を当てた意義は大きい。また、数の増大がめざましい特別支援学級を対象とする必要性も高い。ただし、自立活動の時間における指導の実践的な意義の明確化を目的にあげるが、現段階での結果を見ると、自立活動の指導そのものの捉え方、ならびに自立活動の時間における指導の実施方法が不明確な予想ももたれ、目的の通り、時間における指導のあり方や意義が明示できるかにやや不安も覚えた。</p> <p>○特別支援学級において自閉症のある児童生徒の在籍数は多いにもかかわらず、知的障害のある児童生徒への指導に比べ、障害の特性に応じた効果的な指導を模索している現状がある。特に、自閉症のある児童生徒に対して必要とされる「自立活動の指導」に関する実践報告は少ない。自閉症のある児童生徒の将来の自立と社会参加を目指す上で、自立活動の指導に関する研究は、非常に意義があると考ええる。</p> <p>○特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の自立活動の指導に関する実態を明らかにし、指導の効果について検討する意義は大きいと考える。特に、当面の問題ではなく、将来を展望した指導を考える上で、この研究の成果を期待している。この研究は、特別支援学級、特別支援学校に参考になることは言うまでもないが、小・中・高等学校においても参考となると考える。</p>
	観点(2)との評価	A	<p>○質問紙調査は順調に実施されており、結果の集約にも心配はないと思える。研究協力機関からの情報収集もペースの上では順調に思えた。ただし、収集する情報はさらに自立活動の指導面が濃厚なものを増した方が良くも思えたので、ねらい通りの情報を確実に得るとの観点から、一度検討する必要はないかと感じた。</p> <p>○実態把握のためのアンケート調査の実施、研究協力機関における実践研究、研究協議会の開催等、計画に基づき順調に進行していると評価できる。 27年度は、調査結果を基に計画的に分析結果をまとめ、自立活動の指導に関する指導の充実を図ることを期待する。</p> <p>○研究計画に沿って計画通り研究が進んでいる。本研究の成果を期待している。</p>
2	総合評価	A	<p>○ニーズはあり、自閉症のある児童生徒が在学する特別支援学級の実践に寄与していただく意義は高い。ただし、協力機関での情報収集は丹念だが、協力機関の自立活動に関する実践の度合いや個別的な対応、それらの前提となる実態把握などが弱いという指摘もあり、当初のねらい通りの成果が得られるかにやや不安を覚えた。対象児選定の根拠についても言及があった方が良い。総じて、自立活動の時間における指導を丹念に行っている例などが、さらに増やせると良いのではないかと。</p> <p>○26年度は、研究協力校での協議等から、特別支援学級設置学校の支援学級に在籍している自閉症のある児童生徒の、自立活動指導に関する実態や、課題を細かく把握したのは大きな成果である。また、予備調査を基にしたアンケート調査を実施し、全国の傾向を把握したことで、改善すべき課題が明らかになったことはよかった。 27年度は、調査結果の分析と研究協力校での協議等を通じて、より効果的な自立活動の指導の授業改善の手立てを示していくことを期待している。</p> <p>○自立活動における意義と効果を明らかにするとともに、実践事例を参考に具体的な方策について提案されることを期待したい。この研究は、将来の社会参加・自立につながるきわめて重要なテーマであるので、2年目の成果を期待するとともに、通常学級への啓発・普及を期待する。</p>
備考			

専門研究B

(外部評価:コメント記述)

発達障害のある子どもの指導の場・支援の実態と今後の指導の在り方に関する研究—通級による指導等に関する調査をもとに—(イ)(平成26年度～平成27年度)

		評価	コメント
1	観点ごとの評価	A	<p>○発達障害のある児童生徒を指導・支援する上で通級指導教室は重要な役割を果たしている。発達障害の児童生徒を対象とした通級指導教室は年々増加しているが、対象となる児童生徒の選定のシステムや活用状況については十分把握されていない。そうした点を明らかにし、より効果的な指導の場の在り方を探る本研究の意義は大きい。</p> <p>○発達障害の子どもに必要な指導の場を具体的なデータに基づいて議論しようとするものであり、施策推進のため不可欠の研究である。</p> <p>○発達障害のある児童生徒の指導の場や形態等に関する悉皆調査は、地方自治体の状況に応じた支援の在り方を示唆すると考えられることから、地域状況に応じたインクルーシブ教育システム構築の提案に寄与すると考えられる。</p>
	行(状況)研究計画の遂行		<p>○概ね研究計画通りに研究が遂行されているが、アンケート結果については、さらにいくつかの観点からクロス集計を行い、より詳細な結果を示してもらえるとなお良かった。</p> <p>○クロス集計から大変興味あるデータが示されていることに加え、今後の分析の観点、追加調査の観点も多面的に検討されている。</p> <p>○悉皆調査の実施は、地方自治体の状況を踏まえた学校現場での通級等の実態を明らかにするには適切である。初年度の実施は計画通りに進行し、協議会の論議を踏まえた集計方針の策定等から、計画遂行は適切であるとみなされる。</p>
2	総合評価	A	<p>○アンケート結果のより詳細な分析を行い、次年度の聞き取り調査がさらに深まることを期待したい。次年度の調査では、成果をあげている市町村の取り組みを人口規模別に類型化して提示するといったようなことができれば、他の市町村でも大いに参考になると思われる。</p> <p>○発達障害の子どもを指導の場を具体的なデータに基づいて議論しようとするものであり、極めて高い意義を有する。調査に関する分析の観点は大変興味深く、今後の成果に期待したい。</p> <p>○研究計画に即しながら遂行することを期待する。また、研究成果の普及については、特に現場の教員等関係者に届くように特段の対応を期待する。</p>
備考			

參考資料

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所外部評価 (研究活動)に関する要項

平成15年4月1日
制 定

平成19年3月30日改正

平成20年4月1日改正

(目的)

第1条 この要項は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「本研究所」という。）における研究活動の成果等について、利用者のニーズに応える研究を推進する観点に立って外部有識者による評価を行い、もって研究活動の改善向上に資することを目的とする。

(評価対象)

第2条 評価対象は、本研究所で実施される基幹研究等の研究活動とする。

(実施時期)

第3条 外部評価の実施時期については、別に定めるものとする。

(評価方法)

第4条 外部評価の評価方法については、次に定める方法とする。

- 1 評価項目毎に、段階別評価を実施する。
- 2 評価項目、段階別評価の方法については、別に定める。

(評価組織)

第5条 外部評価を実施する評価組織については、次に定める組織とする。

- 1 運営委員会に外部評価部会を置く。
- 2 外部評価部会は、次の者で組織する。
 - 一 運営委員のうちから運営委員会会長が指名する者 数名
 - 二 運営委員以外の外部有識者のうちから理事長が委嘱する者 数名
 - 三 構成員は、障害種（感覚障害、発達障害等）のバランスを考慮するとともに、大学の研究者、学校関係者、特別支援教育センター関係者及び福祉関係者等とする。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から実施する。

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の外部評価（研究活動）
における評価項目等について

〔平成22年5月28日〕
〔運営委員会裁定〕
平成23年3月28日改正
平成24年3月29日改正
平成26年3月10日改正

（目的）

第1条 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所外部評価（研究活動）に関する要項（平成15年4月1日制定）第3条及び第4条に規定する実施時期、評価観点及び段階別評価の方法について定める。

（実施時期）

第2条 実施時期については下記の通りとする。

- 一 専門研究A・Bについては、研究継続年度並びに研究終了年の4月～5月の2ヶ月間、その他の研究課題については、研究終了年の4月～5月の2ヶ月間

（評価方法）

第3条 評価方法については、次に定める方法とする。

- 一 各研究課題については、研究実施計画書、関連資料及び研究成果報告書又はこれに代わるもの（刊行物については、当該刊行物）を基に書面審査によるものとし、必要に応じてヒアリングを行う。

（評価の観点及び段階別評価の方法）

第4条 評価の観点及び段階別評価の方法は、次に定めるものとする。

- 一 各研究課題に対する評価の観点は、終了した研究課題については（1）研究課題設定の意義、（2）研究計画の遂行状況、（3）研究の成果、（4）研究成果の公表の4つとする。なお、継続する研究課題においては（1）研究課題設定の意義、（2）研究計画の遂行状況の2つとする。
- 二 段階別評価の方法は、それぞれの評価観点ごとに段階別評価（評価観点ごとの評価）を行う。また、これらの評価結果を踏まえて、総合的な段階別評価（総合評価）を行う。
- 三 評点の際「観点の評価を平均的に判断するばかりでなく、場合によっては優れている点を積極的に取り上げる（文部科学省における研究及び開発に関する評価指針）」ことに留意する。また、評価項目の中で当該研究の評価に該当しないと判断した場合には評点を付けないことができる。
- 四 段階別評価の方法は次のとおりとする。

1 観点ごとの評価

（1）研究課題設定の意義（研究分類によりあらかじめ選択）

ア 国の政策立案や施策推進の観点から

イ 地方自治体や学校教育等のニーズ観点から

・評価時点にあつて、

- A⁺（5点）：極めて高い意義がある。
- A（4点）：高い意義がある。
- B（3点）：意義がある。
- C（2点）：ほとんど意義がない。
- C⁻（1点）：意義がない。

(2) 研究計画の遂行状況

研究計画に対する遂行状況はどうか。

- A⁺（5点）：非常に優れている。
- A（4点）：優れている。
- B（3点）：妥当である。
- C（2点）：ほとんど遂行されていない。
- C⁻（1点）：遂行されていない。

(3) 研究の成果（研究分類によりあらかじめ選択）

ア 国の政策立案や施策推進等への寄与の可能性

イ 地方自治体や学校教育等での活用の可能性

- A⁺（5点）：極めて高い。
- A（4点）：高い。
- B（3点）：認められる。
- C（2点）：ほとんど認められない。
- C⁻（1点）：認められない。

(4) 研究成果の公表

研究成果の公表方法はどうか。

- A⁺（5点）：非常に優れている。
- A（4点）：優れている。
- B（3点）：妥当である。
- C（2点）：大幅な改善を要する。
- C⁻（1点）：妥当ではない。

2 総合評価

1の評価観点ごとの評価を踏まえ、研究課題における研究活動について総合的に勘案し、以下の5段階で評価する。

終了した研究課題について

A⁺（5点）：非常に優れている。

A（4点）：優れている。

B（3点）：普通である。

C（2点）：劣っている。

C⁻（1点）：極めて劣っている。

継続する研究課題について

A⁺（5点）：非常に優れている。

A（4点）：優れている。

B（3点）：普通である。

C（2点）：努力を要するレベルにある。

C⁻（1点）：実施方法の改善が必要である。

五 様式等は別紙のとおり

附 則

この内容は、平成22年5月28日から実施する。

附 則

この内容は、平成23年3月28日から実施する。

附 則

この内容は、平成24年3月29日から実施する。なお、平成22年度開始の研究課題については従前の例による。

附 則

この内容は、平成26年3月10日から実施する。

(別紙)

(継続課題評価シート：外部評価・内部評価共通)

継 続 課 題 評 価 シ ー ト

年 月 日

評価委員 (氏名)

研究課題名：

研究期間： 年度～ 年度

研究代表者：

(所属・職)

(氏 名)

研究目標	

研究所中期計画における本研究の主たる類型：

国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究

教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際的研究

1 観点ごとの評価

(1) 研究課題設定の意義（該当する項目のみを評価する。）

評価項目	該当	項目ごとの評価	全体の評価
ア 国の政策立案や施策推進等の観点から			
イ 地方自治体や学校教育等のニーズの観点から			
コメント			

- ・評価時点にあつて、
- A⁺（5点）：極めて高い意義がある。
- A（4点）：高い意義がある。
- B（3点）：意義がある。
- C（2点）：ほとんど意義がない。
- C⁻（1点）：意義がない。

(2) 研究計画の遂行状況

評価項目	評価
研究計画に対する遂行状況はどうか。	
コメント	

- A⁺（5点）：非常に優れている。
- A（4点）：優れている。
- B（3点）：妥当である。
- C（2点）：ほとんど遂行されていない。
- C⁻（1点）：遂行されていない。

2 総合評価

評価	コメント

- A⁺（5点）：非常に優れている。
- A（4点）：優れている。
- B（3点）：普通である。
- C（2点）：劣っている。
- C⁻（1点）：極めて劣っている。

(別紙)

(終了課題評価シート：外部評価・内部評価共通)

終 了 課 題 評 価 シ ー ト

年 月 日

評価委員 (氏名)

研究課題名：

研究期間： 年度～ 年度

研究代表者：

(所属・職)

(氏 名)

研究目標	

研究所中期計画における本研究の主たる類型：

- 国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究
- 教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際研究

1 観点ごとの評価

(1) 研究課題設定の意義 (該当する項目のみを評価する。)

評価項目	該当	項目ごとの評価	全体の評価
ア 国の政策立案や施策推進等の観点から			
イ 地方自治体や学校教育等のニーズの観点から			
コメント			

- ・評価時点にあつて、
- A⁺ (5点) : 極めて高い意義がある。
- A (4点) : 高い意義がある。
- B (3点) : 意義がある。
- C (2点) : ほとんど意義がない。
- C⁻ (1点) : 意義がない。

(2) 研究計画の遂行状況

評価項目	評価
研究計画に対する遂行状況はどうか。	
コメント	

- A⁺ (5点) : 非常に優れている。
- A (4点) : 優れている。
- B (3点) : 妥当である。
- C (2点) : ほとんど遂行されていない。
- C⁻ (1点) : 遂行されていない。

(3) 研究の成果 (該当する項目のみを評価する。)

評価項目	該当	項目ごとの評価	全体の評価
ア 国の政策立案や施策推進等への寄与の可能性。			
イ 地方自治体や学校教育等での活用の可能性。			
コメント			

- A⁺ (5点) : 極めて高い。
- A (4点) : 高い。
- B (3点) : 認められる。
- C (2点) : ほとんど認められない。
- C⁻ (1点) : 認められない。

(4) 研究成果の公表

評価項目	評価
研究成果の公表方法はどうか。	
コメント	

- A⁺ (5点) : 非常に優れている。
- A (4点) : 優れている。
- B (3点) : 妥当である。
- C (2点) : 大幅な改善を要する。
- C⁻ (1点) : 妥当ではない。

2 総合評価

評 価	コ メ ン ト

- A⁺ (5点) : 非常に優れている。
- A (4点) : 優れている。
- B (3点) : 普通である。
- C (2点) : 劣っている。
- C⁻ (1点) : 極めて劣っている。

平成27年度外部評価部会委員 名簿

氏 名	役 職	備 考
我妻 敏博	上越教育大学教授	
阿部 謙策	全国特別支援学級設置学校長協会会長(葛飾区立梅田小学校長)	
石鍋 浩	全日本中学校長会生徒指導部長(港区立御成門中学校長)	
太田 俊己	関東学院大学教授	
大塚 玲	静岡大学教授	
尾崎 文雄	兵庫県立姫路西高等学校長	
柿澤 敏文	筑波大学教授	
春日 仁史	島根県教育センター所長	
木船 憲幸	大谷大学教授	
小宮 恭子	全国連合小学校長会特別支援教育委員会委員長(大田区立志茂田小学校校長)	
下山 直人	筑波大学附属久里浜特別支援学校長(筑波大学教授)	
田添 敦孝	全国特別支援学校肢体不自由教育校長会会長(東京都立光明特別支援学校長)	
永松 裕希	信州大学教授	
南風野 久子	全国特別支援学校病弱教育校長会会長(千葉県立仁戸名特別支援学校長)	
広瀬 宏之	横須賀市療育相談センター所長	
松為 信雄	文京学院大学教授	
三谷 照勝	全国盲学校長会会長(東京都立文京盲学校長)	
村野 一臣	全国特別支援学校知的障害教育校長会会長(東京都立町田の丘学園校長)	
横倉 久	全国特別支援学校長会会長(東京都立大塚ろう学校長)	
運営委員会会長		
三浦 和	全国特別支援教育推進連盟参与	

3 中期特定研究の評価結果

平成25年3月19日

中間評価書
(2年次終了時(内部))

研究テーマ	インクルーシブ教育システムに関する研究
研究班・班長名	在り方班・西牧謙吾企画部上席総括研究員
1. 実施計画の進捗状況について 国の施策の進捗状況をにらみながらの研究であり、進行管理がむずかしい面もあったと思われるが、概ね順調に進捗している。	
2. 中期特定研究としての成果について インクルーシブ教育システム構築への取組に当たっては、教職員や学校等の組織の専門性確保とともに、それらに支えられることとなる特別な支援を必要とする児童生徒等への配慮や特別な指導の実際が示される必要がある。これらに関わる2つの研究課題の成果が、教育委員会や学校における取組が進められようとするこの時期に、合わせて示される意義は大きいものとする。 さらに、これらの研究ではこうした取組を実際に着実かつ継続的に進めるためには、組織運営等の在り方が重要であることが改めて示されたことを受けて、文部科学省のモデル事業とも連携する形で平成25年度からの新しい研究課題が設定されている。	
総合評価 インクルーシブ教育システム構築に向け、今後、教育委員会や学校がどのような取組を進めるべきかということ、ある程度まとまった形で示すことができ、また、研究の成果が平成25年度からの新規課題設定にも生かされている点が評価できる。 このことから、現時点では、中期特定研究の枠組みで研究を進めたねらいは概ね達成されているものとする。今後に向けては、引き続き、各研究課題のつながりを意識しつつ、それらの成果を総合的に提示できるようにすることを期待したい。	

平成25年3月19日

中間評価書
(2年次終了時(内部))

研究テーマ	特別支援教育におけるICTの活用に関する研究
研究班・班長名	ICT・AT班・金森克浩教育情報部総括研究員
1. 実施計画の進捗状況について 概ね順調に進捗している。	
2. 中期特定研究としての成果について 平成23年度に単年度で実施した「デジタル教科書・教材及びICTの活用に関する基礎調査・研究の成果を生かし、デジタル教科書の部分的な試作を通じたガイドラインの検証や視覚障害、肢体不自由分野における教材・教具の活用といった、平成24年度からの研究課題の設定につなげている。また、先行研究によってICT活用に関わる課題等が明確にされたことで、平成24年度からの研究課題設定や研究実施を円滑に進めることができたものとする。	
総合評価 中間評価の段階であるが、5年間を見通しつつ、当初に取り組んだ研究課題の成果を踏まえ、次の研究課題を設定し、当該研究課題への取組を円滑に進めることにつなげることもできており、中期特定研究の枠組みの下で、研究を進めようとしたねらいは、概ね達成できているものとする。 ICTの進展を踏まえ、それを活用する実際の取組も急速に進んでいる部分もあり、これらの状況を見極めながら、今後とも研究を推進することを期待する。	

平成25年6月11日

中間評価書
(2年次終了時(外部))

研究テーマ	インクルーシブ教育システムに関する研究
研究班・班長名	在り方班・笹森洋樹企画部総括研究員
1. 実施計画の進捗状況について 概ね順調に進捗している。	
2. 中期特定研究としての成果について インクルーシブ教育システム構築への取組に当たっては、教職員や学校等の組織の専門性確保とともに、それらに支えられることとなる特別な支援を必要とする児童生徒等への配慮や特別な指導の実際が示される必要がある。これらに関わる2つの研究課題が実施され、成果が得られている。また、その成果が学校現場まで普及することを期待する。	
総合評価 インクルーシブ教育システム構築に向け、今後、教育委員会や学校がどのような取組を進めるべきかということ、ある程度まとまった形で示すことができ、また、研究の成果が平成25年度からの新規課題設定にも生かされている点が評価できる。 なお、平成25年度からの新規課題が、インクルーシブ教育システム構築モデル事業及びインクルーシブ教育システム構築データベース(仮称)と密接に連携し、成果を得られることに期待する。	

平成25年6月11日

中間評価書
(2年次終了時(外部))

研究テーマ	特別支援教育におけるICTの活用に関する研究
研究班・班長名	ICT・AT班・金森克浩教育情報部総括研究員
1. 実施計画の進捗状況について 概ね順調に進捗している。	
2. 中期特定研究としての成果について 平成23年度に単年度で実施した「デジタル教科書・教材及びICTの活用に関する基礎調査・研究」の成果を生かし、デジタル教科書の部分的な試作を通じたガイドラインの検証や視覚障害、肢体不自由分野における教材・教具の活用といった、平成24年度からの研究課題の設定につなげている。	
総合評価 特別支援教育におけるICTの活用を目指し、特にデジタル教科書に関する研究については、「学習者用デジタル教科書」を対象としたガイドラインを作成しようとしている点が評価できる。 ICTの進展を踏まえ、それを活用する実際の取組も急速に進んでいる部分もあり、これらの状況を見極めながら、今後とも研究を推進すること、また、研究成果が学校現場にどう浸透していくかが重要であるため、研究成果の普及活動に期待する。	

平成27年3月13日

中間評価書
(4年次終了時(内部))

研究テーマ	インクルーシブ教育システムに関する研究
研究班・班長名	在り方班・笹森洋樹企画部総括研究員
1. 実施計画の進捗状況について 国の方向性を的確に捉えつつ、適切に進行管理が行われており、概ね順調に進捗している。	
2. 中期特定研究としての成果について 平成24年7月、中央教育審議会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」において国としての方向性が示され、現在、国を挙げてインクルーシブ教育システムの構築に向けて取り組まれている。 この時期において、中期特定研究の枠組みの中で計画された3つの研究により、インクルーシブ教育システム構築に必要な、教員の専門性の向上、合理的配慮についての共通理解、特別支援教育に関する資源を活用したシステムの構築について、国のモデル事業等とも連携しつつ、学校や地域の取組の状況を分析し、一定の考え方を示すことができた意義は大きいものと考えられる。	
総合評価 中期特定研究の枠組みの中で計画された3つの研究の成果は、相互に関連・補完しながら、インクルーシブ教育システム構築に資するものとなっている。 また、平成27年度においては、5年間を見通し、これらの研究について、相互の関係性も含め総括した上で、「インクルーシブ教育システム構築のための体制づくりのガイドライン(試案)」としてまとめることになっており、5年間の中期特定研究の枠組みの下、研究を進めようとした当初のねらいも、達成できるものと思われる。 これまでの研究成果を生かし更に研究を深め、学校や地域の実情を踏まえ、都道府県、市町村、学校が取り組むに際して拠り所となるべき実質的な最終取りまとめがなされることを期待する。	

平成27年3月13日

中間評価書
(4年次終了時(内部))

研究テーマ	特別支援教育におけるICTの活用に関する研究
研究班・班長名	ICT・AT班・金森克浩教育情報部総括研究員
1. 実施計画の進捗状況について 概ね順調に進捗している。	
2. 中期特定研究としての成果について 国の方向性として教育の情報化が進められる中であって、ICTの活用がとりわけ指導の効果を高めることができると言われている特別支援教育の分野において、デジタル教科書・教材はじめICT・ATを活用した教材・支援機器についての総合的な研究を行う意義は大きいものがある。 これまでの研究において、デジタル教科書・教材作成のガイドライン、視覚障害教育及び肢体不自由教育における活用状況等の研究やガイドラインの検証等を行い、その課題を明らかにしてきている。	
総合評価 インクルーシブ教育システム構築において、ICT・ATを活用した教材、支援機器等の活用の必要性は益々高まるものと思われる。そのような中、中期特定研究として5年間の研究の枠組みの中で総合的に研究を進め、ICT教材ポータルサイト構築事業と相まって教育現場に最新の情報提供を行う取組の意義は大きなものがあると考えます。 最終的な取りまとめに向けて、発達障害等通常の学級で学ぶ児童生徒への対応も含め、特別支援教育におけるICTの総合的な研究が推進されることを期待する。特に、視覚障害の児童生徒についてインクルーシブ教育システムを考える場合、主たる教材である教科書のデジタルデータの活用は、必須の課題であり、その活用の在り方とともに、デジタル教科書の具体的な提供の在り方についての提言も期待される。	

平成27年6月30日

中間評価書
(4年次終了時(外部))

研究テーマ	インクルーシブ教育システムに関する研究 (平成23～27年度)
研究班・班長名	在り方班・笹森洋樹教育情報部上席総括研究員
1. 実施計画の進捗状況について 概ね順調に進捗している。	
2. 中期特定研究としての成果について インクルーシブ教育システムの構築に向けての取組は、国を挙げて展開されているところであり、特別支援学校だけでなく、通常の学校においても課題となっている。 その中で、これまで取り組まれた3つの個別の研究により、教員の専門性の向上や合理的配慮についての共通理解、地域における体制づくりについて、国のモデル事業等とも連携を図りながら、学校や地域の取組の状況を集約し、インクルーシブ教育システムの構築につながる重要な視点を提案した意義は大きいと考えられる。	
総合評価 これまでに実施された3つの個別の研究は、相互に関連しながら、インクルーシブ教育システム構築に資する成果を得ている。 また、最終年度である平成27年度においては、「インクルーシブ教育システム構築のための体制づくりのガイドライン(試案)」という研究課題によって、これまでの研究の相互の関係性も含めた総括を行うことになっており、5年間の中期特定研究の枠組みを生かした成果を形にできるものと思われる。 今後、最終年度の取りまとめに向け、更に研究を深めるとともに、研究成果については、都道府県、市町村、学校が取り組むに際して拠り所となるよう、具体的かつ分かりやすい資料として公表することを期待する。	

平成27年6月30日

中間評価書
(4年次終了時(外部))

研究テーマ	特別支援教育におけるICTの活用に関する研究 (平成23～27年度)
研究班・班長名	ICT・AT班・金森克浩教育情報部総括研究員
1. 実施計画の進捗状況について 概ね順調に進捗している。	
2. 中期特定研究としての成果について デジタル教科書・教材をはじめとして、ICT・ATを活用した教育は、自立した学習を可能とするなど、障害のある子どもへの教育効果の面で大きな期待ができる。 これまでの研究において、デジタル教科書・教材作成のガイドライン、視覚障害教育及び肢体不自由教育における活用状況等の研究やガイドラインの検証等を行い、教育現場におけるICT活用の有用性と課題を明らかにしているという点で、今後の特別支援教育におけるICT活用の推進に向けて、一定の道筋をつけているものとする。	
総合評価 インクルーシブ教育システム構築に向けて、ICT・ATを活用した教育の在り方や、デジタル教科書・教材の在り方を研究することは、特別支援教育教材ポータルサイトの運用と相まって、障害のある子どもに対する教育内容や教育方法の改善につながるものであり、本研究の意義は大きい。 最終的な取りまとめにおいては、特別支援学校の児童生徒だけでなく、発達障害等通常の学級で学ぶ児童生徒も対象とした、特別支援教育におけるICT活用の総合的な研究成果を期待したい。また、視覚障害のある児童生徒については、教科書のデジタルデータの活用の在り方とともに、デジタル教科書の具体的な提供の在り方についての提言を期待する。	

參考資料

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所中期特定研究の評価 に関する要項

〔平成24年3月29日
制 定〕

（目的）

第1条 この要項は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「本研究所」という。）における中期特定研究における成果等について評価を行い、もって中期特定研究の改善向上に資することを目的とする。

（評価対象）

第2条 評価対象は、本研究所で実施する中期特定研究とする。

（実施時期）

第3条 評価は、研究開始前における事前評価、期間中における中間評価及び研究終了時における最終評価を実施することとし、それぞれの評価で、内部評価と外部評価を実施することとする。

2 前項の実施時期については、別に定めるものとする。

（評価方法・評価の観点）

第4条 評価方法については、評価項目毎に記述形式での評価（以下「記述評価」という。）を実施する。

2 前項の評価項目、記述評価の方法及び評価の観点については別に定める。

（評価実施者）

第5条 それぞれの評価は、内部評価については企画部長が、外部評価については運営委員会において行う。

（評価結果の取扱い）

第6条 内部評価の評価結果は、企画部長が評価委員会に報告し、評価委員会においてその内容を審議しこれを決定する。

2 外部評価の評価結果は、運営委員会においてこれを決定する。

3 それぞれの評価結果は、研究総括責任者に伝達する。

附 則

この要項は、平成24年3月29日から実施する。

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所中期特定研究の評価 に関する評価の観点等

平成24年3月29日
制 定

(目的)

第1条 この要項は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所中期特定研究の評価に関する要項（平成24年3月29日制定）第3条及び第4条に規定する実施時期、評価方法及び評価の観点について定める。

(実施時期)

第2条 実施時期については、下記の通りとする。

- 一 事前評価の内部評価及び外部評価については、中期特定研究の開始年度の前年度の3月に実施する。
- 二 中間評価の内部評価については、中期特定研究の2年次終了時及び4年次終了時の3月に実施する。外部評価については、中期特定研究の2年次終了時及び4年次終了時の翌年度の6月に実施する。
- 三 最終評価の内部評価については、中期特定研究の終了年度の3月に実施する。外部評価については、中期特定研究の終了年度の翌年度の6月に実施する。

(評価方法)

第3条 内部評価は、企画部長が書面審査及び必要に応じて研究総括責任者に対してヒアリングを行い、それに基づき評価し、評価委員会に報告する。外部評価は運営委員会にて書面審査及び必要に応じて企画部長に対してヒアリングを行い、それに基づき評価する。

2 研究総括責任者は、評価を受けるにあたって、必要な資料等を準備するものとする。

(評価の観点)

第4条 評価の観点については、次に定めるものとする。

- 一 事前評価 テーマ設定及び実施計画の妥当性について。
 - 二 中間評価 実施計画の進捗状況及び中期特定研究としての成果について。
 - 三 最終評価 実施計画の遂行状況及び中期特定研究としての成果について。
- 2 様式 別紙1～3による。

(運営委員会への評価結果の提出)

第5条 内部評価の結果については、運営委員会へ提出する。

附 則

この内容は、平成24年3月29日から実施する。

(別紙1)

平成 年 月 日

事前評価書

研究テーマ	
研究班・班長名	
1. テーマ設定の妥当性について	
2. 実施計画の妥当性について	
総合評価	

(別紙2)

平成 年 月 日

中間評価書
(○年次終了時)

研究テーマ	
研究班・班長名	
1. 実施計画の進捗状況について	
2. 中期特定研究としての成果について	
総合評価	

(別紙3)

平成 年 月 日

最終評価書

研究テーマ	
研究班・班長名	
1. 実施計画の遂行状況について	
2. 中期特定研究としての成果について	
総合評価	

4 平成26年度専門研究課題にかかる 研究協力者及び研究協力機関一覧

平成26年度専門研究課題に係る研究協力者及び研究協力機関一覧

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

研究課題等	公募により決定の 研究協力者・研究協力機関	公募によらない 研究協力者・研究協力機関
<p>専門研究A「インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関する実際研究(継続)」</p>		<p>研究協力者(H26) 齋藤憲一郎(文部科学省特別支援教育課・特別支援教育企画官) 大西延英(厚生労働省 障害福祉課・障害児支援専門官)</p> <p>研究協力機関(H26) 宮崎県教育委員会 石巻市教育委員会 潟上市教育委員会 船橋市教育委員会 上越市教育委員会 岡谷市教育委員会 いなべ市健康子ども部 発達支援課 和歌山市教育委員会 芦屋市教育委員会 下関市教育委員会</p>
<p>専門研究A「今後の特別支援教育の進展に資する特別支援学校及び特別支援学級における教育課程に関する実際研究」(新規課題)</p>	<p>研究協力機関(H26～H27) 愛知県立名古屋盲学校 山梨県立ろう学校 青森県立弘前第一養護学校 鹿児島県立鹿児島高等特別支援学校 筑波大学附属桐が丘特別支援学校 長崎県立諫早特別支援学校 埼玉県立蓮田特別支援学校 福岡県立築城特別支援学校 新潟県立吉田特別支援学校 平塚市子ども教育相談センター 熊本市教育委員会 亀山市教育委員会 横手市教育委員会</p>	<p>研究協力者(H26～H27) 下山直人(筑波大学附属久里浜特別支援学校・校長) 河合康(上越教育大学・教授) 米田宏樹(筑波大学人間系人間総合科学研究科・講師) 徳永豊(福岡大学人文学部教育・臨床心理学科・教授)</p>
<p>専門研究 A「障害のある児童生徒のためのICT活用に関する総合的な研究－学習上の支援機器等教材の活用事例の収集と整理－」(新規)</p>		<p>研究協力者(H26～H27) 坂井 聡(香川大学教育学部・教授) 丹羽登(文部科学省特別支援教育課・特別支援教育調査官)</p> <p>研究協力機関(H26～H27) 高知県教育委員会 仙台市教育委員会 品川区教育委員会</p>

研究課題	公募により決定の 研究協力者・研究協力機関	公募によらない 研究協力者・研究協力機関
平成 26 年度 専門研究 B「知的障害教育における組織的・体系的な学習評価の推進を促す方策に関する研究－特別支援学校(知的障害)の実践事例を踏まえた検討を通じて－」(継続)	研究協力機関(H25～H26) 岩手大学教育学部附属特別支援学校 福島県立いわき養護学校 千葉県立八千代特別支援学校 千葉県立特別支援学校流山高等学園 静岡県立袋井特別支援学校 京都府立舞鶴支援学校 広島県立庄原特別支援学校 愛媛大学教育学部附属特別支援学校	研究協力者(H25～H26) 竹林地毅(広島大学大学院・准教授) 名古屋恒彦(岩手大学・教授) 丹野哲也(文部科学省特別支援教育課・特別支援教育調査官) 菊地一文(青森県教育委員会・指導主事) 研究協力者(H26) 菅野敦(東京学芸大学教育実践研究支援センター・教授) 長江清和(埼玉大学教育学部附属特別支援学校・副校長) 山中ともえ(調布市立調和小学校・校長) 佐藤秀一(八王子市立愛宕小学校・校長) 研究協力機関(H26) 鹿児島大学教育学部附属特別支援学校
専門研究B「重度・重複障害のある子どもの実態把握、教育目標・内容の設定、及び評価等に視する情報パッケージ(試案)の開発研究」(継続)	研究協力機関(H25～H26) 北海道室蘭養護学校 青森県立弘前第二養護学校 福島県立平養護学校 京都府立宇治支援学校 奈良県立ろう学校 横浜市立東俣野特別支援学校	研究協力者(H25～H26) 下山直人(筑波大学・教授／附属久里浜特別支援学校校長) 古川章子(北海道拓北養護学校・教諭) 山田美智子(太陽の門福祉医療センター・施設長) 石川政孝(帝京大学・教授) 分藤賢之(文部科学省特別支援教育課・特別支援教育調査官) 研究協力者(H25) 飯野雄彦(みなと舎・理事長) 研究協力者(H26) 森下浩明(みなと舎・施設長) 研究協力機関(H25～H26) 香川県立高松養護学校 研究協力機関(H26) 横浜市立盲特別支援学校 愛知県立岡崎特別支援学校
専門研究B「視覚障害のある児童生徒のための教科書デジタルデータの活用及びデジタル教科書の在り方に関する研究－我が国における現状と課題の整理と諸外国の状況を踏まえて」(新規)		研究協力機関(H26～H27) 東京書籍株式会社

研究課題	公募により決定の 研究協力者・研究協力機関	公募によらない 研究協力者・研究協力機関
<p>専門研究B「聴覚障害教育における教科指導及び自立活動の充実に関する実践的研究－教材活用の視点から専門性の継承と共有－」(新規課題)</p>	<p>研究協力機関(H26～H27) 青森県立青森聾学校 福島県立聾学校 東京都立大塚ろう学校 長野県長野ろう学校 静岡県立静岡聴覚特別支援学校 佐賀県立ろう学校</p>	<p>研究協力者(H26～H27) 谷本忠明(広島大学大学院教育学研究科・准教授)</p>
<p>専門研究B「小・中学校に在籍する肢体不自由児の指導のための特別支援学校のセンター的機能の活用に関する研究－小・中学校側のニーズを踏まえて－」(新規課題)</p>	<p>研究協力機関(H26～H27) 福島県立郡山養護学校 千葉県立船橋特別支援学校 横須賀市立養護学校 愛知県立豊橋特別支援学校 高知県立高知若草養護学校 福岡市立南福岡特別支援学校 長崎県立長崎特別支援学校 福島県養護教育センター</p>	<p>研究協力者(H26～H27) 分藤賢之(文部科学省特別支援教育課・特別支援教育調査官) 田中浩二(東京成徳短期大学・准教授) 照本忠光(姫路市立飾磨中部中学校・校長) 村一浩(杉並区立こども発達センター・所長) 江田裕介(和歌山大学教育学部・教授)</p>
<p>専門研究B「病弱・身体虚弱教育における教育的ニーズとそれに応じた教育的配慮に関する研究－慢性疾患のある児童生徒への教育的配慮に関する質的分析から－」(新規課題)</p>	<p>研究協力機関(H26～H27) 青森県立青森若葉養護学校 大阪府立羽曳野支援学校 沖縄県立森川特別支援学校 群馬県立赤城養護学校 岐阜県立長良特別支援学校 千葉県立四街道特別支援学校 福岡市立屋形原特別支援学校</p>	<p>研究協力者(H26～H27) 丹羽登(文部科学省特別支援教育課・特別支援教育調査官) 武田鉄郎(和歌山大学教育学部・教授) 新宅治夫(大阪市立大学大学院医学研究科・教授) 谷口明子(東洋大学文学部教育学科・教授)</p> <p>研究協力機関(H26～H27) 大阪市立大学大学院医学研究科</p>
<p>専門研究B「特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の自立活動の指導に関する研究」(新規課題)</p>	<p>研究協力機関(H26～H27) 茨城県坂東市立岩井第一小学校 群馬県太田市立綿打中学校 千葉県我孫子市立我孫子第二小学校 広島県坂町立坂中学校</p>	<p>研究協力者(H26～H27) 丹野哲也(文部科学省特別支援教育課・特別支援教育調査官) 野呂文行(筑波大学人間系・教授)</p> <p>研究協力機関(H26～H27) 筑波大学附属久里浜特別支援学校 全国特別支援学級設置学校長協会</p>
<p>専門研究B「発達障害のある子どもの指導の場・支援の実態と今後の在り方に関する研究－通級による指導等に関する調査をもとに－」(新規課題)</p>		<p>研究協力者(H26～H27) 田中裕一(文部科学省特別支援教育課・特別支援教育調査官) 柘植雅義(筑波大学人間系・教授) 杉山明(横浜市教育委員会・指導主事) 山中ともえ(調布市立調和小学校・校長) 有澤直人(江戸川区立一色小学校・教諭) 阿部厚仁(世田谷区立烏山北小学校・教諭)</p>

研究課題	公募により決定の 研究協力者・研究協力機関	公募によらない 研究協力者・研究協力機関
専門研究A、Bにつなげることを目指して実施する予備的・準備的研究「地域の状況に応じた「ことばの教室」の活動の実態に関する研究」(新規課題)		研究協力者(H26) 櫻澤浩人(世田谷区立駒沢小学校・教諭) 阿部浩子(由利本荘市立舞鶴小学校・教諭) 佐々本茂(江津市立青陵中学校・教諭)

5 平成26年度研修計画一覧

平成26年度 国立特別支援教育総合研究所研修計画一覧

※募集人員下欄の()は、実績人数

名 称		期 間	募集人員 (受講者数)	目的及び受講対象	
特別支援教育専門研修	第一期 視覚障害・聴覚障害教育コース 視覚障害教育専修プログラム 聴覚障害教育専修プログラム	平成26年5月8日(木) ? 平成26年7月9日(水)	40名 (35名)	200名 (216名)	<p><目的> 障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教職員に対し、専門的知識及び技術を深めさせるなど必要な研修を行い、その指導力の一層の向上を図り、今後の各都道府県等における指導者としての資質を高める。</p> <p>(参考) 各コース及び専修プログラムの研修内容</p> <p>視覚障害・聴覚障害教育コース:主に特別支援学校の教育を対象 発達障害・情緒障害・言語障害教育コース:小中学校等の教育を対象 発達障害教育専修プログラム 通常の学級における教育を対象 LD・ADHDを対象とした通級による指導における教育を対象 自閉症・情緒障害教育専修プログラム 自閉症・情緒障害特別支援学級における教育を対象 自閉症、情緒障害を対象とした通級による指導における教育を対象 言語障害教育専修プログラム 言語障害特別支援学級及び通級による指導における教育を対象 ※選択プログラムとして①通常の学級における指導、②通級指導教室における指導、③特別支援学級における指導をそれぞれ扱う。</p> <p>知的障害・肢体不自由・病弱教育コース:主に特別支援学校の教育を対象 ※重点選択プログラムとして、①知的障害を伴う自閉症、②重度・重複障害、③支援機器・教材等活用をそれぞれ扱う。</p> <p><受講対象> 特別支援学校及び幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校並びに教育委員会、特別支援教育センター等において当該障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教職員で、当該障害のある幼児児童生徒の教育に関し指導的立場に立つ者又は今後指導的立場に立つことが期待される者であること。</p>
	第二期 発達障害・情緒障害・言語障害教育コース 発達障害教育専修プログラム 自閉症・情緒障害教育専修プログラム 言語障害教育専修プログラム	平成26年9月2日(火) ? 平成26年11月7日(金)	80名 (79名)		
	第三期 知的障害・肢体不自由・病弱教育コース 知的障害教育専修プログラム 肢体不自由教育専修プログラム 病弱教育専修プログラム	平成27年1月8日(木) ? 平成27年3月13日(金)	80名 (102名)		
就学相談・支援担当者研究協議会		平成26年7月17日(木) ? 平成26年7月18日(金)	70名 (69名)	<p><目的> 各都道府県等において、教育支援委員会(仮称)等、就学相談・支援に関わる業務を担当し、市町村教育委員会が行う就学相談・支援に対し、指導的立場にある者による研究協議等を通じ、担当者の専門性の向上並びに市町村教育委員会における就学相談・支援の充実を図る。</p> <p><受講対象> 各都道府県等において、就学相談・支援に関わる業務を担当する者とする。</p>	
特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会		平成26年7月24日(木) ? 平成26年7月25日(金)	70名 (74名)	<p><目的> 各都道府県等において、特別支援学校寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関して指導的立場にある寄宿舎指導員等による研究協議等を通じ、寄宿舎指導員等の専門性の向上並びに寄宿舎における指導の充実を図る。</p> <p><受講対象> 特別支援学校寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関して指導的立場に立つ寄宿舎指導員、教員並びに指導主事とする。</p>	
発達障害教育指導者研究協議会		平成26年7月31日(木) ? 平成26年8月1日(金)	100名 (123名)	<p><目的> 各都道府県等において、発達障害のある子どもに対する支援・指導に関して指導的立場にある教職員による研究協議等を通じ、専門的知識並びに技能を高め、各地方公共団体の支援・指導の充実に資する。</p> <p><受講対象> 教育委員会及び特別支援教育センター等の指導主事又は指導的立場に立つ幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校の特別支援教育コーディネーター担当教員とする。</p>	
※交流及び共同学習推進指導者研究協議会		平成26年11月20日(木) ? 平成26年11月21日(金)	70名 (75名)	<p><目的> 各都道府県等において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を推進する立場にある教職員による研究協議等を通じ、各地域における交流及び共同学習と障害の理解推進に資する。</p> <p><受講対象> 交流及び共同学習を推進する立場にある教育委員会及び特別支援教育センター等の指導主事及び幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校、特別支援学校の教員とする。</p>	

※「交流及び共同学習推進指導者研究協議会」については、平成23年8月に改正された障害者基本法第16条及び平成24年7月の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」報告を踏まえ、共生社会の形成に向けた相互理解の推進等に寄与する指導者の育成を図ることとし、内容の見直しの検討を進めている。

注1:各研修の募集人員は、各都道府県等教育委員会へのニーズ調査(H25.9)の結果を踏まえ、決定している。

注2:実施に当たっては、諸事情により、日程や内容を一部変更することがある。

6 平成26年度特別支援教育 専門研修プログラム

1. 共通講義

事前学習コンテンツ視聴

タ イ ト ル
1. 研究所によろこそ！－研究所の概要－ 2. 特別支援教育の基本的な考え方 3. 特別支援学校の教育 4. 小・中学校等における特別支援教育 5. 事前刈エンテーション1（特別支援教育専門研修の概要） 6. 事前刈エンテーション2（研修中の生活）

※都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
【見学】 5/9（金）AM 所内見学①	総務部研修情報課 研修係	研修生活に関係する場所の確認と所要説明を行う。
図書室利用説明	総務部研修情報課 情報サービス係	図書室の利用方法について、閲覧室、書庫を案内し、説明を行う。
コンピュータ端末利用説明	総務部研修情報課 情報管理係	コンピュータ端末の操作方法について実際の画面を見ながら説明を行う。
理事長講話 5/9（金）PM①	宍戸 和成 （国立特別支援 教育総合研究所・ 理事長）	障害のある子どもたちの個々の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行う特別支援教育において、今、何が求められているのか。「コミュニケーション」の意味や「教えること」の意義などの視点から、それをとらえ直してみたい。そして、これからの特別支援教育において、具体的な教育実践を担う先生方に期待することについて、共に考えてみたい。
特別支援教育行政の現状と課題 5/9（金）PM②	大山 真未 （文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課・課長）	障害のある子どもの教育を質を高めながら進めていくためには、その教育を支える高邁な理念と実行可能な計画が必要である。本講義では、現在の特別支援教育の理念の成り立ちと、その理念を実現するために行われている施策についての最新の動向と今後の展望について言及する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
聴覚障害教育論 5 / 1 2 (月) AM	原田 公人 (企画部・ 上席総括研究員)	聴覚障害教育の歴史を概観し、わが国の今日的な教育課題を示す。課題の中より、コミュニケーション手段、早期教育、教科教育、進路指導に焦点を当て、研究的知見を示し、解説する。
視覚障害教育論 5 / 1 2 (月) PM	田中 良広 (教育支援部・ 総括研究員)	視覚障害のある児童生徒の教育において、心理学、生理学及び病理学に関する知見は必要不可欠である。本講義では、まず、それらの観点から視覚障害の基礎事項について概説する。また、盲教育及び弱視教育それぞれにおける教科教育における配慮事項や適切な教材作成、点字、歩行、弱視レンズの活用等といった自立活動における指導等の観点から視覚障害のある児童生徒への教育的対応について論じる。
特別な教育的ニーズと AT、ICTの活用 5 / 1 3 (火) PM	金森 克浩 (教育情報部・ 総括研究員) 土井 幸輝 (教育情報部・ 主任研究員)	情報化が進展する中、コミュニケーションの拡大、学習の補助や余暇活動の充実、また社会参加を促進する一助として特別なニーズのある子どもの情報機器の活用への関心が高まっている。本講義では、特別な教育的ニーズのある子どもの教育における情報化と支援について概説する。また、アシステッド・テクノロジー（支援技術）を利用したコミュニケーション支援や情報教育の実践例を紹介する。 本講義においては平成25年8月に文部科学省より出された「障害のある児童生徒の教材の充実について 報告」で述べられている、障害のある児童生徒の教材の充実の現状と課題についても概説し、障害のある児童生徒の教材の充実について今後の推進方策について論じる。
重複障害教育論 5 / 1 4 (水) AM	大崎 博史 (教育研修・事業部・ 主任研究員) 齊藤由美子 (企画部・主任研究員)	重複障害教育は、複数の種類の障害を併せ有する児童生徒を対象とする教育（盲ろう教育を含む）である。本講義では、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した適切な教育を推進するための基礎事項について概説し、教育課程の編成と個別の指導計画、実態把握と指導方法等の観点から重複障害教育の現状と課題について言及する。
個別の教育支援計画の作成と活用 5 / 1 4 (水) PM①	尾崎 祐三 (教育支援部・部長)	障害のある子どもの教育や生活の質を豊かに保つ上では、様々な連携と子ども一人一人に沿った支援のあり方が重要になる。本講義では他機関との連携も含めて、障害のある子どもの個別の教育支援計画を作成する上で配慮すべき事柄やその教育的な意義について解説する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
<p>【見学】 所内見学② 5 / 14 (水) PM②</p>	<p>教育情報部 重複障害教育研究班</p>	<p>以下の研究所の施設等を見学する。 ①発達障害教育情報センター「教材教具展示室」 梅田 真理 (教育情報部総括研究員) ②教育支援機器等展示室「iライブラリー」 金森 克浩 (教育情報部総括研究員) ③重複障害教育研究班「スノーブレン・ルーム」 大崎 博史 (教育研修・事業部主任研究員) ④重複障害教育研究班「生活支援研究棟」 齊藤由美子 (企画部主任研究員)</p>
<p>知的障害教育論 5 / 15 (木) AM</p>	<p>神山 努 (企画部・研究員)</p>	<p>知的障害教育においては、特別支援学校(知的障害)の児童生徒の障害の多様化に伴い、個々の障害の状態や学習上の特性等を考慮した教育課程の編成及び指導の充実が重要な課題となっている。本講義では、知的障害教育における教育的対応の基本及び教育課程の編成、各教科等の指導の工夫等について概説し、職業教育や進路指導、知的障害を伴う自閉症のある児童生徒の指導の在り方等について言及する。</p>
<p>コミュニケーション理論 5 / 16 (金) AM</p>	<p>牧野 泰美 (教育研修・事業部・ 総括研究員)</p>	<p>人は言語をいかに獲得し、いかに利用するのか。コミュニケーションはいかに成立し、その障害はいかに生じるのか。本講義では「言語」「言語獲得」に関する基礎的知見、及びコミュニケーションの本質について概説するとともに、言語獲得及びコミュニケーションの成立や深まりを支える関わりのありようについて考える。</p>
<p>自閉症・情緒障害教育論 5 / 19 (月) AM①</p>	<p>佐藤 肇 (教育情報部・ 総括研究員)</p>	<p>平成21年に文部科学省から出された通知文において従前の情緒障害特別支援学級は、「自閉症・情緒障害特別支援学級」と名称が変更している。本講義においては小・中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の対象規定となる発達障害である自閉症や、選択性かん黙等の心因性の情緒障害において、その障害特性や状態像、指導内容、指導方法について概説するとともに、合わせて教育課程の編成等についても述べていく。</p>
<p>言語障害教育論 5 / 19 (月) AM②</p>	<p>久保山 茂樹 (企画部・総括研究員)</p>	<p>言語障害は、発音、話のリズム、言語の発達等のことばの能力だけでなく周囲の人たちとのコミュニケーションの問題であること等の特徴がある。本講義では、通級による指導(言語障害)、特別支援学級(言語障害)が対象としている子どもへの教育を中心に、障害特性、指導方法及び指導内容、教育制度や教育課程等について概説する。</p>

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
肢体不自由教育論 5 / 19 (月) PM①	長沼 俊夫 (教育支援部・ 総括研究員)	肢体不自由のある児童生徒は、身体の動きだけでなく認知やコミュニケーション、健康面等に課題があることが多く日常生活における多様な困難さが見受けられる。本講義では、それらの課題や心理、生理、病理の特性等について教育的な文脈で整理し、教育課程や指導内容及び方法について概説する。また、肢体不自由教育の歴史や授業実践に触れながら、教員の専門性について考える。
病弱教育論 5 / 19 (月) PM②	日下奈緒美 (教育研修・事業部・ 主任研究員)	病弱・身体虚弱の児童生徒の状態や生活環境等に 応じた適切な教育を行うことは学習の空白や遅れを 補完するだけでなく、生活を充実させ、心理的な安 定を促すとともに心身の成長・発達に好ましい影響 を与え、健康状態の回復・改善等を促したりするこ ともにも有効に働くと考えられている。本講義では、 病弱教育の対象となる疾患の概要、病弱教育の歴史 と制度、意義、教育課程等を概説するとともに病弱 教育の現状と課題、今後の在り方について考える。
発達障害教育論 5 / 20 (火) AM	梅田 真理 (教育情報部・ 総括研究員)	小・中学校の通常の学級では約6%の割合で特別 な支援を必要とする児童生徒が在籍しており、具体 的な指導法、指導体制等を充実させることは教育現 場における喫緊の課題となっている。本講義では、 学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の 発達障害について、定義と診断基準、障害特性、指 導・支援の在り方、教育制度等について概説する。
【講義・演習】 学校における組織の活性 化と指導的教員の役割 5 / 20 (火) PM	佐々木亮子 (有限会社アールズセミナー・ 代表取締役)	各都道府県の特別支援教育に指導的な立場で携わ る教員が学校経営に参画し、地域や他機関との様々 な連携を進める際に必要なリーダーシップについて 講義する。また、学校経営に必要なマネジメントや 職員研修のあり方についても触れる。講義には演習 形式が含まれる。
特別支援教育における ICF活用 5 / 22 (木) AM	徳永亜希雄 (教育支援部・ 主任研究員)	ICF (国際生活機能分類) は、日本の障害者施 策の基盤である障害者基本計画で「障害の理解や適 切な施策推進の観点からその活用方策を検討する」 とされ、特別支援教育を含めた様々な分野で活用さ れてきた。また、特別支援学校学習指導要領解説自 立活動編 (幼稚部・小学部・中学部・高等部) でも 「障害のとらえと自立活動」で言及されている。本 講義では、WHO (世界保健機関) の障害観の変遷 やICF及びその児童版であるICF-CYについて、こ れまでの本研究所での研究成果を踏まえ、特別支 援教育における具体的な活用方法として、子ども の理解や支援、合理的配慮との関連等を論述する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
脳のはたらきとその障害 5 / 27 (火) PM	渥美 義賢 (教育情報部・ 上席総括研究員)	近年、脳科学が著しい発展を遂げている中で、脳のはたらきやその発達、脳機能障害について少しずつ解明されてきている。本講義では、脳のはたらきや発達、その障害について基礎的なことから、分子生物学や脳機能画像等の最新の知見を含めながら論述する。
教育と福祉・医療・労働との連携 5 / 29 (木) AM①	新平 鎮博 (教育情報部・ 上席総括研究員)	児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに応える特別支援教育を進めるためには、生涯を見通して、学校教育と医療・保健・福祉・労働等の関係機関との連携協力が不可欠であるといわれている。本講義では、教育的支援の観点から教育と医療・保健・福祉・労働との連携の事例を提示し、連携の方策と教育的意義について言及する。その上で、自校の校内支援体制の充実に向けた取組と卒後の生涯教育の充実についても考えたい。
特別支援教育の研究動向ーインクルーシブ教育システム関連ー 5 / 29 (木) AM②	藤本 裕人 (教育支援部・ 上席総括研究員) 澤田 真弓 (教育研修・事業部・ 上席総括研究員)	「特別支援教育の研究動向について、国立特別支援教育総合研究所で取り組んだ以下の二本の研究成果について報告する。 「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究」 「インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究」
諸外国における障害のある子どもの教育 5 / 29 (木) PM	棟方 哲弥 (企画部・総括研究員) 齊藤由美子 (企画部・主任研究員) 大内 進 (国立特別支援教育総合研究所・客員研究員)	個々の子どものもつ教育的なニーズに重点を置くインクルーシブな教育制度をめざす施策を行う国々が増える中、我が国においても、「障害者の権利条約」の署名や批准に関わり、障害のある子どもの教育をあらためて考える契機を迎えている。本講義では、諸外国で行われている障害のある子どもの教育を紹介しながら、我が国における特別支援教育の今後の方向性についても言及する。
インクルーシブ教育システム構築に向けた交流及び共同学習の意義と課題 6 / 4 (水) AM	藤本 裕人 (教育支援部・ 上席総括研究員)	障害者基本法第14条や小・中学校等の学習指導要領では、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることが明記されている。これらの趣旨を踏まえて、各学校における交流及び共同学習の意義、教育課程上の位置づけ、実施上の配慮や工夫、実施の実際と課題等について概説する。

○実地研修

講義等題目	研 修 先	研 修 内 容
筑波大学附属久里浜特別支援学校における指導の実際 5 / 13 (火) AM	筑波大学附属 久里浜特別支援学校	<p>本研究所に隣接し連携協力関係にある筑波大学附属久里浜特別支援学校は、知的障害を伴う自閉症のある幼児児童に特化した実践を行っている。自閉症教育の中心的な役割を担っている当校での教育活動の見学を通して、自閉症をはじめとする発達障害のある子どもの教育の在り方について見識を深める機会とする。学校の教育活動及び研究実践についての講話と各教室等の指導の状況を見学させていただく予定。</p> <p>筑波大学附属久里浜特別支援学校 〒239-0841 神奈川県横須賀市野比5-1-2</p>

○研究協議

講義等題目	内 容 等
研 究 協 議	<p>テーマを設定し、研修員がそのテーマに沿って問題の解決や課題の実現に向けて主体的、自発的に協議を行うことを目的とした班別の「研究協議」の時間を10コマ設定している。</p> <p>①コースオリエンテーションと班別で自己紹介（1コマ） ②事前のテーマ選択希望に基づいた問題意識の協議と整理、テーマの決定（2コマ程度） ③決定したテーマに基づく班内での協議（計5コマ程度） ④協議の結果をポスターにまとめ、発表し、協議する。 （準備1コマ、発表1コマ）</p> <p>事前のテーマ選択希望に基づき班編成を行う。 研修員が円滑に協議を進めることができるように、関係研究職員が協議の進行に関わる相談や助言に当たる。 なお、研究協議は割り振られたコマ時間（10コマ）の範囲で計画的に実施するように留意すること。</p>

○課題研究

講義等題目	内 容 等
課 題 研 究	<p>個別の課題を設定し、その課題解決の方策について整理することを目的として事前レポートを作成し、提出する。</p> <p>研修員それぞれの課題の解決に向け、図書館での資料収集等、研修員が主体的に計画を立てて取り組む研修の時間である。全体で8コマを設定している。所外での研修を行う場合は、所定の手続きによる。</p>

2. 合同講義

視覚障害・聴覚障害教育専修プログラム合同

※都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
盲ろうの理解と教育 5 / 3 0 (金) 終日	菅井 裕行 (宮城教育大学・教授)	盲ろうに関しての、視覚障害及び聴覚障害の状態、視覚障害と聴覚障害を併せ持つことによる特有の状況、コミュニケーション手段、支援方法、教材等基本的事項について述べたうえで、視覚障害特別支援学校や聴覚障害特別支援学校での盲ろうの事例についても取り上げ、講義する。

3. 各障害教育専修プログラム講義

①視覚障害教育専修プログラム

※都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
視覚障害教育の今日的課題と教育課程 5 / 16 (金) PM	青木 隆一 (文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課・ 特別支援教育調査官)	最近の教育改革の動向、視覚障害教育の現状と課題、特別支援教育における教育課程の編成、新しい学習指導要領や学力についての基本的な考え方、評価の在り方などについて説明するとともに、特別支援教育と今後の視覚障害教育の在り方について考える。
乳幼児期の触覚の活用 5 / 21 (水) AM	金子 健 (企画部・総括研究員)	視覚障害児の乳幼児期における触覚の活用について、まず、触覚の特性について他の感覚との比較を交えて論ずる。その上で、環境の把握、物の操作、絵・図形・文字(点字)情報の入手などのそれぞれにおける触覚の活用についての考え方と具体的対処方法について述べる。
自立活動の理念と展開 5 / 21 (水) PM	香川 邦生 (前健康科学大学・教授)	1. 自立活動領域の基本的な捉え方 2. 教科と自立活動との関連 3. 個別の指導計画の作成と評価 4. 視覚障害領域における幾つかの中心的指導内容とその展開 ① 手による探索操作活動と空間のイメージ作り ② 歩行地図の基礎指導 ③ 視覚認知の基礎指導
乳幼児期のロービジョンケア 5 / 23 (金) PM	川瀬 芳克 (愛知淑徳大学・教授)	乳幼児期は視覚発達の大変な時期であり、疾病の管理とともに、適切な屈折矯正やまぶしさの軽減などが必要である。講義では屈折異常とその見え方の特徴を説明するとともに体験的に示す。またロービジョン児の長期経過を示し視覚管理の効果を示す。
視機能評価法 5 / 26 (月) AM	齋藤奈緒子 (神奈川リハビリテーションセンター病院・ 視能訓練士)	視機能評価の目的、方法及び実際について講義する。
【演習】 点字の表記・指導① —導入期の指導— 5 / 26 (月) PM	澤田 真弓 (教育研修・事業部・ 上席総括研究員)	点字以前の文字・ブライユ点字・日本点字の翻案など盲人の文字の歴史について概観した上で、「点字の表記」入門編として日本点字の基本的かなづかい、数学やアルファベットを用いた語の書き表し方などについて実習を通して解説する。また、点字の初期指導法についても紹介する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
弱視学級における指導と学習支援 5 / 28 (水) AM	田中 良広 (教育支援部・総括研究員)	実態調査の結果をもとに、弱視学級及び通級指導教室の現状と課題について概観するとともに、弱視学級等における教育課程、指導内容・方法、施設・設備、教材・教具等について講述する。 また、インクルーシブ教育システムへの転換に伴う弱視学級等が担うべき役割について受講者とともに考えていきたい。
視覚生理学概論 5 / 28 (水) PM	柿澤 敏文 (筑波大学大学院・教授)	眼の構造と生理機能の基礎について、視覚障害の原因となる主な眼疾患と関連付けながら学習する。加えて、視機能の基礎をロービジョンの視知覚・認知とその支援方法と関連付けて講義する。
教科指導法① 一点字・国語教育を中心にー 6 / 2 (月) AM	澤田 真弓 (教育研修・事業部・ 上席総括研究員)	学習指導要領の国語科におけるポイントについて概説し、その後、視覚障害教育における国語指導について、特にコミュニケーション力の育成のための具体的な指導法について、発達段階を踏まえながら講義を進める。
【演習】 点字の表記・指導② ー学校教育における指導ー 6 / 4 (水) PM	澤田 真弓 (教育研修・事業部・ 上席総括研究員)	「点字の表記・指導①」を受け、「日本点字表記法 2001 年度版」をもとに、「点字の分かち書き」「書き方の形式」「点字の読み書きの指導」について実習を交えながら進めていく。
視覚障害児教育論① ー視覚障害児の認知と指導ー 6 / 5 (木) AM	大内 進 (国立特別支援教育総合研究所・客員研究員)	視覚障害教育の基本として、視覚及び視覚以外の感覚情報の特性に応じた活用及び空間概念の形成と活用等について講義する。 ・感覚情報の特性 ・視覚・聴覚・触覚情報の特性と活用 ・筋感覚による触運動のコントロール ・嗅覚・味覚の活用 ・空間概念の形成と活用 ・観察のストラテジー ・モデルによる図形・立体概念の形成 ・具体物の観察と地理的空間概念の形成
特別支援学校（視覚障害） 経営上の諸課題 6 / 5 (木) PM	澤田 晋 (筑波大学附属視覚特別支援学校・校長)	特別支援学校（視覚障害）における学校経営・運営上の諸課題について、特に指導的立場での対応に関して講義する。
視覚の病理 6 / 6 (金) PM	仲泊 聡 (国立障害者リハビリテーションセンター病院・ 第二診療部長)	視覚の基礎的理解として、①目の構造と機能について、②視覚障害をきたす代表的な眼疾患、③眼疾患に伴う視覚障害の特徴などについて、病理及び医療的リハビリテーションの面から解説する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
【演習】 点字学習とコンピュータ①② ① 6 / 9 (月) AM ② 6 / 10 (火) AM	田中 良広 (教育支援部・総括研究員) 澤田 真弓 (教育研修・事業部・ 上席総括研究員) 金子 健 (企画部・総括研究員) 土井 幸輝 (教育情報部・主任研究員)	コンピュータ上で点字を扱うために機器類としては点字プリンタ、ピンディスプレイ、点字電子手帳など、ソフトとしては点字エディタ、自動点訳ソフト、点字 OCR など様々なものがある。ここでは、これらの活用法をデモンストレーション及び実習を交えて解説する。視覚障害教育情報ネットワークについても紹介する。 【パソコン持参が望ましい】
弱視児の視知覚 6 / 9 (月) PM	小林 秀之 (筑波大学大学院・准教授)	弱視児の視知覚及び視覚的認知について、弱視児の行動、学習との関連や指導上の配慮事項との関連等も含めて講義する。
教科指導法② - 図工・美術科の指導 - 6 / 10 (火) PM	山本 識 (東京都立文京盲学校・ 主任教諭)	視覚障害教育における図工・美術教育の概要ならびに指導の実際について解説する。保有する感覚にもとづく指導のあり方、指導上の配慮点、教材・教具の工夫等について講義を行う。
弱視用補助具概論 6 / 12 (木) AM	田中 良広 (教育支援部・総括研究員)	弱視の児童生徒のための拡大システムについて、それぞれの長所・短所を整理した後、それらの中で最も手軽で活用範囲の広い弱視レンズについて、種類と特徴、選定の手順と方法、指導のプロセスについて理解を深める。
【演習】 視覚障害教育に関わる検査法①② ① 6 / 12 (木) PM ② 7 / 1 (火) AM	田中 良広 (教育支援部・総括研究員) 金子 健 (企画部・総括研究員) 庄司美千代 (教育研修・事業部・ 主任研究員)	視覚障害児の実態把握のために用いることができる検査について、心理検査、聴覚検査など、現在、利用可能なものを中心に概説する。これらの検査のうちの幾つかについては、実習を行いながらそれらの検査の実施方法、評価方法、利用上の留意点などについて具体的に考察する。
【講義・演習】 教科指導法③ - 体育・レクリエーションの指導 - 6 / 13 (金) AM	原田 清生 (筑波大学附属視覚特別支援学校・教諭)	視覚障害特別支援学校における体育の現状・課題等について概説し、視覚障害児の体育指導に関する指導のポイント・指導上の留意点・配慮事項や工夫の観点等について実践的に解説し、実技講習を通して理解を深める。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
歩行指導の理論①～③ ① 6 / 1 6 (月) AM ② 6 / 1 7 (火) AM ③ 6 / 1 8 (水) AM 【演習】 歩行指導演習①～④ ① 6 / 1 6 (月) PM ② 6 / 1 7 (火) PM ③ 6 / 1 8 (水) PM ④ 6 / 1 9 (木) AM	氣仙有実子 (筑波大学附属視覚特別支援学校・教諭) 山口 崇 (筑波大学附属視覚特別支援学校・教諭) 明比庄一郎 (筑波大学附属視覚特別支援学校・教諭) 左振 恵子 (筑波大学附属視覚特別支援学校・教諭) 所内関係研究職員	視覚障害児(者)の歩行のメカニズムや歩行指導の内容等について、次のような講義と演習を行う。 ①では、歩行に必要な基礎的能力と、視覚障害児の歩行指導の方法について ②では、歩行指導における白杖の基本的な使用法に関する講義と白杖歩行の演習 ③及び演習④では、歩行指導における指導計画作成と、それによる歩行指導について
【演習】 視覚障害関連教材の作成と活用①②③ ① 6 / 2 3 (月) AM ② 6 / 2 4 (火) AM ③ 6 / 2 5 (水) PM	大内 進 (国立特別支援教育総合研究所・客員研究員) 田中 良広 (教育支援部・総括研究員) 澤田 真弓 (教育研修・事業部・上席総括研究員) 金子 健 (企画部・総括研究員) 土井 幸輝 (教育情報部・主任研究員)	視覚障害教育における、点字教材や触図教材などの盲児用教材、拡大教材などの弱視児用教材について、各種の作成方法、作成用の機器、作成上の留意点、活用方法などについて講義する。講義は、これらの教材を実際に作成する実習を含む。 【パソコン持参が望ましい】
【講義・協議】 視覚障害児教育論③ ー進路と職業教育ー 6 / 2 3 (月) PM	大内 進 (国立特別支援教育総合研究所・客員研究員)	視覚障害児の進路と職業教育について、全国の視覚障害特別支援学校の現状と今後の方向性、保護者のニーズ等に基づき講義するとともに、進路指導及び職業教育に関わる課題について協議を行う。 【事前レポート提出】
教科指導法④ ー社会科の指導を中心にー 6 / 2 4 (火) PM	青松 利明 (筑波大学附属視覚特別支援学校・教諭)	視覚障害教育における社会科での指導について、特に社会科特有の指導内容、指導方法、教材の作成と活用等について講義する。
【講義・演習】 視覚障害教育における情報処理とアクセシビリティ 6 / 2 5 (水) AM	渡辺 哲也 (新潟大学・准教授)	パソコン、タブレット、スマートフォンなどの情報通信機器を活用することで、視覚障害児の情報取得と発信の能力を格段に向上させることができる。これら情報通信機器の教育における活用状況・方法について講義する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
【講義・実習】 教科指導法⑤ －算数・数学科を中心に－ 6 / 26 (木) AM	大内 進 (国立特別支援教育総合研究所・客員研究員)	視覚障害教育における算数・数学科の内容の取扱いと留意点について全体的に整理した上で、基本的な留意事項、教材・教具とその活用法、自作教材作成上の配慮点などについて各領域毎に概説する。また、計算や図形などの重要な教具についての実習を行うとともに、新教科書の編集方針についても解説する。
視覚障害教育における個別の教育支援計画 6 / 26 (木) PM	大内 進 (国立特別支援教育総合研究所・客員研究員)	視覚障害教育の現状や課題を踏まえて、視覚に障害がある児童生徒のための個別の教育支援計画作成の基本的な考え方、発達の各段階で想定される支援と地域の関係機関との連携の観点などについて、実践例等を紹介しながら概説する。
【講義・演習】 視覚障害と支援機器 6 / 30 (月) AM	土井 幸輝 (教育情報部・主任研究員)	視覚障害や触覚に関する知識とそれに対応した様々な支援技術について、講義及び実習を交えて紹介する。
点字の表記・指導③ －専門点字入門－ 6 / 30 (月) PM	加藤 俊和 (元社会福祉法人 京都ライトハウス情報ステーション・所長)	ルイ・ブライユが「点字配列表」の考案に至った触覚最優先の考え方を踏まえて、英語等、数学、理科、楽譜、触図における各専門分野の点字表記の状況と基本的な点字文字と記号表現の成り立ちを把握するとともに、墨字テキスト文字記号データの活用方法について理解する。
拡大教科書及び拡大教材の作成とその活用 7 / 1 (火) PM	遠藤 赫子 (神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団・拡大写本部会・指導講師) 金子 健 (企画部・総括研究員)	「拡大教科書」について、拡大写本ボランティアによる作成の実際や、DTPを用いたカラー版の作成などに関して、その作成方針及び活用方法等について講義する。また、拡大教科書の作成と活用の実際を基にして、拡大教材一般の作成と活用における留意事項等についても講義する。
重複障害児の指導① －視覚障害特別支援学校における重複障害児の指導－ 7 / 2 (水) AM	古田 伸哉 (横浜訓盲学院・教諭) 斉藤 一樹 (横浜訓盲学院・教諭)	視覚障害を伴う重複障害児の指導について、視覚障害特別支援学校での実践例を踏まえて、そこでの指導の基本的な考え方、具体的な指導方法等に関して、講義する。
重複障害児の指導② －係わり合いの基礎－ 7 / 2 (水) PM	佐島 毅 (筑波大学大学院・准教授)	視覚障害を伴う重複障害児の指導における基礎的な事項として、視機能評価の方法、視覚活用、教材活用等について講義する。
視覚障害児教育論② －乳幼児期の発達と指導－ 7 / 3 (木) AM	猪平 眞理 (前宮城教育大学・教授)	視覚障害のある乳幼児の発達支援は、親を励まし育児力を高める援助を基本とし、子どもが視覚情報の不足を他の感覚で補いながら環境とかかわる方法を学ばせて育つ力を養うことである。その具体的な方法を講述する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
<p>【講義・実習】 教科指導法⑥ －観察と実験の指導－ 7 / 3 (木) PM</p>	<p>鳥山 由子 (元筑波大学・教授)</p>	<p>観察と実験の意義と、基礎的な内容の指導法について、講義と実習を行う。特に、感覚の活用、観察内容の言語化、見通しを持って主体的に学習するための全体像の把握の重要性、時間配分、安全対策などについて、具体的な理解を図る。</p>
<p>視覚障害と就労 7 / 4 (金) AM</p>	<p>北林 裕 (日本盲人職能開発センター・職能開発部長)</p>	<p>視覚障害者の就労に関する状況について、その職種、訓練、サポート体制等に関して述べ、視覚障害者の就労における課題点や就労のための条件等についても講義する。</p>
<p>【講義・協議】 バリアフリー時代のモノ・サービス・生活環境そして遊び －視覚障害を中心に－ 7 / 8 (火) PM</p>	<p>星川 安之 (公益財団法人共用品推進機構・専務理事) 森川 美和 (公益財団法人共用品推進機構・総務課長)</p>	<p>1981年の国際障害者年のテーマ「完全参加と平等」以来、国内外、公的・民間機関を問わず「障害の有無に係わらず共に使いやすい製品・サービス・生活環境」に関しての普及が進んできている。今回は、視覚障害を軸に「共用品・UD・アクセシブルデザイン」を紹介する。 また、1990年から日本玩具協会を中心に行われている「共遊玩具」に関する、その始まりからの経過について紹介する。</p>

○実地研修

講義等題目	研 修 先	研 修 内 容
特別支援学校（視覚障害） における指導の実際 6 / 20（金）AM	横浜市立盲特別支援学校	<p>横浜市立盲特別支援学校は、早期教育相談から幼稚園・小学部・中学部・高等部普通科・専攻科理療科・専攻科保健理療科の各課程を設置している。施設設備も充実しており、情報教育や図書室の運営等においても特徴のある実践を行っている。授業場面を実際に見学し、視覚障害特別支援学校における指導の実際について研修を深めていく。</p> <p>横浜市立盲特別支援学校 〒 221-0005 神奈川県横浜市神奈川区松見町 1-26</p>
視覚障害情報提供施設における活動の実際 6 / 20（金）PM	神奈川県ライトセンター	<p>神奈川県ライトセンターでは、点字・録音図書などの情報提供や各種の相談・指導、またボランティアの育成等も行っている。実際にそれらの活動と施設設備を見学しながら研修を深めていく。</p> <p>神奈川県ライトセンター 〒241-8585 神奈川県横浜市旭区二俣川1-80-2</p>

②聴覚障害教育専修プログラム

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
特別支援学校（聴覚障害） 経営の現状と課題 5 / 16（金）PM	宝田 経志 （群馬県立聾学校・校長）	特別支援学校（聴覚障害）における学部経営、授業実践、校内連携の現状について説明し、特別支援学校のリーダーに求められる資質について言及する。
聴覚障害教育授業論 5 / 21（水）AM	宍戸 和成 （国立特別支援教育総合研究所・理事長）	聴覚障害のある子どもに対する「授業」のとらえ方、「教えること」の意味、そして、「発問や板書」の意義について考えたい。また、身近な題材を活用した「ことばの指導」等の取組について、指導案づくり等を通して、具体的に考えたい。
聴覚障害教育における現状 と課題 5 / 21（水）PM	原田 公人 （企画部・上席総括研究員）	聴覚障害教育においては、多様な教育の場、個々のニーズに対応したコミュニケーション手段の選択、専門性の維持等の課題があり、これらについて概要を説明する。さらに、主要な課題を挙げ、現状把握から課題解決の方途について講ずる。
聴覚障害の生理・病理 －耳科学的疾病と教育－ 5 / 23（金）AM	寺崎 雅子 （小田原市立病院・副院長）	耳鼻咽喉科疾患は解剖学的に他科との境界が多いため、患者の訴えが耳鼻咽喉科領域にとどまらないことがある。生理学的にも成長期の子どもの大人とで、対応が大きく異なることもある。しばしば遭遇する疾患の病理と基礎的な生理について解説する。また、医療と教育との連携についても言及する。
聴覚障害児の言語発達 5 / 23（金）PM	齋藤 佐和 （目白大学・教授）	聴覚障害児の言語発達について、その歴史的な位置づけや考え方を概説するとともに、「学習言語」「生活言語」等のトピックスについて実践と研究の面から言及する。
聴覚障害教育における教育 課程 5 / 26（月）PM	大西 孝志 （文部科学省 初等中等教育局特別支援教育課・ 特別支援教育調査官）	学習指導要領に基づいた特別支援学校（聴覚障害）の教育課程編成及び難聴・言語障害特別支援学級や通級による指導の教育課程編成について説明する。
聴覚学習 5 / 28（水）AM	原田 公人 （企画部・上席総括研究員）	聴覚を活用した学習理論、聴覚学習の考え方、歴史的変遷について説明し、聴覚障害児への指導・支援の方法について講ずる。
聴覚障害児の言語力評価 5 / 28（水）PM	我妻 敏博 （上越教育大学・教授）	聴覚障害児の言語指導と言語評価、標準化されたテスト、言語力評価の観点と方法について解説する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
聴覚障害児の聴力評価① 6 / 2 (月) AM	原田 公人 (企画部・上席総括研究員)	聴覚障害に関する諸検査から特に聴覚面に焦点を当て、検査の必要性・意義を説明し、乳幼児から学童期に至る発達段階に応じた聴力測定及びその評価について講ずる。
【演習】 聴覚障害児の聴力評価②③ ② 6 / 3 (火) AM ③ 6 / 25 (水) AM	原田 公人 (企画部・上席総括研究員) 藤本 裕人 (教育支援部・ 上席総括研究員) 庄司美千代 (教育研修・事業部・ 主任研究員)	標準純音聴力検査、語音聴力検査、幼児聴力検査 (BOA: 聴性行動反応聴力検査、COR: 条件詮索反射聴力検査、PA: 遊戯聴力検査) について演習を行う。
聴覚障害乳幼児の心理と家族支援 6 / 3 (火) PM	庄司美千代 (教育研修・事業部・ 主任研究員)	新生児聴覚スクリーニング検査により、障害が早期に発見された乳幼児期の子どもと保護者に対する支援について、教育実践例等に基づき解説する。
【講義・演習】 補聴器のフィッティング理論と活用 6 / 5 (木) 終日	中川 辰雄 (横浜国立大学・教授)	デジタル補聴器やアナログ補聴器の仕組みやフィッティング理論について解説するとともに、補聴器の調整について演習を行う。
聴覚障害児の心理 6 / 6 (金) PM	四日市 章 (筑波大学大学院・教授)	聴覚障害児にはきこえの困難さに起因する様々な課題が想定される。本講では、聴覚障害児に関する心理学的アプローチに関する諸知見を説明し、聴覚障害教育における実践上の配慮事項等について講ずる。
【講義・演習】 手話の活用① 一言語的特性と教育の理論 6 / 10 (火) 終日	小田 侯朗 (愛知教育大学・教授)	聴覚障害児教育の場で用いられる手話の言語的特性と手話を活用した教育の理論について解説する。また、教育における手話の位置付けに関する歴史の変遷について解説する。一部演習も含む。
【講義・演習】 手話の活用② 一授業における手話活用 6 / 11 (水) 終日	広中 嘉隆 (奈良県立ろう学校・教諭) 庄司美千代 (教育研修・事業部・ 主任研究員)	手話コミュニケーションの力と結びつけながら、日本語の指導をどのように進めるのか、幼稚部や小学部の取組について具体的に紹介する。また、特別支援学校(聴覚障害)における手話活用の現状と課題について本研究所の調査研究等から解説し、指導の在り方や指導法について研究協議を行う。
聴覚の解剖生理と人工内耳 6 / 12 (木) AM	石戸谷淳一 (横浜市立大学 附属市民総合医療センター 耳鼻咽喉科・教授)	耳は空気振動を神経の電氣的信号に変換するとても巧妙で微細な器官であり、発声もまた巧妙なシステムである。“聞く”、“話す”といった日常的な生命現象の解剖・生理・病理を踏まえて、人工内耳医療について概説する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
聴覚の活用とコミュニケーション 6 / 1 2 (木) PM	廣田 栄子 (筑波大学大学院・教授)	聴覚障害児への指導を行う際に留意したい事項を聴覚的支援や情報補償、心理的な側面から解説する。
言語指導法 ① 6 / 1 3 (金) AM ② 6 / 1 7 (火) AM	藤本 裕人 (教育支援部・ 上席総括研究員)	特別支援学校(聴覚障害)における言語指導について、言語指導法の歴史的変遷、幼児児童生徒の発達段階やコミュニケーション手段の特性等を踏まえ、学校教育活動の中でどのようにして言語概念を形成するか、現在の指導法と教科指導への発展等について解説する。
手話の言語発達と評価 6 / 1 6 (月) AM	武居 渡 (金沢大学・教授)	手話の言語的な特性及び聴覚障害児の成長に伴う手話の言語的な発達とコミュニケーションの様相・評価について解説する。
聴覚障害者の心理と社会参加 6 / 1 6 (月) PM	田門 浩 (都民総合法律事務所・弁護士)	成人聴覚障害者が日々の生活の中で感じている事柄や直面する諸課題について実態を解説し、併せてよりよい解決の方策や充実した社会生活のあり方等について述べる。
教科指導法(国語) 6 / 1 7 (火) PM	江代 充 (筑波大学附属聴覚特別支援学校・ 教諭)	特別支援学校(聴覚障害)小学部における国語科学習について、ことばの力を育てることや指導上の配慮事項について解説する。
教科指導法(英語) 6 / 1 9 (木) AM	小林 高志 (静岡県立浜松聴覚特別支援学校・ 教諭)	中学部における英語科の授業について具体的な方法を紹介し、指導上の工夫や配慮事項を説明する。特に本講では、イメージ力不足を補う説明の工夫(図示、実演、例文等)、文構造を視覚的に理解するための記号・カードの活用及びICTの活用を取り上げる。また、実践事例をもとに体験型の演習も行う。
ろう者の文化と教育 6 / 2 0 (金) AM	大杉 豊 (筑波技術大学障害者 高等教育研究支援センター・ 准教授)	聴覚障害児・者の教育に携わる教育者が理解しておかなければならない「ろう者の生活文化」「身振り言語」について説明する。そして「ろう者コミュニティ」の視点から、目指すべき聴覚障害教育の方向性について解説する。
聴覚障害児・者の障害認識と教育 6 / 2 0 (金) PM	前田 浩 (大阪市立聴覚特別支援学校・教諭)	聴覚障害児・者の言語環境、障害認識、人的環境とコミュニケーション、自立活動における言語教育等について解説する。
聴覚障害児教育における進路指導・職業教育 6 / 2 3 (月) AM	井上 通子 (大阪府立たいせん聴覚高等支援学校・ 教諭)	特別支援学校(聴覚障害)における進路指導と職業教育の実際や課題について説明する。また、職業適性検査等の演習を行う。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
特別支援学校（聴覚障害） における乳幼児教育① －幼稚園の教育－ 6／23（月）PM	藤岡 久美 (兵庫県立こばと聴覚特別支援学校・ 主幹教諭)	乳幼児教育相談における相談支援の概要について説明する。また、コミュニケーション手段のひとつとして手話を導入した幼稚園教育の現状と課題について解説する。
特別支援学校（聴覚障害） のセンター的機能と地域支援 6／24（火）AM	田原 佳子 (千葉県立千葉聾学校・教諭)	聴覚障害教育の専門性を維持し、地域のセンター的機能をいかに果たしていくべきかについて、特に①校内外の支援体制の取組、②関係諸機関との連携を中心に説明し、聾学校の果たすべき役割を考える。
特別支援学校（聴覚障害） における乳幼児教育② －乳幼児教育相談の教育－ 6／24（火）PM	佐藤 幸子 (筑波大学附属聴覚特別支援学校・ 教諭)	乳幼児教育相談における指導の目的、内容、保護者支援について、動画や保護者の記録を基に解説する。
聴覚障害者の就労の実際と 支援のあり方 6／25（水）PM	会田 孝行 (国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局・生活支援専門職) 原田 公人 (企画部・上席総括研究員)	特別支援学校（聴覚障害）高等部における進路指導、職業教育の調査研究を基に、聴覚障害者の学校卒業後の支援の現状について説明する。次に、就労に関する課題と支援の実際・方法について講ずる。
「きこえの教室」における 指導の実際 6／27（金）AM	小高 裕子 (千葉市立誉田東小学校・ 教諭)	難聴特別支援学級及び通級指導教室の指導の実際について説明し、これらの教育環境下にある聴覚障害児の現状と指導上の課題について解説する。
【講義・演習】 手話の活用③ －手話の技能－ 6／30（月）AM	石原 茂樹 (社会福祉法人聴力障害者情報文化 センター・公益支援部門部長)	手話を習得するための基本的な理論を解説するとともに、手話の学習のプロセスを理解するための演習を行う。
【講義・演習】 ICT を活用した発音指導 6／30（月）PM	永野 哲郎 (岩手県立盛岡聴覚支援学校 ・教諭)	特別支援学校（聴覚障害）に在籍する聴覚障害児の発音・発語学習の考え方とコンピュータを活用した指導技術等、実践的な観点で解説する。
重複障害児の指導の現状と 課題 7／1（火）PM	庄司美千代 (教育研修・事業部・ 主任研究員)	特別支援学校（聴覚障害）の重複障害児の指導に関する調査研究や指導事例を基に現状と課題を解説する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
特別支援学校（聴覚障害）の寄宿舎活動 7 / 2（水）AM	木村美津子 （筑波大学附属聴覚特別支援学校・寄宿舎指導員）	特別支援学校（聴覚障害）における、寄宿舎教育の歴史的変遷、寄宿舎活動と寄宿舎生への指導・支援を通して、寄宿舎活動の意義と課題等を解説する。
軽度・中等度難聴児の理解と教育的対応 7 / 2（水）PM	原田 公人 （企画部・上席総括研究員）	聴覚障害の程度・区分について理解し、軽度・中等度難聴児と高度難聴児との教育課題の相違を説明する。次に、軽度・中等度難聴児の教育環境の現状把握及び課題解決の方途について講ずる。
教科指導法（数学） 7 / 3（木）AM	最首 一郎 （筑波大学附属聴覚特別支援学校・教諭）	本講では、①高等部における数学の指導、②数学が不得手な生徒の指導、③生徒はどのようなところでよくつまづくか、④数学の学習意欲を高めるための工夫等について解説する。
聴覚障害児教育における国語の基礎 —小学部から高等部に向けた国語教育— 7 / 3（木）PM	庄司美千代 （教育研修・事業部・主任研究員）	聴覚障害児童生徒の教科教育を進めるに当たり、特に国語教育について、教師が理解しておくべき基礎的事項（日本語の仕組みと特徴、国語教育における読みの指導等）を解説する。
【講義・演習】 聴覚障害児の発音指導の実際 7 / 4（金）AM	藤本 裕人 （教育支援部・上席総括研究員）	特別支援学校（聴覚障害）で行われている発音指導について、発声のメカニズム、調音等について解説を行う。また、発声、母音、子音を指導する方法について演習を行う。
聴覚障害教育における合理的配慮 7 / 7（月）AM	藤本 裕人 （教育支援部・上席総括研究員）	「障害者の権利に関する条約」の批准や「障害者差別解消法」が成立した。そこでは、差別を解消するための措置として「合理的配慮の不提供の禁止」が示されている。本講義では、聴覚障害教育において、個々に必要とされる合理的配慮をどのように行うか、現状を踏まえて解説する。
【講義・演習】 聴覚障害児・者にかかわる情報保障 7 / 7（月）PM	石原 保志 （筑波技術大学・教授）	聴覚障害児・者の特性に配慮して、教育分野ではどのような情報保障を行う必要があるか解説する。 また、現在日本で取り組まれている最先端の聴覚障害児・者への情報保障の具体的な内容（Web 会議システムやモバイル端末等）について、その分野の教育資源の活用方法等を実際に体験する。

○実地研修

講義等題目	研 修 先	研 修 内 容
特別支援学校（聴覚障害） における指導法 6 / 9（月）終日	横浜市立ろう特別支援学校	特別支援学校（聴覚障害）における幼稚部から高等部までの指導の実際を見学し、聴覚障害児・者に対する指導法及び指導上の留意点等について理解する。

1. 共通講義（各期共通内容）

事前学習コンテンツ視聴

タ イ ト ル
1. 研究所によろこそ！－研究所の概要－ 2. 特別支援教育の基本的な考え方 3. 特別支援学校の教育 4. 小・中学校等における特別支援教育 5. 事前オリエンテーション1（特別支援教育専門研修の概要） 6. 事前オリエンテーション2（研修中の生活）

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
【見学】9/3（水）AM 所内見学①	総務部研修情報課 研修係	研修生活に関係する場所の確認と、所用説明を行う。
図書室利用説明	総務部研修情報課 情報サービス係	図書室の利用方法について、閲覧室、書庫を案内し、説明を行う。
コンピュータ端末利用説明	総務部研修情報課 情報管理係	コンピュータ端末の操作方法について実際の画面を見ながら説明を行う。
【講話】 理事長講話 9/3（水）PM①	宍戸 和成 （国立特別支援教育 総合研究所・理事長）	障害のある子供たちの個々の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行う特別支援教育において、今、何が求められているのか。「コミュニケーション」の意味や「教えること」の意義などの視点から、それをとらえ直してみたい。そして、これからの特別支援教育において、具体的な教育実践を担う先生方に期待することについて、共に考えてみたい。
特別支援教育行政の現状と課題 9/3（水）PM②	井上 恵嗣 （文部科学省初等中 等教育局特別支援教 育課・課長）	障害のある子供の教育を質を高めながら進めていくためには、その教育を支える高邁な理念と実行可能な計画が必要である。本講義では、現在の特別支援教育の理念の成り立ちと、その理念を実現するために行われている施策についての最新の動向と今後の展望について言及する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
言語障害教育論 9 / 4 (木) AM	小林 倫代 (教育研修・事業部・ 部長)	言語障害は、発音、話のリズム、言語の発達等のことばの能力だけでなく周囲の人たちとのコミュニケーションの問題であること等の特徴がある。本講義では、言語障害のある子供の教育について、障害特性を踏まえた指導方法及び指導内容、教育制度等について、本研究所で実施した全国調査の結果や研究成果を紹介しつつ言語障害教育全般について概説する。
発達障害教育論 9 / 4 (木) PM	笹森 洋樹 (企画部・総括研究員)	文部科学省の調査によれば、小・中学校の通常の学級には約6%の割合で発達障害の可能性のある児童生徒が在籍している。具体的な指導法、指導体制等を充実させることは教育現場における喫緊の課題である。本講義では、LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害について、定義・判断基準、障害特性、特性に応じた指導・支援の在り方等を概説する。
自閉症・情緒障害教育論 9 / 5 (金) AM	岡本 邦広 (教育情報部・ 主任研究員)	平成21年に文部科学省から出された通知文において従前の情緒障害特別支援学級は、「自閉症・情緒障害特別支援学級」と名称が変更している。本講義においては、小・中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の対象規定となる発達障害である自閉症や、選択性かん黙等の心因性の情緒障害において、その障害特性や状態像、指導内容、指導方法について概説するとともに、併せて、教育課程の編成等についても述べていく。
知的障害教育論 9 / 5 (金) PM	松見 和樹 (教育研修・事業部・ 主任研究員)	知的障害教育においては、特別支援学校（知的障害）の児童生徒の障害の多様化に伴い、個々の障害の状態や学習上の特性等を考慮した教育課程の編成及び指導の充実が重要な課題となっている。本講義では、知的障害教育における教育的対応の基本及び教育課程の編成、教科別の指導や各教科等を合わせた指導の工夫等について概説し、キャリア教育等の授業実践にも触れながら、社会参加・自立を目指した指導の在り方について言及する。
重複障害教育論 9 / 8 (月) AM	大崎 博史 (教育研修・事業部・ 主任研究員) 齊藤由美子 (企画部・主任研究員)	重複障害教育は、複数の種類の障害を併せ有する児童生徒を対象とする教育（盲ろう教育を含む）である。本講義では、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した適切な教育を推進するための基礎事項について概説し、重複障害とは何か、教育課程の編成と個別の指導計画、実態把握と指導方法等の観点から重複障害教育の現状と課題について言及する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
インクルーシブ教育システムの構築に向けた交流及び共同学習 9/9 (火) AM	藤本 裕人 (教育支援部・ 上席総括研究員)	障害者基本法第14条や小・中学校等の学習指導要領では、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることが明記されている。また、中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」平成24年7月においても「交流及び共同学習」の重要性が示された。これらの趣旨を踏まえて、各学校における交流及び共同学習の意義、教育課程上の位置づけ、実施上の配慮や工夫、実施の実際と課題等について概説する。
【講義・演習】 特別な教育的ニーズとAT、ICTの活用 9/10 (水) AM	金森 克浩 (教育情報部・ 総括研究員) 土井 幸輝 (教育情報部・ 主任研究員)	情報化が進展する中、コミュニケーションの拡大、学習の補助や余暇活動の充実、また社会参加を促進する一助として特別なニーズのある子供の情報機器の活用への関心が高まっている。本講義では、特別な教育的ニーズのある子供の教育における情報化と支援について概説する。また、アシスティブ・テクノロジー(支援技術)を利用したコミュニケーション支援や情報教育の実践例を紹介する。 本講義においては、平成25年8月に文部科学省より出された「障害のある児童生徒の教材の充実の現状と課題について 報告」で述べられている、障害のある児童生徒の教材の充実について今後の推進方策について論じる。
個別の教育支援計画の作成と活用 9/10 (水) PM①	尾崎 祐三 (教育支援部・部長)	障害のある子供の教育や生活の質を豊かに保つ上では、様々な連携と子供一人一人に沿った支援のあり方が重要になる。本講義では他機関との連携も含めて、障害のある子供の個別の教育支援計画を作成する上で配慮すべき事柄やその教育的な意義について解説する。
【見学】 所内見学② 9/10 (水) PM②	教育情報部 重複障害教育研究班	以下の研究所の施設等を見学する。 ①発達障害教育情報センター 「支援機器・教材教具展示室」 梅田 真理(教育情報部総括研究員) ②教育支援機器等展示室「iライブラリー」 金森 克浩(教育情報部総括研究員) ③重複障害教育研究班「スノーブレン・ルーム」 大崎 博史(教育研修・事業部主任研究員) ④重複障害教育研究班「生活支援研究棟」 齊藤由美子(企画部主任研究員)

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
視覚障害教育論 9 / 16 (火) AM①	田中 良広 (教育支援部・ 総括研究員)	視覚障害のある児童生徒の教育において、心理学、生理学及び病理学に関する知見は必要不可欠である。本講義では、まず、それらの観点から視覚障害の基礎事項について概説する。また、盲教育及び弱視教育それぞれにおける教科教育における配慮事項や適切な教材作成、点字、歩行、弱視レンズの活用等といった自立活動における指導等の観点から視覚障害のある児童生徒への教育的対応について論じる。
聴覚障害教育論 9 / 16 (火) AM②	庄司美千代 (教育研修・事業部・ 主任研究員)	聴覚障害教育の歴史を概観し、わが国の今日的な教育課題を示す。課題の中より、コミュニケーション手段、早期教育、教科教育、進路指導に焦点を当て、研究的知見を示し、解説する。
肢体不自由教育論 9 / 16 (火) PM①	長沼 俊夫 (教育支援部・ 総括研究員)	肢体不自由のある児童生徒は、身体の動きだけでなく認知やコミュニケーション、健康面等に課題があることが多く日常生活における多様な困難さが見受けられる。本講義では、それらの課題や心理、生理、病理の特性等について教育的な文脈で整理し、教育課程や指導内容及び方法について概説する。また、肢体不自由教育の歴史や授業実践に触れながら、教員の専門性について考える。
病弱教育論 9 / 16 (火) PM②	日下奈緒美 (教育研修・事業部・ 主任研究員)	病弱・身体虚弱の児童生徒の状態や生活環境等に応じた適切な教育を行うことは、学習の空白や遅れを補完するだけでなく、生活を充実させ、心理的な安定を促すとともに心身の成長・発達に好ましい影響を与え、健康状態の回復・改善等を促すことにも有効に働くと考えられている。本講義では、病弱教育の歴史と制度、意義、教育課程等を概説するとともに、病弱教育の対象となる児童生徒の理解、病弱教育の現状と課題、今後の在り方について言及する。
【講義・演習】 学校における組織の活性化と指導的教員の役割 9 / 22 (月) AM	佐々木亮子 (有限会社アールズセミナー・ 代表取締役)	各都道府県の特別支援教育に指導的な立場で携わる教員が学校経営に参画し、地域や他機関との様々な連携を進める際に必要なリーダーシップについて講義する。また、学校経営に必要なマネジメントや職員研修のあり方についても触れる。講義には演習形式が含まれる。
脳機能と発達障害 9 / 22 (月) PM	渥美 義賢 (教育情報部・ 上席総括研究員)	近年、脳科学が著しい発展を遂げている中で、脳のはたらきやその発達、脳機能障害について少しずつ解明されてきている。本講義では、脳のはたらきや発達、その障害について基礎的なことがらを、分子生物学や脳機能画像等の最新の知見を含めながら論述する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
特別支援教育における ICF活用 9/25(木) AM	徳永亜希雄 (教育支援部・ 主任研究員)	ICF(国際生活機能分類)は、日本の障害者施策の基盤である障害者基本計画で「障害の理解や適切な施策推進の観点からその活用方策を検討する」とされ、特別支援教育を含めた様々な分野で活用されてきた。また、特別支援学校学習指導要領解説自立活動編(幼稚部・小学部・中学部・高等部)でも「障害のとらえと自立活動」で言及されている。本講義では、WHO(世界保健機関)の障害観の変遷やICF及びその児童版であるICF-CYについて、これまでの本研究所での研究成果を踏まえ、特別支援教育における具体的な活用方法として、子供の理解や支援、合理的配慮との関連等を論述する。
教育と福祉・医療・労働との連携 9/30(火) AM①	新平 鎮博 (教育情報部・ 上席総括研究員)	幼児児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに応える特別支援教育を進めるためには、生涯を見通して、学校教育と医療・保健・福祉・労働等の関係機関との連携協力が不可欠であるといわれている。本講義では、教育的支援の観点から教育と医療・保健・福祉・労働との連携の事例を提示し、連携の方策と教育的意義について言及する。その上で、自校の校内支援体制の充実に向けた取組と卒後の生涯教育の充実についても考えたい。
特別支援教育の研究動向 ーインクルーシブ教育システム関連ー 9/30(火) AM②	藤本 裕人 (教育支援部・ 上席総括研究員) 澤田 真弓 (教育研修・事業部・ 上席総括研究員)	特別支援教育の研究動向について、国立特別支援教育総合研究所で取り組んだ以下の二本の研究成果について報告する。 「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究」 「インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究」
行動と学習の見方 9/30(火) PM	渡部 匡隆 (横浜国立大学・教授)	子供の行動や学習は、彼らを取り巻く環境に多く影響を受ける。特に一見すると問題と見なされる行動については、そこに関与している人的・物理的要因を明らかにしたうえで具体的かつ効果的な手だてを検討し、生活及び学習環境を整えることが重要である。本講義では、子供の行動と学習の見方について応用行動分析的な視点から論じる。
諸外国における障害のある子供の教育 10/2(木) PM	棟方 哲弥 (企画部・総括研究員) 齊藤由美子 (企画部・主任研究員) 大内 進 (国立特別支援教育総合研究所・客員研究員)	個々の子どものもつ教育的なニーズに重点を置くインクルーシブな教育制度をめざす施策を行う国々が増える中、我が国においても、「障害者の権利条約」の署名や批准に関わり、障害のある子どもの教育をあらためて考える契機を迎えている。本講義では、諸外国で行われている障害のある子どもの教育を紹介しながら、我が国における特別支援教育の今後の方向性についても言及する。

○実地研修

講義等題目	研 修 先	講 義 等 内 容
筑波大学附属久里浜特別支援学校における指導の実際 9 / 1 2 (金) AM	筑波大学附属 久里浜特別支援学校	<p>本研究所に隣接し連携協力関係にある筑波大学附属久里浜特別支援学校は、知的障害を伴う自閉症のある幼児児童に特化した実践を行っている。自閉症教育の中心的な役割を担っている当校での教育活動の見学を通して、自閉症をはじめとする発達障害のある子供の教育の在り方について見識を深める機会とする。学校の教育活動及び研究実践についての講話と各教室等の指導の状況を見学させていただく予定。</p> <p>筑波大学附属久里浜特別支援学校 〒239-0841 神奈川県横須賀市野比5-1-2</p>

○研究協議

講義等題目	講 義 等 内 容
研 究 協 議	<p>テーマを設定し、研修員がそのテーマに沿って問題の解決や課題の実現に向けて主体的、自発的に協議を行うことを目的とした班別の「研究協議」の時間を10コマ設定している。</p> <p>①コースオリエンテーションと班別で自己紹介（1コマ） ②事前レポートに基づき個々の問題意識の協議と整理、研究協議班テーマの決定（2コマ程度） ③決定したテーマに基づく班内での協議（計5コマ程度） ④協議の結果をポスターにまとめ、発表し、協議する。（準備1コマ、発表1コマ）</p> <p>研修員が円滑に協議を進めることができるように、関係研究職員が協議の進行に関わる相談や助言に当たる。 なお、研究協議は割り振られたコマ時間（10コマ）の範囲で計画的に実施するように留意すること。</p>

○課題研究

講義等題目	講 義 等 内 容
課 題 研 究	<p>個別の課題を設定し、その課題解決の方策について整理することを目的として事前レポートを作成し、提出する。</p> <p>研修員それぞれの課題の解決に向け、図書館での資料収集等、研修員が主体的に計画を立てて取り組む研修の時間である。全体で8コマを設定している。所外での研修を行う場合は、所定の手続きによる。</p>

2. 合同講義

①発達障害、自閉症・情緒障害、言語障害教育専修プログラム合同

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
<p>【講義・演習】 WISC-IVを中心とした心理 検査の活用 9 / 26 (金) 終日</p>	<p>上野 一彦 (東京学芸大学・ 名誉教授)</p>	<p>LD、ADHD、高機能自閉症等の子供の発達の状態や認知特性を評価するためには、WISC-IVのような標準化された知能検査を用いて専門的なアセスメントを行うことが重要である。本講義では、LD、ADHD、高機能自閉症等の子供のアセスメントによく使われる発達検査である WISC-IVの検査内容、検査方法、結果の解釈そして活用の仕方について概説する。</p>
<p>発達論 10 / 3 (金) 終日</p>	<p>鯨岡 峻 (中京大学・ 客員教授)</p>	<p>人は、他者との相互的な関わりの中で「育てられる」と同時に関わり手である他者も「育てて」いる。教育の場においても子供は教員や仲間との関わりから自らの発達を遂げ、ともに成長し合っている。この複雑な現象を理解するためには事実だけを積み上げるのではなく、その意味を掘り起こすことが重要である。本講義では、複雑な子供の発達の意味を掘り下げていくために必要な知見を関係発達の観点から論じる。</p>

②発達障害、自閉症・情緒障害教育専修プログラム合同

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
特別支援教育における教育課程の在り方 9 / 9 (火) PM	長沼 俊夫 (教育支援部・ 総括研究員)	自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程編成は、通常の教育課程を基本としながら、特別支援学校の学習指導要領等を参考にして特別の教育課程の編成が可能となっている。本講義では、自閉症の児童生徒を指導する特別支援学校の教育課程編成の在り方について講義するとともに、特別支援学級における教育課程の編成の在り方について検討する。
特別支援学級及び通級指導教室の役割 9 / 11 (木) PM	梅田 真理 (教育情報部・ 総括研究員)	特別支援学級や通級指導教室の担当教員は、その専門性から校内の特別支援教育推進のキーパーソンである。本講義では、今後の特別支援学級及び通級指導教室の役割等について概説する。
発達障害への医学的対応 9 / 12 (金) PM	市川 宏伸 (東京都立小児総合医療センター・ 理事)	発達障害のある子供は、行動面や精神面に問題が生じやすい。本講義では、その特性の捉え方や支援のあり方等も含め、医学的な対応について解説する。また、児童・小児神経科で対応を必要とする疾患や使用される薬物について臨床における実際とその理論的背景について触れるとともに、医療と教育の連携の在り方について言及する。
発達障害のある子供の二次的問題 9 / 24 (水) AM	小野 次朗 (和歌山大学 ・教授)	発達障害のある子供は、障害特性である一次障害に対する支援とともに、まわりの環境との相互作用の結果である反抗や不登校等の二次的問題に対する支援を組み合わせる必要がある。本講義では、二次的問題の捉え方とそれに対する支援の在り方について概説する。
特別支援学級設置校経営の現状と課題 9 / 29 (月) AM	中島 慎一 (川崎市立下沼部 小学校・校長)	特別支援学級設置校では、特別支援学級の学級経営上の課題の他、通常の学級との関係などにおいても課題がある。本講義では、学校長の立場から特別支援学級設置校経営の現状と課題について、学校経営的な視点、特別支援学級の学級経営からの視点で、その現状と課題について概説するとともに、特別支援学級における具体的な課題解決のあり方について言及する。
自閉症の診断と評価 10 / 1 (水) PM	神尾 陽子 (国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所・ 児童・思春期精神保健研究部長)	教育現場で自閉症の子供を指導する際、最新の医学情報は子供への理解や指導プログラムの作成において重要な手がかりとなる。特に現場では自閉的傾向といった言葉や概念が使われている一方で、スペクトラムの考え方が入ってきており混乱している教員もいる。本講義では、児童精神医学の観点から、事例を取り上げ自閉症の子供の診断と評価について解説する。
子供の虐待の理解と対応 10 / 8 (水) AM	玉井 邦夫 (大正大学・教授)	子供の虐待は近年増加の一途をたどっており、今日最も深刻な問題の一つである。本講義では、子供の虐待の基本的な理解と対応の在り方や考え方のポイントについて具体的に解説する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
コミュニケーションの指導 10/15 (水) AM	竹田 契一 (大阪医科大学 LDセンター・ 顧問)	LD、ADHD、高機能自閉症等の子供は、聞くこと、話すことに直接的な障害はないが周囲との関わりの中で相互性のあるコミュニケーションをとることに課題がある場合が多い。本講義では、人との関わりという視点からコミュニケーションのつまずきと支援の在り方について考える。
自閉症教育における TEACCH の理論 10/16 (木) PM	安倍 陽子 (横浜市東部地域 療育センター・ 臨床心理士)	自閉症教育では、見通しをもちにくいために不安に陥りやすい自閉症の子供への特性に配慮する TEACCH プログラムの構造化等の指導方法が有効な手だてとして学校現場に定着しつつある。しかし、写真カードの提示といった形からの模倣が多いため、TEACCH プログラムの本質的なねらいや構造化の理論等が十分に理解されていない実態もある。本講義では、自閉症教育における総合的な支援の在り方について、TEACCH プログラムの理論と具体的な実践例について解説する。
【講義・演習】 体と心のケア 10/20 (月) PM	池川 典子 (大阪府立泉北高 等支援学校・ 指導養護教諭)	発達障害のある子供は、自分の思いや気持ちをうまく伝えられず、感情や行動のコントロールが困難になる場合が多い。本講義では、思春期にある生徒へのからだど心のケアについて、怒りのコントロール等感情へのアプローチや課題となる性行動への支援の具体例を通して検討する。
【講義・演習】 教育相談の基礎 10/21 (火) AM	伊藤 由美 (教育支援部・ 主任研究員)	発達障害のある子供への支援の1つに教育相談がある。子供の支援を進めるには、本人のみならず、保護者との関係も視野に入れた支援を考えることが大切である。本講義では、教育相談に関する基本的な関わりについて、心理的支援の視点を交え概説・演習を行う。
教育相談の実際 10/22 (水) AM	日下奈緒美 (教育研修・事業部・ 主任研究員)	教育相談においては、基本的な対応が大切とされる一方、状況に応じた対応が求められることも少なくない。本講義では、教育現場における教育相談の事例を挙げ、実際的な教育相談の在り方について講義するとともに課題について検討する。
発達障害の思春期・青年期の課題 10/24 (金) AM	広沢 郁子 (メンタル神田ク リニック・院長)	発達障害のある子供はその発達段階に応じて抱える課題が異なり、特に思春期・青年期の課題は大きい。本講義では、自閉症のある子供を含む発達障害のある子供の思春期・青年期の問題を整理したうえで、長期的な視野をもった指導の在り方について概説する。
情緒障害教育の在り方 10/24 (金) PM	植木田 潤 (宮城教育大学・ 准教授)	自分の意志で情緒をコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態を呈する児童生徒を指導・支援するには、緘黙やチックをはじめ、発達障害の二次障害、不登校、被虐待等の多様化した問題について、適切に実態を捉え、対応していく力量が求められる。本講義では情緒障害についての理解を深めるため、特に、指導に際して重要となる「心理的な安定」の形成について解説する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
高等学校における発達障害のある生徒の指導と支援 10/27(月)PM	中田 正敏 (明星大学・ 特任准教授)	文部科学省では平成19年度より、「高等学校における発達障害支援モデル事業」を実施している。特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議においても高等学校WGの報告がまとめられたところである。高等学校の段階にある発達障害等の生徒の課題と支援の在り方について解説する。
学校コンサルテーションの実際 10/28(火)AM	小澤 至賢 (教育支援部・ 主任研究員)	特別支援教育では教育的ニーズのある個々の事例に対して校内支援体制を構築し、学校全体で対応していくことが重要となる。本講義では、相談機関における学校コンサルテーションについて概説し、具体的な相談事例をもとに学校コンサルテーションの在り方やコーディネーターの役割について解説する。
保護者、地域との連携の在り方 10/29(水)AM	梅田 真理 (教育情報部・ 総括研究員)	特別支援教育を進めるには保護者との共通理解の基に連携を図り、協働していくことがとても重要になる。本講義では、LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害のある子供の保護者の悩みやニーズを概観し、教員、学校、専門機関、そして地域が支える連携の在り方について解説する。
発達障害のある人の社会参加 11/4(火)AM	島田 博祐 (明星大学・教授)	青年・成人期の発達障害のある人の状態像に触れながら、社会的自立における課題について概説する。なかでも、進路、さらには高等教育に焦点を当て、課題及び具体的な支援内容、わが国の現状と新たな取組について解説する。
発達障害に関わる福祉制度 11/5(水)AM	日詰 正文 (厚生労働省障害児・発達障害者支援室・発達障害対策専門官)	発達障害者支援法、障害者自立支援法をはじめとして、発達障害者に対する法整備や支援施策など少しずつサービスの充実化が進められているが、就労支援や手帳の問題など課題もある。今後の福祉・就労等制度の方向性について概説する。
ライフステージを通じた支援、保護者の立場から 11/5(水)PM	山岡 修 (日本発達障害ネットワーク・ 副代表)	発達障害のある子供の子育てをしてきた保護者が、ライフステージにおいて学校や地域からどのような支援を受けてきたかという事例から、発達障害のある子供のライフステージを通じた支援の在り方について考える。

○実地研修

題 目 等	研 修 先	研 修 内 容
<p>発達障害に対応する高等学校等、自閉症のある成人就労施設見学 10/14(火)終日</p>	<p>東京都発達障害者支援センター (TOSKA) 星槎大学 星槎湘南大磯キャンパス 社会福祉法人横浜やまびこの里 東やまた工房 大田区立志茂田小学校 通級指導教室</p>	<p>実地研修では、充実した取り組みを行っている関連機関を訪問・視察することを通して、環境整備の工夫や授業及び指導・支援の在り方等に関する知見を得ることを目的とする。</p> <p>今回は、東京都発達障害者支援センター(TOSKA)、星槎大学 星槎湘南大磯キャンパス、社会福祉法人横浜やまびこの里 東やまた工房、大田区立志茂田小学校通級指導教室を訪問し、発達障害や自閉症のある児童生徒への教育機関での支援と成人への生活支援の実際について学ぶ機会とする。</p> <p>東京都発達障害者支援センター (TOSKA) 〒156-0055 東京都世田谷区船橋 1-30-9 TEL 03-3426-2318</p> <p>星槎大学 星槎湘南大磯キャンパス 〒259-011 神奈川県中郡大磯町国府本郷 1805-2 TEL 0463-71-6048</p> <p>社会福祉法人横浜やまびこの里 東やまた工房 〒224-0024 神奈川県横浜市都筑区東山田町 1251-2 TEL 045-590-5393</p> <p>大田区立志茂田小学校 〒144-0056 東京都大田区西六郷 1-4-2 TEL 03-3732-8325</p>

3. 各障害教育専修プログラム講義

①発達障害教育専修プログラム

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
発達障害教育の現状と課題 9 / 25 (木) PM	田中 裕一 (文部科学省初等 中等教育局特別支 援教育課・特別支 援教育調査官)	LD、ADHD、高機能自閉症等への教育の現状と課題 及び特別支援教育推進体制の整備の状況等の教育施策に ついて行政の立場から概説する。
【講義・演習】 読み書き障害の指導 10 / 6 (月) PM	宇野 彰 (筑波大学・教授)	LD のある子供の読み書きについてのつまづきを演習 を通じて体験し、読み・書き障害の子供の困難さを理解 するとともに、つまづきの要因とそれに基づく具体的な 指導の在り方について解説する。
【講義・協議】 発達障害のある子供の家族 支援の実際 10 / 7 (火) AM	藤井 茂樹 (びわこ学院大学 ・教授)	発達障害のある子供のいる家庭では、本人のみならず、 家族一人一人もまた、様々な困難や課題を抱えているこ とが多い。本講義では、保護者や同胞といった家族支援 の在り方について実践例を交え解説する。
ADHD 等のある子供の特性 と保護者への支援 10 / 7 (火) PM	高山 恵子 (NPO法人えじ そんくらぶ・代表)	ADHD 等の発達障害のある子供達は、様々な行動上 の課題を抱えている。支援の在り方としてセルフコント ロールの力を高めるとともに、本人が適応しやすい環境 の調整もとても重要である。本講義では、ADHD 等 のある子供の行動特性をどのように捉え、支援をどのよ うに考えればよいのかについて解説する。
【講義・協議】 学習のつまづきの把握とそ の対応 10 / 9 (木) AM	海津亜希子 (教育支援部・ 主任研究員)	発達障害のある子供は、学習面において何らかのつま づきを示す。学習面でのつまづきは、学校教育に留まら ず社会生活にまで影響を及ぼすことも少なくない。そこ で、こうしたつまづきへ早期に(予防的に)対応し、効果 的指導を提供するために、どのようにアセスメントを行 い、その結果を指導につなげていくかについて概説する。 特に早期把握・早期支援の観点から通常の学級での支援 についても取り上げる。
中学校における発達障害の ある生徒の理解と対応 10 / 9 (木) PM	相川 賢樹 (春日部市立武里 中学校・教諭)	思春期にある中学生という時期は、精神的にも身体的 にも大きな変化を経験する。発達障害のある生徒も様々 な不安と悩みを抱える時期である。対人関係や学習面等 におけるちょっとしたつまづきがきっかけとなり、不登 校などの二次的障害につながってしまう場合もある。本 講義では、中学校期における発達障害のある生徒の理解 と対応について実践の立場から言及する。
【講義・演習】 発達障害のある子供への感 覚・運動面の指導 10 / 10 (金) 終日	辻 薫 (大阪府作業療法士 会・理事)	LD、ADHD、高機能自閉症等のある子供の中には感 覚刺激への過敏性や協調運動の拙さ、不器用さ等により 学習面や行動面に様々な困難を抱えている場合がある。 本講義では、LD 等に見られる感覚運動面の問題につ いての把握、分析の仕方、対応の基本を具体例を交えて解 説する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
【講義・演習】 発達障害のある子供へのソーシャルスキルの指導 10/17 (金) 終日	小貫 悟 (明星大学・教授)	発達障害の子供の中には場の雰囲気や暗黙のルールが読み取れない、人との関わりが一方的である等の社会性に困難を抱えている子供が多く見られる。本講義では、基本的な学習態勢、会話のルール、役割の遂行、仲間との協力等、発達障害のソーシャルスキル・トレーニングの指導について概説する。
算数障害の指導 10/20 (月) AM	熊谷 恵子 (筑波大学・教授)	算数障害のある LD の子供の困難を理解するとともに、算数(数学)の学習でつまずきやすい内容を LD のタイプと関連づけながら授業における指導の実際、生活における対応等について解説する。
幼児期における発達障害のある子供の特性に応じた支援 10/21 (火) PM	久保山茂樹 (企画部・ 総括研究員)	発達障害のある子供の早期発見・早期支援は、発達障害者支援法においても規定されている重要課題である。本講義では、発達障害等のある子供の幼児期における具体的対応や支援の在り方について、幼稚園や保育所における具体的な実践例を交えて解説する。
発達障害のある子供の早期発見と早期支援 10/22 (水) PM	大西 紀子 (横須賀市療育相談センター診療課・主任) 恵良美津子 (横須賀市療育相談センター診療課・臨床心理士)	発達障害のある子供の早期発見・早期支援を具現化することは、発達障害者支援法にも規定されている国の重要課題である。本講義では、発達障害の早期発見と早期からの支援の在り方の重要なポイントについて特別支援教育と医療・福祉との連携を踏まえて解説する。
発達障害とアセスメント 10/28 (火) PM	安住 ゆう子 (NPO フトゥーロ LD 発達相談センター かながわ・ 所長)	発達障害の子供の認知特性を理解するためのアセスメントとして、ここでは特に K-ABC II や DN-CAS を取り上げ、理論的な内容や検査概要を学ぶとともに事例を通してその活用についても解説する。
発達障害のある子供のライフステージを通じた支援の在り方 10/29 (水) PM	笹森 洋樹 (企画部・ 総括研究員)	早期からの支援、就学後の学校間を通じた支援、そして自立と社会参加へのスムーズな移行のためには、発達障害の特性に応じた一貫性のある連続した支援が大切であり、ライフステージごとの成長段階に応じた支援が重要になる。本講義では、関連する研究や実践をもとに、長期的な視点からライフステージを通じた支援の在り方について概説する。
【講義・演習】 発達障害のある子供の特性に応じた教材・教具の作成と活用 10/31 (金) AM	棟方 哲弥 (企画部・ 総括研究員)	発達障害のある子供の指導を行ううえでは、その特性に応じた子供に分かりやすい、そして扱いやすい教材・教具を工夫することはとても重要である。本講義では、LD、ADHD、高機能自閉症等の特性に応じた具体的な教材・教具を紹介するとともに簡単な教材作りの演習を行う。
発達障害者における就労の現状と課題 10/31 (金) PM	藤平 俊幸 (埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」・ センター長)	発達障害者支援法においては、発達障害者の早期の発達支援とともに、就労支援の体制整備及び特性に応じた適切な就労の機会の確保がうたわれている。また、大学や専門学校への進学等についても課題は多い。これらの現状の課題を踏まえつつ、発達障害者の自立と社会参加について言及する。

②自閉症・情緒障害教育専修プログラム

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
自閉症・情緒障害教育の現状と課題 9 / 25 (木) PM	丹野 哲也 (文部科学省初等中等教育局特別支援教育課・特別支援教育調査官)	発達障害の位置づけである自閉症と心因性のかん黙等の教育課程や指導内容及び方法には大きな違いがあることから通級における指導では自閉症と情緒障害が区別された経緯がある。本講義では、特別支援教育行政から見た自閉症と情緒障害の現状や今後の展望について概説し、これからの特別支援教育の課題について言及する。
自閉症の認知発達 10 / 6 (月) PM	染谷 利一 (特定非営利活動法人銀杏の会御茶ノ水発達センター・臨床心理士)	自閉症の認知発達については、学校現場で使われている「認知発達治療の実践マニュアル-自閉症のステージ別発達課題-(別称「自閉症の太田ステージ」)がある。本講義では、各ステージでいう認知発達段階を促す学習課題等を参考に太田ステージの解説と具体的な指導事例を紹介する。
自閉症教育における発達の理論に基づいた指導の実際 10 / 7 (火) AM	広瀬 宏之 (横須賀市療育相談センター・所長)	定型発達に認められる発達段階、個人差、関係性の3つの指標は、ASDにとっても同様に指標となる。本講義では、DIR(Developmental, Individual-Difference, Relationship-Based:発達段階と個人差を考慮に入れた、関係性に基づいたアプローチ)における6つの発達段階について示し、ASDの子供の発達段階について概説する。合わせて、floortimeに代表されるDIRの包括的なプログラムについて解説する。
幼児期における自閉症児の指導と支援 10 / 7 (火) PM	柳澤亜希子 (教育情報部・主任研究員)	幼児期における教育は、子供の生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担う。また、自閉症のある子供に対して早期から適切な指導・支援を行うことは、コミュニケーション等の発達を促進する上で重要とされている。本講義では、幼児期の生活や発達の特徴を踏まえた上で、具体的な実践例を通して自閉症のある幼児への指導・支援の在り方について概説する。
自閉症の子供のアセスメント① 10 / 9 (木) AM	三宅 篤子 (国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所児童・思春期精神保健研究部・客員研究員)	自閉症の子供の教育・支援においては、適切なアセスメントを行うことが非常に重要である。本講義では、自閉症の子供へのアセスメントの概要を説明し、中でも自閉症のある子供の理解と個別の指導計画の立案に向けた手だてとしてCARS(小児自閉症評定尺度)とPEP-III(心理教育プロフィール)を取り上げる。その査定項目、結果の解釈と実際的な指導・支援への活用の在り方、実施にあたっての配慮事項等について概説する。
【講義・演習】 自閉症の子供のアセスメント② 10 / 9 (木) PM	河場 哲史 (筑波大学附属久里浜特別支援学校・小学部主事) 工藤 久美 (筑波大学附属久里浜特別支援学校・研究部研究主任) 柘植 美文 (筑波大学附属久里浜特別支援学校・小学部教諭)	自閉症の子供の指導・支援においては、実態把握を行うことが必要不可欠である。本講義では、自閉症の子供への理解と個別の指導計画の立案に向けた手だてとしてCARS(小児自閉症評定尺度)とPEP-III(心理教育プロフィール)を取り上げる。そして、これらの心理検査における査定項目、検査から得られた結果の解釈と実際的な指導・支援への活用の在り方、アセスメントの実施にあたっての配慮事項等について概説する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
自閉症教育における行動分析の理論に基づいた指導の実際 10/10 (金) AM	岡本 邦広 (教育情報部・主任研究員)	応用行動分析学のもとになっている行動分析学は、行動を「個人と環境との相互作用」と捉え、行動の法則性を明らかにしようとする包括的な枠組みを持つ学問である。応用行動分析学は、自閉症のある子供と環境との関係の在り方を変えることで、自閉症教育に貢献してきている。本講義では、応用行動分析学の全般を概説するとともに、実際の自閉症のある子供に対する、応用行動分析学に基づいた指導・支援の事例の解説を行う。
【講義・演習】 支援ツール・教材教具の作成と活用 10/10 (金) PM	武蔵 博文 (香川大学・教授)	特別支援学級や通級による指導で活用できる支援ツールシステムについて講じるとともに、事例を紹介して、障害特性と指導支援のあり方の関連を解説する。
【講義・演習】 自閉症の子供のソーシャルスキル指導の実際 10/17 (金) 終日	涌井 恵 (教育情報部・主任研究員)	自閉症の中核的な症状の一つである社会性の問題について、幅広く取り上げ、特に仲間関係の改善に焦点を当てた講義を行う。また、ソーシャルスキル指導の実際例を示すと共に、演習を通してアセスメント方法や指導方法の理解を深め、自閉症の子供の社会性の指導のあり方について考える。
個別の指導計画の在り方と活用の工夫 10/20 (月) AM	佐藤 肇 (教育情報部・総括研究員)	個別の指導計画の意義や、その活用方法などにおける現状と課題を整理する。また、実際に個別の指導計画の活用を試みた事例を通して、成果や課題を整理する。さらに演習では、各自が関わる児童生徒に対する個別の指導計画の検討を行う。
【講義・演習】 行動上の問題のある子供における指導・支援の考え方とその実際 10/21 (火) PM	岡本 邦広 (教育情報部・主任研究員)	自閉症のある子供は、行動上の問題が起こりやすいことが指摘されている。本講義では、行動上の問題の捉え方や考え方を整理し、その要因を検討する。また、特に学校場面で行動上の問題を示す自閉症のある子供に対して、どのような指導・支援研究が行われているのかを概説する。さらに事例を通して機能的アセスメントに基づいた指導・支援について説明し、演習では、各自がかかわる子供に対して、機能的アセスメントに基づいた指導・支援方法の検討を行ってもらう。
自閉症者の職業教育と就労支援 10/22 (水) PM	小島 秀子 (静岡県立袋井特別支援学校磐田見付分校・教諭)	自閉症のある人々の就労においては、障害特性により生じる困難性や周囲の自閉症に対する理解の不十分さ等により引き起こされる就労先での不適合といった様々な問題が指摘されている。本講義では、特別支援学校(知的障害)での自閉症のある生徒の職業教育と就労支援の実践例に基づいて、自閉症のある生徒の社会的・職業的自立をめざした指導・支援について解説する。
小中学校における自閉症のある児童生徒の指導と支援 10/28 (火) PM	玉木 宗久 (企画部・主任研究員)	自閉症のある子供は、対人関係やコミュニケーションの困難など多様な特性を有している。そのため通常の学級における集団/学習の場面では様々な課題に直面することも多い。本講義では、小・中学校の通常の学級に在籍する自閉症のある子供の課題をどのように把握し、具体的な支援の手立てを考えればよいかについて、実践研究や事例をもとに検討する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
自閉症の子供の家族支援 10/29 (水) PM	柳澤亜希子 (教育情報部・主任研究員)	自閉症児・者が示す特性への理解やそれへの対応の難しさ、社会の自閉症に対する誤った理解等により、自閉症児・者の家族は強いストレスを有しており、家族への支援の必要性は極めて高い。本講義では、心理社会的ならびに教育的側面から、自閉症のある子供と生活する保護者及びきょうだいが直面している問題と支援の在り方について概説する。
情緒障害教育の実際① - 選択性かん黙等への指導を中心に - 10/31 (金) AM	久田 信行 (群馬大学・教授)	心因性の情緒障害では場面かん黙（選択性かん黙）や神経性習癖、不登校等がある。本講義では、場面かん黙（選択性かん黙）や強迫神経症の症例などを紹介するとともにその指導について、多数の事例をもとに論述する
情緒障害教育の実際② - 不登校への指導を中心に - 10/31 (金) PM	石坂 務 (企画部・研究員)	心因性の情緒障害では選択性かん黙や神経性習癖、不登校等がある。不登校について、原因は複雑化、多様化している。本講義では、心理的、情緒的理由により、不登校の状態である子供への理解と対応の実際を通して、自閉症・情緒障害特別支援学級や通級による指導（情緒障害）における具体的な指導内容及び指導方法を解説する。

③言語障害教育専修プログラム

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
言語障害教育の教育課程 9 / 9 (火) PM	大西 孝志 (文部科学省初等中等 教育局特別支援教育課 ・特別支援教育調査官)	言語障害特別支援学級や通級指導教室において、児童生徒の指導に携わり、学級・教室経営を行っていくうえでは、言語障害教育の教育課程編成の基本的な考え方を踏まえることが重要である。この講義では、教育課程の基準である学習指導要領に基づいた、言語障害特別支援学級や通級による指導の教育課程編成について解説する。
言語機能とコミュニケーション 9 / 11 (木) AM	牧野 泰美 (教育研修・事業部・ 総括研究員)	言語指導に携わるうえで言語機能、言語機能の獲得と障害、コミュニケーションの成立や深まり等に関する知見を知っておくことは重要である。ここでは、人にとってのことば、ことばのもつ様々な側面・機能とその獲得、コミュニケーションの成立及び障害の本質・構造等に関して、子供のことばやコミュニケーションへの支援の在り方を検討するための知見を提供・解説する。
コミュニケーション障害と その援助 9 / 11 (木) PM	牧野 泰美 (教育研修・事業部・ 総括研究員)	言語障害を子供と周囲・他者とのコミュニケーションの障害と捉えることで、支援の幅は大きく広がる。通じない、通じにくいということは、話し手と聞き手、すなわち、子供と関わり手、子供と周囲・他者との関係の問題として捉えることができる。ここでは、子供の暮らしを、子供と関わり手を含めた周囲・他者との関係の中で見つめ、コミュニケーションを深め広げるという観点から、子供のことばを支える関わりについて考える。
【講義・協議】 言語障害教育における実践 研究 ① 9 / 24 (水) AM ② 11 / 5 (水) AM	久保山茂樹 (企画部・ 総括研究員) 小林 倫代 (教育研修・事業部・ 部長) 牧野 泰美 (教育研修・事業部・ 総括研究員)	言語障害教育においては、言語に障害のある子供への指導・支援、ことばの教室等の経営、子供を中心とした様々な連携等、多様な観点から実践を検討し、担当者の力量を高めていくことが必要である。ここでは、実践研究会、事例検討会等での言語障害教育に関する実践報告・研究の動向、在り方等について概観するとともに、受講者の所属する学校・教室等における実践の課題等について協議する。
言語障害教育の現状と課題 9 / 25 (木) PM	久保山茂樹 (企画部・ 総括研究員)	言語障害教育の現状や抱える課題を概観することは、児童生徒の指導・支援、教室経営に携わるにあたり不可欠なことである。「通級による指導」の意義と今日的な課題、特別支援教育における言語障害教育の在り方等について、本研究所がこれまで実施してきた全国調査の結果等から展望する。
言語発達の遅れの基礎 9 / 29 (月) AM	久保山茂樹 (企画部・ 総括研究員)	言語障害教育の対象である言語機能の基礎的事項に発達の遅れや偏りの見られる子供は、ことばの教室に占める割合が多く、状態像も様々である。この講義では、乳幼児期からの言語・コミュニケーションの発達について、子供の発達の全体像と関連させながら解説するとともに、言語発達に遅れや偏りがある子供の見方、捉え方と、指導・支援を考えるうえでの基礎事項にふれる。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
<p>【講義・演習】 言語障害教育における個別の指導計画と子供や保護者のニーズへの対応 10/1（水）終日</p>	<p>小林 倫代 （教育研修・事業部・部長）</p>	<p>言語障害教育の主たる指導の場であることばの教室においては、個々の子供への個別の指導とともに保護者への対応も求められている。ここでは、子供と出会ってから指導計画を作成するまでにどのような情報を集めて整理するのか、どのようなことを考えて目標や課題を立てていくのか、また、保護者への対応をどのようにすすめていくのか等について、研究所で実施した全国調査の結果も紹介しながら考える。</p>
<p>口蓋裂の医療 10/6（月）AM</p>	<p>大久保文雄 （昭和大学・教授）</p>	<p>口蓋裂の指導には医療との連携が不可欠である。この講義では口蓋裂の医療を概説する。口蓋裂は先天性の比較的頻度の多い疾患であり、その治療には多数の構成メンバーによるチーム医療が必要とされている。その理解のために、ここでは口蓋の解剖、生理、発生、口蓋裂の病理、外科的治療について解説する。</p>
<p>通級指導教室設置校経営の現状と課題 10/6（月）PM</p>	<p>萩野三智子 （世田谷区立駒沢小学校・校長） 櫻澤 浩人 （世田谷区立駒沢小学校・主任教諭）</p>	<p>通級指導教室設置校では、通級指導教室の教室経営上の課題の他、通常の学級との関係など考慮すべき点も多い。本講義では、通級指導教室設置校経営の現状と課題について、学校長の立場からは主に学校経営的な視点で、通級指導教室担当者の立場からは主に教室経営的な視点で、その現状と課題について概説するとともに、通級指導教室における具体的な課題解決のあり方について言及する。</p>
<p>構音障害の基礎 10/7（火）AM</p>	<p>中澤 洋子 （長野県千曲市立屋代小学校・教諭）</p>	<p>構音とその障害に関する基礎的事項及び関連知識は、言語障害教育に携わるうえで必要不可欠なものである。この講義では、構音器官、日本語の語音、構音部位と構音様式、国際音声記号等、構音に関する基礎事項を解説するとともに、構音の発達や様々な構音障害について整理し、構音障害の評価や指導について考え実践していくうえでの基礎を培う。</p>
<p>構音障害の評価と指導 10/7（火）PM</p>	<p>中澤 洋子 （長野県千曲市立屋代小学校・教諭）</p>	<p>構音を主訴とする子供に対する指導・支援を行うにあたっての必要事項を取り上げる。ここでは、「構音障害の基礎」を踏まえながら、子供の構音の問題をどのように捉えるか、構音発達の条件、構音の評価と子供の評価、構音の検査、構音指導の原則及び指導法について解説するとともに、様々な子供の状態・状況に応じて、どのように考え実践したらよいかについても言及する。</p>
<p>ことばの教室と福祉機関の連携 10/8（水）AM</p>	<p>清水 英子 （横浜市南部地域療育センター・ソーシャルワーカー）</p>	<p>ことばの教室で対応される子供の多くは、幼児期に福祉機関等で支援を受けている場合が多くみられる。子供の指導をすすめていくうえでは、福祉等の関係機関と連携することは重要である。ここでは、療育の場における支援内容、制度、子供や保護者への対応と関わりの実際等について概説する。さらに、療育の立場から教育の場に求められる連携の在り方や、連携を図っていくうえでの課題等について考える。</p>

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
<p>【講義・演習】 構音障害の指導の実践 10/9（木）終日</p>	<p>西田 立郎 （埼玉県白岡市立篠津 小学校・教諭）</p>	<p>構音障害のある子供への指導・支援に関して、主にことばの教室での実践を取り上げ、報告、解説、演習するとともに協議する。特に構音指導の基本事項である音作り、歪み音（側音化構音、口蓋化構音）の指導について詳細にふれるとともに、実際の構音指導をいくつかの事例を通して述べる。また、様々な構音指導の教材も紹介し演習する。</p>
<p>【講義・演習】 言語障害と聴覚機能 ①10/14（火）AM ②10/27（月）PM</p>	<p>庄司美千代 （教育研修・事業部・ 主任研究員）</p>	<p>言語は聴覚機能と密接な関係がある。ことばの遅れを主訴とする相談等では、聴覚障害が疑われる場合も少なくない。したがって、言語障害教育に携わる場合、聴覚機能とその障害に関する知見は不可欠である。ここでは、聴覚機能について、生理学的、心理学的に解説するとともに実践事例にも触れる。さらに、聴力検査について解説し、演習を行う。</p>
<p>言語発達の遅れの指導 －読み・書きの指導を中心 に－ 10/14（火）PM</p>	<p>斉藤 代一 （練馬区立北町西小学 校・主幹教諭）</p>	<p>近年、ことばの教室での指導・支援が増加傾向にある、言語機能の基礎的事項に発達の遅れや偏りが見られる子供、とりわけ、読み・書きが困難な子供に視点を当て、指導・支援の在り方を考える。ここでは、読み・書きに困難を抱える子供の見方や理解、アセスメントの視点、方法、そして指導・支援の考え方やその実際について解説する。</p>
<p>吃音の基礎 10/16（木）PM</p>	<p>牧野 泰美 （教育研修・事業部・ 総括研究員）</p>	<p>吃音については、現在までの科学、医学において解明されていない要素もあるが、明らかになっていることも多い。吃音は言語障害教育の主たる対象の一つであり、吃音をめぐる基礎事項は重要である。この講義では、吃音の特徴、発吃、進展に関する諸理論等、吃音に関して踏まえておくべき事項を解説するとともに、実践の動向も概観し、吃音及び吃音への支援に関する様々な捉え方や考え方にふれる。</p>
<p>言語心理学 10/17（金）終日</p>	<p>川合 紀宗 （広島大学大学院・ 教授）</p>	<p>人はいかに言語を獲得し、人はいかに言語を利用するのか。人と言語に関するこのような事項についての知見は、言語指導を考えるうえでの基礎理論として重要である。ここでは、臨界期等の概念も含め、どのような時期にどのような事柄を習得するのかといった言語の生物学的基礎について論じる。さらに、機能主義的な観点から、言語指導に資する知見にもふれる。</p>
<p>言語発達の理論 10/20（月）終日</p>	<p>浜田寿美男 （奈良女子大学・ 名誉教授）</p>	<p>子供の言語を支えるうえで、言語発達に関する理論を踏まえて実践を行うことは重要である。ことばは人と人をつなぐが、ことばによって初めて人と人がつながるのではない。むしろ、人と人がつながるところにことばは生まれると考えられる。ここでは、ことばの発生の問題を考えるとともに、言語発達と自我形成の絡みについて論じる。</p>

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
吃音への指導・支援 10/21 (火) 終日	小林 宏明 (金沢大学・准教授)	現時点において吃音の原因は解明されておらず、したがって吃音に関して原因論に基づいた指導法、治療法は確立されていない。しかし、吃音に関する生理学的、心理学的、社会学的研究は日々進歩しており、指導・支援方法の研究も進んでいる。ここでは最新の吃音に関する知見を踏まえながら、吃音臨床における問題は何か、どのような指導・支援が可能なのか、吃音症状の捉え方も含めて論じる。
言語発達の遅れの指導 一言語・コミュニケーションの指導を中心に 10/23 (木) AM	久保山茂樹 (企画部・総括研究員)	言語機能の基礎的事項に発達の遅れや偏りが見られる子供、とりわけ音声言語、コミュニケーションに課題を抱える子供に視点を当て、指導・支援の在り方を考える。ことばに遅れのある乳幼児との「早期出会いの場」である乳幼児健診、「早期からのかかわり」の場である療育について、その内容を保護者の思いも含めて解説するとともに、ことばの教室での支援について考える。また、音声言語の育ちを支える様々な視点にもふれる。
器質的構音障害(口蓋裂等)の指導 10/24 (金) 終日	今富 摂子 (目白大学・准教授)	構音障害の子供への指導・支援においては、口蓋裂等の器質的構音障害に関する専門性も不可欠である。ここでは、口蓋裂及びその類似領域を取り上げ、構音の特徴、鼻咽腔閉鎖機能、構音の評価について解説する。さらに、指導法についても具体的に説明するとともに、口蓋裂の子供の学齢期における留意点、医療との連携等についても言及する。
吃音問題への支援と対応 10/28 (火) 終日	伊藤 伸二 (日本吃音臨床研究会 ・会長)	吃音の問題は症状のみではない。吃音に起因して生じる様々な困難さを視野に入れ、また、生涯にわたり吃音症状が消失しない可能性も念頭において指導・支援を考える必要がある。では、症状の軽減・消失にとらわれない支援とはどのようなものなのか。子供が自らの吃音と上手く向き合い、つきあっていくことを支えるために教育の場で何ができるのか、様々な実践、試みを通して提示する。
【講義・演習】 吃音の指導の実践 10/29 (水) 終日	町井 敦子 (小田原市立新玉小学校・教諭)	吃音のある子供への指導・支援について、主にことばの教室における実際的な取り組みを報告するとともに、それをもとに協議する。吃音について知る、個々の吃音の特徴を知る、子供・保護者・担当教師自身の吃音についての感じ方を捉える、話し方を変化させる等の実践を提示し、実際の指導について考え合うとともに演習も行う。
【講義・演習】 言語発達の遅れの指導の実践 10/31 (金) 終日	阿部 厚仁 (世田谷区立烏山北小学校・主幹教諭)	言語機能の基礎的事項に発達の遅れや偏りが見られる子供の指導・支援について、主にことばの教室における実際的な取り組みを報告するとともに、それをもとに協議する。特に子供をいかに理解するか、教材・教具の工夫と活用、ことば・コミュニケーションの基礎を育て広げる指導実践等について提示し、共に考える。また、ことばの育ちを支えるうえでのことばの教室の経営、教室担当者の役割等についても考える。

○所外研修

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
<p>【講義・演習】 学校・地域におけることばの教室の役割 10/10（金）終日</p>	<p>今井 昭子 （葉山町立葉山小学校 ・総括教諭）</p>	<p>特別支援教育体制においてことばの教室はその機能・役割が注目されているところであり、地域の状況に応じた柔軟な運営が求められている。ここでは、ことばの教室担当者の実践から、校内や地域においてことばの教室（ことばの教室担当者）がどのような役割を果たせるのか、どのような教室経営が考えられるのか、力量を高めるために地域でどのように研修を積んでいくのか等について考える。</p> <p>講義会場：葉山町立葉山小学校</p>

○実地研修

題 目 等	研 修 先	研 修 内 容
<p>言語障害児の指導の実 際 10/30（木）終日</p>	<p>横浜市立八景小学校 言語障害通級指導教室</p>	<p>実地研修は、充実した取組を行っている関連機関を訪問・視察することを通して、環境整備の工夫や授業及び指導・支援の在り方等に関する知見を得ることを目的とする。</p> <p>今回、言語障害通級指導教室において行われている教育実践と施設の見学を行う。</p> <p>横浜市立八景小学校 〒236-0021 横浜市金沢区泥亀1丁目21番2号</p>

4. 選択プログラム講義

①通常の学級における指導

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
通常の学級における学級づくり① 9/17 (水) AM	京極 澄子 (日野市立日野第三小学校・校長)	様々な子供が在籍する通常の学級においては、過ごしやすく学びやすい学級づくりが必要である。本講義では、子供同士の関係づくり、教師と子供の関係づくり、学級のルールづくりなど学級づくりに求められる様々なポイントを挙げ、実践を紹介する。
【協議】 通常の学級における学級づくり② 9/17 (水) PM	運営スタッフ	「通常の学級における学級づくり①」の講義を受け、グループに分かれ協議を行う。
通常の学級における授業づくり① 9/18 (木) AM	西内 一裕 (相模原市立田名小学校・教諭) 大森 薫 (大田区立東調布中学校・主任教諭)	通常の学級における分かりやすい授業づくりの工夫について学校の状況とともに実践を紹介する。前半は小学校、後半は中学校と、在籍する子供の年齢が異なる2校から紹介する。
【協議】 通常の学級における授業づくり② 9/18 (木) PM	運営スタッフ	「通常の学級における授業づくり①」の講義を受け、グループに分かれ協議を行う。
通常の学級における教材教具の工夫と活用① 9/19 (金) AM	荒川 一志 (鹿沼市立みなみ小学校・教諭) 竹本 弥生 (神奈川県立綾瀬西高等学校・教頭)	通常の学級における教材・教具の工夫と活用について、学校の状況とともに実践を紹介する。前半は小学校、後半は高等学校と、在籍する子供の年齢が異なる2校から紹介する。なお、高等学校については、生徒理解のあり方、生徒が興味を持てる授業づくりについても触れる。
【協議】 通常の学級における教材教具の工夫と活用② 9/19 (金) PM	運営スタッフ	「通常の学級における教材・教具の工夫と活用①」の講義を受け、グループに分かれ協議を行う。 また、協議の最後に3日間のまとめを行う。

②通級による指導

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
通級指導教室の校内での役割① 9 / 17 (水) AM	寺谷 正博 (静岡市教育委員会・指導主事)	通級指導教室において指導・支援の効果を上げるためには、管理職、学級担任、他の職員等からの理解をはじめ、校内における相互の連携は不可欠である。また、通級指導教室が校内においてどのように位置付き、どのような役割を担うのかも、通級指導教室の経営において重要な視点である。 ここでは、通級指導教室の設置校における役割、校内での連携について言及する。
【協議】 通級指導教室の校内での役割② 9 / 17 (水) PM	運営スタッフ	「通級指導教室の校内での役割①」の講義を受け、グループに分かれて協議を行う。
通級指導教室における保護者、他校との連携① 9 / 18 (木) AM	山部 祐子 (藤沢市立大庭小学校・総括教諭) 近藤 幸男 (横浜市立鴨志田中学校・主幹教諭)	通級指導教室における指導・支援において、保護者や、子供の在籍校の管理職や学級担任等との連携も重要である。 ここでは、通級による指導を受ける子供の保護者や、子供の在籍校等、他校との連携について、小学校の通級指導教室、中学校の通級指導教室のそれぞれから実践を紹介する。
【協議】 通級指導教室における保護者、他校との連携② 9 / 18 (木) PM	運営スタッフ	「通級指導教室における保護者、他校との連携①」の講義を受け、グループに分かれて協議を行う。
通級指導教室と地域、専門機関との連携① 9 / 19 (金) AM	峯岸 幸弘 (高崎市立城山小学校・教諭)	通級指導教室は設置校のみの資源ではなく、地域における資源として期待されている。地域の状況にもよるが、他の教育機関、医療・福祉機関等との連携も重要である。 ここでは通級指導教室が地域においてどのような役割を果たし、専門機関とどのように連携をしているのか、その実際を紹介する。
【協議】 通級指導教室と地域、専門機関との連携② 9 / 19 (金) PM	運営スタッフ	「通級指導教室と地域、専門機関との連携①」の講義を受け、グループに分かれて協議を行う。 また、協議の最後に3日間のまとめを行う。

③特別支援学級における指導

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
特別支援学級における実態に応じた教育課程の編成① 9 / 17 (水) AM	安藤 壽子 (お茶の水女子大学 ・教授)	特別支援学級において、特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や児童生徒の障害の程度などを考慮の上、実情にあった教育課程を編成する必要がある。本講義では、特別支援学級における特別な教育課程を編成・実施する際の法令上の根拠、留意事項について解説し、年間指導計画や、個別の指導計画との関連についても述べる。さらに、交流及び共同学習の法令上の位置づけや、意義についても言及する。
【協議】 特別支援学級における実態に応じた教育課程の編成② 9 / 17 (水) PM	運営スタッフ	「特別支援学級における実態に応じた教育課程の編成①」を受け、在籍する児童生徒の実態に即した教育課程の編成と、実施の在り方について、それぞれの参加者の課題意識を共有し、講義の内容を踏まえながらグループ協議を行う。
特別支援学級における実態に応じた個別の指導計画の作成と実践① 9 / 18 (木) AM	海老原紀奈子 (取手市立取手小学校・教諭) 井上 恵子 (横須賀市立坂本中学校・教諭)	個別の指導計画は、学校の教育課題に基づいた指導を適切に行うためのもので、短期・中期的で、具体的な計画である。また、一人一人の児童生徒の実態に即した個別の指導計画を作成する必要がある。本講義では、特別支援学級での個別の指導計画の作成と活用について、小学校、中学校の観点からポイントを挙げ、実践を紹介する。
【協議】 特別支援学級における実態に応じた個別の指導計画の作成と実践② 9 / 18 (木) PM	運営スタッフ	「特別支援学級における実態に応じた個別の指導計画の作成と実践①」を受け、在籍する児童生徒の実態に応じた個別の指導計画の作成とそれを活用した指導の実際について、それぞれの参加者の課題意識を共有し、講義の内容を踏まえながらグループ協議を行う。
特別支援学級における交流及び共同学習① 9 / 19 (金) AM	加藤 守昭 (横浜市立鴨居小学校・主幹教諭) 松尾 禎昭 (横須賀市立逸見小学校・教頭)	交流及び共同学習は、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面がある。本講義では、特別支援学級における交流及び共同学習の実践を小学校、中学校の観点から紹介する。
【協議】 特別支援学級における交流及び共同学習② 9 / 19 (金) PM	運営スタッフ	「特別支援学級における交流及び共同学習①」を受け、特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の在り方と取組について、それぞれの参加者の課題意識を共有し、講義の内容を踏まえながらグループ協議を行う。 また、協議の最後に3日間のまとめを行う。

1. 共通講義

事前学習コンテンツ視聴

タ イ ト ル
1. 研究所によろこそ！－研究所の概要－ 2. 特別支援教育の基本的な考え方 3. 特別支援学校の教育 4. 小・中学校等における特別支援教育 5. 事前オリエンテーション1（特別支援教育専門研修の概要） 6. 事前オリエンテーション2（研修中の生活）

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
【見学】1/9（金）AM 所内見学①	総務部研修情報課 研修係	研修生活に関係する場所の確認と、所用説明を行う。
図書室利用説明	総務部研修情報課 情報サービス係	図書室の利用方法について、閲覧室、書庫を案内し、説明を行う。
コンピュータ端末利用説明	総務部研修情報課 情報管理係	コンピュータ端末の操作方法について実際の画面を見ながら説明を行う。
【講話】 理事長講話 1/9（金）PM①	宍戸 和成 （国立特別支援教育 総合研究所・理事長）	障害のある子供たちの個々の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行う特別支援教育において、今、何が求められているのか。「コミュニケーション」の意味や「教えること」の意義などの視点から、それをとらえ直してみたい。そして、これからの特別支援教育において、具体的な教育実践を担う先生方に期待することについて、共に考えてみたい。
特別支援教育行政の現状と課題 1/9（金）PM②	井上 恵嗣 （文部科学省初等中 等教育局特別支援教 育課・課長）	障害のある子供の教育を質を高めながら進めていくためには、その教育を支える高邁な理念と実行可能な計画が必要である。本講義では、現在の特別支援教育の理念の成り立ちと、その理念を実現するために行われている施策についての最新の動向と今後の展望について言及する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
知的障害教育論 1 / 13 (火) AM	尾崎 祐三 (教育支援部・部長)	知的障害教育においては、特別支援学校（知的障害）の児童生徒の障害の多様化に伴い、個々の障害の状態や学習上の特性等を考慮した教育課程の編成及び指導の充実が重要な課題となっている。本講義では、知的障害教育における教育的対応の基本及び教育課程の編成、教科別の指導や各教科等を合わせた指導の工夫等について概説し、キャリア教育等の授業実践にも触れながら、社会参加・自立を目指した指導の在り方について言及する。
肢体不自由教育論 1 / 13 (火) PM	長沼 俊夫 (教育支援部・ 総括研究員)	肢体不自由のある児童生徒は、身体の動きだけでなく認知やコミュニケーション、健康面等に課題があることが多く日常生活における多様な困難さが見受けられる。本講義では、それらの課題や心理、生理、病理の特性等について教育的な文脈で整理し、教育課程や指導内容及び方法について概説する。また、肢体不自由教育の歴史や授業実践に触れながら、教員の専門性について考える。
病弱教育論 1 / 14 (水) AM	日下奈緒美 (教育研修・事業部・ 主任研究員)	病弱・身体虚弱の児童生徒の状態や生活環境等に 応じた適切な教育を行うことは、学習の空白や遅れを補完するだけでなく、生活を充実させ、心理的な安定を促すとともに心身の成長・発達に好ましい影響を与え、健康状態の回復・改善等を促すことにも有効に働くと考えられている。本講義では、病弱教育の歴史と制度、意義、教育課程等を概説するとともに、病弱教育の対象となる児童生徒の理解、病弱教育の現状と課題、今後の在り方について言及する。
重複障害教育論 1 / 14 (水) PM	大崎 博史 (教育研修・事業部・ 主任研究員) 齊藤由美子 (企画部・主任研究員)	重複障害教育は、複数の種類の障害を併せ有する児童生徒を対象とする教育（盲ろう教育を含む）である。本講義では、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した適切な教育を推進するための基礎事項について概説し、重複障害とは何か、教育課程の編成と個別の指導計画、実態把握と指導方法等の観点から重複障害教育の現状と課題について言及する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
<p>【講義・演習】 特別な教育的ニーズと A T、I C Tの活用 1 / 1 5 (木) A M</p>	<p>金森 克浩 (教育情報部・ 総括研究員) 土井 幸輝 (教育情報部・ 主任研究員)</p>	<p>情報化が進展する中、コミュニケーションの拡大、学習の補助や余暇活動の充実、また社会参加を促進する一助として特別なニーズのある子供の情報機器の活用への関心が高まっている。本講義では、特別な教育的ニーズのある子供の教育における情報化と支援について概説する。また、アシスティブ・テクノロジー（支援技術）を利用したコミュニケーション支援や情報教育の実践例を紹介する。</p> <p>本講義においては、平成25年8月に文部科学省より出された「障害のある児童生徒の教材の充実の現状と課題について 報告」で述べられている、障害のある児童生徒の教材の充実について今後の推進方策について論じる。</p>
<p>個別の教育支援計画の 作成と活用 1 / 1 5 (木) P M①</p>	<p>尾崎 祐三 (教育支援部・部長)</p>	<p>障害のある子供の教育や生活の質を豊かに保つ上では、様々な連携と子供一人一人に沿った支援のあり方が重要になる。本講義では他機関との連携も含めて、障害のある子供の個別の教育支援計画を作成する上で配慮すべき事柄やその教育的な意義について解説する。</p>
<p>【見学】 所内見学② 1 / 1 5 (木) P M②</p>	<p>教育情報部 重複障害教育研究班</p>	<p>以下の研究所の施設等を見学する。</p> <p>①発達障害教育情報センター 「支援機器・教材教具展示室」 梅田 真理（教育情報部総括研究員）</p> <p>②教育支援機器等展示室「i ライブラリー」 金森 克浩（教育情報部総括研究員）</p> <p>③重複障害教育研究班「スノーブレン・ルーム」 大崎 博史（教育研修・事業部主任研究員）</p> <p>④重複障害教育研究班「生活支援研究棟」 齊藤由美子（企画部主任研究員）</p>
<p>【講義・演習】 学校における組織の活性化と指導的教員の役割 ー学校をチームにするヒントとテクニクー 1 / 1 6 (金) A M</p>	<p>長尾 彰 (株式会社ナガオ考務店 ・ファシリテーター) 研究所関係スタッフ</p>	<p>各都道府県の特別支援教育に指導的な立場に関わる教員が学校経営に参画し、学校の組織の力を効率的に引き出すためのリーダーに求められるマネジメント力、企画力、ファシリテーション力等の必要なテクニクを学ぶ。</p>

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
視覚障害教育論 1 / 19 (月) AM①	田中 良広 (教育支援部・ 総括研究員)	視覚障害のある児童生徒の教育において、心理学、生理学及び病理学に関する知見は必要不可欠である。本講義では、まず、それらの観点から視覚障害の基礎事項について概説する。また、盲教育及び弱視教育それぞれにおける教科教育における配慮事項や適切な教材作成、点字、歩行、弱視レンズの活用等といった自立活動における指導等の観点から視覚障害のある児童生徒への教育的対応について論じる。
聴覚障害教育論 1 / 19 (月) AM②	庄司美千代 (教育研修・事業部・ 主任研究員)	聴覚障害教育の歴史を概観し、わが国の今日的な教育課題を示す。課題の中より、コミュニケーション手段、早期教育、教科教育、進路指導に焦点を当て、研究的知見を示し、解説する。
発達障害教育論 1 / 19 (月) PM	梅田 真理 (教育情報部・ 総括研究員)	文部科学省の調査によれば、小・中学校の通常の学級には約6%の割合で発達障害の可能性のある児童生徒が在籍している。具体的な指導法、指導体制等を充実させることは教育現場における喫緊の課題である。本講義では、LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害について、定義・判断基準、障害特性、特性に応じた指導・支援の在り方等を概説する。
言語障害教育論 1 / 20 (火) PM①	牧野 泰美 (教育研修・事業部・ 総括研究員)	言語障害は、発音、話のリズム、言語の発達等のことばの能力だけでなく周囲の人たちとのコミュニケーションの問題であること等の特徴がある。本講義では、言語障害のある子供の教育について、障害特性を踏まえた指導方法及び指導内容、教育制度等について、本研究所で実施した全国調査の結果や研究成果を紹介しつつ言語障害教育全般について概説する。
自閉症・情緒障害教育論 1 / 20 (火) PM②	佐藤 肇 (教育情報部・ 総括研究員)	平成21年に文部科学省から出された通知文において従前の情緒障害特別支援学級は、「自閉症・情緒障害特別支援学級」と名称が変更している。本講義においては、小・中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の対象規定となる発達障害である自閉症や、選択性かん黙等の心因性の情緒障害において、その障害特性や状態像、指導内容、指導方法について概説するとともに、併せて、教育課程の編成等についても述べていく。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
諸外国における障害のある子供の教育 1 / 2 6 (月) AM	棟方 哲弥 (企画部・総括研究員) 齊藤由美子 (企画部・主任研究員) 大内 進 (国立特別支援教育総合研究所・客員研究員)	個々の子供のもつ教育的なニーズに重点を置くインクルーシブな教育制度をめざす施策を行う国々が増える中、我が国においても、「障害者の権利条約」の署名や批准に関わり、障害のある子供の教育をあらためて考える契機を迎えている。本講義では、諸外国で行われている障害のある子供の教育を紹介しながら、我が国における特別支援教育の今後の方向性についても言及する。
特別支援教育における ICF 活用 1 / 2 6 (月) PM	徳永亜希雄 (教育支援部・主任研究員)	ICF (国際生活機能分類) は、日本の障害者施策の基盤である障害者基本計画で「障害の理解や適切な施策推進の観点からその活用方を検討する」とされ、特別支援教育を含めた様々な分野で活用されてきた。また、特別支援学校学習指導要領解説自立活動編 (幼稚部・小学部・中学部・高等部) でも「障害のとらえと自立活動」で言及されている。本講義では、WHO (世界保健機関) の障害観の変遷や ICF 及びその児童版である ICF-CY について、これまでの本研究所での研究成果を踏まえ、特別支援教育における具体的な活用方法として、子供の理解や支援、合理的配慮との関連等を論述する。
教育と福祉・医療・労働との連携 1 / 2 8 (水) AM①	新平 鎮博 (教育情報部・上席総括研究員)	幼児児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに応える特別支援教育を進めるためには、生涯を見通して、学校教育と医療・保健・福祉・労働等の関係機関との連携協力が不可欠であるといわれている。本講義では、教育的支援の観点から教育と医療・保健・福祉・労働との連携の事例を提示し、連携の方策と教育的意義について言及する。その上で、自校の校内支援体制の充実に向けた取組と卒後の生涯教育の充実についても考えたい。
特別支援教育の研究動向ーインクルーシブ教育システム関連ー 1 / 2 8 (水) AM②	藤本 裕人 (教育支援部・上席総括研究員) 澤田 真弓 (教育研修・事業部・上席総括研究員)	特別支援教育の研究動向について、国立特別支援教育総合研究所で取り組んだ以下の二本の研究成果について報告する。 「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究」 「インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究」

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
障害のある子供の保護者 支援の在り方 2 / 17 (火) AM	小林 倫代 (教育研修・事業部・ 部長) 神山 努 (企画部・研究員)	講義の前半は、障害のある子供を養育している保護者への支援について、地域支援システムと相談的対応の観点から概説する。講義の後半は、保護者への支援の実際について、実践例を示してその解説を行い、望ましい保護者への支援の在り方について検討する。
インクルーシブ教育システム構築に向けた交流及び共同学習 2 / 26 (木) AM	藤本 裕人 (教育支援部・ 上席総括研究員)	障害者基本法第14条や小・中学校等の学習指導要領では、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることが明記されている。また、中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」平成24年7月においても「交流及び共同学習」の重要性が示された。これらの趣旨を踏まえて、各学校における交流及び共同学習の意義、教育課程上の位置づけ、実施上の配慮や工夫、実施の実際と課題等について概説する。
医学的理解 ー行動障害・てんかんー 3 / 4 (水) AM	長尾 秀夫 (愛媛大学・名誉教授)	てんかんは小児期に発症することが多い脳の病気で慢性疾患である。特に、特別支援学校に在籍する児童生徒は、てんかんを合併している者が多い。また、行動上の問題は、教育現場で対処に困り医療関係者に相談されることが少なくない。 本講義では、てんかんについて医学的理解と治療、てんかんがある子供へのかかわり方等を共に考える。具体的かつ実践的な理解を深めるため、事前レポートで出された研修員の体験をグループ討論し、各自の課題に対する回答をレポートする。また、行動上の問題についても、事前レポートで問題となった課題を取り上げ、医学的理解を治療等の概要を説明し、支援者としての理解、支援の在り方を例示するとともに、グループ討論を通して理解を深めていく。

○実地研修

題 目 等	研 修 先	講 義 等 内 容
筑波大学附属久里浜特別支援学校における指導の実際 1 / 20 (火) AM	筑波大学附属 久里浜特別支援学校	<p>本研究所に隣接し連携協力関係にある筑波大学附属久里浜特別支援学校は、知的障害を伴う自閉症のある幼児児童に特化した実践を行っている。自閉症教育の中心的な役割を担っている当校での教育活動の見学を通して、自閉症をはじめとする発達障害のある子供の教育の在り方について見識を深める機会とする。学校の教育活動及び研究実践についての講話と各教室等の指導の状況を見学させていただく予定。</p> <p>筑波大学附属久里浜特別支援学校 〒239-0841 神奈川県横須賀市野比5-1-2</p>

○研究協議

講義等題目	講 義 等 内 容
研 究 協 議	<p>テーマを設定し、研修員がそのテーマに沿って問題の解決や課題の実現に向けて主体的、自発的に協議を行うことを目的とした班別の「研究協議」の時間を10コマ設定している。</p> <p>①コースオリエンテーションと班別で自己紹介（1コマ） ②事前レポートに基づき個々の問題意識の協議と整理、研究協議班テーマの決定（2コマ程度） ③決定したテーマに基づく班内での協議（計5コマ程度） ④協議の結果をポスターにまとめ、発表し、協議する。（準備1コマ、発表1コマ）</p> <p>研修員が円滑に協議を進めることができるように、関係研究職員が協議の進行に関わる相談や助言に当たる。 なお、研究協議は割り振られたコマ時間（10コマ）の範囲で計画的に実施するように留意すること。</p>

○課題研究

講義等題目	講 義 等 内 容
課 題 研 究	<p>個別の課題を設定し、その課題解決の方策について整理することを目的として事前レポートを作成し、提出する。</p> <p>研修員それぞれの課題の解決に向け、図書室での資料収集等、研修員が主体的に計画を立てて取り組む研修の時間である。全体で8コマを設定している。所外での研修を行う場合は、所定の手続きによる。</p>

2. 合同講義

①知的障害・肢体不自由・病弱教育専修プログラム合同

講義等題目	講師	講義等内容
キャリア発達を支援する教育の意義と実践 2/10(火) AM	松見 和樹 (教育研修・事業部 ・主任研究員)	「キャリア」、「キャリア教育」の定義及びキャリア教育推進の背景、特別支援教育におけるキャリア教育の意義について論述するとともに、特別支援学校等における実践事例について解説する。
学習のつまずきの実態把握とその指導 2/24(火) AM	梅田 真理 (教育情報部・総括研究員)	効果的な指導を実現するためには、子供に対する多角的な実態把握が必要不可欠である。本講義では、実態把握の際の視点および、これらをいかに個別の指導計画の作成につなげ、子供に還元していくかについて、演習を交えながら概説する。
障害者をめぐる社会保障制度 －特別支援教育の視点から－ 3/5(木) AM	中島 隆信 (慶應義塾大学・教授)	特別支援教育を語る上で、今まで避けてきた課題が経済学の視点である。障害児の自立には、消費者の視点が不可欠であること、日本の障害者に対する社会保障制度に欠けていることを中心に特別支援教育の視点から論述する。そして、明日の特別支援教育を考える新しい視点を提供する一助としたい。(講師は「障害者の経済学」(東洋経済新報社)の著者でもある。)
特別支援学校の地域におけるセンター的機能と特別支援教育コーディネーターの役割 3/11(水) AM	横尾 俊 (教育支援部・主任研究員)	特別支援学校の地域におけるセンター的機能のあり方と特別支援教育コーディネーターの役割について、具体的な実践例を交えて解説すると共に、海外における教育機関の地域支援の例を紹介する。

②知的障害・肢体不自由教育専修プログラム合同

講義等題目	講師	講義等内容
視知覚認知の評価とその指導 1 / 27 (火) PM	佐島 毅 (筑波大学・准教授)	肢体不自由や知的障害のある子供の中には、視覚に何らかの障害や課題のある子供が少なくない。しかし、私たちは、見えにくいために分からなかったり不安であったりする子供のことを見過ごしてはいないだろうか。ここでは、様々な視覚の問題と、見えにくさのある子供の認知状態への理解について概説する。また「視る」という視点から、子供の実態を正しく評価・把握し、アプローチする方法について具体的に論述する。
授業研究の理論 2 / 2 (月) PM	山本 智子 (皇學館大学・准教授)	知的障害児教育における授業研究の方法論について概観し、組織的・効果的な授業研究の進め方や授業づくりの在り方について論述する。
障害のある児童生徒の性教育 2 / 23 (月) PM	國分 聡子 (静岡県立富士特別支援学校富士宮分校・教諭)	性教育を行う上で共通理解しておきたい性の基本、障害のある(特に自閉症スペクトラム障害)児童生徒がより良い思春期、青年期をおくるために必要な学習プログラム及び教材教具について、性的問題行動の捉え方とその支援法について論述する。
複数の障害種に対応する教育課程の考え方と実際 3 / 3 (火) PM	杉野 学 (東京都立多摩桜の丘学園 ・統括校長) 長沼 俊夫 (教育支援部・総括研究員)	平成19年度からの特別支援教育制度により、特別支援学校は、幼児児童生徒の障害の重複化に対応するため、複数障害種別を受け入れることができるように転換された。複数の障害種を対象とする特別支援学校は、平成23年度には全国で200校を超えた。 こうした複数の障害種を対象とする特別支援学校の現状を概説する。その上で、知的障害と肢体不自由を対象とする特別支援学校の実践から、教育課程の編成や実施における課題や工夫について論述する。
認知・コミュニケーションの発達と障害 3 / 10 (火) PM	池畑美恵子 (淑徳大学・助教)	知的障害のある子供への認知発達臨床アプローチの意義とその果たす役割について概観し、その認知発達過程と認知発達に応じて必要とされる臨床アプローチについて論述する。

③知的障害・病弱教育専修プログラム合同

講義等題目	講師	講義等内容
知的障害及び自閉症の 病理 3 / 9 (月) AM	原 仁 (小児療育相談センター・ 神経小児科医 師)	知的障害の原因は病理群（脳障害主体）と生理群（環境因主体）に分けられる。しかし、両者の混在は多く、年齢と共に状態像は変化していく。一方、自閉症の原因は不明であるが、脳の脆弱性（発症しやすさ）と何らかの外因によって胎児期に発症することが分かってきた。自閉症の約半数に知的障害が併存する。

④肢体不自由・病弱教育専修プログラム合同

講義等題目	講師	講義等内容
<p>【講義・協議】 医療的ケアを巡る現状と課題 1 / 2 1 (水) AM</p>	<p>大崎 博史 (教育研修・事業部・主任研究員)</p>	<p>介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による社会福祉士法の一部改正に伴い、特別支援学校等における医療的ケアの実施に関する制度的転換がなされた。この講義では、これまでの医療的ケア実施に至るまでの経緯を振り返り、この制度について概説する。また、医療的ケアを行う上で最近の課題となっている事項について話題提供する。</p>
<p>重度・重複障害のある子供へのAAC活用 ー理論編ー 1 / 2 2 (木) AM</p>	<p>金森 克浩 (教育情報部・総括研究員) 新谷 洋介 (教育情報部・研究員)</p>	<p>重度・重複障害のある子供への指導におけるコミュニケーション支援に関わる基本的な考え方、支援機器やスイッチトイなどの活用について、実践事例を紹介しながら、その活用方法について論述する。</p>
<p>肢体不自由・病弱教育にかかわる先生方と考える ー子供達にとって病気とは、障害とはー 2 / 1 3 (金) PM</p>	<p>瀬戸 俊之 (大阪市立大学大学院・講師)</p>	<p>病気や障害をもつ子供たちが、力強く、やがては社会の中で自信をもって生きていくために、我々に求められているのは何だろうか。自らの経験を振り返りつつ、小児科医としての立場からも考え、皆さんに問題を提起する。</p>
<p>重度・重複障害のある子供の音楽活動 2 / 2 0 (金) PM</p>	<p>高山 仁 (たかやま音楽療法研究所・所長)</p>	<p>すべての子供は、自らの身体・モノ・ヒト・コトを「遊びの中で」認知し生きる力を身につける。本講義では、重い障害をもつ子供達に遊びの提供として、音楽の生理的、知覚ー認知的、心理ー社会的機能を解説し、発達促進のために用いる手立てを検討する。</p>
<p>子供の身体の発達と課題 2 / 2 3 (月) AM</p>	<p>新平 鎮博 (教育情報部・上席総括研究員)</p>	<p>人は、幸せになる為に様々な技術(医学)、制度(保健・福祉・教育・医療)を発達させてきた。この講義では、身体発育及び運動発達に関して、発達全体の中での位置づけを明確にすることで、疾病・障害を理解し、子供たちへの支援のあり方を提示する。加えて、診断と治療・療育という技術と制度をあわせて説明し、就学前からの就学後の連続性のある支援について保健・福祉・教育の立場での視野を深めることを目的とする。</p>
<p>子供の心理発達と課題 2 / 2 5 (水) AM</p>	<p>伊藤 由美 (教育支援部・主任研究員)</p>	<p>発達に関するアタッチメント理論、乳幼児研究の知見等を基に、子供の発達過程の課題や困難を心理学的視点から概説する。</p>

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
教育課程の編成 ー特別支援学級を含むー 3 / 3 (火) AM	西川 公司 (放送大学・客員教授)	これまでの盲・聾・養護学校及び特別支援学校の学習指導要領等の変遷を肢体不自由教育及び病弱教育の視点から概観した上で、特別支援学校及び特別支援学級等の教育課程の編成・実施の要点及び課題等について概説する。
移行・就労支援の在り方 3 / 5 (木) PM	春名由一郎 ((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センター・主任研究員)	多くの障害や小児慢性疾患のある人にとって、成人後も障害・疾患管理を継続しながら職業生活を送ることが現実的な課題となっている。本講義では、障害児・病弱児が「障害や病気と共存しながらの職業生活」への見通しや準備を進めていくための教育分野での役割や、ジョブコーチ支援等の専門支援や職場の合理的配慮等の労働分野の取組とも連動した、就労移行支援のあり方を考える。
障害のある人と福祉 3 / 10 (火) AM	森下 浩明 (社会福祉法人みなと舎「ゆう」・施設長)	重度の知的障害と肢体不自由を併せ持つ人たちへの地域ケアの実態を通して、重度・重複障害のある人たちの地域生活や仕事、QOL、自己決定など現在の障害福祉の課題となっている事柄をどのように考えるか、また、彼らの社会への完全参加と平等を実現するための支援はどうあればいいのか、支援者の姿勢はどうあればいいのかを共に考える。さらに、そうした社会参加を目指して学校教育は何を、どのように提供すべきかについても言及する。

3. 各障害教育専修プログラム講義

①知的障害教育専修プログラム

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
自閉症の特性と対応 1 / 2 1 (水) AM	渡部 匡隆 (横浜国立大学・教授)	自閉症の障害特性と学習特性を概観し、コミュニケーション行動の形成、生活スキルの形成、自己管理行動の形成、不適応行動の改善等について高機能の児童生徒を含め、行動論的立場から援助方法を論述する。
【演習】 知的障害教育における 個別の教育支援計画・ 個別の指導計画の作成 と活用 1 / 2 2 (木) AM	武富 博文 (教育支援部・主任研究員)	特別支援学校における個別の指導計画と個別の教育支援計画の作成と活用の在り方を論述するとともに、指導目標や手立ての立案に関する演習を行う。
発達障害の診断と療育 1 / 2 2 (木) PM	渥美 義賢 (教育情報部・ 上席総括研究 員)	「発達障害とは何か」について、その概念を解説するとともに、発達障害と考えられる障害の診断について述べる。また、発達障害のある子供の療育をどのように理解し、どのように支援することが望ましいかについても論述する。
【講義・演習】 応用行動分析学(ABA) の基礎 ー子供の行動の理解の 仕方ー 1 / 2 3 (金) AM	三田地真実 (星槎大学大学院・教授)	午前・午後の講義を通して、応用行動分析学(ABA)の基礎となる「強化の原理」の考え方をもとに①子供の行動の理解の仕方、②気になる行動の理解と対処の方法について、演習を交えながら解説する。
気になる行動の理解の 仕方 ー行動の機能からのみ なおしー 1 / 2 3 (金) PM		
【講義・協議】 知的障害教育における 自立活動の理論と指導 の実際 1 / 2 7 (火) AM	大崎 博史 (教育研修・事業部・ 主任研究員)	学習指導要領における自立活動について詳しく解説するとともに、特別支援学校(知的障害)で行われている自立活動の指導の実際について論述する。特に、時間における自立活動の指導、各教科等を合わせた指導の中で行う自立活動について、受講者からの事前レポートを基に、いくつかの事例を取り上げ、知的障害教育における自立活動について全体で協議する。

講義等題目	講師	講義等内容
【演習】 知的障害のアセスメントの理論と実際① 心理検査編 2 / 2 (月) AM	上野 一彦 (東京学芸大学・名誉教授)	アセスメントの理論と実際について概説する。知的障害のある子供のアセスメントで活用される心理検査については、解説とともに、演習を行う。
特別支援学校(知的障害)における学校経営の現状と課題 2 / 1 2 (木) PM	明官 茂 (東京都立町田の丘学園・統括校長)	特別支援学校における学校経営の基本的な考え方について述べるとともに、学校経営の現状と課題およびその対応策について知的障害教育との関連性を踏まえて論述する。
知的障害教育における各教科等を合わせた指導の実際 2 / 1 3 (金) AM	國井 光男 (千葉県総合教育センター・ 主席研究指導主事)	知的障害特別支援学校における実践事例の紹介を通して、領域・教科を合わせた指導の展開や授業改善の視点について論述する。
知的障害教育の現状と課題 2 / 1 3 (金) PM	丹野 哲也 (文部科学省初等中等教育局 特別支援教育課・特別支援教育調査官)	知的障害のある児童生徒を対象にした教育の基本的な考え方を踏まえながら、学校教育法や学習指導要領などにおける規定やその解釈について解説するとともに、現在の特別支援学校や特別支援学級における多様な学びの場について概観し、今後の課題等について言及する。
【講義・演習】 知的障害のある幼児児童生徒の社会性の指導 2 / 1 6 (月) AM	涌井 恵 (教育情報部・主任研究員)	社会性の発達を概観するとともに、知的障害や自閉症のある子供の社会性の発達の支援を進めるために必要となる、社会的スキルの評価、具体的指導・支援方法などについて論述する。
知的障害児・者の地域支援 ー本人、保護者の立場からー 2 / 1 7 (火) PM	野沢 和弘 (毎日新聞・論説委員)	知的障害のある本人やその保護者が地域で生活する中で抱える様々の困難について具体的な事例を通して紹介するとともに、暮らしやすい社会の在り方や、それを実現するための特別支援学校の役割等について論述する。
知的障害教育における組織的・体系的な学習評価の在り方 2 / 1 9 (木) AM	尾崎 祐三 (教育支援部・部長)	知的障害教育における学習評価の意義や基本的な考え方を概説し、観点を定めた学習評価の工夫、組織的・体系的に行う学習評価のPDCAサイクルの在り方などに触れながら、学習評価の実施方法や活用等の在り方について論述する。
【講義・演習】 知的障害教育における観点別学習評価の考え方と実際 2 / 1 9 (木) PM	知的障害教育専修プログラム運営スタッフ	知的障害教育における観点別学習評価の基本的な考え方や在り方について論述する。また、観点別学習評価の理解を深めるためのワークと協議等の演習を行う。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
特別支援学級(知的障害)における授業と学級づくり 2/20(金)PM	荒川 正敏 (横須賀市立船越小学校・総括教諭)	個別の指導計画の作成及び評価の流れや交流及び共同学習の進め方、さらに国語科・算数科(評価と指導経過)、自立活動と道徳の授業実践の紹介等を通して、特別支援学級(知的障害)における授業と学級づくりについて論述する。
【演習】 知的障害のアセスメントの理論と実際② 行動観察編 2/23(月)AM	涌井 恵 (教育情報部・主任研究員)	知的障害のある児童生徒に対するアセスメントの理論と実際について、特に行動観察について概説する。行動観察の手法やその際の留意点を解説するとともに、演習も行う。
知的障害教育における国語の指導の実際 2/24(火)PM	平野あけみ (茨城県立友部東特別支援学校・校長)	知的障害教育における国語科の指導内容のとらえ方や指導の基本的な考え方について、生活の中で生きる力となるための国語の指導の実践例を交えながら論述する。
知的障害教育における教育課程の編成 ーキャリア発達の視点からー 2/27(金)AM	菊地 一文 (青森県教育庁学校教育課特別支援教育推進室・指導主事)	知的障害教育における教育課程の現状と課題について論述するとともに、その充実や改善を図るための具体的方策として、「育てたい力」の明確化や共有をはじめとするキャリア発達支援の視点に基づいて検討する。
【講義・演習】 キャリア教育の視点に基づく授業及び教育課程改善 2/27(金)PM	知的障害教育専修プログラム運営スタッフ	キャリア教育の意義の一つである教育課程の改善を視野に入れ、特総研のキャリア教育研究において提案した「授業」「教育課程」の改善や「個別の教育支援計画」の充実のためのツール及び活用方策について概説するとともに、その一部について演習を行う。
発達障害の理解と基本的対応 3/2(月)AM	平岩 幹男 (Rabbit Developmental Research・代表)	発達障害者に対する様々な治療プログラムについて概説するとともに、本人主体の支援に視点を当てた具体的な実践例を紹介し、本人主体の支援の在り方について論述する。
【講義・演習】 知的障害教育における体育の指導の実際 3/2(月)PM	牛尾眞一郎 (千葉大学教育学部附属特別支援学校・教諭)	知的障害教育における体育科の指導の基本的な考え方、児童生徒の体力特性のとらえ方、体育指導の実際、生涯にわたるスポーツライフにつながる指導の在り方について論述する。また、いくつかの運動やゲームなどの演習を行う。
【講義・演習】 知的障害教育における音楽の指導の実際 3/3(火)AM	工藤 傑史 (筑波大学附属大塚特別支援学校・教諭)	知的障害教育における音楽科の指導内容のとらえ方や指導の基本的な考え方について、余暇支援の視点も交えながら論述する。歌唱や器楽についての演習も行う。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
知的障害児・者の権利擁護 3 / 5 (木) PM	名川 勝 (筑波大学・講師)	障害者権利条約、障害者制度改革の動向を踏まえながら、障害者総合支援法で検討事項になっている意思決定支援の考え方と内容について説明する。さらに、知的障害児・者に関する具体的な事例を示しながら、どのような観点で権利擁護を考えるべきかについて言及する。
知的障害のある児童生徒の主体的な授業参加を促す支援ツールとその活用 3 / 6 (金) AM	村中 智彦 (上越教育大学・准教授)	「支援ツール」の大切な考え方や活用の実際、知的障害や自閉症のある児童生徒が自らわかって動ける、家庭や地域生活につながる授業づくりについて論述する。
知的障害者の就労をめぐる現状と課題 3 / 6 (金) PM	森脇 勤 (京都市教育委員会・ 専門主事)	知的障害教育における就労をめぐる現状と課題を明らかにするとともに、企業や地域社会等との連携した取組を通し、児童生徒のキャリア発達支援の視点からの職業教育の在り方について論述する。
知的障害教育における算数・数学の指導の実際 3 / 10 (火) AM	高橋 玲 (群馬県教育委員会事務局 特別支援教育室・指導主事)	知的障害教育における算数・数学科の指導内容のとらえ方や指導の基本的な考え方について、生活の中で生きる力となるための算数・数学の指導の実践例を交えながら論述する。
ダウン症の特性と対応 3 / 11 (水) PM	玉井 邦夫 (大正大学・教授)	ダウン症の原因や諸特徴、合併症等に代表される医学的特性とコミュニケーションや問題となる行動等の心理的特性への対応方法について、思春期・成人期に生じる問題を取り上げながら論述する。

○実地研修

希望により、1箇所を選択。希望者数によっては調整する場合がある

題 目 等	研 修 先	研 修 内 容
①卒業後の就労・生活支援の実際 2/18(水)終日	(株)富士電機フロンティア 日本理化学工業(株)	<p>(株)富士電機フロンティアは、富士電機(株)の特例子会社として設立され、富士電機グループにおける、清掃や製本・印刷、社内メール、部品加工などの幅広い業務を行っている。社員の中にはフォークリフトの資格試験にチャレンジし、免許を取得している者もいる。</p> <p>日本理化学工業(株)は、昭和35年より重度障害者の雇用にチャレンジし、昭和50年、国の心身障害者多数雇用モデル工場1号を川崎に設置したのを機に「障害者と社会をジョイントする」を経営方針として、障害者を多数雇用しながら品質・生産性・管理面で高い水準を維持している。</p> <p>これらの取組の実際を実地に研修し、卒業後の就労支援、生活支援の在り方について考える機会とする。</p> <p>(株)富士電機フロンティア 〒210-9530 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1-1 日本理化学工業(株) 〒213-0032 神奈川県川崎市高津区久地2-15-10</p>
②特別支援学校(知的障害)における授業の実際 2/18(水)終日	千葉大学教育学部附属特別支援学校	<p>千葉大学教育学部附属特別支援学校は、昭和40年に創立された。「子どものための、子どもによる、子どもの学校生活」をめざし、小学部では生活単元学習と日常生活の指導を、中学部では生活単元学習と作業学習を、高等部では作業学習をそれぞれ教育課程の中心にすえて学校生活を整え、児童生徒の充実した学校生活の実現に努めている。</p> <p>各教科書等を合わせた指導を中心とした授業参観を通して、知的障害の授業のあり方について考える機会とする。</p> <p>千葉大学教育学部附属特別支援学校 〒263-0001 千葉市稲毛区長沼原町312</p>

②肢体不自由教育専修プログラム

講義等題目	講師	講義等内容
【実習】 重度・重複障害のある 子供へのAAC活用 -実習編- 1/22 (木) PM	金森 克浩 (教育情報部・総括研究員) 新谷 洋介 (教育情報部・研究員)	重度・重複障害のある子供への指導におけるコミュニケーション支援に関わる支援機器やスイッチトイを製作する。また、その普及方策について検討を行う。
自立活動の指導 -身体の動きの評価と 指導の実際- 1/23 (金) AM	古川 章子 (北海道拓北養護学校・ 教諭)	特別支援学校(肢体不自由)における自立活動の指導の実際や課題への理解を深めるために、以下の観点で考える。①身体の動きについての評価(大切な視点、具体的な方法)、②評価に基づいた指導(時間における指導、他の教科等における指導)、③教員同士の協働及び外部の専門家との連携について、実践事例を通して論述する。
【講義・演習】 摂食困難への対応 1/23 (金) PM	阿部 晴美 (東京都立北特別支援学校 ・主幹教諭)	肢体不自由のある児童生徒の中には、食物摂取機能に障害がある場合も多い。生活の基本である「食べる」ことにかかわる、摂食・嚥下機能の発達過程、機能不全の内容を概説し、教育の場での実践に求められる知識や指導法について演習も交えて論述する。
【講義・演習】 肢体不自由のある子供の 感覚運動指導の実際 1/27 (火) AM	當島 茂登 (前鎌倉女子大学・教授)	特別支援学校(肢体不自由)には重度の知的障害を伴う子供が多く在籍している。このような子供達に対する指導の一つとして感覚運動指導がある。本講義の前半は、発達の初期段階における感覚運動指導の重要性について述べる。特に、指導内容・方法を検討する手がかりになる学習の系列、アセスメント法などについても言及する。講義の後半は実技をとおして考える。
【講義・演習】 聴知覚・認知の評価と その指導 2/2 (月) AM	藤本 裕人 (教育支援部・ 上席総括研究員)	聴知覚の基本的な発達過程をふまえ、聴覚と音声言語の関係、重複障害児の聴力検査、音環境整備の実際について概説し、演習を行う。
【講義・演習】 特別支援学校経営の現 状と課題 2/12 (木) AM	田添 敦孝 (東京都立光明特別支援学 校・統括校長)	日本の肢体不自由教育の現状と課題を踏まえ、特別支援学校における様々な課題と方向について、学校経営の基本的な考えから捉えて論述する。その際に、受講者が主体的に学校経営に参画することへの意識を明確にするために、実践事例の紹介や演習等を取り入れる。
肢体不自由教育の現状 と課題 2/12 (木) PM	分藤 賢之 (文部科学省初等中等教育 局特別支援教育課・ 特別支援教育調査官)	肢体不自由教育の現状を考察するとともに、特別支援学校(肢体不自由)の特色ある教育活動を紹介しながら、特別支援教育における肢体不自由教育の在り方や課題について言及する。

講義等題目	講師	講義等内容
【講義・演習】 肢体不自由のある子供の 上肢機能の理解と指導 2 / 13 (金) AM	助川 文子 (日本リハビリテーション 専門学校・作業療法士)	日常生活動作、学習能力などの発達を促す視点で、 上肢(肩・肘・手)機能の発達について解説する。事 例を通して実態の把握や指導のポイントについて紹 介し、演習を通して指導の実際について概説する。
言語発達の評価と指導 の実際 2 / 16 (月) AM	吉川 知夫 (十文字学園女子大学特別 支援教育センター・准教授)	ことばの発達やその障害について概説しつつ、こ とばに障害のある子供へのアセスメント法について 講義する。また、指導の実際を紹介しながら肢体不 自由のある子供のコミュニケーションに関する支援 のあり方について論述する。
【演習】 肢体不自由教育におけ る指導計画の実際 2 / 17 (火) PM	長沼 俊夫 (教育支援部・総括研究員) 徳永亜希雄 (教育支援部・主任研究員)	肢体不自由のある幼児児童生徒への適切な指導の ための指導計画について、研修員の勤務校等での現 状についての協議を行うとともに、その在り方につ いて論述する。
障害の重い子供の身体 運動の捉え方 2 / 19 (木) AM	笹本 健 (国立特別支援教育総合研 究所・名誉所員)	障害の重い子供に対し、彼らの「身体運動・身体 の動き」を、どのように捉えて教育実践の展開に結 びつけるのかを論述するとともに、実践事例を紹介 する。
自立活動の指導 -授業計画の実際- 2 / 19 (木) PM	長沼 俊夫 (教育支援部・総括研究員)	自立活動の指導について、目標と指導内容の設定 について概観し、指導計画の作成について配慮事項 を確認する。その上で、肢体不自由のある児童生徒 の指導計画の作成を手順を踏まえて解説する。続い て、特に障害の重い児童生徒における自立活動の指 導を生かした授業づくりについての課題を整理し、 具体的な工夫について論述する。
【講義・演習】 肢体不自由児／者のス ポーツの理論と実際 2 / 24 (火) PM	曾根 裕二 (大阪体育大学・講師)	肢体不自由児／者のスポーツの理論として、これ までの経過や今後の展望について、パラリンピック を巡る動向を含めて論述する。また、スポーツの実 際として、演習を通して適切な指導等について検討 を行う。
【講義・協議】 小中学校における肢体 不自由教育 -特別支援学級の実践 を中心に- 2 / 27 (金) AM	長沼 俊夫 (教育支援部・総括研究員)	インクルーシブ教育システムの構築が進められて いることを背景に、小中学校における肢体不自由教 育について、特別支援学級の指導に注目して論じる。 特別支援学級(肢体不自由)の全国的な現状を調査 研究の結果から概説し、教育課程編成や指導の実際 について言及する。また、受講者が所属する特別支 援学校の所在する地域の特別支援学級(肢体不自由) についての情報交換を行い、特別支援学級(肢体不 自由)の有する課題について協議する。

講義等題目	講師	講義等内容
発達を促す教材教具の活用 2 / 27 (金) PM	立松 英子 (東京福祉大学・教授)	障害の重い子供を指導する際には、言葉でものを考える前の思考として、触ったり、見たり、聞いたりしてわかっていく子供の世界を理解することが必要である。そうした子供の認知発達を捉えるために大切な視点や具体的な方法について概説する。その上で、発達を促す教材教具の活用について、理論に基づいた実践を紹介し、具体的な指導の工夫について論述する。
【講義・実習】 肢体不自由のある子供の姿勢・運動とポジショニング 3 / 6 (金) AM	花井 丈夫 (横浜療育医療センターリハビリテーション課・担当部長)	理学療法士の立場から、肢体不自由のある子供たちへのかかわり方について、ポジショニングを中心に論述する。学校や家庭等での生活をできるだけ快適に過ごし、ひいては機能向上にもつながるような子供たちへの介助の仕方について、介助する側の姿勢や身体の使い方等に重点を置きながら、実技を交えて概説する。
肢体不自由児の障害特性を踏まえた教科指導 3 / 6 (金) PM	一木 薫 (福岡教育大学・准教授)	肢体不自由児の教科指導において教員が理解しておく必要のある「障害特性と教科指導」「脳性まひ児の認知面の困難」「個人差の大きい集団の指導」について、事例を交えながら概説する。
【講義・実習】 肢体不自由のある児童生徒の教科指導への入門期の指導 3 / 9 (月) AM	川間 弘子 (特定非営利活動法人山口発達臨床支援センター・理事長)	教科への入門期の指導(文字の読み書きや計算につながる指導)における肢体不自由児の実態把握と教科指導へのつながりを見据えた目標設定及び指導の実際について、概説する。講義に併せて実習を行い、体験をとおして理解の深化を図る。
肢体不自由教育の歴史 3 / 11 (水) PM	徳永亜希雄 (教育支援部・主任研究員)	我が国の肢体不自由教育の変遷について社会的背景と合わせて概観し、特別支援教育における今後の肢体不自由のある子供の教育の在り方について論述する。 【学校要覧等、各校、各地域等の歴史が分かる資料を持参】

○実地研修

希望により、1箇所を選択。希望者数によっては調整する場合がある

題 目 等	研 修 先	研 修 内 容
療育施設の実践 2 / 18 (水) 終日	①杉並区こども発達センター ②横浜市南部地域療育センター ③横浜市中部地域療育センター ④横須賀市はぐくみかん	<p>特別支援教育では、子供のニーズを適切に捉え、保護者を含めた関係機関・関係者が密接に連携し、一貫した支援と指導が求められる。見学を通して就学前の支援の実際を理解し、学校教育の課題について多角的な視点で学ぶ。また、学校と療育機関、教員と他職種の専門家との連携について考える。</p> <p>杉並区こども発達センター 〒168-0072杉並区高井戸東1-18-5</p> <p>横浜市南部地域療育センター 〒235-0033横浜市磯子区杉田5-32-20</p> <p>横浜市中部地域療育センター 〒232-0007横浜市南区清水ヶ丘49</p> <p>横須賀市はぐくみかん 〒238-0004横須賀市小川町16</p>

③病弱教育専修プログラム

講義等題目	講師	講義等内容
病弱教育の歴史 1 / 2 3 (金) AM	桐山 直人 (神奈川県立三ツ境養護学校・副校長)	我国の病弱教育対象児童生徒の病気の種類の変遷について社会的背景及び学校衛生と併せて概説し、特別支援教育における病弱の子供の教育の在り方を考える基盤を培う。 ①日本病弱教育史の時代区分 ②虚弱児の出現(1897年学生生徒身体検査規程) ③虚弱児の対応 ④虚弱児教育の制度化 ⑤戦後病氣療養児の教育の始まり ⑥養護学校義務化(1979年) ⑦病氣療養児の教育の改善・充実 (1994年病氣療養児の教育について)
【講義・協議】 入院している子供の教育支援のための教育と医療との連携 -小児看護の立場から- 1 / 2 3 (金) PM	濱中 喜代 (東京慈恵会医科大学・教授)	特別支援教育を病院で入院しながら受ける子供と家族への支援について、教育と医療との連携のあり方も含めて、小児看護の立場から概説する。また2010年に小児病棟の師長・主任に行った教育支援に関する調査結果についても解説し、教育支援の現状や今後の課題についても論述し、さらに今後のあり方についても議論を深めたい。
病気のある子供の自立活動 -自己管理支援を中心に- 1 / 2 7 (火) AM	武田 鉄郎 (和歌山大学大学院・教授)	病弱教育における自立活動を解説する。自己管理支援、健康の概念、セルフケアをキーワードに自立活動の内容、方法等を考えていく。その際にストレス対処過程でのソーシャルサポートや対処行動、又は自己効力感の効用について言及する。
関係性の障害とその対応 1 / 2 7 (火) PM	植木田 潤 (宮城教育大学・准教授)	乳児は授乳を通じて母親から身体の栄養を取り入れるのと同時に、肌の温もりや柔らかさから安心感や安全感という心の栄養を取り入れている。この心理的な授乳に示唆される「成長に必要な何かを取り入れること」こそ、何かについて「学ぶこと」の原点になっている。この学ぶことを巡って生ずる、成長に不可欠な関係性とはどのようなものか考えてみたい。
【講義・協議】 病気のある子供の復学支援 2 / 2 (月) AM	平賀健太郎 (大阪教育大学・准教授)	入院治療を終えた後、前籍校に復学可能な慢性疾患児が増加し、特別支援教育において、通常の学級に在籍する病気のある子供たちへの長期的な支援が求められている。現在の復学支援の実践例や課題を説明しながら、関係者間の連携の重要性について講義し、今後の円滑な復学支援の在り方について討議を行う。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
特別支援学校経営の現状と課題 2 / 2 (月) PM	瀬戸ひとみ (神奈川県立横浜南養護学校・校長)	学校経営は、学校教育法等に基づき運営されるものであるが、学校経営者の見識が重要である。校長のリーダーシップが議論される所以である。この講義では、全国の特別支援学校の現状と課題、病弱特別支援学校の現状と課題をのべ、私見であるが、①学校を経営するとは、②子供を育てる、教員を育てる、学校を育てる、③何に向かって(目指す学校像)、④何を使って(ヒト、モノ、カネの総合的な計画)、⑤誰とともに(地域との連携、大学や研究機関との連携、保護者との連携)に言及する。最後に、教育は社会を支える大事業である。
【講義・協議】 ICTを活用した特別支援学校(病弱)の活性化 2 / 1 2 (木) AM	森山 貴史 (教育支援部・研究員)	特別支援学校(病弱)は、本校のほかに分校や分教室が設置されていることが多い。そのため各校が広域にわたり点在しており、学校として一体化した教育活動を進めていく上で、さまざまな制約を受けることになる。全国の病弱教育におけるICTを活用した教育の試みについて紹介し、特別支援学校(病弱)さらには病弱教育全体の活性化について、協議を行う。
病弱教育の現状と課題 2 / 1 2 (木) PM	丹羽 登 (文部科学省初等中等教育局特別支援教育課・特別支援教育調査官)	我が国の病弱教育の現状について、①20世紀の病弱教育、②病気の種類の変遷、③病弱教育の意義、④これからの病弱教育について分析し、21世紀の病弱教育の在り方について論述する。また、新学習指導要領をふまえて、病弱教育の充実のための課題と具体的展開の方策について論述する。
【講義・演習】 病気のある子供が抱える心理的課題への対応 2 / 1 3 (金) AM	村上 由則 (宮城教育大学教職大学院・教授)	慢性疾患は障害としての性格をもち、病弱児には特別な援助が必要である。教育は、病状変動の認知、変動の原因の認識、生活水準での対処、そしてそれらを支える受容にとって、重要な役割を担う。ここでは、子供の行動と援助に関して具体例をあげて概説する。
【講義・演習】 病弱教育における授業論 ① 2 / 1 6 (月) AM ② 2 / 1 8 (水) PM	病弱教育専修プログラム運営スタッフ	病弱教育の授業に求められる視点を明らかにすることを目的として、受講者各自の日頃の授業実践を持ち寄り、討議および演習を行う。
【講義・協議】 病院にある学校の教育の実際 2 / 1 7 (火) PM	赫多久美子 (立教大学・兼任講師)	病院内という制限された環境における授業の工夫、病院スタッフとの連携の図り方を中心に論ずる。また、様々な病状にある子供とその家族への教育支援について協議を行う。更に、教師自身を支えるための教師集団の在り方、組織力等についてともに考える。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
病気と障害の医学 2 / 18 (水) AM	新平 鎮博 (教育情報部・ 上席総括研究員)	病気と障害を理解するために基本的な医学的知識は必要である。日進月歩の医療の進歩による診断(原因を探る)と治療について、教育現場で指導に活かす視点から解説する。病気と障害の発症原因を先天異常と後天異常に整理して概説し、特に臨床遺伝学については詳細を解説する。
【講義・実習】 病弱教育における授業 実践のための質的研究 法 2 / 23 (月) PM	谷口 明子 (東洋大学・教授)	病弱教育担当教師の専門性向上が叫ばれる現在、個々の教師たちが培ってきた経験知・実践知を伝達することが喫緊の課題である。そのためにも、現場レベルの実践研究に校内研究として取り組み、その成果を蓄積することの重要性が増している。本講義では、日常的な実践の記録を校内研究としてまとめる手法について、質的研究法を中心に、実例を示しながら学習する。
小児緩和ケアの実際 2 / 24 (火) PM	平田 美佳 (聖路加国際病院・小児看 護専門看護師)	小児医療の現場において、子供と家族のこころとからだの痛みを緩和し、Quality of lifeを高める緩和ケアについて、その意義、基本的な知識、必要なケアを概説する。また小児緩和ケアの実際についての事例を紹介し、医療者や教員を含む多職種チーム医療の在り方、教員の担う役割の重要性について考える。
【講義・協議】 医教の連携と協働 ー高次脳機能障害を中 心に、小児のリハビリ についてー 2 / 25 (水) PM	大塚恵美子 (千葉県千葉リハビリテ ーションセンター高次脳機能 障害支援センター・センタ ー長) 廣瀬 綾奈 (千葉県千葉リハビリテ ーションセンター高次脳機能 障害支援センター・主任言 語聴覚士)	脳炎脳症や交通事故等の後遺症として起こる高次脳機能障害は、子供の場合、治癒過程と成長発達に修飾され、変化する多彩な障害像を呈し、既存の障害種を超える対応が求められる。子供の高次脳機能障害の医療の実際を概説し、その教育的対応について言及する。
病弱教育における小中 学校支援の実際 3 / 3 (火) PM	副島 賢和 (昭和大学・准教授)	病院の中にある小中学校の病弱・身体虚弱特別支援学級における教育について理解を深める。そして、医療と教育との連携に関する事例を紹介し、病気の児童生徒を中心とした教育支援の在り方について考える。また、慢性疾患のある児童生徒の多くは、通院しながら小中学校で学んでいる。そこで、通常の学級に在籍する病気の児童生徒への支援についても論ずる。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
病弱教育の今日的課題 -インクルーシブ教育 システムの構築と病弱 教育- 3/6 (金) AM	新平 鎮博 (教育情報部・ 上席総括研究員)	病気のある子供たちの教育環境は、医療の進歩による治療等の変化の影響を受けている。子供たちの通院・入院のあり方が変わってきている今日、病弱教育は、さらに多様なニーズへの対応が求められている。今後、インクルーシブ教育システム構築が進められていく中、多様な学びの場における病弱教育はどうあるべきか、様々な観点から考える。
病気のある子供を取り 巻く関係機関との連携 3/6 (金) PM	植田 貴子 (福島県養護教育センター ・ 指導主事)	特別支援学校(病弱)が、病気の子供を取り巻く関係機関と連携して、センター的機能を果たす意義と役割について、実際の事例を基に概説する。また、関係機関との連携の在り方や地域支援の在り方について、その現状と課題を受講者とともに考えたい。
発達障害のある子供の 理解と支援 3/10 (火) PM	梅田 真理 (教育情報部・総括研究員)	LD・ADHD・高機能自閉症は障害として気づかれにくいところがあり、従って適切な対応も遅れがちになる。また、これらの子供は周囲の人や環境との適応過程にストレスを受け易く、心理面、身体面、行動面の症状・問題を呈することも少なくない。発達障害の特徴と基本的な対応について説明し、起きやすい二次障害等についても解説する。
難病の子供と福祉 3/11 (水) PM	福島 慎吾 (難病のこども支援全国ネットワーク・事業部長)	難病や慢性疾患のある子供とその家族を支えるためには、必要な社会資源を必要なタイミングで利用することが大切である。難病や慢性疾患のある子供が利用可能な社会保障・福祉制度などの社会資源を概観し、難病児の一例を通して保護者の立場から専門職に対して望むことにも言及する。

○所外研修

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
小児がんにおけるトータルケアの在り方 2 / 19 (木) PM	松本 公一 (国立成育医療研究センター・小児がんセンター長)	小児がんの中で、もっとも高頻度に発生する白血病の子供たちのトータルケアとはなにか、を概説する。 続いて、病気の説明の仕方(病名告知)、子供たちのQOL、ターミナルケア、そして亡くなった子供の家族へのケアなどについて言及する。 講義会場：東京都立光明特別支援学校 そよ風分教室
小児期における精神疾患の医療と学校保健 2 / 27 (金) PM	新井 卓 (神奈川県立こども医療センター児童思春期精神科・部長)	近年、特別支援学校(病弱)には、発達障害の2次障害を含む精神疾患の診断名をもつ児童生徒が増加傾向にある。また、児童精神科外来には、不登校をともなう精神疾患のある児童生徒が多く来院し、教育との連携が不可欠となっている。そこで、児童精神科外来や入院治療を受けている子供の現状を医療の立場から述べ、教育との連携を考えることとする。 講義会場：神奈川県立こども医療センター

○実地研修

題 目 等	研 修 先	研 修 内 容
医療施設での取組の実 際① 2 / 19 (木) AM	東京都立光明特別支援学校 そよ風分教室 (国立成育医療研究センター内)	白血病の子供たちの医学、看護、心理、教育等からのトータルケアの実際を研修し、その実態を把握すると共に、白血病、腫瘍などの小児がんにかかった子供のターミナルケア、トータルケアの在り方について考える機会とする。 〒157-0074 東京都世田谷区大蔵2-10-1
医療施設での取組の実 際② 2 / 27 (金) AM	神奈川県立横浜南養護学校 (神奈川県立こども医療センター内) 神奈川県立こども医療センター	精神疾患・慢性疾患・悪性新生物・重度重複障害の子供たちの医学、看護、心理、教育等からのトータルケアの実際を研修し、その実態を把握する。またそれらの子供へのトータルケアの在り方について考える機会とする。 〒232-0066 神奈川県横浜市南区六ッ川2-138-4

4. 重点選択プログラム講義

①知的障害を伴う自閉症

講義等題目	講師	講義等内容
自閉症教育における現状と課題 2 / 4 (水) AM	神山 努 (企画部・研究員)	自閉症教育をめぐる課題を整理するとともに、これまでの研究成果や近年注目されている指導方法等の知見について紹介し、今後の自閉症教育の在り方について論述する。
自閉症教育における発達の理論 2 / 4 (水) PM	染谷 利一 (特定非営利活動法人银杏の会御茶ノ水発達センター・副センター長)	自閉症の認知発達に関する代表的な知見の一つとして、学校現場で使われている「認知発達治療の実践マニュアルー自閉症のステージ別発達課題ー(別称「自閉症の太田ステージ」)が挙げられる。本講義では、各ステージでいう認知発達段階を促す学習課題等を参考に太田ステージの解説と具体的な指導事例を紹介する。
自閉症のある子供の言語・コミュニケーションの指導 2 / 5 (木) AM	東 敦子 (社会福祉法人のゆり会のぞみ発達クリニック・所長)	言語やコミュニケーションの問題は、自閉症の中核的な障害の一つである。自閉症のある子供たちの言語・コミュニケーション発達の特徴や、その発達を支援したり、絵カードなどの代替の方法で補う方法等の具体的な指導方法についての理解を深める。
自閉症児者の地域活動支援 ー本人及び保護者の立場からー 2 / 5 (木) PM	明石 徹之 (川崎市役所・職員) 明石 洋子 (社会福祉法人あおぞら共生会・副理事長)	明石徹之氏は自閉症のある当事者であり、現在川崎市職員として働く生活を送っている。明石洋子氏は徹之氏の保護者として、そして社会福祉法人の副理事長として、これまで30数年以上様々な市民活動に取り組み、「自閉症のある人が地域の中で普通の暮らしを送る」共生社会の実現を目指してきた。子育てをとおして大切にしてきたことや、自閉症のある人が自立するために求められる体制や環境、学校教育に対して求めることなどについてお話しいただく。
【演習・協議】 自閉症教育における授業研究の実際 ① 2 / 6 (金) AM ② 2 / 9 (月) PM	知的障害を伴う自閉症運営スタッフ 佐藤 肇 (教育情報部・総括研究員) 筑波大学附属久里浜特別支援学校教員	筑波大学附属久里浜特別支援学校の授業において、各教室の在籍幼児児童の実態、日課、授業のねらい等について押さえながら授業見学する。見学した授業を振り返り、指導内容、教材・教具、指導方法、環境整備、かかわり方等の視点から協議を行い、有効な工夫点や改善方策について検討する。 【久里浜特別支援学校における授業研究と協議】
【講義・演習】 自閉症教育及び療育における指導の実際と教材教具の工夫 2 / 6 (金) PM	本田 祐介 (長野県伊那養護学校・講師)	自閉症のある子供の教育的ニーズに応じた教材・教具の工夫とその実際について紹介し、その意義や基本的な考え方、授業等で効果的に活用するための視点について主に視覚的支援に焦点を当てて論述する。また、実際にスケジュール等の教材・教具の作成等の演習を行う。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
主体的な授業参加を促す授業改善の在り方 2 / 9 (月) AM	藤原 義博 (創価大学・教授)	自閉症のある児童生徒の主体的な授業参加を促す授業改善の在り方及び指導内容・方法について、授業目的に応じた活動量や参加機会の確保、人のかかり方や動線、物や手がかりの配置の工夫、指導者の位置と役割分担の整理等の観点から論述する。

②重度・重複障害

講義等題目	講師	講義等内容
重度・重複障害のある 子供の授業づくり 2 / 3 (火) AM	山田規美江 (北海道教育大学・ 非常勤講師)	教育にとって一番大切な日々の「授業」について 考え、教師が重度・重複障害のある子供を目の前に したとき、どのように子供と向き合うのか、子供の 思いや願いをかなえるためにはどうすれば良いか等 について言及するとともに、子供の「学ぶ」ことへ の興味関心を大切にしたい授業づくりは、いかにある べきかについて考えを述べる。
【講義・協議】 訪問教育の現状と指導 の実際 2 / 3 (火) PM	大崎 博史 (教育研修・事業部・ 主任研究員) 成田 晶子 (埼玉県越谷特別支援学校 ・教諭)	訪問教育は、重度・重複障害のある児童生徒や療 養中の児童生徒等、特別支援学校等に通学困難な児 童生徒に対して、教員が家庭や福祉施設、病院等を 訪問して行う教育である。この講義では、訪問教育 の基本や研究所が実施した訪問教育に関する実態調 査等の結果をもとに、全国で実施されている訪問教 育の現状と課題について言及する。 また、訪問教育担当者から、訪問教育の指導の実 際について話をうかがい、担当者の心情や授業の工 夫、校内での連携の在り方、訪問教育が担う役割等 について考える。
【講義・演習・協議】 重複障害のある子供の 環境の把握とコミュニ ケーション① ー障害の理解ー 2 / 4 (水) 終日	齊藤由美子 (企画部・主任研究員) 小澤 至賢 (教育支援部・主任研究員)	知的障害や運動障害に感覚障害を併せ有する子供 にかかわるとき、情報及びコミュニケーションを保 障することが不可欠である。この演習では、「弱視」 「難聴」等の疑似体験によって、情報収集能力やコ ミュニケーション能力を低下させた状態が行動や思 考や感情に何をもたらしかを体験し、障害状況の理 解と共感を試みる。この演習によって、自らの児童 生徒とのかかわり合いについて見つめ直すきっかけ を提供すると共に、感覚障害を併せ有する重複障害 のある子供への配慮について学ぶことを目的として いる。
【講義・演習・協議】 重複障害のある子供の 環境の把握とコミュニ ケーション② ーアセスメントから実 践へー 2 / 5 (木) AM	齊藤由美子 (企画部・主任研究員)	実態把握の難しいコミュニケーションの困難な重 複障害のある子供に対して、視覚による環境把握の 初期的な力、受信・発信方法、人とのやりとりの力 についてのアセスメントについて概説する。これら のアセスメントは、重複障害のある場合に見落とさ れがちな子供の持つ力への気づきを促すことを目指 している。さらにアセスメントの結果をどのように 実践へと展開するかについて事例を挙げ、演習・協 議を行う。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
<p>【講義・協議】 重複障害のある子供の環境の把握とコミュニケーション③ ー子供の主体的な生活や学習を支える支援ー 2 / 5 (木) P M</p>	<p>采女 靖彦 (静岡県立中央特別支援学校・教諭) 齊藤由美子 (企画部・主任研究員)</p>	<p>重度の知的障害を併せ有する重複障害のある子供が主体的な生活や学習を支えるための支援のあり方について、特別支援学校における実際の支援の取り組みから話題提供を行う。</p> <p>子供の実態把握から行う関わりや環境設定の配慮、コミュニケーションが生じやすくなる子供の立場に立った物理的・人的環境や状況の文脈づくりについて、学校や生活場面でいう具体的な配慮や工夫に言及し、演習を行う。</p>
<p>【講義・協議】 医療的ケアを必要とする子供の教育的支援 2 / 9 (月) A M</p>	<p>大森 保徳 (茨城県立伊奈特別支援学校・教諭) 大崎 博史 (教育研修・事業部・主任研究員)</p>	<p>医療的ケアを必要とする子供の教育的支援の在り方について考える。</p> <p>前半は、医療的ケアを必要とする児童生徒に対する支援の実際や、その中でも大きな課題となっている医療関係者等との連携の在り方について話題提供を行う。</p> <p>後半は、受講者の事前レポートをもとに、各学校における医療的ケアの現状と課題、医療的ケアを必要とする子供の支援の在り方の工夫等について発表しあい、その課題を解決する方法について考える。</p>
<p>重度・重複障害のある子供のかかわりの観点 2 / 9 (月) P M</p>	<p>石川 政孝 (帝京大学・教授)</p>	<p>重度・重複障害のある子供たちが主体的・能動的に様々な学習活動を展開するために、子供たちの身体のごくわずかな動きや自発的行動から、人との関係が深まる糸口や、子供が周囲の世界に関心を向ける糸口等の子供とかかわる観点について述べるとともに、子供が環境状況等について情報を収集し、知覚・認知していくための中心的な活動である探索活動についても言及する。</p>

○実地研修

希望により、1箇所を選択。希望者数によっては調整する場合がある

題 目 等	研 修 先	研 修 内 容
重度・重複障害者の一生涯を通した支援の在り方と実際 2 / 6 (金) 終日	①社会福祉法人横浜共生会 「ガッツ・びーと西」 (地域活動ホーム) ②社会福祉法人みなと舎 「ゆう」 (生活介護事業所) ③社会福祉法人三篠会 「ソレイユ川崎」 (重症心身障害児(者)施設) ④社会福祉法人風祭の森 「太陽の門」 (重症心身障害児(者)施設)	<p>重度・重複障害のある方の一生涯を通した支援を実施している福祉施設での実際の活動の様子を知り、受講者もその活動に共に参加し、活動後に一日の振り返りと協議を行うことによって、あらためて障害のある方々への学校教育の在り方について見つめ直すことを目的としている。</p> <p>①「ガッツ・びーと西」は、相談事業・日中活動支援事業・生活支援事業・地域交流事業という4つの柱となるサービスを展開し、障害のある人の地域生活をサポートする地域活動ホームで、一人一人のメンバーが自分で選び、自分で決めるための支援を組織的に実施しているところでもある。 〒220-0055 横浜市西区浜松14-40</p> <p>②「ゆう」は、重度・重複障害のある方を対象とした生活介護事業所である。学校卒業後の日中の活動の場として地域での生活を支えている。メンバー一人一人に対応した支援等のユニークな取組も実施している。 〒234-0104 横須賀市芦名2-8-17</p> <p>③「ソレイユ川崎」は、重症心身障害児(者)施設であり、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している方々に、医療ケアだけではなくリハビリや療育活動、個々のペースに合わせた生活を提供している。ソレイユ(=フランス語で「太陽」の意味)のように人々の笑顔とエネルギーにあふれる施設作りをめざし歩み続けている。 〒215-0001 神奈川県川崎市麻生区細山1203</p> <p>④「太陽の門」は、重症心身障害児(者)施設で、知的障害と身体障害のある利用者一人一人のためにすべてを優先して貢献し、明るく楽しい日常生活のための環境をつくるために、安心感と信頼感に基づいた医療、福祉を提供することを理念としている施設である。 〒250-0032 神奈川県小田原市風祭563</p>

③支援機器・教材等活用

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
アシスティブ・テクノロジーの活用 2 / 3 (火) AM	畠山 卓朗 (早稲田大学人間科学学術院・教授)	コミュニケーションエイドについてその歴史と背景、理論と実践について論じる。
【講義・演習】 アシスティブ・テクノロジーの導入と評価 2 / 3 (火) PM	金森 克浩 (教育情報部・総括研究員)	アシスティブテクノロジーの活用に関する検討会議であるATコンシダレーションについて、その活用方法について論じ、実際に演習を行う。
【実習】 情報関連支援機器の活用と情報普及 ① 2 / 4 (水) AM ③ 2 / 9 (月) PM	支援機器・教材等活用運営スタッフ	支援機器の基本操作、設定、メンテナンス方法について、実際に支援機器を操作して実習を行う。また、支援機器の普及方策について Web 教材を作成する。
知的障害・発達障害教育における情報手段の活用 2 / 4 (水) PM	坂井 聡 (香川大学・教授)	知的障害教育・発達障害教育における情報手段による支援について、その障害特性と支援方法について論じる。
【講義・実習】 肢体不自由教育における情報手段の活用・支援機器作成実習 2 / 5 (木) 終日	竹島 久志 (仙台高等専門学校・教授) 支援機器・教材等活用運営スタッフ	肢体不自由教育における支援機器活用の実践事例を中心に、情報手段の活用方法を紹介する。また、スイッチや入力装置の製作実習を行う。
情報モラルと個人情報保護 2 / 9 (月) AM①	新谷 洋介 (教育情報部・研究員)	特別支援教育における情報モラル教育についてその課題と、具体的な指導方法について論じる。
病弱教育における情報手段の活用 2 / 9 (月) AM②	森山 貴史 (教育支援部・研究員)	病弱教育における情報手段による支援について、その障害特性と支援方法について論じる。

○実地研修

題 目 等	研 修 先	講 義 等 内 容
情報関連支援機器の活用と情報普及② 2 / 6 (金) 終日	東京都障害者 IT 地域支援センター	支援機器の活用状況やサポート体制を実際に見学して情報を得る。 〒112-0006 東京都文京区小日向4-1-6東京都社会福祉保健医療センター1階

7 平成26年度セミナープログラム



平成26年度国立特別支援教育総合研究所セミナー 参加のご案内

インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進 —学校・地域の取組における新たな展開—

- ◇ 期 日 平成27年1月29日（木）・30日（金）
- ◇ 会 場 国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）
- ◇ 定 員 700名
- ◇ 主 催 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

国立特別支援教育総合研究所（NISE）では、研究活動等の成果普及や質の向上、教育関係者や関係機関との情報共有を図るため、毎年、「国立特別支援教育総合研究所セミナー」を開催しております。

平成19年の4月に特別支援教育に移行して、今年度で8年目を迎えます。この間、特別支援教育は、関係者のご尽力により、そのねらいの達成に向けて、着実に進展しているところです。

平成26年の1月には、長年の懸案であった障害者の権利に関する条約が、我が国においても批准され、新たな歩みが期待されています。本研究所においては、平成25年11月に「インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）」を開設し、翌年の7月には、文部科学省の支援を得ながら、新たなコンテンツとして「合理的配慮実践事例データベース」を開設したところです。

平成26年度の研究所セミナーでは、1日目に、文部科学省からの行政説明を予定し、最新の情報を参加者に提供していただくとともに、インクルーシブ教育システム構築に向けて、「学校・地域において子どもを支えるために」と題して、基調講演やシンポジウムを行います。次いで2日目は、セッション2として、本研究所が取り組んでいる調査や事業に関するトピック紹介を行うとともに、ポスター発表等を通じて、既に終了した研究課題の成果を紹介させていただきます。加えて、セッション3では、本年度終了予定の研究課題について、分科会形式での成果報告を行います。

特別支援教育は、今後も、多くの関係者の力を合わせて、一歩ずつ形作っていくものであります。本セミナーをとおして、参加者から、研究所の研究等に関するご意見やご要望を賜り、それらを今後の特別支援教育の進展に役立てていければと考えています。大勢の皆様のご参加を期待しております。

理事長 宍戸 和成

日 程

<1日目> 平成27年1月29日（木）（カルチャー棟：大ホール）



<2日目> 平成27年1月30日（金）（カルチャー棟：大ホール、小ホール、センター棟：417）



*ポスターは、2日目の朝より掲示する予定です。

*ポスター発表等各種展示は、昼食休憩の時間の一部（11:50～13:20）を利用して行います。

■このご案内は本研究所のホームページ（<http://www.nise.go.jp/>）にも掲載しております。

プログラム 1日目 1月29日 13:00～17:00

【行政説明】 特別支援教育行政の現状と課題

13:15～13:55

【講師】 井上 恵嗣 氏 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課課長

【セッション1】 基調講演・シンポジウム

14:00～17:00

学校・地域において子どもを支えるために

基調講演では、インクルーシブ教育システム構築に向けて、学校や地域において子どもを支えるためには、支援システムをどのように機能させて実践につなげていくのか、特別支援教育の理論を学校教育における実践に結びつけ、効果的な学習支援を実現することについて具体的にお話をいただきます。

それを受けて、シンポジウムでは、特別支援学校、小学校、教育委員会の各立場から実際に進めている取組等について話題提供をいただき、意見交換をとおして、子どもを支えるための今後の学校・地域における新たな展開を探ります。

司会 小林 倫代（国立特別支援教育総合研究所）

【基調講演】（14:00～15:00）

講演者 安藤 壽子 氏（お茶の水女子大学）

【シンポジウム】（15:20～17:00）

シンポジスト 小野 真嗣 氏（宮城県立みやざき中央支援学校）

村井 方子 氏（横浜市立洋光台第一小学校）

鎌田 誠 氏（秋田県横手市教育委員会）

指定討論者 安藤 壽子 氏（お茶の水女子大学）

2日目 1月30日 9:30～16:00

【セッション2】 トピック紹介

9:30～11:50

ここでは研究所が取り組んでいる調査や事業に関するトピックを紹介します。

前半は、文部科学省が平成24年12月に公表した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の補足調査（本研究所が実施）の結果について、及び、昨年度開設し、今年度7月、合理的配慮に関する実践事例の公開に至った「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」について紹介します。

後半は、「国立特別支援教育総合研究所支援機器等教材普及促進事業」における取組の現状について、支援機器等の活用を中心に紹介するとともに、「特別支援教育教材ポータルサイト」構築の進捗状況も紹介します。

司会 牧野 泰美（国立特別支援教育総合研究所）

前半の部（9:30～10:55）

【研究所の研究活動】 原田 公人（国立特別支援教育総合研究所）

【調査・事業報告】

・「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の補足調査結果報告

伊藤 由美（国立特別支援教育総合研究所）

・インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて

藤本 裕人（国立特別支援教育総合研究所）

森山 貴史（国立特別支援教育総合研究所）

後半の部（11:15～11:50）

【事業報告】

・「国立特別支援教育総合研究所支援機器等教材普及促進事業」の経過と現状

事業報告 金森 克浩（国立特別支援教育総合研究所）

話題提供 青木 高光 氏（長野県稲荷山養護学校）

井上 賞子 氏（島根県松江市立意東小学校）

山本 一寿 氏（大阪府立視覚支援学校）

ポスター発表・障害別教育分野紹介・各種展示

11:50～13:20

本研究所の平成25年度終了研究課題の成果報告を、ポスター展示及び参加者との質疑応答により行います。また、各障害別教育分野のうち、今年度は、自閉症教育、視覚障害教育、肢体不自由教育の各分野について、展示コーナーを設けて紹介します。発達障害教育情報センターの紹介コーナー、ICT機器や支援機器の展示コーナーも設けます。

第1分科会 今後のインクルーシブ教育システム構築の体制づくりの在り方をさぐる ～文部科学省モデル事業地域（市町村）の取組から～

本研究所では、平成25～26年度の2年間にわたり、専門研究A「インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関する実際研究－モデル事業等における学校や地域等の実践を通して－」に取り組み、インクルーシブ教育システム構築に向けた学校や地域（市町村）の体制づくりに関して、その重視すべき内容について検討を進めてきました。

本分科会では、前半は、地域（市町村）における体制づくりに重視すべき内容について、研究から得られた知見を報告します。後半は、研究協力機関とした文部科学省のモデル事業地域の具体的な体制づくりの成果と課題について話題提供をしていただき、今後のインクルーシブ教育システム構築に向けての体制づくりの在り方について、シンポジスト及びフロアの皆様と全体協議を行います。

司会	久保山茂樹（国立特別支援教育総合研究所）
研究報告	笹森 洋樹（国立特別支援教育総合研究所）
話題提供	工藤 素子 氏（秋田県潟上市教育委員会） 丸山 和夫 氏（長野県岡谷市教育委員会） 三浦 由美 氏（宮城県石巻市教育委員会）
指定討論	川合 紀宗 氏（広島大学） 山岡 修 氏（日本発達障害ネットワーク）

第2分科会 授業が変わる、学校が変わる学習評価 ～知的障害教育における組織的・体系的な学習評価を促す方策について考える～

本研究所では、平成25～26年度の2年間にわたり、専門研究B「知的障害教育における組織的・体系的な学習評価の推進を促す方策に関する研究－特別支援学校（知的障害）の実践事例を踏まえた検討を通して－」に取り組み、知的障害教育における学習評価と学習指導に係るPDCAサイクルの概念整理を進めるとともに、観点別学習評価の在り方、学習評価を学習指導の改善に活かすための工夫、学習評価を児童生徒への支援に活用する方策、組織的・体系的な学習評価を促す方策について検討してきました。

本分科会では、研究の報告と研究協力機関での実践事例をとおして協議を進め、知的障害教育における組織的・体系的な学習評価を促す方策について、シンポジスト及びフロアの皆様とともに探っていききたいと思います。

司会	武富 博文（国立特別支援教育総合研究所）
趣旨説明	尾崎 祐三（国立特別支援教育総合研究所）
研究報告	松見 和樹（国立特別支援教育総合研究所）
実践報告	四ツ永信也 氏（鹿児島大学教育学部附属特別支援学校） 加志村直子 氏（京都府立舞鶴支援学校） 東内 桂子 氏（広島県立庄原特別支援学校）
指定討論	菅野 敦 氏（東京学芸大学）

第3分科会 重い障害がある子どもの実態把握、教育目標と内容の設定、評価等に関する 情報パッケージ「ぱれっと（PALETTE）」の提案 ～本人主体の個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用～

本研究所では、平成25～26年度の2年間にわたり、専門研究B「重度・重複障害のある子どもの実態把握、教育目標・内容の設定、及び評価等に資する情報パッケージの開発研究」に取り組み、重い障害がある子どもの教育計画の作成と実施に資する情報パッケージとして「ぱれっと（PALETTE）」（Plan and Action tools for Living and learning of Every child's Today and Tomorrow through Education）を作成しました。

本分科会では、はじめに「ぱれっと（PALETTE）」作成の経緯、内容の概略、国の施策との関連等について報告し、次いで「ぱれっと（PALETTE）」試案を実際に活用した研究協力機関より、各学校における活用の仕方やその成果について話題提供をいただきます。最後に、「ぱれっと（PALETTE）」が提案するコンセプトの今日的意義や、今後のさらなる活用の可能性について協議します。

司会	大崎 博史（国立特別支援教育総合研究所）
研究報告	齊藤由美子（国立特別支援教育総合研究所） 小澤 至賢（国立特別支援教育総合研究所） 分藤 賢之 氏（文部科学省特別支援教育課）
実践報告	橘 紀子 氏（香川県立高松養護学校） 鋤持 弥貴 氏（奈良県立ろう学校）

◇ 参加申込

(1) 申込要領

参加申込は、本研究所のホームページ (<http://www.nise.go.jp/>) において、直接お申込みください。なお、インターネット環境にない場合などはFAXでの申込も可能です。申込に当たっては、参加日、希望分科会（第2希望まで）、氏名（ふりがな）、所属・職名、連絡先電話番号及びFAX番号をお知らせください。

また、本セミナーへの参加に当たり、手話通訳、車いす等特別な配慮を必要とする場合は、申込時にその旨をお知らせ願います。

参加申込を受け付けましたら、後日メール等にてお知らせします。

(2) 申込期間

平成26年12月1日（月）～平成27年1月9日（金）

※ 12月1日より前の申込は、受付いたしませんのでご注意ください。

(3) 定員等

700名

※ 先着順で受付け、定員を超えて受付ける場合は小ホールでの映像視聴となります。申込多数により小ホールでの映像視聴も難しい場合は、申込期間中であっても申込を締め切りますので予めご了承ください。

なお、参加に当たって、録音・撮影はできませんので、ご留意願います。

(4) 参加費

無 料

(5) 宿泊・昼食

宿泊が必要な場合は、各自で手配してください。

また、昼食はセンター内の食堂等をご利用ください。

※ ホール内での飲食はできませんが、会場のロビーはご利用いただけます。

(6) 会 場



国立オリンピック記念青少年総合センター

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1

TEL(03)3469-2525(代表) FAX(03)3469-2277

【交通案内】

- 小田急線 参宮橋下車 徒歩約7分
- 京王バス 新宿駅西口(16番)より 代々木5丁目下車
渋谷駅西口(14番)より 代々木5丁目下車
- 地下鉄千代田線 代々木公園下車 [代々木公園方面4番出口] (徒歩約10分)

(7) 問い合わせ先 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

総務部総務企画課企画係

〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5-1-1

TEL 046-839-6808

FAX 046-839-6919

e-mail seminar@nise.go.jp

8 平成26年度研究成果発表一覧

平成26年度研究成果の発表

(学術雑誌)

	発表者	書名又は論文の標題	発表誌・巻号等	掲載・発表年月
1	金森克浩	肢体不自由教育におけるICT・AT活用の普及状況とその課題	臨床発達心理実践研究2014, 第9巻1号, pp21-24	H26. 4
2	土井幸輝 菅間敦 西村崇宏 瀬尾明彦 井野秀一 布川清彦 小菅一彦	アラミド繊維強化プラスチック製の軽量白杖の作製と身体負担軽減効果の実験的検証	日本感性工学会論文誌, Vol. 13, No. 2, pp333-339	H26. 4
3	松森ハルミ 土井幸輝 藤本浩志	触知案内図におけるドットパターンの点間隔が識別特性に及ぼす影響	日本感性工学会論文誌, Vol. 13, No. 2, pp419-425	H26. 4
4	豊田航 土井幸輝 藤本浩志	年齢及び触知経験が異なる視覚障害者の指先触知における推奨寸法の提案を目的とした凸バーと凸点の識別容易性の評価	バイオメカニズム, Vol. 22, pp105-117	H26. 7
5	西村崇宏 土井幸輝 藤本浩志	タッチパネル携帯端末の操作方法がポインティング特性に及ぼす影響	バイオメカニズム, Vol. 22, pp119-128	H26. 7
6	土井幸輝 豊田航 藤本浩志	点字触読の熟達者・初心者それぞれの加齢の影響に着目したアラビア数字の浮き出し文字のサイズが識別容易性に及ぼす影響	バイオメカニズム, Vol. 22, pp129-139	H26. 7
7	岡本邦広 井澤信三	行動問題を示す発達障害児をもつ母親と教師の協働的アプローチにおける協議ツールの効果と支援行動の維持の検討	特殊教育学研究, Vol. 52, No. 2, pp115-125	H26. 7
8	尾崎祐三	共生社会の形成を目指すうえでのキャリア発達支援が指すもの	発達障害研究, 第36巻3号, pp224-232	H26. 8
9	笹森洋樹	共生社会の形成に向けた特別支援教育のさらなる充実—学校・地域の役割として期待したいこと—	LD研究, 第23巻3号, pp228-233	H26. 8
10	土井幸輝 西村崇宏 菅間敦 田中隆 栗田晃宜 畠山卓朗 金森克浩	触知初心者を対象とした蜜蝋吐出型筆記具における筆記し易いペン先端曲率半径と蜜蝋の盛り上がり特性の実験的検討	日本感性工学会論文誌, Vol. 13, No. 3, pp471-477	H26. 8
11	長谷川元洋 上野顕子 新谷洋介	中高生のネットショッピングの利用実績とそれに対する意識と態度に体験型授業が与える影響	消費者教育 第34冊, 日本消費者教育学会, pp73-84	H26. 9
12	上野顕子 長谷川元洋 新谷洋介	ネットショッピングに関する中学校技術・家庭科家庭分野及び高等学校家庭科教科書の内容分析	消費者教育 第34冊, 日本消費者教育学会, pp185-194	H26. 9
13	原田公人 廣田栄子	人工内耳装用児者及び保護者による聞こえや会話の支援に関する評価の検討	AUDIOLOGY JAPAN, Vol. 57, No. 5, pp329-330	H26. 9
14	岡本邦広	学校における行動問題を示す発達障害児の指導・支援に関する連携方法の現状と課題	特殊教育学研究, 第52巻第3号, pp217-227	H26. 9
15	長沼俊夫	特別支援教育の動向「特別支援学校(肢体不自由)のAT・ICT活用の促進に関する研究—小・中学校等への支援を目指して—」	肢体不自由教育, No. 216, pp58-59	H26. 9
16	大崎博史	巻頭言「スヌーズレン研究 第2号」発刊にあたって	スヌーズレン研究第2号, pp1	H26. 11
17	大崎博史	特別支援学校等におけるスヌーズレンを活用した環境設定に関する一考察—オランダとデンマークにおける障害のある人が利用するスヌーズレン関連施設の視察を通して—	スヌーズレン研究第2号, pp40-50	H26. 11
18	大崎博史	事業等報告「日本特殊教育学会第51回大会 自主シンポジウム開催報告	スヌーズレン研究第2号, pp53	H26. 11
19	大崎博史	事業等報告「スヌーズレン基礎セミナー2013報告 関東地区」	スヌーズレン研究第2号, pp56	H26. 11
20	長沼俊夫	特別支援教育の動向「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」	肢体不自由教育, No. 217, pp62-63	H26. 11

21	長沼俊夫	研究最新情報「特別支援学校(肢体不自由のA・T・ICT活用の促進に関する研究-小・中学校等への支援を目指して-」	特別支援教育, No. 56, pp56-57	H26. 11
22	涌井恵	書評: 湯澤正通、湯澤美紀 編著『ワーキングメモリと教育』	LD研究, 第23巻4号, pp474	H26. 11
23	原田公人	CI-Versorgung von Kindern In Japan	Die UN-Behindertenrechtskonvention und ihre Umsetzung, pp282-287	H27. 1

(学会大会、口頭発表等)

	発表者	論文の標題	学会名・論文集名等	掲載・発表年月
1	神山努 半田健 大橋智 石坂務 竹内康二	障害がある子どもの指導に対する教員支援の課題	日本行動分析学会第32回年次大会(自主企画シンポジウム)	H26. 6
2	金森克浩 梅田真理 田中良広 棟方哲弥 土井幸輝 武富博文 横尾俊 岡山将也	障害のある児童生徒のためのデジタル教科書モデルの試作と検証	日本教育情報学会第30回年会(口頭発表)	H26. 8
3	藤田美佐緒 亀山友紀 金森克浩	チームティーチングにおけるタブレット端末活用についての研究 ～特別支援教育における音楽科授業に関する一考察～	日本教育情報学会第30回年会(口頭発表)	H26. 8
4	日下奈緒美	「教科」の目標・内容・評価の考え方と発達段階に応じた重点化と指導の関連性～学習指導要領から「教科」の学習を整理する～	関東甲信越地区病弱虚弱教育研究連盟第51回研究協議会 ミニ講演会	H26. 8
5	日下奈緒美 梅津幸男 荻原節子 五味和枝 土田優子 副島賢和	慢性疾患や心の病のある子どもの授業及び実践研究	日本育療学会シンポジウム	H26. 8
6	赫多久美子 森山貴史 日下奈緒美 新平鎮博	「病弱教育」の講義構成の検討ー現場で求められる専門性に対応した教員養成のカリキュラム開発を目指してー	日本育療学会	H26. 8
7	T. Nishimura K. Doi H. Fujimoto T. Wada	Perceptibility of Tactile Symbols	International Science Index (口頭発表), Vol. 8, No. 8, Part VI, pp798	H26. 8
8	K. Doi T. Nishimura M. Umeda	Development of Sound Tactile Interface by Use of Human Sensation of Stiffness	International Science Index (口頭発表), Vol. 8, No. 8, Part VI, pp799	H26. 8
9	K. Doi T. Nishimura M. Kawano H. Fujimoto Y. Tanaka M. Sawada S. Oouchi T. Kaneko K. Kanamori	Development of a Method to Prepare in-school Tactile Guide Maps for Visually Impaired School Children	International Science Index (口頭発表), Vol. 8, No. 8, Part VI, pp800	H26. 8
10	尾崎祐三 松見和樹 東内桂子 加藤公史 丹野哲也	知的障害教育における組織的・体系的な学習評価を促す方策	日本特殊教育学会第52回大会(自主シンポジウム)	H26. 9
11	松本和久 達直美 柳川公三子 岸本信忠 加藤公史 松見和樹 深谷純一	キャリア教育における実践と課題PartIV～キャリア発達を促す授業における目標設定と自己評価について～	日本特殊教育学会第52回大会(自主シンポジウム)	H26. 9
12	樫木暢子 高木尚 大崎博史 猪狩恵美子	個に応じた訪問教育の検討②ー授業回数・時間数・医療的ケア実施の法制化との関連ー	日本特殊教育学会第52回大会発表論文集USB	H26. 9
13	田中良広 澤田真弓	拡大教科書の発行状況と教科書デジタルデータの活用ーその現状と課題ー	日本特殊教育学会第52回大会発表論文集CD-ROM(口頭発表)	H26. 9
14	大崎博史 市川仁美 西村知哉	QOLを高めるためのスヌーズレンを活用した環境設定(ワークショップでの口頭発表)	現代QOL学会第2回学術大会論文集	H26. 9
15	久保山茂樹	記念講演 子どもの豊かな育ちへの支援ー見守ること、つながることからー	第38回九州地区難聴・言語障害教育研究会宮崎大会報告集, pp3-26	H26. 10

16	庄司美千代 原田公人	聴覚障害教育における教科指導等の充実に資する教材活用に関する研究～専門性の継承、共有を目指して～	第48回全日本聾教育研究会兵庫大会研究集録, pp53-56	H26. 10
17	長沼俊夫	多様なニーズに応える授業づくり～授業改善で大切な視点～	第52回東北地区肢体不自由教育研究大会, 大会収録CD-ROM	H26. 10
18	涌井恵	「スイミーとふるしき忍者・先生プロジェクト」の理論的枠組みについて	日本協同教育学会第11回大会プログラム(大会企画ラウンドテーブル「通常の学級における特別支援教育へ活かす協同教育～特別な教育的ニーズのある子どもたち“も”伸びる授業～」企画・話題提供), pp8-9	H26. 10
19	原田公人 廣田栄子	人工内耳装用児者及び保護者による聞こえや会話の支援に関する評価の検討	第59回日本聴覚医学会	H26. 11
20	日下奈緒美	「全病連平成25年度病類調査」についてーインクルーシブ教育システムの構築を踏まえてー	第55回全国病弱虚弱教育研究連盟研究協議会富山大会パネルディスカッション	H26. 11
21	日下奈緒美	「病弱教育」ー連続性のある多様な学びの場での教育支援をめざしてー	小児血液がん学会・小児がん看護学会合同シンポジウム(シンポジウム9 小児がん経験者が大人になること)	H26. 11
22	松森ハルミ 土井幸輝 藤本浩志	直線とドットパターンとの隙間が直線の識別特性に及ぼす影響	第40回感覚代行シンポジウム(口頭発表), pp1-2	H26. 12
23	金子健	3Dプリンターによる視覚障害教育用立体教材の試作	第40回感覚代行シンポジウム(口頭発表), pp55-58	H26. 12
24	日下奈緒美	病気の子どもの教育: 現状と課題	第2回日本イタリアシンポジウム「思春期・若年成人がん患者・サバイバーへの医療・教育・就労支援」	H27. 1
25	西村崇宏 土井幸輝 藤本浩志	指先の接触角度を踏まえたタッチパネルタブレット端末のボタンサイズ及び間隔の評価	第10回日本感性工学会春季大会講演予稿集(口頭発表)	H27. 3
26	岡本邦広	漢字書字に困難のある児童生徒への指導に関する研究動向(自主シンポジウム「漢字の書字に必要な能力、つまずきとその支援」話題提供)	日本発達心理学会第26回大会	H27. 3
27	日下奈緒美	病気療養中/入院中・退院後の教育の制度や体制とは	小児のがん就学に関する講演会「小児のがん就学支援～未来へ希望をつなぐ教育支援～」基調講演	H27. 3

(ポスター発表)

	発表者	論文の標題	学会名・論文集名等	掲載・発表年月
1	Yoshihiro TANAKA	Enactment of Barrier-Free School Textbooks Act and Issue Status of Large Print Textbooks for Low Vision Children in Japan	Vision 2014 (第11回世界ロービジョン学会, メルボルン)	H26. 4
2	久保山茂樹	特別な支援を必要とする幼児の保護者とつながるためにー幼稚園教諭にとって何が課題でどう対応しようとしているのかー	日本保育学会第67回大会発表要旨集(ポスター発表), pp792	H26. 5
3	神山努	障害者支援施設支援員に対する行動問題支援研修の有効性に関する予備的検討	日本行動分析学会第32回年次大会発表論文集(ポスター発表)	H26. 6
4	Tetsuya Munekata, Yoshihiro Tanaka, & André Philip	Where should we go after the ratifications of CRPD? : Japan and France	Braga 2014: Embracing Inclusive Approaches conference in July, 2014	H26. 6
5	岡本邦広	行動問題を示す発達障害児をもつ保護者と教師の「協議ツール」を含むマニュアルブック活用による効果の検討	日本発達障害学会第49回研究大会発表論文集(ポスター発表)	H26. 8
6	神山努 吉山順子 寺沢久美子	発達障害児の保護者に対するペアレント・トレーニングー保護者による対象児の目標行動の記録からの有効性検討ー	日本発達障害学会第49回研究大会発表論文集(ポスター発表)	H26. 8
7	森山貴史 赫多久美子 日下奈緒美 新平鎮博	病弱教育における教育的ニーズの分析ー心身症・精神疾患のある児童生徒の担当教員を対象とした試行的調査ー	日本育療学会第18回学術集会(2014上越大会)抄録集	H26. 8
8	石坂務 熊谷正美 渡部匡隆	知的障害のない自閉症スペクトラム幼児をもつ保護者への支援ー父母に対する心理行動的支援の効果の検討ー	日本自閉症スペクトラム学会第13回研究大会(ポスター発表)	h26. 8

9	T. Nishimura K. Doi M. Kawano H. Fujimoto Y. Tanaka M. Sawada S. Oouchi T. Kaneko K. Kanamori	The Creation of In-School Tactile Guide Maps for Visually Impaired Children	Proceedings of 36th Annual International Conference of the IEEE Engineering in Medicine and Biology Society (Online) (ポスター発表)	H26. 8
10	K. Nunokawa Y. Seki S. Ino K. Doi	Judging Hardness of an Object from the Sounds of Tapping Created by a White Cane	Proceedings of 36th Annual International Conference of the IEEE Engineering in Medicine and Biology Society (Online) (ポスター発表)	H26. 8
11	K. Doi M. Kawano T. Nishimura H. Fujimoto Y. Tanaka M. Sawada S. Oouchi T. Kaneko K. Kanamori	Development of English Braille Learning Materials for Beginning Braille Readers	Proceedings of 36th Annual International Conference of the IEEE Engineering in Medicine and Biology Society (Online) (ポスター発表)	H26. 8
12	涌井恵 神山努 尾崎祐三 武富博文 松見和樹 工藤傑史 菊地一文	知的障害特別支援学級（小・中）の担任が指導上抱える困難やその対応策に関する全国調査（1） —研修、支援体制からの考察—	日本特殊教育学会第52回大会発表論文集USB（ポスター発表）	H26. 9
13	神山努 涌井恵 尾崎祐三 武富博文 松見和樹 工藤傑史 菊地一文	知的障害特別支援学級（小・中）の担任が指導上抱える困難やその対応策に関する全国調査（2） —研修、支援体制からの考察—	日本特殊教育学会第52回大会発表論文集（ポスター発表）	H26. 9
14	原田公人 小林倫代 日下奈緒美 柳澤亜希子 神山努 金子健 長沼俊夫 尾崎祐三 柘植雅義	特別支援学級における教育課程の編成と実施の現状と課題（2）—小・中学校の特別支援学級における「特別の教育課程」の編成と実施に関する調査から—	日本特殊教育学会第52回大会発表論文集（ポスター発表）	H26. 9
15	笹森洋樹 伊藤由美 梅田真理他	高等学校における発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への指導・支援に関する研究（1） —指導・支援における現状と課題、大切にしたいポイント—	日本特殊教育学会第52回大会発表論文集（ポスター発表）	H26. 9
16	伊藤由美 笹森洋樹 梅田真理 海津亜希子 玉木宗久 小松幸恵 渥美義賢 柘植雅義	高等学校における発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への指導・支援に関する研究（2）～研究協力校におけるわかりやすい授業づくり～	日本特殊教育学会第52回大会発表論文集CD-ROM（ポスター発表）	H26. 9
17	柳澤亜希子 岡本邦広 石坂務 佐藤肇	自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する自閉症のある児童の算数科の学習に見られる特徴—学年別の比較—	日本特殊教育学会第52回大会発表論文集（ポスター発表）	H26. 9
18	岡本邦広 柳澤亜希子 佐藤肇 石坂務	自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する自閉症のある生徒の数学科の学習に見られる特徴—学年別の比較—	日本特殊教育学会第52回大会発表論文集CD-ROM（ポスター発表）	H26. 9
19	久保山茂樹 小林倫代 牧野泰美	ことばの遅れを主訴とする子どもへの指導内容—ことばの教室担当者へのアンケートからの分析—	日本特殊教育学会第52回大会発表論文集USB（ポスター発表）	H26. 9
20	佐野将大 金森克浩 坂井聡	タブレット端末を用いた指導のための実態把握表とアプリ段階表の整理 重度知的障害を併せ有する肢体不自由児へのタブレット端末を用いた指導	日本特殊教育学会第52回大会発表論文集（ポスター発表）	H26. 9
21	渡邊弘規 金森克浩	ICT 機器を教材として導入することによる教員の意識変容について 国立特別支援教育総合研究所iライブラリーのモニター調査を通して	日本特殊教育学会第52回大会発表論文集（ポスター発表）	H26. 9
22	庄司美千代 原田公人 藤本裕人	特別支援学校（聴覚障害）におけるコミュニケーション手段と教材活用に関する現状調査（2）—全国特別支援学校（聴覚障害）調査（国語科）から—	日本特殊教育学会第52回大会発表論文集CD-ROM（ポスター発表）	H26. 9
23	藤本裕人 庄司美千代 原田公人	特別支援学校（聴覚障害）におけるコミュニケーション手段と教材活用に関する現状調査（3）—全国特別支援学校（聴覚障害）調査（算数・数学科）から—	日本特殊教育学会第52回大会発表論文集USB（ポスター発表）	H26. 9
24	大崎博史	特別支援学校におけるスヌーズレン活用の現状と課題	日本特殊教育学会第52回大会発表論文集USB（ポスター発表）	H26. 9

25	長沼俊夫 金森克浩 徳永亜希雄 齊藤由美子	特別支援学校(肢体不自由)のAT・ICT活用の促進に関する研究- 小・中学校等への支援を目指して-	日本特殊教育学会第52回大会発表論文集CD-ROM (ポスター発表)	H26. 9
26	齊藤由美子 小澤至賢 大崎博史 長沼俊夫	重度・重複障害がある子どもの実態把握、教育目標・内容の設定、及び評価等に資する情報パッケージの開発 ~手厚い支援を必要としている子どもが主体となる現在と将来を支える教育計画をめざして~	日本特殊教育学会第52回大会発表論文集CD-ROM (ポスター発表)	H26. 9
27	梅田真理 鳥居深雪 渡辺徹	発達障害児への災害時支援に関する研究-東日本大震災後の仙台市における取組を中心として-	日本特殊教育学会第52回大会発表論文集 (ポスター発表)	H26. 9
28	小澤至賢 大内進 小松幸恵 牧野泰美 齊藤由美子	特別支援教育を推進する学校マネジメントと校長のリーダーシップの在り方(3) -特別支援学校長へのアンケート調査の自由記述を踏まえた検討-	日本特殊教育学会第52回大会発表論文集 (ポスター発表)	H26. 9
29	堀川智子 涌井恵	マルチ知能を活用した小学1年生の算数の学び合い-縦り下がりのある引き算-	日本協同教育学会第11回大会プログラム, pp34-35	H26. 10
30	伊藤由美 石坂務 梅田真理 玉木宗久 柘植雅義	発達障害のある子どもの支援の状況と通級の役割について~ 文部科学省発達障害教育関連調査に関する補足調査から ~	日本LD学会第23回大会発表論文集USB (ポスター発表)	H26. 11
31	山川直孝 澤田智子 中庭藍 神山努	中学校特別支援学級保護者を対象としたペアレントトレーニングの実践報告 ~ペアレントトレーニングをととした保護者連携・支援~	日本LD学会第23回大会発表論文集 (ポスター発表)	H26. 11
32	神山努 枝松俊次郎 石井要伸 原口英之	専門学校における発達障害が疑われる学生に対する教育の現状と課題 ~ 専門学校教員に対する聞き取り調査からの検討 ~	日本LD学会第23回大会発表論文集 (ポスター発表)	H26. 11
33	岡本邦広	漢字書字スキル獲得を目的とする発達障害児をもつ母親との「協議ツール」を活用した協働的アプローチの効果の検討	日本LD学会第23回大会発表論文集 (ポスター発表)	H26. 11
34	神山努	発達障害児の保護者に対する目標行動を具体化したペアレント・トレーニングの事例検討	日本認知・行動療法学会第40回大会発表論文集 (ポスター発表)	H26. 11
35	西村崇宏 土井幸輝 藤本浩志 和田勉 田中良広 澤田真弓 大内進 金子健 金森克浩	紫外線硬化樹脂点字のマス間隔比と触読性の関係	第10回日本感性工学会春季大会講演予稿集 (ポスター発表)	H27. 3
36	土井幸輝 西村崇宏 藤本浩志	点字触読支援具の製法の検討	第10回日本感性工学会春季大会講演予稿集 (ポスター発表)	H27. 3

(大学等紀要等、研究所研究紀要)

	発表者	論文の標題	学会名・論文集名等	掲載・発表年月
1	牧野泰美	「連携」の多様な意義と可能性を考える	全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会全国大会石川大会報告集, pp38-41	H27. 1
2	堺裕 徳永亜希雄 田中浩二	学校における合理的配慮の観点と国際生活機能分類-児童版 (ICF-CY) の適合性に関する予備的検討	帝京大学福岡医療技術学部紀要, 第10号, pp23-30	H27. 3
3	柳澤亜希子	自閉症のある幼児への包括的アプローチ	国立特別支援教育総合研究所研究紀要, 第42巻, pp1-11	H27. 3
4	日下奈緒美	平成25年度全国病類調査にみる病弱教育の現状と課題	奥立特別支援教育総合研究所研究紀要, 第42巻, pp13-25	H27. 3
5	伊藤由美 柘植雅義 梅田真理 石坂務 玉木宗久	「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の補足調査の結果からみた通級指導教室の役割と課題	国立特別支援教育総合研究所研究紀要, 第42巻, pp27-39	H27. 3
6	庄司美千代	特別支援学校(聴覚障害)小学部の国語科指導におけるコミュニケーション手段と教材活用に関する現状-「特別支援学校(聴覚障害)におけるコミュニケーション手段と教材活用に関する現状調査」から-	国立特別支援教育総合研究所研究紀要, 第42巻, pp41-50	H27. 3
7	涌井恵 神山努 尾崎祐三 武富博文 松見和樹 菊地一文 工藤傑史	知的障害特別支援学級(小・中)の担任が指導上抱える困難やその対応策に関する全国調査-知的障害特別支援学級経験年数の相違による検討から-	国立特別支援教育総合研究所研究紀要, 第42巻, pp51-66	H27. 3

8	棟方哲弥	2007年から2013年における日本の障害のある子どもの教育工学に関する調査資料ーインクルーシブ教育システムの構築に向けたICT活用を視野に入れてー	国立特別支援教育総合研究所研究紀要, 第42巻, pp67-83	H27. 3
9	大内進 藤原紀子	イタリアにおけるインクルーシブ教育に対応した教員養成及び通常の学校の教員の役割	国立特別支援教育総合研究所研究紀要, 第42巻, pp85-96	H27. 3

(国立特別支援教育総合研究所ジャーナル)

	発表者	論文の標題	発表誌・巻号等	掲載・発表年月
1	新平鎮博 棟方哲弥 齊藤由美子 石坂務 神山努	国立大学が保有する「特別支援教育の専門性向上に資する資源」調査	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 第4号, pp7-11	H27. 3
2	新平鎮博 日下奈緒美 森山貴史	高次脳機能障害のある児童生徒の教育に関する試行調査ー特別支援教育の視点からー	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 第4号, pp12-17	H27. 3
3	涌井恵	オランダ王国の小学校におけるインクルーシブ教育の実際ー発達障害のある子どもの状況を中心にー	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 第4号, pp18-25	H27. 3
4	棟方哲弥	欧州特別支援教育機構及びベルギー王国フランス語圏共同体教育事務所訪問調査	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 第4号, pp26-31	H27. 3
5	武富博文	日本特殊教育学会第52回大会参加報告	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 第4号, pp32-37	H27. 3
6	海津亜希子 田中良広 伊藤由美 横尾俊 尾崎祐三	日本人学校調査から見える特別支援教育の現状について	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 第4号, pp38-42	H27. 3
7	松見和樹 牧野泰美 小林倫代	平成26年度国立特別支援教育総合研究所セミナー報告	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 第4号, pp43-49	H27. 3
8	土井幸輝 西村崇宏 新谷洋介 金森克浩 新平鎮博	教育支援機器等展示室「iライブラリー」と支援機器等教材普及促進事業の紹介	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 第4号, pp50-55	H27. 3
9	渥美義賢 梅田真理 佐藤肇 涌井恵 岡本邦広 柳澤亜希子	発達障害教育に関する情報の普及	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 第4号, pp56-60	H27. 3
10	企画部調査・国際担当・個別調査班	諸外国における障害のある子どもの教育	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 第4号, pp61-77	H27. 3

(単行本)

	発表者	論文の標題	出版社等	掲載・発表年月
1	金森克浩編著	タブレットPCを教室で使ってみよう! [実践] 特別支援教育とAT(アシスティブテクノロジー)第4集	明治図書	H26. 4
2	田中良広	CSUNカンファレンス	[実践] 特別支援教育とAT, 第4集, 明治図書, pp74-75	H26. 5
3	小林倫代 杉本陽子	漢字のじかん80字	学研	H26. 7
4	三田地真実 神山努 大久保賢一	子育ての問題をPBSで解決しよう! ポジティブな行動支援で親も子どももハッピーライフ (訳本)	金剛出版	H26. 7
5	全国訪問教育研究会 (研究協力者) 大崎博史 猪狩恵美子	訪問教育の現状と課題Ⅶー訪問教育に関する第七次調査報告ー	全国訪問教育研究会	H26. 7
6	涌井恵編著	学び方を学ぶー発達障害のある子どももみんな共に育つユニバーサルデザインな授業・集団づくりガイドブックー	ジアース教育新社	H26. 7

7	涌井恵	「学び方を学ぶ」テキストー学びの達人（ふるしき忍者）になれるコツー	ジアース教育新社	H26. 7
8	大崎博史	重度・重複障がいのある人のキャリア教育	山形県特別支援教育フォーラム in 庄内 「キャリア教育・就労支援公開研修会」 資料, pp7-45	H26. 8
9	笹森洋樹 冢田三枝子 栗山八寿子編著	写真でわかるはじめての小学校生活	合同出版	H26. 9
10	涌井恵	協同学習で取り組むユニバーサルデザインな学び	ユニバーサルデザインの視点を活かした指導と学級づくり, 金子書房, pp20-28	H26. 9
11	国立特別支援教育総合研究所編著 黄露雯、劉淑雯訳	ICF於特殊教育中的活用Part 3ー為了充分因應學習的需求ー（「特別支援教育におけるICFの活用 Part3 学びのニーズに応える確かな実践のために」の翻訳）	華騰文化股份有限公司（台湾）	H26. 10
12	金森克浩編著	タブレットPCを教室で使ってみよう！〔実践〕特別支援教育とAT（アシスティブテクノロジー）第5集	明治図書	H26. 11
13	久保山茂樹編著	子どものありのままの姿を保護者とうわがかりあうか	学事出版株式会社	H26. 11
14	国立特別支援教育総合研究所編著	特別支援学校（肢体不自由）におけるアシスティブ・テクノロジー活用のためのガイド〔ATG〕ー組織的な取組の促進をめざしてー	ジアース教育新社	H26. 11
15	長沼俊夫	指導の工夫・授業展開ー「表現する力」の育成	肢体不自由教育実践 授業力向上シリーズNo. 2ー解説 目標設定と学習評価ー, ジアース教育新社, pp23-28	H26. 11
16	齊藤由美子	重複障害のある子どもにとっての視覚支援及び様々な感覚を用いた支援ー障害の重い子どもが主体となる生活や学びを支える支援とはー	〔実践〕特別支援教育とAT, 第5集, 明治図書, pp18-21	H26. 11
17	原仁監修 笹森洋樹他編著	最新 子どもの発達障害事典	合同出版	H26. 12
18	伊藤由美 柘植雅義	学校内外との連携, 養護教諭のコーディネーター的役割について 11特別支援教育コーディネーター	養護教諭のための発達障害児の学校正確を支える教育・保健マニュアル, 診断と治療社, pp164-169	H27. 1
19	久保山茂樹	Q 1 インクルーシブ教育システムとは何ですか？特別支援教育とは違うのですか？ Q 2 医師の診断がないと特別支援教育は行えないのですか？ Q 18 「交流及び協同学習」とは何ですか？	今さら聞けない特別支援教育, 明治図書, pp9-11, pp12-14, pp60-62	H27. 1
20	立田慶裕編著	発達を支える読書ー特別支援教育を中心にー	読書教育の方法ー学校図書館の活用に向けてー, 学文社, pp158-172	H27. 1
21	小林倫代	「言語発達の遅れ」の子どもの実態とその指導	全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会, 全難言協機関誌「きこえとことば」, 第33号, pp50-51	H27. 2
22	涌井恵編著	発達障害のある子とUD（ユニバーサルデザイン）な授業づくり：学び方にはコツがある！その子にあった学び方支援	明治図書	H27. 2
23	久保山茂樹著	気になる子の視点で保育を見直す！	学事出版株式会社	H27. 3
24	笹森洋樹編著	イラストでわかる特別支援教育サポート事典：「子どもの困った」に対応する99の事例	合同出版	H27. 3
25	牧野泰美	言語障害教育	改定新版 特別支援教育総論, NHK出版, pp140-154	H27. 3

（商業雑誌）

	発表者	論文の標題	発表誌・巻号等	掲載・発表年月
1	松見和樹	トピックス「障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援について」	特別支援教育の実践情報, 2014年5月号, 明治図書, pp52-53	H26. 3
2	梅田真理	「特別支援教育」ってどんなところで行われているの？	チャイルドヘルス, 2014年, Vol. 17, No. 5	H26. 4

3	金森克浩	支援技術(AT)の活用	チャイルドヘルス, 2014年, Vol. 17, No. 5	H26. 4
4	涌井恵	“協同作業の仕方”をユニバーサルデザイン化(特集 “ユニバーサルデザイン”で教室改造43例, ユニバーサルデザインの意識を高める学級文化づくり)	授業力&学級統率力, No. 050, 明治図書, pp66-67	H26. 5
5	笹森洋樹	子どものストレスと教育的配慮	特別支援教育研究, 2014年8月号, 東洋館出版社, pp7-11	H26. 7
6	久保山茂樹	就学相談ー基本にかかわるABCーこれまでの親子の歴史を尊重し、これからの教育を考えるー	特別支援教育の実践情報, 2014年9月号, 明治図書, pp8-11	H26. 7
7	日下奈緒美	「就学相談」ー教師はいつ、どう関わる? 初任者のためのQ&A	特別支援教育の実践情報, 2014年9月号, 明治図書, pp16-17	H26. 7
8	武富博文	トピックス 次期学習指導要領の改訂に向けた動き等について	特別支援教育の実践情報, 2014年9月号, 明治図書, pp52-53	H26. 7
9	高山智子編集 平賀健太郎 日下奈緒美 塚越美和子 野地由樹子	がん専門相談員のための小児がん就学の相談対応の手引き	独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター, 第3, 4, 6章	H26. 7
10	涌井恵	まとめ: 「交流及び共同学習」における協同学習の可能性〜横浜市立日限山小学校の実践から	月刊実践障害児教育, No. 494, 学研, pp28	H26. 7
11	笹森洋樹	特別支援教育におけるPDCA	指導と評価, 2014年9月号, 日本図書文化協会, pp1-12	H26. 8
12	松見和樹	トピックス「特別支援教育に関する調査の結果と平成25年度特別支援教育資料について」	特別支援教育の実践情報, 2014年11月号, 明治図書, pp52-53	H26. 9
13	久保山茂樹	「気になる子ども」に対して幼児教育が大切にしている関係作り	授業づくりネットワーク, 15号, 学事出版株式会社, pp18-21	H26. 9
14	金森克浩	特別な支援が必要な子どもにこそタブレットを	教職研修, 2014年9月号	H26. 9
15	庄司美千代	聴覚障害教育における教科指導等の充実に資する教材活用に関する研究	季刊特別支援教育, 平成26年秋号, No. 55, pp56-57	H26. 9
16	梅田真理	クラスに合理的配慮がやってきた! 知っておきたい基礎知識	LD, ADHD&ASD, No. 51, 明治図書	H26. 10
17	笹森洋樹	「基礎的環境整備」を踏まえた「合理的配慮」	特別支援教育の実践情報, 2015年1月号, 明治図書, pp12-13	H26. 11
18	涌井恵	情報解説: 知的障害特別支援学級(小・中)の担任が指導上抱える困難やその対応策に関する全国調査の概要について	特別支援教育研究, No. 687, 学研, pp54-55	H26. 11
19	笹森洋樹	困難さに気づかれにくい子どもへの特別支援教育の視点による対応	実践障害児教育, 2015年1月号, 学研教育出版	H26. 12
20	武富博文	トピックス 平成27年度特別支援教育関連予算に関する情報等について	特別支援教育の実践情報 No. 164	H27. 2

(その他)

	発表者	論文の標題	発表誌・巻号等	掲載・発表年月
1	笹森洋樹	通常の学級における特別支援教育	山形教育12月号	H26. 12

9 平成26年度講師派遣実績

1) 国、独立行政法人からの依頼によるもの

	依頼元	人数
1	国立教育政策研究所	6名
2	国立障害者リハビリテーションセンター研究所	3名
3	国立障害者リハビリテーションセンター病院	1名
4	独立行政法人環境再生保全機構	2名
5	独立行政法人教員研修センター	3名
6	独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター	1名
7	独立行政法人国立高等専門学校機構	2名
8	独立行政法人大学入試センター	1名
9	独立行政法人日本学生支援機構	1名
10	文部科学省	13名
	延べ人数	33名

2) 都道府県、指定都市からの依頼によるもの

	依頼先	人数
1	青森県教育委員会	4名
2	青森県総合学校教育センター	1名
3	石川県教育センター	3名
4	茨城県教育委員会	2名
5	茨城県教育庁教育委員会	1名
6	岩手県立総合教育センター	1名
7	大分県教育センター	3名
8	大阪市教育センター	1名
9	大分県教育庁	2名
10	岡山県教育庁	1名
11	岡山県総合教育センター	5名
12	沖縄県教育委員会	2名
13	沖縄県教育庁	1名
14	神奈川県教育委員会	5名
15	神奈川県立総合教育センター	2名
16	川崎市市民・こども局こども本部子育て施策部	1名
17	京都市教育委員会	1名
18	京都市総合教育センター	1名
19	京都府総合教育センター	1名
20	熊本県教育庁	1名
21	高知県教育委員会	1名
22	高知県教育センター	3名
23	埼玉県教育委員会	2名
24	埼玉県立総合教育センター	1名
25	相模原市	1名

26	相模原市立総合学習センター	1名
27	札幌市幼児教育センター	1名
28	静岡県浜松市特別支援教育研究部	1名
29	静岡県総合教育センター	1名
30	静岡市教育委員会	1名
31	島根県教育庁	1名
32	仙台市教育委員会	1名
33	千葉県総合教育センター	5名
34	千葉市養護教育センター	1名
35	東京都教育庁	1名
36	東京都教育委員会	1名
37	東京都教職員研修センター	3名
38	徳島県立総合教育センター	1名
39	鳥取県教育委員会	2名
40	鳥取県教育センター	2名
41	富山県教育委員会	1名
42	長野県教育委員会	1名
43	長野県総合教育センター	1名
44	新潟県立教育センター	2名
45	兵庫県	2名
46	兵庫県立特別支援教育センター	1名
47	福島県養護教育センター	2名
48	北海道教育委員会	4名
49	宮城県教育委員会	1名
50	宮城県教育庁	2名
51	山形県教育庁	1名
52	山梨県教育委員会	2名
53	山梨県総合教育センター	2名
54	横浜市教育委員会	5名
55	和歌山県教育庁	1名
	延べ人数	98名

3) 市町村からの依頼によるもの

	依頼元	人数
1	足立区教育委員会	1名
2	いすみ市教育委員会	1名
3	伊那市教育委員会	1名
4	大田原市教育委員会	1名
5	葛飾区教育委員会	2名
6	嘉麻市教育センター	1名
7	岐阜県加茂郡白川町教育委員会	6名

8	国東市教育委員会	1名
9	田村市教育委員会	1名
10	彦根市教育委員会事務局教育部	1名
11	平塚市子ども教育相談センター	1名
12	前橋市総合教育プラザ幼児教育センター	1名
13	南房総市教育委員会	1名
14	三春町教育委員会	1名
15	横須賀市	1名
16	横須賀市教育委員会	1名
17	横須賀市療育相談センター	1名
延べ人数		23名

4) 大学等からの依頼によるもの

	依頼元	人数
1	青森県立青森聾学校	1名
2	秋田県立稲川養護学校	1名
3	秋田県立ゆり養護学校	1名
4	石川県立七尾特別支援学校 石川県立いしかわ特別支援学校	1名
5	茨城県立伊奈特別支援学校	2名
6	岩手県立気仙光陵支援学校	1名
7	岩手県立宮古恵風支援学校	1名
8	植草学園大学 植草学園短期大	2名
9	愛媛県立宇和特別支援学校	1名
10	愛媛県立みなら特別支援学校	1名
11	大分県立聾学校	1名
12	大阪市立大学医学部附属病院	1名
13	大阪総合保育大学	1名
14	大阪体育大学	2名
15	岡山県立岡山盲学校	1名
16	岡山県立岡山聾学校	1名
17	岡山大学学生支援センター	1名
18	香川県立高松養護学校 香川県立香川西部養護学校	1名
19	学校法人敬心学園日本福祉教育専門学校	1名
20	学校法人高千穂学園	1名
21	学校法人明星学苑	1名
22	学校法人明星学苑明星大学	1名
23	神奈川県立武山養護学校	1名
24	神奈川県立平塚ろう学校	1名
25	川崎市立聾学校	2名
26	岐阜県立可茂特別支援学校	1名
27	岐阜大学教育学部附属小学校	1名

28	京都市立桃陽総合支援学校	1名
29	京都府立宇治支援学校	1名
30	共立女子大学	1名
31	金城学院大学生活環境学部	1名
32	群馬県立聾学校	2名
33	高知県立盲学校	1名
34	高知県立高知ろう学校	1名
35	甲南女子大学	1名
36	公立大学法人大阪市立大学	2名
37	国立大学法人群馬大学教育学部	1名
38	国立大学法人筑波大学	3名
39	国立大学法人兵庫教育大学	4名
40	駒沢女子大学	1名
41	埼玉県立蓮田特別支援学校	4名
42	埼玉大学	1名
43	佐賀県立盲学校	1名
44	札幌学院大学	1名
45	静岡県立静岡聴覚特別支援学校	1名
46	静岡大学教育学部附属特別支援学校	1名
47	星槎大学	1名
48	仙台市立仙台大志高等学校	1名
49	千葉県立船橋特別支援学校	1名
50	筑波大学特別支援教育研究センター	1名
51	筑波大学附属久里浜特別支援学校	4名
52	東京国際大学人間社会学部	1名
53	東京都北区立赤羽小学校	1名
54	東京都立久我山青光学園	1名
55	栃木県鹿沼市立みなみ小学校	4名
56	鳥取県立智頭農林高等学校	1名
57	鳥取大学医学部	1名
58	富山県立志貴野高等学校	1名
59	富山県立富山視覚総合支援学校	1名
60	長崎県立ろう学校	1名
61	長野県長野ろう学校	1名
62	奈良教育大学特別支援教育研究センター	1名
63	練馬区立光が丘さくら幼稚園	2名
64	ノートルダム清心女子大学	1名
65	弘前大学教育学部附属特別支援学校	1名
66	びわこ学院大学	1名
67	放送大学	3名
68	北海道釧路鶴野支援学校	1名

69	北海道教育大学	3名
70	明治学院大学	3名
71	横須賀市立看護専門学校	1名
72	横須賀市立ろう学校	4名
73	横浜国立大学	8名
74	横浜創英大学	2名
75	早稲田大学人間科学学術院	1名
76	早稲田大学人間科学部	1名
77	山形大学	1名
78	山梨県立ろう学校	1名
79	山梨大学教育人間科学部	1名
80	和歌山大学	1名
延べ人数		118名

5) 研究会等からの依頼によるもの

	依頼元	人数
1	青森県言語障がい児教育研究会 言語障がい通級指導教室部会	1名
2	石川県奥能登教育事務所	1名
3	石川県高等学校生徒指導連絡協議会	1名
4	一般社団法人教科書協会	1名
5	一般社団法人日本LD学会	1名
6	一般社団法人日本小児精神神経学会	1名
7	一般社団法人日本特殊教育学会	1名
8	茨城県特別支援学校教育研究会	1名
9	茨城県特別支援学校教育研究会 茨城県立伊奈特別支援学校	1名
10	茨城県特別支援学校教育研究会 茨城県立北茨城特別支援学	1名
11	茨城県特別支援学校教育研究会 茨城県立友部特別支援学校	2名
12	医療法人社団輔仁会大宮厚生病院	1名
13	岩手県高等学校教育研究会特別支援教育部会 岩手県立盛岡となん支援学校	1名
14	神奈川県弱視教育研究会	1名
15	関東教育オーディオロジー研究協議会	2名
16	関東甲越地区特別支援学校肢体不自由教育教頭会	1名
17	関東甲信越地区特別支援学校知的障害教育校長会	1名
18	関東地区聾学校校長会	1名
19	岐阜県障害幼児研究会	1名
20	岐阜県特別支援学級設置校校長会	1名
21	岐阜県保育研究協議会	2名
22	京都市立総合支援学校教育研究会	1名
23	京都市立総合支援学校教育研究会 発達障害研究会	1名
24	近畿地区特別支援学校肢体不自由教育研究会	2名
25	群馬県特別支援教育研究会	1名

26	群馬県特別支援教育研究会 病弱・身体虚弱教育部会	1名
27	公益財団法人共用品推進機構	1名
28	公益財団法人母子衛生研究会	1名
29	公益社団法人川崎市幼稚園協会	1名
30	公益社団法人福島県私立幼稚園連合会	1名
31	滋賀県特別支援学級設置校長会	1名
32	静岡県ことばと心を育む会	1名
33	静岡県聴覚障害教育研究会	1名
34	静岡市校長会	2名
35	島根県視覚障がい教育研究会	1名
36	島根県特別支援学校教育研究会 島根県立江津清和養護学校	1名
37	社会福祉法人東京都知的障害者育成会	1名
38	社団法人東京都私立幼稚園教育研修会	1名
39	吹田市学校保健会	1名
40	全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会 全国特別支援学校肢体不自由教育校長会	1名
41	全国特別支援学級設置学校長協会	6名
42	全国特別支援学校校長会	3名
43	全国特別支援学校肢体不自由教育学校長会	1名
44	全国特別支援学校肢体不自由教育校長会	3名
45	全国特別支援学校肢体不自由教育校長会 第60回全国肢体不自由教育研究協議会	3名
46	全国特別支援学校知的障害教育校 PTA 連合会	1名
47	全国特別支援学校知的障害教育校長会	4名
48	全国特別支援学校知的障害教育教頭会	1名
49	全国特別支援学校病弱教育校長会	1名
50	全国病弱虚弱教育研究連盟 第55回全国病弱虚弱教育研究連盟研究協議会	5名
51	全国病弱虚弱教育連盟	2名
52	全国訪問教育研究会	1名
53	仙台市障害児通園施設連絡協議会	1名
54	全日本特別支援教育研究連盟	1名
55	全日本盲学校教育研究会	1名
56	全日本聾教育研究会	2名
57	台北医学大学	1名
58	第38回全国特別支援教育センター協議会	5名
59	第48回全日本聾教育研究大会(兵庫大会)主管校 兵庫県立神戸聴覚特別支援学校	1名
60	第51回関東甲信越地区病弱虚弱教育研究連盟研究協議会	1名
61	第56回日本小児血液・がん学会学術集会	1名
62	千葉県特別支援学校教育研究会 肢体不自由教育研究部会	1名
63	千葉県特別支援教育研究連盟	1名
64	東京都弱視教育研究会	6名
65	東京都訪問教育・病弱教育研究会	1名
66	東京都ろう教育研究協議会 東京都立葛飾ろう学校	2名

67	東北地区肢体不自由教育研究協議会	1名
68	東北盲学校教育研究会	2名
69	東北聾教育研究会	1名
70	特定非営利活動法人 e-AT 利用促進協会	2名
71	特定非営利活動法人日本肢体不自由教育研究会	1名
72	栃木県特別支援学校長会	1名
73	栃木県特別支援教育連絡協議会	1名
74	富山県肢体不自由教育研究協議会	1名
75	長崎県高等学校・特別支援学校教育研究会	1名
76	長崎県肢体不自由教育研究協議会	1名
77	奈良県特別支援教育授業づくり研究会	1名
78	日蓮宗保育連盟	1名
79	兵庫県特別支援教育振興会	1名
80	福井県特別支援学校長会	1名
81	福岡県特別支援教育研究連盟	1名
82	福島県教育庁会津教育事務所	1名
83	福島県特別支援教育研究会	1名
84	福島の幼児教育を再生する仲間の会	1名
85	北陸地区聾学校教育研究会	1名
86	香港日本人学校	1名
87	宮城県特別支援学校長会	1名
88	宮城県特別支援教育研究連合 聴覚・言語障がい教育研究部会	1名
89	安来市教育研究会特別支援教育部	1名
90	山形県特別支援学校長会	1名
91	横浜市特別支援学校教育研究会	1名
92	横浜市立中学校長会 特別支援教育部会	1名
	延べ人数	129名

10 インクルーシブ教育システム構築支援
データベース（インクルDB）



独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（N I S E）

インクルーシブ教育システム 構築支援データベース（インクルDB）



トップページ

◎ インクルDBについて

本サイトには、大きく2つのコンテンツがあります。

『合理的配慮』実践事例データベース』は、文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」において取り組まれている実践事例について検索するシステム（データベース）です。

『関連情報』では、インクルーシブ教育システム構築に関連する様々な情報を掲載しています。



平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会において、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が報告されました。これを受けて、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所では、インクルーシブ教育システム構築に関連する様々な情報を掲載したインクルーシブ教育システム構築支援データベース（略称：インクルDB）を文部科学省の協力を得て、平成25年11月に開設しました。そして、平成26年7月には、新たなコンテンツとして「『合理的配慮』実践事例データベース」を開設しました。

インクルDBは、教育の関係者に向けた理解啓発や具体的なインクルーシブ教育システム構築支援に関する情報を提供することを目的としています。

リンクのお願い

国立特別支援教育総合研究所では、より多くの方々にインクルDBをご利用いただくため、リンクの設定をお願いしております。なお、リンクを設定する際は、国立特別支援教育総合研究所のインクルーシブ教育システム構築支援データベースへのリンクである旨を明記してください。

リンク先URL <http://inclusive.nise.go.jp/>



「合理的配慮」実践事例データベース

文部科学省では、平成25年度から、各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例の収集等を行う

「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」を実施しています。

本研究所では、このモデル事業で得られた事例についてデータベース化を行い、平成26年7月よりWeb上への公表を開始しました。事例については順次、追加掲載を行い、充実を図っています。

キーワード検索

検索

【Ⅰ】対象児童生徒等の障害種 必須

and or

- 視覚障害 [3]
- 聴覚障害 [7]
- 知的障害 [9]
- 肢体不自由 [5]
- 病弱・身体虚弱 [2]
- 言語障害 [1]
- 自閉症 [5]
- 情緒障害 [5]
- LD(学習障害) [5]
- ADHD(注意欠陥多動性障害) [9]

全て選択/全て解除

【Ⅱ】対象児童生徒等の在籍状況等

- 幼稚園 [1]
- 小学校(通常の学級・通級による指導) [12]
- 小学校(特別支援学級) [12]
- 中学校(通常の学級) [1]
- 中学校(通常の学級・通級による指導) [2]
- 中学校(特別支援学級) [2]
- 高等学校 [3]
- 中等教育学校 [0]
- 特別支援学校(幼稚園) [0]
- 特別支援学校(小学校) [2]
- 特別支援学校(中学校) [1]
- 特別支援学校(高等部) [1]

【Ⅲ】対象児童生徒等の学年

- 年少 [1]
- 年中 [0]
- 年長 [0]
- 小1 [3]
- 小2 [6]
- 小3 [6]
- 小4 [7]
- 小5 [4]
- 小6 [5]
- 中1 [2]
- 中2 [2]
- 中3 [2]
- 高1 [0]
- 高2 [2]
- 高3 [2]

【Ⅳ】対象児童生徒等の障害の程度
(学校教育法施行令第22条の3)

- 該当 [21]
- 非該当 [4]

【Ⅴ】合理的配慮の観点

- 合理①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

【Ⅵ】基礎的環境整備の観点

- 基礎① ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- 基礎② 専門性のある指導体制の確保

【Ⅶ】合理的配慮の観点

- 合理①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

関連情報

1. インクルーシブ教育システムに関する基礎的情報

- (1) 障害者の権利に関する条約への対応 (これまでの経緯)
- (2) 関連する法令・施策
- (3) 関係用語の解説

2. インクルーシブ教育システム構築に関するQ&A

- (1) 基本的な考え方
- (2) 学校・地方公共団体向け
- (3) 保護者向け

3. その他

- (1) 障害のある子供の就学に関する手続き
- (2) 早期からの教育相談・支援体制構築事業成果報告書 (概要)
- (3) インクルーシブ教育システム構築に関する研究成果
- (4) 障害のある子供の教材・支援機器等に関する情報
- (5) 諸外国における障害のある子供の教育に関する情報
- (6) 文部科学省による実施事業の情報

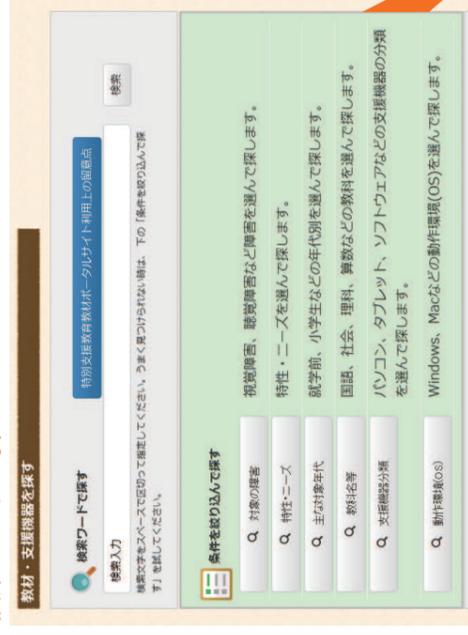
1 1 特別支援教育教材ポータルサイト
(支援教材ポータル)

国立特別支援教育総合研究所(NISE)による特別支援教育教材ポータルサイト構築・運営

支援教材ポータル (<http://kyozai.nise.go.jp/>)

障害のある子供一人一人の状態や特性などに応じた支援機器等教材に関する活用方法や取組事例などの情報提供ポータルサイトを構築しました。

検索ワードで探すことができます



条件を絞り込んだ検索もできます



検索結果の一覧が表示され、選択すると写真つきでわかりやすく表示されます



教材・支援機器
ランダム表示

教材・支援機器がランダムで表示され、クリックすると、その情報が表示されます。

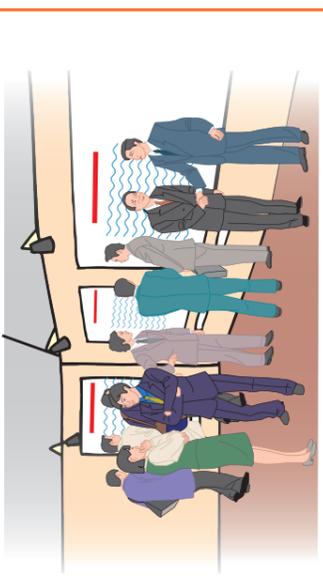
NISEが保有する
他のコンテンツを
共有しています。



発達障害のある子供の教育に
関する情報センター

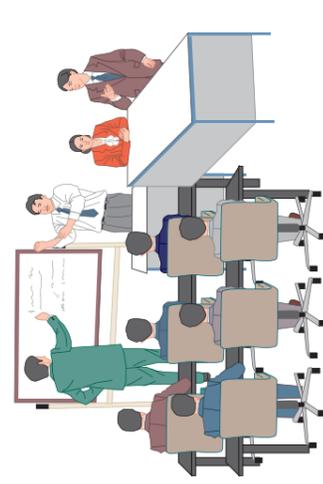
展示会情報

支援機器等教材の教育現場における活用方法や事例を紹介するための展示会を開催しています。開催日等の情報を入力できます。



研修会情報

各都道府県の指導者層を対象に支援機器等教材を活用した実践的な研修を実施している情報を提供しています。



「詳細を表示」をクリック
関連する実践事例のリンク
などが表示されます。

1 2 今後の本研究所の機能強化について

はじめに

国立特別支援教育総合研究所は、平成26年4月に「機能強化に関する中間まとめ」（以下、「中間まとめ」と言う）を取りまとめた。これは、平成25年に行われた政府の独立行政法人改革における一連の審議等の過程においていただいた多方面からのご意見を踏まえ、機能強化に向けて、直ちに取り組むべき当面の課題について、中間的に取りまとめたものである。

中間まとめでは、特にご指摘が多かった①福祉等関係機関との連携、②大学等との連携、③国際対応、④情報発信について、平成25年12月に設置した「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の機能強化に関する所内検討会」（以下、「所内検討会」と言う）で基本的な検討を行い、これら4つの機能に対応するワーキンググループを所内検討会の下に設置し、取組可能なものから既に実施に移しているところである。

また、平成26年1月に設置した「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の機能強化に関する有識者懇談会」では、上述の4機能の他に、本研究所の在り方、さらには、特別支援教育の在り方といった根本的な事柄についてのご意見も多く頂いたところである。

中間まとめでは、「平成28年度からの第4期中期目標期間を視野に入れつつ、今後の本研究所の全般的な機能強化の方策について、引き続き検討していく」として、所内検討会等において、引き続き所要の検討を行ってきた。そして、検討内容をまとめるに当たり、前述の有識者懇談会の委員である大南英明氏（全国特別支援教育推進連盟理事長）他、数名の有識者からのご意見も頂きながら更に検討を進め、このたび、「今後の本研究所の機能強化」として取りまとめた。

この取りまとめは、本研究所が今後、特別支援教育の推進に更に貢献するため進むべき方向性を、本研究所の今後の在り方（総論、ビジョン、業務運営の効率化・合理化）を柱としてまとめたものである。今後は、これをベースとして第4期中期計画の策定に向けた検討を行うなど、本研究所の職員があらゆる諸活動について検討を行う際の基本的な指針として活用していくこととする。

平成27年3月

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

理事長 宍戸 和成

目 次

1. 総論	207
(1) 背景（特別支援教育を巡る状況の変化）	
(2) 変化がもたらした課題	
(3) 第3期中期目標期間における研究所の取組	
(4) 第4期中期目標期間に向けた方向性	
2. ビジョン	
(1) 研究活動	214
①現状と課題	
②改善策	
(2) 研修事業	217
①現状と課題	
②改善策	
(3) 教育相談支援	220
①現状と課題	
②改善策	
(4) 情報普及	222
①現状と課題	
②改善策	
(5) その他	224
①現状と課題	
②改善策	
(6) まとめ	226
3. 業務運営の効率化・合理化	228

1. 総論

(1) 背景（特別支援教育を巡る状況の変化）

特別支援教育のナショナルセンターである本研究所は、平成 23 年度より、第 3 期中期目標期間（平成 23 ～ 27 年度）における中期計画を策定し、国（文部科学省）や地方公共団体と連携・協力しつつ、国の政策的課題や教育現場の喫緊の課題など、特別支援教育の推進に寄与する様々な研究や関係業務などの諸活動を実施してきたところである。

第 3 期中期計画の策定に当たっては、下記における当時の状況等を踏まえて策定したところである。

- ・平成 18 年 12 月、国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、平成 20 年 5 月に発効した。我が国においては、平成 19 年 9 月に同条約に署名するとともに、同条約の批准に向けて、障害者に関する諸般の制度の整備が進められてきたところ。

- ・平成 19 年 4 月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うとすることとなった。

- ・特別支援教育の体制整備を進める中で、平成 22 年 3 月に「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」（平成 20 年 7 月、文部科学省に設置）において、特別支援教育の更なる充実を図るための検討の方向性及び課題として、早期からの教育支援、就学相談・指導や小・中学校における校内体制の整備等を整理した審議経過報告が取りまとめられた。

その後、第 3 期中期目標期間における国の動きとしては、次のとおりである。

平成 24 年 7 月に中央教育審議会初等中等教育分科会より、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下、中教審報告と言う）が取りまとめられた。中教審報告においては、「障害者の権利に関する条約」の批准までに、就学相談・就学先決定の在り方に係る制度改革の実施、教職員の研修等の充実、当面必要な環境整備の実施、「合理的配慮」の充実のための取組等が求められたところである。

また、この間、平成 23 年 8 月に障害者基本法の一部改正がなされたこと、平成 25 年 6 月に障害者差別解消法が成立し、国公立学校における障害者への合理的配慮が法的義務となったこと（私立学校は努力義務）、そして、同年 9 月に、前述の「就学相談・就学先決定の在り方に係る制度改革」の一環として、就学先を決定する仕組みが改正されたことなどを経て、インクルーシブ教育システムを謳っている「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて国内法の整備が進められたことにより、平成 26 年 1 月に同条約が批准された。これにより我が国は国際的にも、我が国においても、インクルーシブ教

育システムの構築に向けた、通常の学校（幼稚園、小・中学校、高等学校等）を含む特別支援教育の体制の充実が求められることとなった。

こうした中で、現在、文部科学省において、次期学習指導要領の改訂に向けた検討が動き出したところであり、平成 26 年 11 月に、「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）」において、教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方が示された。

この中で特別支援教育においては、「障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、全ての学校において、発達障害を含めた障害のある子どもたちに対する特別支援教育を着実に進めていくためには、どのような見直しが必要か。その際、特別支援学校については、小・中・高等学校等に準じた改善を図るとともに、自立と社会参加を一層推進する観点から、自立活動の充実や知的障害のある児童生徒のための各教科の改善などについて、どのように考えるべきか」といった視点での検討が行われようとしている。

とりわけ発達障害に関しては、平成 24 年 12 月に通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果が報告され、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合が 6.5 %程度(※)と示された。

※担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭（副校長）による確認を経て提出した回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる診断や、医師による診断によるものではない。

発達障害のある子どもへの支援に関する取組としては、平成 17 年 4 月の発達障害者支援法の施行及び平成 19 年度からの特別支援教育制度の開始と併せて、本研究所においても発達障害教育情報センターを設置し、発達障害にかかわる教員及び保護者をはじめとする関係者への支援を図り、さらに広く国民の理解を得るために、Webサイトによる情報提供や理解啓発などを行ってきたところである。今後は、上述の諮問で発達障害が明記されたことなども踏まえ、発達障害教育に資する研究等がより一層求められてくるものと考えられる。

（2）変化がもたらした課題

このような特別支援教育を巡る状況の変化が、様々な課題をもたらしている。

①特別支援教育の対象の拡大

近年において、特別支援学校や特別支援学級に在籍している幼児児童生徒が増加する傾向にあり、通級による指導を受けている児童生徒も平成 5 年度の制度開始以降増加してきている。平成 25 年 5 月 1 日現在、義務教育段階において特別支援学校及び小学校・中学校の特別支援学級の在籍者並びに通級による指導を受けている児童生徒の総数の占める割合は約 3.1 パーセントとなっている。また、知的発達に

遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒は、前述のとおり 6.5 %程度の割合で通常の学級に在籍している可能性を示している。また、平成 25 年 9 月に、就学先決定の手續について、市町村の教育委員会が、その障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みに改正された。これにより、学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当する子どもも総合的な判断により小・中学校に在籍しうることが制度的な前提となった。

これらのことは、小・中学校等においても特別支援教育が充実され、障害のある子どもへの十分な教育が求められることを意味しており、各学校の特別支援教育に対する意識改革はもちろんのこと、これまで以上に、交流及び共同学習や、スクールクラスターの活用など、インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を全国で推進していくことが急務の課題となっている。

併せて、障害のある児童生徒を巡る最近の動向として、障害の重度・重複化や多様化、発達障害のある児童生徒への対応や、早期からの教育的対応に関する要望の高まり、高等部への進学率の上昇、卒業後の進路の多様化、障害者の自立と社会参加などへの一層の充実が求められていることなどがあげられる。

②教職員の専門性の確保等

特別支援学校の在籍者数が漸増する一方で、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状取得率は約 7 割程度であり、その保有者が不足している。また、小・中学校に通う障害のある子どもも年々増加してきており、これに伴い特別支援学級や通級指導教室で学ぶ子どもも増加している。

こうした中、中教審報告では、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、特別支援学校教諭免許状取得率の向上による担当教員としての専門性を早急に担保することが必要であるとされるとともに、インクルーシブ教育システムを構築する上で、小・中学校も含むすべての教員の特別支援教育に関する専門性の向上が重要であると提言されている。

また、平成 23 年に改正された障害者基本法では、「国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供等を促進しなければならない。」こととされるなど、特別支援教育に携わる教員の専門性の向上を図るための取組が強く求められている。

さらに、平成 25 年 9 月の障害のある児童生徒の就学先決定の仕組みの変更に伴い、市町村教育委員会による早期からの教育相談・支援に関する内容の充実や小・中学校に就学する障害のある子どもへの十分な学びの担保など、各地域の体制の充実が求められている。

③教育課程の改善

現行の学習指導要領の改訂以降、改正障害者基本法や中教審報告に基づくインクルーシブ教育システム構築という新たな方向性が示されたため、次期学習指導要領については、前述の諮問に基づき、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた改善を行う必要がある。

また、これからの学習指導要領等については、必要な教育内容を系統的に示すのみならず、育成すべき資質・能力を子どもたちに確実に育む観点から、そのために必要な学習・指導方法や、学習の成果を検証し指導改善を図るための学習評価を充実させていく観点が必要であるとされている。こうした考えに基づく、学習指導要領等の在り方について、文部科学省において検討が進められようとしており、本研究所においても文部科学省と連携し、特別支援教育に関する改善事項の検討に際し必要となる研究やデータの収集を行うことなどが求められる。

(3) 第3期中期目標期間における研究所の取組

第3期中期目標期間においては、我が国の障害者に係る制度の改革に伴った「中央教育審議会特別支援教育の在り方に関する特別委員会」におけるインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の検討と並走して、これに係る諸活動を行ってきた。

インクルーシブ教育システムへの対応としては、これに関する研究として、5年間(中期目標期間)を見通して、中期特定研究の枠組みの中で、複数の研究課題を構成して進めているところである。平成23～24年度はインクルーシブ教育システムにおける研修プログラムや専門性担保の仕組み、合理的配慮等の事例提示を研究成果とした。平成25～26年度はインクルーシブ教育システム構築のための学校・地域における体制づくりのグランドデザインを成果とすべく、研究をまとめているところである。平成27年度は、これらの成果も活用し「学校・地域におけるインクルーシブ教育システム構築のための体制づくりのガイドライン(試案)」を作成することを目的とする予定である。また、平成25年11月には、インクルーシブ教育システムに関連する法令・施策や関係用語の解説などの基礎的情報やQ&A等のコンテンツを整備した「インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)」を開設し、特別支援教育の関係者に向けた理解啓発や具体的な教育的支援に関する取組に資する情報を提供した。さらに、平成26年7月には、インクルDBの中に新たに、『合理的配慮』実践事例データベース」を開設し、合理的配慮の実践事例についてデータベース化を行い、提供を始めたところである。

また、発達障害のある児童生徒への対応としては、文部科学省調査結果(※)を受け、発達障害の可能性のある児童生徒の困難の状況や受けている支援の状況について補足調査を実施し、平成26年3月にその調査結果を公表した。

※通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査(平成24年12月公表)

これらの研究成果については、研修事業において提供し、さらに「インクルーシブ教育システム」関係コンテンツとして収録し、広く配信した。また、新たに「就学相談・支援担当者研究協議会」を設け、国の施策等の喫緊の課題を研修に取り入れてきた。

このほか、障害のある児童生徒の教材、支援機器の活用促進として、障害のある児童生徒等のためのICTを活用した教材や支援機器等に関する情報の収集や、これらを活用した指導方法、活用事例等について研究し、全国レベルのポータルサイトの構築を進めているところであるなど、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、国や地方公共団体等と連携・協力しつつ、国の政策課題や教育現場の課題に柔軟かつ迅

速に対応する業務運営を行ってきたところである。

(4) 第4期中期目標期間に向けた方向性

これまで述べてきたように、本研究所は、インクルーシブ教育システムの構築という状況の変化に対し、文部科学省と連携して、これに関係する研究や業務を実施するなどにより、本システムの構築に寄与してきたところである。

第4期中期目標期間においては、第3期に引き続き、インクルーシブ教育システムの構築について、研究活動・研修事業などの諸活動を行いつつ、様々な場面を通じて、教育委員会や学校が取り組むインクルーシブ教育システムの構築を支援することを取組の基本と位置づける。

その際、この枠組みの中における状況の変化を踏まえ、障害のある子どもに対して専門性のある十分な教育が行われているかについて、多様な学びの場（特別支援学校・特別支援学級・通級による指導・通常の学級）それぞれの役割や在り方及び特別支援学校と小・中学校との関係を再確認した上で、障害のある子どもへの十分な教育を行うシステムの構築に資する取組を進めていく。また、発達障害に関しては、個々の発達障害のある子どもに対する指導内容・方法を追求する研究を実施することと、引き続き研修や理解啓発を実施することが必要である。

本研究所においては、こうした基本的な方向性を踏まえた諸活動を進めていく必要がある。

研究活動においては、障害種別研究の専門性を担保しつつ、国の政策課題であるインクルーシブ教育システム構築に向けた取組に関する研究を中心的なテーマと位置付けて、同システムの構築に資する特定の障害種別によらない横断的な研究課題への一層の精選・重点化を進める。

研修事業は、本研究所の設立以来、長期にわたり実施しているが、対象者が特別支援学校や特別支援学級で指導している者が中心となっており、インクルーシブ教育システム構築という新たな枠組みに応じた実施体系の再点検が急務である。また、都道府県等における教職員に対する特別支援教育に関する専門性の向上及び担保のための取組（特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状取得率の向上等）を支援する事業に取り組んでいく。

教育相談支援では、市町村におけるインクルーシブ教育システム構築に向けた取組のうち、早期からの教育相談・支援体制の構築等が重要であることを踏まえた内容の検討が必要である。

情報普及においては、インクルーシブ教育システム構築に向けて、本研究所が取り組む研究活動等について、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など全ての学校関係者をはじめとして、保護者等国民全体にわかりやすい内容で普及するなど、発信力の強化が必要である。

このインクルーシブ教育システム構築という枠組みにおいて、特別な支援が必要となる可能性のある子ども等に対し、早期から情報提供や相談の実施等に取り組む、障害の

ある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障する就学先を決定することは大きな意義があり、乳幼児から幼児期にかけて子どもが専門的な教育相談・支援が受けられる体制を、福祉、医療、保健、労働等（以下、福祉等と言う）との連携の下に早急に確立することが必要である。本研究所がこれに資する諸活動を実施するためには、上述の福祉等の分野の情報を収集することが不可欠であるため、これらの関係機関との組織的な連携が求められる。また、発達障害のある子どもに対する指導方法・内容を追求するために、本研究所の発達障害教育情報センターと厚生労働省所管の発達障害情報・支援センター等との連携を強化するなど、福祉等の関係機関との連携の位置づけを明確にする必要がある。

また、インクルーシブ教育システム構築に関する取組を着実に実施するには、本研究所が有する個々の研究員の専門性及び研究成果等といった特別支援教育に関する「資源」のみならず、大学の教員等の「資源」を活用していくことが有効な手段と言える。短期的な取組としては、現在、「国立大学が保有する特別支援教育の専門性向上に資する資源調査」（教職員の特別支援教育に関する専門性の向上には、特別支援教育を担う教員を養成している大学が有する特別支援教育に関する研修が実施可能な教員等の「資源」の活用が最も期待されると考え、これに関する情報を調査するもの）を実施しているが、今後は、これらの「資源」や、現在、本研究所と協定を締結している機関（筑波大学附属久里浜特別支援学校、早稲田大学人間科学学術院）等の協力を得て、インクルーシブ教育システム構築に関する研究や研修などの諸活動を実施する。また、高等教育における障害学生支援については、これを所管している日本学生支援機構に対し可能な限りの連携を行う。

なお、障害者の権利に関する条約に示されたインクルーシブ教育システムの構築に当たり、基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきであるとされており、その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、といった本質的な視点による環境整備が必要であるとされている。本研究所において、今後、同条約を批准した我が国が、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、同条約で掲げられた条項との関連で諸外国の法体系や実態等について、情報の収集や研究の実施を進めていくことは、我が国固有の実情に応じたインクルーシブ教育システムの構築を図り、それを国際的に発信していく上で非常に重要であると言える。

最後に、本研究所は昭和46年10月の発足以降、障害種別等を中心とした組織であったが、平成16年度には、ナショナルセンターとして、その機能を十分に果たすため、課題重視型の組織に再編するとともに、ミッション・ビジョンを明確化した上で、役職員がこれらを共有し、業務の質の向上に努めてきた。更に、研究体制では、平成20年度から、各障害種別等の研究計画の立案を担う「研究班」制を導入することにより、これまで様々な業務実績を上げてきたが、今後は、第3期中期目標期間に生じた特別支援教育を巡る状況の変化による新しい課題・業務に柔軟・弾力的に、かつ迅速に対応する

ことを十分に果たし得る体制が求められる。このため、特別支援教育のナショナルセンターとして、第4期中期目標期間において、上述に述べた課題に向き合っていくためには、その時々の方政策的課題や研究ニーズ等に応じた、より機動的かつ柔軟な研究チームや業務体制を可能とする組織を目指していくことが必要である。

なお、次の頁から、研究活動、研修事業等のビジョン毎に課題と改善点を述べているが、改善点の項目のうち、「検討する」という文末にした項目については、その取組の実施に慎重な判断が求められるものであるため、マンパワーの問題等を勘案して、実施の可否も含めて「第4期中期計画検討会」で個別具体的に検討を行う。

2. ビジョン

(1) 研究活動

①現状と課題

研究活動については、「研究基本計画」（平成 24 年 2 月改定）に基づき、中期的視野の中で「中期特定研究」という新たな仕組みも踏まえ、計画的に進められている。現在、これを組織的に行うため、各年度の研究計画を立案するとともに、進行管理等を行う研究班を設けている。この研究班が担う研究課題ごとに研究を実施する研究チームを編成して、当該研究を実施している。この研究班体制は平成 20 年 4 月から開始されており、各班が責任を持って数々の研究課題を実施し、その研究成果を普及してきたところである。

現在、本研究所の研究活動は研究班を中心としてなされているが、各研究班で独自に研究計画を作成しているため、研究班間の繋がりが不十分な研究計画となり、研究課題を精選する上で問題になることもある。

本研究所における研究活動は、第 3 期中期目標に示された「国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究」を中核としているが、実態としては、障害種別の研究班単位で研究課題を挙げることが中心となっており、研究班の独自性に任されている。

また、発達障害教育は発達障害のある子どもが特別支援教育の対象となって以降、現在において、その認知度は高まったが、他の障害種に比べると特別支援教育としての歴史は浅いと言える。第 4 期中期目標期間は、発達障害情報・支援センター等との連携を強化し、発達障害教育への支援に対する本研究所内の実施体制を強化する必要がある。

現在、本研究所の発達障害教育情報センターは、発達障害に関する様々な情報を調査・収集・整理し、それらを基に Web サイト等を通じて情報普及を行っているが、一方で、これまで研究活動は自閉症班と発達・情緒班が行っており、双方の関係が曖昧な実態がある。組織として縦割りとなっており、効果的効率的な業務遂行上の観点での改善が望まれる。

②改善策

●第 4 期中期目標等の策定においては、「インクルーシブ教育システム構築に向けた取組に関する研究」を全研究班の中心テーマと位置づける。これを踏まえ、研究課題については第 3 期に引き続き、国の政策的課題や教育現場の課題に対応した実際的な研究に一層の精選、重点化するものとする。

●インクルーシブ教育システムの構築に際する特別支援教育の推進には、保健・医療・福祉・就労等関係機関との連携が重要であり、本研究所が特に連携が必要と認める機関を「重点連携関係機関」に位置づける。この「重点連携関係機関」を専門研究の研究協力機関とし、早期や就労の支援に関する研究を実施する。

●障害種別や特定の分野に関する専門性の強化については、大学との連携をより一層進め、「国立大学が保有する特別支援教育の専門性向上に資する資源調査」等も活用し、より専門性の高い大学の研究者を研究協力者等とする。また、現在、試行的に実施している「大

学連携研究力向上事業」(研究員の研究力の向上に資するため、専門性を有する大学教員の招聘による講演・意見交換等を行う事業)については、これを充実・発展させていく。本研究所の研究員の有する専門性には限りがあるため、本研究所の力だけでは全てのニーズに応じることはできないが、個々の研究員が“専門性を有する大学教員”という資源を活用することにより、可能となってくる。これを踏まえて「大学連携研究力向上事業」を充実・発展させていく。

●発達障害教育に関しては、今後(第4期中期目標期間)は、様々な発達障害(LD、ADHD、高機能自閉症等)に対する指導方法を提供することが必要であり、そのための研究を実施する。また、この様々な発達障害に対応した各ライフステージにおけるきめ細かな支援・指導について、福祉関係機関等と連携し、理解・啓発に取り組む。

●研究組織については、現在の研究班について、その在り方を整理する。また、研究課題については、研究ニーズに基づいた設定を行うことを改めて全研究員が共通理解する。具体的には、研究班とは、障害種別の専門性を持ったグループであり、研究課題はニーズに基づいた課題設定とする。従って、研究ニーズが無ければ無理に課題設定をする必要はなく、複数の班で共通の教育ニーズがあれば1本の研究課題で提案する、そのようにして提案された研究課題に対して、例えば、^{※1}専門研究Aに属する研究課題は全障害種別の班員が研究チームのメンバーになる、当該年度に^{※2}専門研究Bを実施しない研究班の班員は横断的研究や他の業務にエフォートを置くことなどについてメリット・デメリットの検討を行う。これらを通じ、必要性や緊急性のある研究課題の設定と柔軟な研究チームの編成に努める。また、上記検討の際に、現行の研究区分(専門研究A・専門研究B・専門研究A、専門研究Bにつなげることを目指して実施する予備的、準備的研究)の妥当性についても併せて検討する。

※1 特定の障害種別によらない総合的課題、障害種別共通の課題に対応した研究

※2 障害種別専門分野の課題に対応した研究

●障害種別の研究班については、第4期中期目標期間に向けた研究基本計画の改定段階で、各班の課題の共通性に応じて研究班の再編を行う。その際、発達障害系の班は1つの班へ統合することを検討する。このことと並行して、発達障害教育情報センターに研究機能を持たせるかどうか、研究班との関係を組織上、明確に位置づける。また、現在、研究班活動の経費は専門研究の研究費とは別に予算配分がなされているが、これを専門研究の研究経費に組み込むなど、所内の予算配分の仕組みを見直すとともに、研究班活動の経費についてはその必要性を精査し、原則ゼロベースからの積み上げを行うことを検討する。

●研究班長会議については、研究班からの報告に基づく意見交換を行う等、より活性化していくための方策を検討する。

●研究ニーズ調査について、現行の中期計画では、「都道府県教育委員会や特別支援教育

センター、学校長会等に対して」行っているが、第4期中期計画に研究ニーズ調査の対象を更に広げることについて検討を行う。

●共同研究については、研究テーマの設定と大学との連携のいずれを先に行うかが論点となる。現時点では、先に大学との連携を行い、その大学との協働の範囲内で研究テーマを設定しているが、今後の在り方について検討する。

●外部資金（科研費）の導入については、文部科学省独立行政法人評価委員会国立特別支援教育総合研究所部会委員からも「科研費を申請する際の特総研としての組織的な戦略が策定されていくこと」などの評価を受けていることから、科研費については、組織として必要な研究（組織分）と、一個人の研究者としての研究（個人分）の両方があることを本研究所の職員が共通理解し、組織として実施する場合は本研究所のエフォートとして認める等、組織として支援を行う。また、国内の諸外国の情報を保有する大学の研究者等と協働し、諸外国における特別支援教育に関する調査・研究を科研費で申請することについて、検討する。なお、外部資金（科研費）の獲得については、多くの科研費の獲得に貢献した研究員に対する顕彰の在り方を検討する。

●国際対応については、情報収集を目的として行う海外調査と研究の一環として行う海外調査の取扱いについて整理する。

(2) 研修事業

①現状と課題

研修事業については、インクルーシブ教育システム構築という、どの学校にも障害のある子どもが就学することが制度上前提となる体制下で、研修体系がこれまで通り（2か月の各障害種別の専門研修、2～3日の喫緊の課題に対する研究協議会、インターネットによる講義配信）でよいのか。特に、小・中学校等の教員の専門性をどのように担保するかが最大の論点である。また、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状取得率の向上にも留意しなければならない。

各障害種別に対応する指導者の専門性の向上を目的とした「特別支援教育専門研修」（約2か月の研修期間）（以下「専門研修」という。）は、これまでも質の高い、集中的なプログラムを実施しており、参加者、派遣元ともに高い評価を得ている。一方、参加者層の多様化（既に指導者である者とこれから指導者になるべき者が混在して専門研修に参加してきていること）への対応が課題となっている。これは、各都道府県の人材育成の考え方や教員研修における研修体系が一様でないことが原因と考えられる。

国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成を目的とした各種の研究協議会（各2～3日程度の研修期間）のうち、発達障害教育指導者研究協議会については、（参加希望が多く）ニーズはあるが、それが指導者養成としての専門性の内容を伴うニーズか、啓発程度のニーズなのかを把握し対応する。

また、これまでは地域の指導者を養成するというミッションで研修事業を実施してきたが、※「教員になる前の教育は大学、教員になった後の研修は教育委員会という、断絶した役割分担から脱却し、教育委員会と大学との連携・協働により教職生活全体を通じた一体的な改革、学び続ける教員を支援する仕組みを構築する」という教員養成の改革の動きがあり、中長期的には、今後の教員養成の在り方の見直しも視野に入れつつ、本研究所が実施する研修の位置付けを確認する必要がある。

※「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」（平成24年8月28日中央教育審議会答申）より抜粋。

なお、平成25年12月に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」では、研修宿泊施設について稼働率の向上等を図ることが明記された。今後、内閣官房行政改革推進本部事務局からフォローアップが求められることになる。

②改善策

●第4期中期目標等を策定するに当たり、小・中学校等の教員の専門性の担保は最大の論点である。来所による受講での対応は、対象者数を鑑みても限界があるため、インターネットの活用をこれまで以上に打ち出す。なお、その際は地域の特別支援教育センター（全国特別支援教育センター協議会）と効果的・効率的に連携・協働することを検討する。また、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状取得率の向上等を支援する事業に取り組む。

●インクルーシブ教育システムの構築に当たり、教育現場において福祉機関との連携が重要である。そのため、研修事業において、福祉機関の職員による福祉の制度やその活動内

容の紹介等の講義を充実させる。また同様に、労働機関の職員による就労に関する講義についても充実させる。その際、(福祉や労働が有する情報量が多いことから)学校・地域の特別支援教育のリーダーを養成する上で知っておくべき情報を提供できる者を講師として委嘱するよう留意する。

●専門研修の参加者層の多様化に対しては、従前から実施しているインターネットによる受講者への事前学習をより充実することなどで、可能な限り参加者層を指導者養成にふさわしいレベルに合わせつつ、それでも参加者層に幅が生じる場合は、そのことを早急に見極めて課題別にグループ化することなど、改善策を検討する。

●知的障害特別支援学級の担当教員の研修のニーズが高いこと等を踏まえ、専門研修のコース編成を再編する。但し、研修宿泊施設の稼働率の向上に留意する。

●外部講師による研修講義について、特に一定期間続けて依頼している講師については、内容等を評価の上、改善・見直しを検討する。

●各種の研究協議会のうち、特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会については、全国特別支援学校長会と連携して、セミナー(意見交換会)といった内容で実施する方向で検討する。

●発達障害教育指導者研究協議会については、発達障害教育の指導者養成としての研修と理解啓発を区別することとし、前者は引き続き同研究協議会として継続して実施する。また、後者は発達障害教育情報センターがこれを担い、発達障害の指導内容・方法等に関するフォーラム等を開催することを検討する。

●各都道府県が実施する研修に対する支援として実施しているインターネットによる講義配信については、現在、その登録を機関登録制としており、ID・パスワードを登録した機関のみ視聴できることになっているが、ID・パスワード付与の必要性を再検討し、必要が無ければ廃止する。

●発達障害のある子どもの将来を見通した支援が大切であるため、発達障害教育に関する研修で、高等教育段階での障害学生の支援に関する情報を提供する。

●研修事業に対する所内の実施体制上の課題として、所内スタッフの研修事業に対する共通認識とスタッフの配置の工夫が求められる。このため、以下の取組を行う。

・研修内容の質的向上を図るため、早期段階や就労に関わる機関が実施している研修にオブザーバー参加し、情報を収集することで、研究員の資質を向上するとともに、本研究所の研修に生かしていく。

・所内講師(研究員)が行う研修講義では、その内容や資料などのマンネリ化もみられる。そのため、研修受講者に対するアンケート(研修評価)内容を見直し、結果を研修

事業の見直しや所内講師の講義力アップにつなげる工夫を行う。

- ・ 研修で扱うシラバス、講義資料等について、講師のみならず各研究班でチェックを行うことや、専門外の研究班から助言や意見を求めたりすることなどについてのシステム化を行う。

- ・ 研修参加者数の多い障害種のコースでは、指導する所内講師（研究員）の人数の制約上、例えば、研究協議においては専門外の研究員を講師とせざるを得ないなどの実態がある。このため、どのコースでも同じ水準で研修を実施できるよう、所内での協力体制を充実する。

- 研究業務と研修業務の関係性をより明確にする。そのため、研究成果を研修の中で説明し、研修員との意見交換や協議を行い、その結果をその後の研究に活かすことができるよう、研修カリキュラムや研修の進め方を工夫し、循環性のある仕組みにする。

- 教員養成改革の動きに対しては、本研究所の研修事業をどこに位置付けていくのかを中長期的に考えていく。その中で、今、本研究所が果すべき役割や使命を追求する。

(3) 教育相談支援

①現状と課題

特別支援教育推進のための教育相談支援については、以前、本研究所は、個々の子どもが来所しての直接的な教育相談を実施していたが、各都道府県等において特別支援教育センター等が設置されるなど、地域での支援体制が整備されてきた。このため、本研究所は地域が行う教育相談を支援するという立場で、地域の教育相談実施機関に対するコンサルテーションを行うこととし、発生頻度の低い障害など各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談や日本人学校の保護者等からの教育相談について対応することとした。しかし、平成 25 年度の本研究所の文部科学省独立行政法人評価委員会の業務実績評価において、コンサルテーションの実施件数が少ないことや実施地域が近隣に偏っていることに対して、ナショナルセンターとして全国のニーズを十分に満たしているのか、との指摘がなされており、今後の教育相談支援の在り方について、見直しが求められたところである。

また、インクルーシブ教育システム構築の下での教育相談の中心は小・中学校等となっていくことから、小・中学校等を設置する市町村に対する教育相談機能の質的向上への支援が求められる。

今後、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（以下、個別法と言う。）にある、「特別支援教育に関する相談に応じ」の趣旨を再度検討し、ナショナルセンターとして行うべき「特別支援教育に関する相談」の在り方を明らかにする必要がある。

②改善策

●今後の教育相談支援の在り方として、第3期における状況を踏まえ、コンサルテーション自体を第4期中期目標期間においても継続する必要があるか、個別法第12条第5号に照らし、早急に検討する。また、支援先が市町村とすると、(数が多いので)本研究所が直接、支援することは難しくなる。このため、インターネットを通じた提供や全国特別支援教育センター協議会と連携した仕組みを構築する。

●「教育相談情報提供システム」の教育相談事例の閲覧の際のID・パスワードを外すことの是非について、検討する。また、本システムに掲載している教育相談事例について掲載する事例の質を担保するために、本研究所だけの判断だけで掲載するのではなく、都道府県の教育相談の担当者にもチェックを依頼する仕組みを検討する。

●「インクルDB」については、将来的な教育相談情報提供システムの有用性等検討後、研究所の他の情報提供システムも含め、相互に連携した情報提供運用の検討を行う必要がある。

●日本人学校への支援については、文部科学省国際教育課と特別支援教育課と協議の上、費用対効果を考えつつ可能な部分で対応することを基本とし、本研究所において対応する事項を明確にする。

●「発生頻度の低い障害等」については、その定義等について所内で共通理解を図るための議論を含めて検討することとする。

また、「対応が困難な事例」については、教育委員会や特別支援教育センター（全国特別支援教育センター協議会）から情報を収集し、その実態や対応方法等を集約して整理することにより、関係機関間での情報共有を図ることとする。

(4) 情報普及

①現状と課題

研究成果等の情報発信については、考え方の転換が求められている。これまでは、特別支援学校中心の発信をしてきたが、インクルーシブ教育システム構築の枠組みの中では、市町村、小・中学校の教員、さらには幼稚園・高等学校へも発信が必要であり、発信先が千単位から万単位に増えることになる。

さらに、課題として、これまで中心的な発信先としてきた特別支援学校の教員においても、本研究所の存在を詳しく説明できない者がいる状況である。また、外部の者にとって、本研究所が（何の研究所なのか）十分に認知されていない状況も伺える。本研究所の定期刊行物である国立特別支援教育総合研究所ジャーナル（本研究所の研究成果及び諸活動に関する情報を総合的に紹介）とNISE Bulletin（我が国の特別支援教育の状況や本研究所の研究成果等を英文で紹介するもの）は、多くの労力を費やして作成しているが、これも認知度は十分ではなく、情報発信の強化は喫緊の課題である。

本研究所のWebサイトについては、構造が複雑化しているため、使い慣れていない者にとっては、見たい（読みたい）情報に容易に辿り着きにくい状況である。また、古い情報のまま更新されていないページについて、外部からの指摘を受けるなど、管理が不十分な状況も見受けられる。

また、本研究所の諸研究・諸事業を海外に発信することは、国内外の特別支援教育を充実させる上で必要不可欠である。

②改善策

●学校・地域におけるインクルーシブ教育システムの構築を推進するためには、小・中学校の設置者である市区町村への直接的な理解啓発が求められる。このため、例えば、全連小・全日中を通じた情報発信・理解啓発、都道府県が域内の市町村の教育長を対象に実施する各種会議に本研究所の職員が出向いての説明など、校長や教育長への理解啓発も含めて対策を検討したい。

●情報発信の手段は（冊子の郵送等）紙媒体による発信、Webサイトによる発信及び（セミナー等の）各種行事による発信があり、この3つの手段を目的等に応じて使い分けていく。特に、紙媒体による発信については、マスコミ・出版社の活用を推進する。

●インクルーシブ教育システム構築という枠組みの中、通常の学校の教員にも本研究所の存在を認知してもらう。このため、本研究所の研究成果をより分かりやすく発信すること（例：研究成果報告書サマリー集にポンチ絵を掲載）、研究員が地域に出向いて研究成果等のプレゼンを行う際、（パワーポイントに本研究所を紹介する共通のページを作成するなど）本研究所のPRを必ず行うこと、特総研ジャーナルのチラシを作成することなど、本研究所の広報活動を戦略的に取り組む。

●インクルーシブ教育システム構築を念頭に置いて、特別支援学級・通級による指導・通

常の学級という幅広い対象を想定した特別支援教育の情報を提供するために、特別支援学校のみならず、これらの対象を意識したWebサイトの構成を検討する。

●第4期中期目標期間中に本研究所で発信するWebサイト（研究成果報告書サマリー集（ポンチ絵含む）、教育相談情報提供システム、iライブラリー及び発達障害教育情報センターの教材・教具などの説明含む）の英語版を作成する。

●Webサイトの継続的な管理体制を改善する。1つ1つのコンテンツの責任者が別々であるが、全権で責任のある者による情報管理が必要である。また、研修情報課の担当は情報システムの専門家ではあるが、Webページを見やすくする専門家ではなく、研究所として全体を見て大所高所から見る立場の者が最終決定をすべきである。それに対して助言したり情報を提示したりするのが、教育情報部と研修情報課になる。これらのことを踏まえ、組織の整備を行う。

●諸外国における特別支援教育に精通している大学等との共同で、諸外国の特別支援教育に関するシンポジウムを開催する。諸外国の特別支援教育情報の収集等については、その目的を明確にして戦略的に行う。平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」の批准をし、同条約で謳われているインクルーシブ教育への構築を目指す我が国が、特別支援教育の先進国であると言われている欧米諸国の特別支援教育制度を法令等に基づくエビデンスを明確にして把握することは意義がある。また、アジア・アフリカ諸国にとっては、日本の特別支援教育から学ぶべきものが多いと言われていることから、これらの国との関係を継続するとともに、JICAとの連携を組織としての協力関係を確認した上で、諸事業を進めていく。

(5) その他

①現状と課題

校長会との連携については、全国の特別支援学校の実態を把握するための調査を全国特別支援学校校長会と協力して実施したこと、交流及び共同学習の実施状況の調査を全国特別支援学級設置学校長協会と協力したことなど、連携そのものは進んできたが、その内容の可視化は十分ではない。

福祉等関係機関との連携は、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を推進する上では欠かせない要素の一つであるが、今後、本研究所が早期からの教育相談・支援や就労支援に関する研究を実施する上では、これまで研究員個人（又は研究班）単位であった連携を組織としての連携にしていくことが課題である。

筑波大学附属久里浜特別支援学校（以下、久里浜と言う。）との連携は、これまで知的障害を伴う自閉症のある幼児児童に関する授業参観や専門研修プログラムでの実地研修や講師依頼等の連携を図ってきたが、対応する障害種別の研究班との（久里浜が本研究所の隣に位置しているという）“地の利”を生かした、より積極的な連携が期待される。

②改善策

●校長会等教育関係団体との連携は、単に「連携が進んでいる」ということだけではなく、何がどう進んできたのかを具体的に示して、これをより可視化していく。

●私立の特別支援学校に対しては、私立特別支援学校連合会の会合に参加し、事業説明や意見交換を行い、連携を深めていく。また、私立の幼稚園、小・中・高等学校に対しては、日本私立小学校連合会、日本私立中学高等学校連合会（中高連ネット）等の私立学校団体のWebサイトの相互リンクを貼ることにより、本研究所の存在をアピールするところから始める。これらの活動等を通じて、私立学校への情報発信を行うことで、私立学校を支援していく。

●福祉等関係機関との連携を組織的に行うため、下記についてシステム化する。

※個人（又は研究班）単位で連携している機関について

…その活動等を所内に紹介する機会（例：研究成果報告会の場を活用する）を設けるとともに、必要に応じて、組織的な連携についての調整を行う。また、連携先の機関からの資料の受け入れや研修会等の情報を研究班長会議等で報告し、班を通して情報が提供されるようにする。

※独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、国立障害者リハビリテーションセンター、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園について

…本研究所から研究所要覧・紀要等の冊子を送付するとともに、上記5機関から送付された冊子等やこれらが実施する研修会やセミナー等については所内に周知し、相互に情報提供することで組織的な連携強化を図る。

●学校教育支援の方向性について、幼稚園・保育所への支援は優先順位を高くする。今後

の特別支援教育のインクルーシブ教育システム構築においては、早期教育への支援が重要である。保育所では「障害児保育の実施状況」に関する実態調査等を行っている機関もあることから、これらの機関とどのような連携強化を図るのか、また、保育所のみならず療育機関も併せて連携強化を図ることに留意して検討する。

●久里浜との連携については、今後は、日常的な協力体制を一層充実させるとともに、本研究所の研究課題に対応した研究協力機関としての連携や科研費における共同研究等を計画的、継続的に実施するとともに、研修事業等においても連携をより充実させる。このため、現在締結している協定の再提携を行う。更には、中期計画期間中に、筑波大学特別支援教育研究センターとの連携、筑波大学附属5校との連携を検討する。

●日本教育大学協会（J A U E）は教育に関する研究を中心に扱い、また、日本教職大学院協会は教員養成や現職教員の再教育を特化して扱っている団体である。これらの団体から、特別支援教育担当教員の資質の向上に関して取り組んでいる大学等の情報を収集し、所内で共有する。そして、大学等と連携した資質の向上のための取組を追求していく。

●2020年の東京パラリンピックの開催に対して、パラリンピックを通じた障害者スポーツへの理解啓発を、学校教育の観点から本研究所がどう関わっていくのか、その基本方針を決める。

(6) まとめ

これまで述べてきた内容をまとめると、次の事項を踏まえた上で、第4期中期計画を策定する必要がある。

- ①今後（特に第4期中期目標期間）は、インクルーシブ教育システム構築の枠組みの中で、各学校が十分な特別支援教育を行っているか、国としての検証が求められており、このことを踏まえた研究活動・研修事業等の諸活動を行う必要があること。
- ②そのため、必要となる福祉等関係機関との連携のシステム化、大学との連携による研究員の専門性の向上、研究組織の見直し、研修事業に対する所内スタッフの共通認識と配置の工夫、インターネット（ICT）の活用、全国特別支援教育センター協議会の活用、本研究所Webサイトの管理の体制整備等が必要であること。
- ③これらを基盤として、早期からの教育相談・支援、就労支援など新たな課題に関する研究の実施、様々な発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等）に対する指導方法の開発と発達障害教育に関する研修・理解啓発の充実、インクルーシブ教育システム構築を意識した新たな研修体系による研修事業の実施、法令等のエビデンスを明確にした諸外国の特別支援教育情報の戦略的な収集、研究成果等の積極的な（紙媒体・Webサイト・各種行事による）情報発信等を着実に推進すること。

など

なお、策定の際には、これまで述べてきた内容のバックデータである、「Ⅱ. 関係資料」に掲載の「4. 作業フォーマット（中間まとめに記載の4つの機能強化）」～「7. 作業フォーマット（第3期総括）」も併せて活用する。

また、第4期中期計画を作成する際は、以下の事項を念頭に置くこととするなど、改正通則法の趣旨に従った業務運営を見据えて取り組むことが重要である。

・「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」（以下、サービスと言う。）における計画の立て方については、国民に対して提供するサービスその他の業務について達成すべき目標を具体的に記載する。特に、国民に対し、どのような目的及び必要性の下、何に基づき、いつまでに、何について、どのような水準を実現するのか等について、分かりやすく示す。

・特に、「何について、どのような水準を実現するのか」については、次に掲げる事項を念頭に置く。

- ①具体的、客観的、的確かつ明確であること
- ②アウトプットに着目した目標を必ず定めるとともに、できる限りアウトカムに着目した目標を定めること

（注）「アウトプット」とは、あるシステムから産出されたものを指す概念であり、法人の直接的な活動の結果（法人の提供する個別具体のサービスや法人活動の直接的産出物）のこと。

「アウトカム」とは、成果ないし効果と訳され、主としてサービスを受け取る側の視点から論じられるもので、法人の活動の結果、国民生活及び社会経済に及ぼされる影響や効果のこと。

- ③できる限り定量的であること
- ④実現可能性を過度に考慮した安易な水準としないこと

・サービスにおける計画の立て方の詳細や、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」における目標の立て方については、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）等を参照する。

さらに、上述の個々の計画（及びその計画の中で実施する業務）はそれぞれ重要度、優先度及び難易度が異なるものもあるので、個々の計画について、その重要度、優先度及び難易度を把握する。どの計画が重要度（又は優先度、難易度）が高いのかを、個別に明確にすることで、業務にメリハリを付けることができると考える。

3. 業務運営の効率化・合理化

本研究所では、昨年9月から12月にかけて、「機能強化に関する中間まとめ」で示した4つの機能（福祉等関係機関との連携、大学との連携、国際対応、情報発信）により実施すべき取組を第4期中期目標期間を視野に入れた中長期的な視点で議論したとともに、現行の（第3期）中期計画の履行状況を踏まえた第4期中期目標期間に向けての課題と改善点を議論したところであり、これらについて、「1. 総論」及び「2. ビジョン」でまとめたところである。

この「1. 総論」及び「2. ビジョン」に記した内容の実現に向けて着実に取り組む方針であるが、上述の「4つの機能により実施すべき取組」はいわば、研究所の取組として今後、機能の強化が求められる部分であるので、これらの取組を本研究所の既定業務に加えて実施するとした場合、業務量の増加は必然であり、マンパワーの問題が生じる。この点については、今後、所内において、具体的な検討を行う際に、業務を実施する際の体制（組織）の確認を必ず行うことで、特定の部署に業務が偏らないようにするとともに、既定業務で必要性の乏しい業務の縮小・廃止等（合理化）の検討（スクラップアンドビルド）も併せて行うこととする。

さらに、平成25年12月に閣議決定した「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、所要の対応を行う。特に、本方針に示された4法人（本研究所・国立青少年教育振興機構・国立女性教育会館・教員研修センター）における効果的・効率的な業務運営のための間接業務等の共同実施、宿泊研修施設（東・西研修員宿泊棟）の稼働率の向上、定期的な料金体系の検証、管理・運営コストの低減及び定量的な目標設定等といった事項に対し、適切に対応する必要がある。

このほか、合理化を検討している施策として、「2. ビジョン」の「（2）研修事業」や「（3）教育相談支援」で述べたとおり、特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会や教育相談支援（コンサルテーション）については、今後、その在り方について検討する。

また、業務運営の効率化の改善については、①改正独立行政法人通則法の趣旨に則った、法人の長による意思決定過程の明確化といった法人の業務の適正さを確保するための体制（内部評価システム）について整備すること②会議や研修資料のペーパーレス化など、所内のICT化の推進による経費縮減への取組に向けた方針と計画案を作成すること③国の財政状況等を踏まえ、今後、減少が見込まれる運営費交付金に対しては、科研費や寄付金等の外部資金の一層の獲得を検討すること④第4期中期目標期間の施設・設備に関する計画を立てる際に、設立後、40年を過ぎて老朽化の進む保有施設の適切な維持・管理と併せ、施設の有効活用の観点から、例えば、パラリンピックの開催に関連した障害者スポーツ施設として、本研究所が保有する体育館、テニスコート、フットサルコート等の整備等についても検討する。

1 3 平成26年度科学研究費による 研究の実施状況

平成 26 年度科学研究費による研究の実施状況

研究種目	研究課題名	研究代表者	金額 (千円)	研究期間 (年度)	備考
基盤研究 (B)	フランス通常教育の学業不振児課程への障害児統合の実態とインクルージョンの俯瞰図	棟方 哲弥	4,400	24～27	
	多層指導モデルによる学習困難への地域ワイドな予防的支援に関する汎用性と効果持続性	海津亜希子	4,900	25～28	
基盤研究 (C)	発達障害児への災害時支援に関する研究－東日本大震災の被災体験調査をふまえて－	梅田 真理	1,100	24～26	
	2次元画像から3次元空間理解を促すための障害児教育用教材の開発と活用に関する研究	大内 進	900	24～26	
	言語障害のある子どもに対する協調運動面の指導に関する実践的研究	小林 倫代	1,400	25～27	
	吃音のある子どもの自己肯定感形成に向けた教員と保護者の協働支援プログラムの開発	牧野 泰美	1,000	25～27	
	一貫した支援を実現するための幼稚園と小学校との連携内容・方法に関する実証的研究	久保山茂樹	1,200	25～27	
	学習支援に活用できる実行機能評定尺度の開発	玉木 宗久	1,500	26～28	
	スクールクラスターの構築に向けた特別支援学校の学校間マネジメントに関する研究	小澤 至賢	1,100	26～28	
挑戦的 萌芽研究	点字学習者のための点字触読支援具の製法提案	土井 幸輝	1,300	24～26	
	発達障害のある子どもの東日本大震災における実態と必要な支援に関する研究	渥美 義賢	0	24～26	
	聴覚障害児の数的事象を表す文理解の特徴を踏まえた教師用指導資料の作成	庄司美千代	800	25～26	
若手研究 (B)	自閉症幼児の家族と教員との連携をめざしたパートナーシップの形成条件に関する研究	柳澤亜希子	600	24～27	
	発達障害児と共に学ぶ通常学級の学び方を学ぶ学習と協同学習を組合わせた指導の開発	涌井 恵	1,100	24～26	

	発達障害児の保護者に対する物理的環境調整を主としたペアレント・トレーニングの開発	神山 努	900	25~27	
	デジタル教科書・教材のユーザビリティ向上に向けたタッチパネルの操作特性評価	西村 崇宏	1,100	26~27	
合 計	16 課題 (内 新規 3、継続 13)		23,300		

(研究課題名) フランス通常教育の学業不振児課程への障害児統合の実態とインクルージョンの俯瞰図

(研究種目名) 基盤研究 (B)

(研究代表者) 棟方哲弥 (企画部)

(研究の概要)

フランスは2008年の教育法典の改正において「すべての障害のある子どもが居住地に最も近い通常学校に学籍を登録すること」として、2010年2月18日に国連障害者権利条約を批准した。そして統計上、年々多くの児童生徒が通常学校へ通うようになった。しかし、中等教育段階では、フランス全体でインクルージョンされた障害の児童生徒の約26%が全体としては2%程度のシェアしかない学業不振児のための教育部門に入学している。本研究では、この実態調査を中心として、法律や表面的な統計から明らかでない実態としてのフランスのインクルージョン教育の全体像(俯瞰図)を明らかにすることを目指している。

(本年度の研究実施状況)

本年度は、Braga 2014: Embracing Inclusive Approaches conference in July, 2014において、研究成果の一部を報告した。この大会は、CEC(Council for Exceptional Children)とポルトガルのMinho大学の共催で2014年7月14-17日に開催された国際学会である。その後、通常学級、学業不振児の教育課程について調査を進め、研究目的であるフランスのインクルージョンの全体像(俯瞰図)を把握した上で、研究のまとめとして、総括シンポジウムを開催する計画であった。しかし、本年度に入り別用務で訪問したベルギー王国フランス語圏共同体(Fédération Wallonie-Bruxelles)における聞き取り調査から、フランスの障害児者の一部が同共同体へ越境入学するという事実が新たに判明した。この内容は、その後、フランス国営テレビで取り上げられるに至る。フランスのインクルーシブ教育の全体像を把握することを目的とする本研究課題を進めるにあたり、この実態調査が不可欠と判断し、同共同体教育大臣の特別教育補佐官Paul-André Leblanc氏に協力を求め現地調査を実施することにした。ブリュッセルとリエージュにある特別学校(同国の8種別の特別学校のうち7種別を含む6校)を訪問した。そこでは、発達段階別のクラス編制、多様な指導の工夫、重度重複障害児への教員による指導体制など、フランスとは異なる就学の実態が確認された。また、Leblanc氏らからは、フランス障害児を同共同体が無償で受け入れる現状や、保護者の期待の内容、さらに、今後は、何らかの形でフランスから就学経費を受け取る方策も検討しているとの情報を得た。その一方で、この調査が日程調整等の理由から年度末になり、本年度中に計画していた総括シンポジウムを次年度に延期せざるを得なくなった。このため年度末に補助事業期間延長承認申請を行って受理された。次年度は、調査のまとめとして総括シンポジウムを開催する計画である。

(本年度の研究成果)

Tetsuya Munekata, Yoshihiro Tanaka, & André Philip (2014). Where should we go after the ratifications of CRPD? : Japan and France, Braga 2014: Embracing Inclusive Approaches conference in July, 2014.

(本年度の自己評価・課題)

本年度は、上記の理由から、結果として補助事業期間延長承認申請を行うこととなったが、ベルギーへの越境就学の事実は、これまで学会等でも報告されておらず、本研究が目的とするフランスのインクルーシブ教育の全体像を把握するために不可欠な調査対象であったと考えている。最終的な成果の報告が1年延期される一方で、新しく重要な知見を加えた報告をすることができる。年度末に行った期間延長申請が受理されたことで研究のまとめと総括シンポジウムの開催が実現するが、現地の研究協力者と十分に協議を重ねながら、同国、そして我が国の今後のインクルーシブ教育システムの構築に寄与する研究のまとめが必要と考えている。

(研究課題名) 多層指導モデルによる学習困難への地域ワイドな予防的支援に関する汎用性と効果持続性

(研究種目名) 基盤研究 (B)

(研究代表者) 海津亜希子 (教育支援部)

(研究の概要)

多層指導モデル Multilayer Instruction Model (MIM) は、「先行研究 [平成 18-20 年度文部科学省科学研究費 若手研究 (A)「通常の学級における学習につまずきのある子供への多層指導モデル (MIM) 開発に関する研究」(研究代表者:海津亜希子、課題番号 18683008)]」で開発に至った学力指導モデルである。具体的には通常の学級において、まずは効果的指導を全ての子どもを対象とする授業で行い、それでも習得が難しい子どもに対しては第2段階として通常の学級内での補足的指導、それでも困難な場合には第3段階としてより個に特化した指導を行う。それに続く研究「先行研究 [平成 22-24 年度 JSPS 科研費 若手研究 (A)「通常学級のLD等へ科学的根拠のある指導提供をめざした多層指導モデル汎用化の構築」(研究代表者:海津亜希子、課題番号 22683015)]」では、学校内に留まらず、MIM を市内全ての小学校 (22 校) で導入するといった一地域での実践事例へとつなげた。

そこで、第3期とでもいえるべき本研究では、この一地域の事例としても明らかになった成功および課題要因を整理し、条件の異なる地域での適用、汎用性の検証を行っていくことを目的とする。その他にも、「読みの流暢性に関する多層指導モデル MIM による指導を小学1年時に受けた児童の効果に関する (小学校2年生以降) 追跡調査」、「Web 上での多層指導モデルに関する広場 (フォーラム) の開設」、「異教科多層指導モデル MIM の汎用化」を目的とする。

(本年度の研究実施状況)

1. 多層指導モデル MIM の地域ワイドでの実践の拡大

今年度の成果としては、MIM を自治体として導入する地域が 13 の自治体 (人口規模にして、約 17,000 人から 964,00 人の範囲) にまで拡大し、異なる条件を有する自治体から MIM の取組に関する情報収集を行うことができた。これにより、MIM の実践を通常の学校に導入するに際し、地域としていかに体制整備を行うかについての具体的要因 (支援体制の構築、研修の在り方

等) が明らかになった。

2. 読みの流暢性に関する多層指導モデル MIM による指導を小学1年時に受けた児童の効果に関する(小学校2年生以降) 追跡調査

福岡県内の一自治体においては、MIM を導入してきて今年度で4年が経過した。つまり、1年生時に MIM による指導を受けた児童が4年生になったことになる。そこで、年度末の MIM による指導の効果検証にあたっては、当該学年である1年生だけでなく、MIM による指導が経過した2年生以降についても効果検証の対象とし、縦断研究としての貴重なデータ収集を行うことができた。

3. Web 上での多層指導モデル MIM に関する広場(フォーラム)の開設

地域ワイドでの MIM の取組を研究者側が支える仕組みの一環として、Web 上での MIM に関するフォーラムの開設に向け、コンテンツ(例:「MIM とは」「MIM に関する Q&A」「地域における MIM」等)の準備がほぼ整い、あとはシステムの構築を待つのみとなっている。

(本年度の研究成果)

1. 海津亜希子(2014): RTI と MIM. LD 研究, 24 (1), 41-51.

(本年度の自己評価・課題)

今年度は、自治体として MIM に取り組むところが13にも拡大し、それらの自治体と継続して情報交換することで、成果と課題の分析ができた。これにより、今後、条件の異なる地域において MIM を実践する上での成功要因を明らかにすることにもつながり、大変有益であった。MIM に取り組む自治体からの発信や、学会等での発表、教科書への指導法の掲載、さらにはマスコミでの取り上げ(NHK、日本経済新聞等)等で、来年度新たに自治体として取り組みたいという要望も寄せられている。そうした現場の期待に着実に応えられるよう、強固な理論の構築に加え、エビデンスの蓄積(例:追跡調査による MIM の効果の検証)、現場のニーズに速やかに応え得るシステムの提供(例:MIM に関する Web サイトの開設)を行っていきたい。

(研究課題名) 発達障害児への災害時支援に関する研究—東日本大震災の被災体験調査を踏まえて—

(研究種目名) 基盤研究(C)

(研究代表者) 梅田真理(教育情報部)

(研究の概要)

本研究は、小中学校における震災時支援及び防災教育、ストレスマネジメントのあり方について、震災発生後の詳細な実態や支援の状況を明らかにすると共に、震災発生から2~3年経過後の発達障害児の状況についても明らかにし、検討することを目的とする。

特に、①小中学校における発達障害児への災害後の教育活動のあり方、②発達障害児の特性に配慮した防災体制のあり方について検討し、今後の災害時における発達障害児への学校での支援の柱を明らかにしたい。

(本年度の研究実施状況)

本年度は以下のことに取り組んだ。

1. 学校等の防災教育に関する調査結果の分析
2. 教育委員会への聞き取り調査
3. 学校訪問及び教員への聞き取り調査
4. 仙台市内の発達障害を対象とする5つの通級指導教室担当者への聞き取り調査
5. 気仙沼市、南三陸町、岩沼市、石巻市の教員、教育関係者等を対象とした「震災後の子どもの変化」に関する質問紙調査
6. 日本特殊教育学会第52回大会（高知）における発表
7. 研究協力者会議の開催

1については、昨年度収集した仙台市小学校長会で行った調査結果のデータを、研究分担者の鳥居氏がテキストマイニングソフト（SPSS）を用いて分析した。その結果を「障害種別」「被災時」「被災後」の児童の様子と教師の対応でクロス集計を行った。障害種別では、自閉症のある子どもの困難さがや教師の支援の必要性が明らかとなった。また、次いで聴覚障害のある子どもの困難さも明らかとなった。

2については、仙台市教育委員会教育相談課 高橋 研 指導主事から、仙台市の取組と震災後3年経過した時点での子どもたちの様子について聞き取り調査を行った。高橋氏からは仙台市の取組として、「心のケアの取組」について話を聞いた。スクールカウンセラーを中心とした被災9校での相談については、震災関連の相談は激減していること、しかし支援の必要な子どもは微増していることが特徴としてあげられた。直接的な被災体験をした子どもについては対応がなされてきており、効果も上げているが、住環境の変化（被災による転居など）や保護者の変化（離職、転職等）などによる間接的な被災体験は減ってはならず、継続した対応が課題となっているとのことであった。

3については、①仙台市立鶴ヶ谷支援学校、②泉松陵小学校、③芦口小学校、④高砂中学校（2回）、⑤高森小学校を訪問し、①では安田校長より、指定都市校長会で発表した「仙台市における防災教育」について話を聞いた。②③⑤の小学校では、特別支援学級担任や通級指導教室担当者から、震災時の障害のある子どもの様子や、震災後の子どもたちの状況について話が聞けた。内陸部の学校であるため、震災そのものが大きなきっかけとなって状態が悪化したという児童はほとんどいなかったが、震災により家庭の状況が変わった、保護者の生活や精神状態が不安定になった等の理由から、以前は目立たなかった特徴が顕著になり対応が必要となった子どもはいるとのことであった。

④の高砂中学校は、沿岸部にあり津波の被害を受けた学校であり、昨年度も訪問調査をした学校である。被災時にいた生徒指導主任より、再度その後3年間の様子について詳しく話を聞いた。また、特別支援学級担任からも在籍生徒の現在の様子について話を聞くことができた。今回は養護教諭からも話を聞くことができ、特に心のケアとして心がけてきた点及び子どもの様子について知ることができた。

4. については、仙台市教育委員会特別支援教育課の紹介を受け、震災以前から設置されていた、発達障害を対象とする通級指導教室の担当者への聞き取り調査を行った。通級指導教室は、仙台市において発達障害のある子どもの支援の基点となっており、担当者は各学校だけで

なくその地域におけるキーマンである。そこで、被災時とその後における担当者の動きについて半構造化面接を行った。時間は60分～90分、あらかじめ決めた項目に従って質問を行った。調査校は、①仙台市立高砂小学校、②鹿野小学校、③沖野小学校、④七北田小学校、⑤五城中学校、の5校であった。いずれの担当者も、震災発生前からいた教員である。

5. については、8月に気仙沼市にて、研修会に参加した教育関係者（教員、保育士、保健・福祉担当者、行政担当者など）を対象に、「震災後の子どもの変化」についてアンケート調査を行った。このアンケートで回答された、「震災前より増えたこと」「震災前より減ったこと」の記載内容を元に整理し、28項目のチェック表を作成した。この調査票を使い、南三陸町（梅田）、岩沼市・石巻市（鳥居）での研修会後に参加者への調査を行った。

6. については、9月20日（土）～22日（月）に高知大学で行われた日本特殊教育学会にて、ポスター発表を行った。題目は「発達障害児への災害時支援に関する研究～東日本大震災後の仙台市における取組を中心として～」で、平成25年度に行った聞き取り調査の結果と仙台市校長会が行った調査のテキストマイニングソフトによる分析結果をまとめ、報告した。

7. については、今年度は4回の会議を行った。日時等は以下の通りである。

- ・第1回 平成26年5月10日（土） 13:30～15:30 ガーデン仙台 30F D ルーム
 - ① 研究の進捗状況の報告、② テキストマイニングソフトによる分析結果の報告（鳥居）
 - ③ 日本特殊教育学会発表内容の検討
- ・第2回 平成26年9月6日（土） 13:30～15:30 AP品川 10F H ルーム
 - ① 調査の分析の内容と分担の検討、② 通級指導教室担当者への聞き取り調査内容の検討、
 - ③ 次年度以降の研究計画に関する内容・計画の検討
- ・第3回 平成26年11月30日（日） 15:30～17:30 AP品川 9F R ルーム
 - ① アンケート調査分析結果の報告（鳥居）、② 聞き取り調査項目の決定、
 - ③ 研究のまとめとリーフレット作成についての検討
- ・第4回 平成27年2月27日（日） 14:30～17:30 AP品川 9F R ルーム
 - ① 通級指導教室担当者への聞き取り調査の報告、② 「震災後の子どもの変化」アンケート調査結果の報告（鳥居、梅田）、③ 報告書、リーフレット作成についての検討

特殊教育学会での発表に向けた検討、調査結果の分析の検討などを行うとともに、次期の研究計画についても協議を行った。

（本年度の研究成果）

本年度は、実際に支援に当たった行政機関や学校を訪問し、それぞれの取組について聞き取り調査が実施でき、内容を把握することができた。また、通級指導教室担当者への聞き取り調査が実施できたことで、特に発達障害のある子どもへの対応でそれぞれの担当者が心がけたことを把握することができた。また、仙台市内でも地域によって、震災に関する保護者の捉え方が違うことも分かった。また、校長会調査やアンケート調査の分析から、障害特性により、被災時に呈する困難さの違いや子どもたちを取り巻く環境の変化が起きていることが明らかになった。これらは、昨年度までの聞き取り調査の結果を裏付ける内容であった。

また、学会発表では、東日本大震災に関する報告は他になく、震災自体が忘れ去られようとしているのではないかという危機感を覚えた。実際に、被災地ではまだ復興はかなわぬ状況が続い

ており、息の長い支援が必要ではあるが、それとともに被災地の現状と復興に向けた取組について発信していくことも重要であると感じている。

(本年度の自己評価・課題)

今年度は多くの学校や教員に対する調査が実施できた。これを元に結果を整理、分析する。また、過去2年間の調査結果についても併せて分析、検討を行い、結果のまとめを行いたい。これらの結果をふまえ、本研究の目的である、震災発生後の詳細な実態や支援の状況を明らかにすると共に、発生から2～3年経過後の発達障害児の状況についても明らかにし、併せて「発達障害児の小中学校における防災教育のあり方」についてリーフレットを作成したい。

(研究課題名) 2次元画像から3次元空間理解を促すための障害児教育用教材の開発と活用に関する研究

(研究種目名) 基盤研究 (C)

(研究代表者) 大内 進 (企画部)

(研究の概要)

視覚活用が困難であっても画像を理解することは可能である。しかし、点字教科書に掲載されている図は、2次元的に表された凸図が中心である。2次元的な画像情報はその情報量が限定的であり、内容理解の個人差も大きい。そのため、それだけでは正確な2次元や3次元の形状イメージを持つことが難しい児童生徒も多く、指導に苦慮していたのが実態である。他方、2.5次元教材や3次元教材は、より多くの情報をよりリアルに提供でき、確かなイメージを獲得しやすいものの教材の入手が困難であるという制約があった。

本研究では、点字教科書での図形情報の取扱の現状を把握し、真空成型法及び立版古法等の導入による、よりわかりやすい2.5次元的な教材を提供することを企図して、その簡便な作成法と活用法について考究した。

(本年度の研究実施状況)

上記の目的を達成するために、以下の研究を実施した。

①点字教科書における触図への対応状況

前年度から触察立体教材の効果的な活用法の開発に資するための基礎的な知見を得るために、点字教科書への原典教科書図版の反映状況と掲載されている触図の質について検討してきた。小学校の国語、算数、社会、理科の各教科書の図版について、半立体的な触察教材の有用性という観点から整理し、日本特殊教育学会高知大会で報告した。

②視覚障害教育用真空成型教材の試作と検証

真空成型教材は、他の触察立体教材に比べて安価で有り、複製もしやすいが、オーバーハンク状になっている立体形状の型抜きが難しいといったように表現力に制約があった。そこで複雑な立体形状でも成型が可能となる真空成型用母型の開発に取り組んだ。組み込み細工の原理を応用した組み立て式母型法を考案し、3D造形法による母型作成法を提案した。

(本年度の研究成果)

研究①の成果については、日本特殊教育学会第 52 回大会のポスター発表として投稿した。

また、上記研究①、②の研究成果及び前年度までに取り組んだ海外での真空成型教材の活用状況、視覚障害教育用立版古教材の作成法と活用に関する研究の成果をとりまとめ、「2.5 次元触察立体教材作成ガイドブック」として、視覚障害教育教職員向けに刊行した。

・山田毅・大内進・中村里津子・嶋俊樹・森嶋政晴・佐東真由子・三浦佳菜江・三宅洋信(2014) : 点字教科書における触図の取り扱いの実態. 日本特殊教育学会第 52 回大会大会論文集.

(本年度の自己評価・課題)

本研究は、3 年計画の最終年度であり、これまでの研究成果及び本年度の研究成果をとりまとめて、ガイドブックとしてとりまとめることができた。また、近年注目されている 3 次元造形法を応用した教材作成について提案することができた。

本研究により 2 次元的な凸図教材よりも情報量が多く理解しやすい 2.5 次元教材の作成法やその活用の原則を示すことはできたが、実際の指導の場面での 2.5 次元教材の利用促進を図っていくことが課題である。

(研究課題名) 言語障害のある子どもに対する協調運動面の指導に関する実践的研究

(研究種目名) 基盤研究 (C)

(研究代表者) 小林倫代 (教育研修・事業部)

(研究の概要)

本研究は、経験知として受け止められている言語障害と協調運動の関連性を、以下の 2 点から実証的に明らかにすることを目的としている。

①「ことばの教室」で指導を受けている言語障害のある子どものうち、発達性協調運動障害の傾向のある子どもがどのくらいの割合で存在するのか、

②言語障害のある子どものうち、発達性協調運動障害の傾向(疑い)のある子どもを対象に事例研究として、言語障害に対する指導と共に協調運動面への指導を行い、言語障害と協調運動の改善の程度を調べ、その関連性について検討する。

(本年度の研究実施状況)

今年度は目的の②に関することを中心に研究をすすめた。質的な研究としてより詳細なデータを検討した事例研究を 2 事例行った。また、量的な事例のデータとして事例調査を実施した。

1. 事例研究

小田原市立新玉小学校及び厚木市立北小学校の 2 箇所において、事例検討及び研究協議会を同時開催した。いずれの会でも、「ことばの教室」において、対象となる子どもが、東京工科大学医療保健学部作業療法学科の大島 隆一郎氏から、約 1 時間半程度の指導を直接受け、その場面を研究協力者等が見学した。指導終了後、指導内容等について、大島氏からの説明と質疑応答・協議を行った。

対象となった 2 事例については、事例検討及び研究協議会の内容を踏まえて、実践を続けており、年度末に開催した研究協議会では、その後の経過について報告がなされ、協議を行った。

2. 事例調査

平成 25 年度に実施した調査結果のうち、発達性協調運動障害の傾向（疑い）のある子ども 10 名を選択し、平成 25 年度の調査と同様のチェックリストのチェックを依頼した。同時に、「ことばの教室」の担当者に言語面・運動面における指導内容や活動と、平成 25 年 11 月～平成 26 年 10 月までの間の子どもの変容についても記述を求め、事例の経緯についての情報を得た。

なお、この調査の実施については、当研究所の倫理委員会の審査を経ている。

（本年度の研究成果）

本年度は、事例調査から指導内容や活動の情報を収集した。この調査結果から、運動面に関する大まかな指導内容の情報が収集できた。また、事例研究では、事例検討及び研究協議会において作業療法士の視点から指導方法・内容等について助言をもらい、それを踏まえてその後の指導を展開し、それぞれの事例における言語面と運動面の指導内容とそれらに関する子どもの変容について、情報を収集することができた。

（本年度の自己評価・課題）

本年度は、事例に関して量的なデータと質的なデータを収集することができた。今後、さらに事例の情報を収集するとともに、言語面における指導と運動面における指導の関連性について詳細な検討をすすめていくことが課題となる。

（研究課題名）吃音のある子どもの自己肯定感形成に向けた教員と保護者の協働支援プログラムの開発

（研究種目名）基盤研究（C）

（研究代表者）牧野 泰美（教育研修・事業部）

（研究の概要）

吃音のある子どもが、自己の吃音に翻弄され続けることなく、吃音と上手く向き合い、自己肯定感を育てていくためには、個々の状況に応じて、自らの吃音や自己について理解していくこと、学んでいくことが重要であり、現在、そのための指導・支援の内容・方法が構築されつつある。

しかし、いかに指導内容・方法が構築されても、多くの時間を子どもと共に過ごす保護者の吃音に対する考え方、子どもとの関わり方にアプローチしない限り、効果は限定的である。

本研究は、吃音のある子どもの自己肯定感を育むために、教員の保護者への情報提供の内容・方法、保護者支援の在り方、教員と保護者が共に取り組める内容・方法を明らかにし、教員と保護者の協働を支援するためのプログラムを開発・提案することを目的としている。

（本年度の研究実施状況）

本年度は、昨年度に引き続き、吃音について教員が保護者に情報提供すべき内容、教員の保護者支援の在り方にアプローチするための資料収集を行うとともに、教員と保護者が共に取り組める活動及び保護者が子どもと共に吃音を学ぶ取組を構築するための資料収集を行い、検討を進めた。

○ 吃音に関する研究の中で、吃音症状の軽減に関する研究と、吃音のある子どもの吃音理解

や自己肯定感の支援に関する研究の収集・分類を進め、吃音臨床における、子ども及び保護者が吃音と向き合うことへの支援の状況を整理した。

- 各地の言語障害通級指導教室等が保護者に対して行っている学習会や、研究団体・当事者団体等が行っている学習会等の内容の収集を進めた。
- 各地の言語障害通級指導教室や言語障害通級指導教室の研究会組織、吃音の当事者団体等が、子ども、あるいは子どもと保護者が一緒に行っている、吃音の集い、吃音キャンプ等の実践内容を収集し、教員と保護者が共に取り組める内容の検討を進めた。
- 「第3回親・教師・言語聴覚士のための吃音講習会（8月・金沢市）」、「第2回日本吃音・流暢性障害学会（8月・さいたま市）」、「吃音キャンプ in 群馬（11月・前橋市）」に参加し、吃音と上手く向き合うために必要な取組について、研究・実践報告や、成人吃音者及び保護者との意見交換を通して収集した。
- 各地の言語障害通級指導教室を訪問し、教室担当の教員から、吃音のある子どもの保護者への支援・情報提供の現状及び保護者と共に取り組んでいる事項について収集した。
- 各地の言語障害通級指導教室の親の会・保護者会を訪問し、吃音のある子どもの保護者の思い等を収集した。

（本年度の研究成果）

- 上記の活動を通して、吃音のある子どもやその保護者が、吃音と向き合うために必要な情報、取組について整理を進めることができた。
- 吃音のある子どもや、吃音のある子どもと保護者が一緒に行っている活動内容の収集を通して、教員と保護者が共に取り組める内容についてある程度整理を進めることができた。吃音のある子どものグループ活動として、吃音を意識した時期、苦手な言葉や苦手な場面、苦手な言葉や場面に遭遇した時どうしているか等についての情報交換、吃音に関する相互の気持ちを出し合う・話し合う取組、自身の気持ちを文章にする取組、表現・制作活動、ゲーム・レクリエーション活動などが多く行なわれていた。保護者同士の取組として、成人吃音者の話を聞く、先輩保護者の話を聞く、吃音のある子どもを巡る日常の出来事に対する対処法についての情報交換、吃音に対する考えについてのディスカッション等が多く行なわれていた。いずれにしても、吃音について、吃音に対する思いについて語り合うことが重要視されていた。
- 吃音のある子どもが、個々の気持ちの中に抱く、自己や吃音を巡る物語（ストーリー）をネガティブなものからポジティブなものに教員や保護者との対話によって変化させていく取組、吃音のある子どもが、教員や保護者との対話の中で、自己や自己の吃音を再解釈していく取組等も試みられていた。
- 吃音のある子どもの保護者や、成人吃音者との意見交換を通して、吃音のある子どもを保護者が肯定的に見ていくために必要な事項、そのための情報提供の内容について整理を進めることができた。

（本年度の自己評価・課題）

・本年度は3年計画の2年目であり、文献の収集・検討、実践資料や活動内容の収集・検討、言語障害通級指導教室への訪問や研究会等への参加を通して、教員と保護者の協働活動を中心に整理を進めることができた。次年度は、子どもの対話者としての教員や保護者に求められる事項を

整理するとともに、実践的検討を通して、吃音に関して保護者に提供すべき情報及び情報提供の在り方、教員と保護者が協働で取り組むべき事項を明らかにすることが課題となる。

(研究課題名) 一貫した支援を実現するための幼稚園と小学校との連携内容・方法に関する実証的研究

(研究種目名) 基盤研究 (C)

(研究代表者) 久保山 茂樹 (企画部)

(研究の概要)

特別な支援を必要とする子どもやその保護者に対して、早期からの一貫した支援の実現が求められている。特に、特別な支援を要する子どもの就学にあたって支援が連続したものになるよう様々な取組が行われている。しかし、こうした取組は市町村や各幼稚園・小学校によって大きく異なる現状があり、それらを全国的に調査した研究や、幼稚園と小学校との連携内容・方法や幼稚園と保護者との連携内容・方法を具体的に調査した研究は見られない。

そこで本研究では、特別な支援を要する子どもの就学に関して、就学支援シート等の内容や活用方法、就学に向けてのケース会議や体験入学等の実施状況、子どもの状態に関して幼稚園と保護者とが共通理解を深める方法等について、調査研究や事例研究を通じて明らかにし、教育現場で活用できる資料を提供することを目的とする。

上記目的の達成のため、本研究は3年間で以下の研究①から研究④を実施する。

- ・研究①：特別な支援を要する子どもについて、幼稚園と保護者とが共通理解を深める方法に関する調査研究（平成 25～27 年度）
- ・研究②：就学に際し幼稚園が小学校に提出する文書や引き継ぎ方法等に関する調査研究（平成 27 年度）
- ・研究③：特別な支援を要する子どもの支援を継続するための取組に関する調査研究（平成 26・27 年度）
- ・研究④：一貫した支援を実現するための取組を利用した子どもに関する事例研究（平成 25～27 年度）

(本年度の研究実施状況)

本年度は研究①と研究④の2年目及び研究②の1年目を実施した。

研究①（2年目）では、平成 25 年度に幼稚園 5 園（公立 3 園、私立 2 園）の教諭 48 名（公立 25 名、私立 23 名）を対象に実施した調査について、データを整理、考察した。その成果について日本保育学会第 67 回大会（平成 27 年 5 月）でポスター発表を行った。

研究③（1年目）については、研究①で調査研究を実施した幼稚園のうち 3 園に事例研究を依頼し、平成 27 年度に継続する予定である。このうち 1 園については試行的に過去の事例を整理し単行本の 1 部として公表した。

研究④（2年目）では、就学期において連携を重視している幼稚園 5 園（公立 4 園、私立 1 園）、公立保育所 1 か所、小学校 2 校、市幼児教育センター 1 か所、市特別支援教育推進センタ

ー1か所を訪問し、連携内容や方法について資料収集した。

研究協議会を開催し、幼稚園3園、小学校1校、特別支援教育推進センター1か所から7名の出席者と研究代表者とで、今年度研究成果を報告し議論するとともに平成27年度の研究計画について協議した。

(本年度の研究成果)

- ・久保山茂樹(2014)：特別な支援を必要とする幼児の保護者とつながるためにー幼稚園教諭にとって何が課題でどう対応しようとしているのかー. 日本保育学会第67回大会発表要旨集. pp792.
- ・久保山茂樹(2014)：就学相談ー基本にかかわるABCーこれまでの親子の歴史を尊重し、これからの教育を考えるー. 特別支援教育の実践情報, 2014年8/9月号, 明治図書, pp8-11
- ・久保山茂樹(2014)：(記念講演記録) 子どもの豊かな育ちへの支援ー見守ること、つながることからー第38回九州地区難聴・言語障害教育研究会宮崎大会報告集, pp3-26
- ・久保山茂樹編著(2014)：子どものありのままの姿を保護者どうわかりあうか. 学事出版(単行本)
- ・久保山茂樹(2015)：気になる子どもの視点で保育を見直す!. 学事出版(単行本)

(本年度の自己評価・課題)

研究2年目にあたり調査研究と事例研究を継続した。その結果、研究①については、幼稚園教諭と保護者とが、子どもの教育的ニーズや必要な支援について共通理解するまでの過程を明らかにすることができた。

研究③では、幼稚園や小学校が独自に試みている幼小連携の実態や、行政施策として幼児教育センターや特別支援教育推進センターが実施している幼小連携の実態について調査することができた。これらの資料については平成27年度に整理し考察する予定である。

研究④については、一貫した支援を実現するための取組について幼稚園の1事例について検討した。事例研究を平成27年度まで継続し、より多くの事例から検討を深めていく予定である。平成27年度にはこれまで着手していなかった研究②の大規模な調査を行う予定である。計画的に取り組んでいく必要がある。

(研究課題名) 学習支援に活用できる実行機能評定尺度の開発

(研究種目名) 基盤研究(C)

(研究代表者) 玉木 宗久(企画部)

(研究の概要)

目的志向的な行動や思考をコントロールする高次の認知機能のことを実行機能と呼ぶ。本研究では、このようなヒトの高次認知機能を学校の教員が評定し、その結果を学習支援に活用していくような評定尺度を開発することを目的とする。

(本年度の研究実施状況)

本年度は、実行機能評定尺度案を作成し、その尺度の妥当性・信頼性の検討のための調査を

実施した。具体的には以下のことを行った：①先行研究を参照して実行機能の構成モデルや下位領域を検討した、②子どもの実行機能の困難にかかわる行動項目を、先行研究や教員に対する予備調査より収集した、③収集した行動項目の記述のわかりやすさ、学校での評価可能性について教員を対象に予備調査を実施した、④所内倫理委員会において審査を受け、調査実施のための許可を得た、④某県下小・中学校 109 校を対象に本調査を行い、作成した尺度による子どもの実行機能の評定を教員に依頼した。

(本年度の研究成果)

実行機能評定尺度の案を作成し、その妥当性・信頼性の検討のための調査を行った。本調査対象は小・中学校 109 校で、各学年担任 1 名と通級指導教室担当に実行機能等の質問紙の評定を依頼した。回収率は約 70%であった。

(本年度の自己評価・課題)

当初の予定通り、実行機能評定尺度案を作成し、必要な調査を実施した。調査時期が 2～3 月であったため、分析や成果の公表が少し遅れている。

(研究課題名) スクールクラスターの構築に向けた特別支援学校の学校間マネジメントに関する研究

(研究種目名) 基盤研究 (C)

(研究代表者) 小澤 至賢 (教育支援部)

(研究の概要)

共生社会への形成に向けて、教育の分野では、インクルーシブ教育の理念の実現のため、域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)により域内のすべての子ども一人一人の教育的ニーズに応えることが求められるようになった。特別支援教育の充実を図るため、域内の現状把握、目標設定、教育資源の再構成の必要があり、域内の学校長の協働は欠かせない。このスクールクラスターの中で、特別支援学校は、重要な役割を担う。

校長のリーダーシップのもと、特別支援学校のセンター的機能を充実させていくことで、今後、スクールクラスターの機能が発展していくものと考えられ、調査を通して、今後充実させていく必要のあるスクールクラスターの在り方について提案する。

本研究は、特別支援学校の校長が、センター的機能の充実を通して、スクールクラスターを発展させるための基礎的な知見を得た上で、政策的な課題への情報提供を行うものである。

(本年度の研究実施状況)

学校マネジメントと特別支援学校のセンター的機能、公共における協働とスクールクラスター等にかかる文献のレビューを行うとともに、国立特別支援教育総合研究所が平成 23～24 年度に実施した「特別支援学校における学校マネジメントと校長のリーダーシップの在り方に関する研究」(研究代表者：大内進)の調査を再度精査し、特別支援学校における学校マネジメントと校長のリーダーシップの在り、特別支援学校のセンター的機能の現状と課題を分析した。域内の学校長の協働によるスクールクラスターの在り方に関わる知見を得ることができた。

研究協力者（常葉大学大学院小松郁夫教授）との研究協議会を開催し、海外の学校、校長の組織について情報収集を行うとともに、特別支援学校を対象としたアンケート調査の試案の概要を作成した。

（本年度の研究成果）

学校マネジメントと特別支援学校のセンター的機能、公共における協働とスクールクラスター等にかかる文献のレビューを行い、整理した。特別支援学校を対象としたアンケート調査の試案の概要を作成した。海外の学校システムにかかる情報収集を行うことができた。

（本年度の自己評価・課題）

情報収集及び調査内容の原案づくりが予定通り実施できた。次年度早々に、文部科学省、特別支援学校長会、研究協力者と具体的な調査内容を詰め、特別支援学校の夏季休業中に調査を実施するための調整を行う必要がある。海外調査については、これまで収集した情報を精査し、検討した後、調査を実施する必要がある。

（研究課題名）点字学習者のための点字触読支援具の製法提案

（研究種目名）挑戦的萌芽研究

（研究代表者）土井幸輝（教育情報部）

（研究の概要）

無色透明な紫外線硬化樹脂インクをスクリーン印刷方式で付した点字（UV 点字）は様々な素材への適用が可能である。UV 点字は一般印刷物上の普通文字やイラストを損なわないため晴眼者と視覚障害者が同じ印刷物の情報を共有でき、絵本やカレンダー、階段の手摺り等に用いられ、急速に普及している。UV 点字は、紙点字に比べて指先に伝わる刺激が強く、中途視覚障害者にとっては点字パターンの刺激を受容し易いことから、点字学習本にも採用されつつある。しかし、中途視覚障害者は、懸命に点字を触読しようとするあまり、強く点字に触れてしまい、指先の精神性の発汗も伴って指と点字の印刷された素材との摩擦抵抗が大きくなる。そのため、点字の刺激が指先から伝わり難く点字触読に支障をきたすことが問題視されている。そこで本研究では、点字学習者のための点字触読支援具（指サック型）を考案し、その効果を明らかにすると共に実用化に向けた製法や使用素材を検討することを目的とする。

（本年度の研究実施状況）

本研究では、UV 点字の触読性をより一層向上させることを目指し、「曲げ剛性」「摩擦抵抗（動摩擦係数）」「表面粗さ」の3つの評価指標においてバランスの良い適切な素材を用いた点字触読支援具を作成することとした。筆者らはこれまでに、ポリエステル長繊維不織布（以下、不織布）を点字触読支援具の素材として用いることで触読性は有意に向上することを示したが、実用化を想定した場合に素材の耐久性が懸念されていた。そのため、上述した3つの評価指標で評価した際に良好な結果が得られた朱子織物を用いることで、点字触読支援具の耐久性を向上できた。そして、この朱子織物を用いて平易に点字触読支援具を作成できる装置を独自に開発した。さらに、朱子織物製点字触読支援具は、従来の不織布製点字触読支援具と同様に、触読性に関する高い着

用効果を有することを明らかにした。また、指サック型以外の形状の点字触読支援具の可能性も検討し、利用者の要望に合わせた形状の点字触読支援具を作成できることを確認した。本研究を通じて点字触読支援具の現場への実用化に向けて有用な知見を得ることができた。

(本年度の研究成果) 学会発表や原著論文の投稿

本年度は、点字触読支援具の研究成果を国内の学会で発表することができた。

【学会発表】

- ・土井幸輝、西村崇宏、藤本浩志：点字触読支援具の製法の検討、第10回日本感性工学会春季大会講演予稿集、2015

(本年度の自己評価・課題)

本年度は、従来の不織布よりも耐久性が高く、同等の触読性をもつ朱子織物を用いて安定して点字触読支援具を作成できる装置を開発した。また、指サック型以外の形状の点字触読支援具の可能性も検討し、利用者の要望に合わせた形状の点字触読支援具を作成できることを確認した。今後は、これまでの取り組みの成果を国内外の学術会議等で発表する予定である。

(研究課題名) 発達障害のある子どもの東日本大震災における実態と必要な支援に関する研究

(研究種目名) 挑戦的萌芽研究

(研究代表者) 渥美義賢 (教育情報部)

(研究の概要)

災害は誰にとっても大きな試練であるが、障害のある子どもが直面する困難は一層おきなものである。本研究では、災害において障害のある子ども特に発達障害のある子どもが震災時にどのような困難を抱え、それに対してどのような支援が必要で、現実的にどのような支援が可能であるのかを研究することを目的としている。

このために、東日本大震災の際に発達障害のある子ども達が、どのような状況下にあったのかの実態についてアンケート調査と聞き取り調査を行うことを予定していた。しかし、アンケート調査は震災後に多数が行われ、被災地の関係者は調査に辟易している状況にあることが分かった。このため、発達障害のある子どもの保護者や担任している特別支援学級の教師、特別支援学校の教師等に対し、支援や指導の方法等の助言を行いつつ、聞き取り調査を行うこととした。

一方で、地震及び津波とそれらによる被害に関連する書籍・資料を広く収集し、地震による様々な様相や被害、及び東日本大震災における被害状況や発達障害の子どもの状況に関して多くの情報が公表されてきたため、これらからも震災に関する情報を収集・整理した。

これらの情報から、1) 発達障害の障害特性から震災時にどのような困難が強く起きるのか、2) それを考慮し、今後の発達障害のある子どもの防災に関して必要なことは何かを明らかにした。

(本年度の研究実施状況)

本年度は震災から3年以上を経過したため、東日本大震災とその災害状況を踏まえた防災に関する様々な報告がなされてきた。これらの文献・書籍・資料を収集し、発達障害のある子どもの被災状況や防災指針に関する情報を整理した。また、岩手県沿岸部における発達障害のあ

る子どもの保護者や成人した本人、また震災時に発達障害のある子どもを担当していた特別支援学級や特別支援学校の教師からの聞き取り調査を行い、これまでに聞き取った情報を含めて整理した。震災後から振り返って発達障害のある子どもの防災に関するアンケート調査を、岩手県自閉症協会に協力する形で実施し、その結果の検討を行った。

(本年度の研究成果)

聞き取り調査からは、これまでに得られた所見とほぼ同様のことが明らかになった。すなわち、学校における防災教育が発達障害のある子どもの実態を十分に考慮された形では行われてこなかったこと、震災の危険性の認知が一部の発達障害のある子どもでは十分に出来なかったこと、福祉避難所の設置が不十分で老人施設が担っていたことから発達障害のある子どもの避難所としては十分に機能しなかったことなどが明らかになった。また、発達障害のある子どもの一部、特に自閉症のある子どもでは、PTSD によるパニックの頻発などの後遺症が長く続き、改善が困難な場合のあることが分かり、発達障害のある子どもに特化した心理的ケアの重要性が明らかになった。

(本年度の自己評価・課題)

被災地の抱える多くの困難さには、多くの調査に答えることも含まれる現状があり、支援を行うことで率直な意見や情報を得ることができた。調査の効率としては高くないが、よりの確に被災地における発達障害のある子どもの実態を把握できたと考えられる。

また、多くの報告書が公表され、それらに有益な情報が掲載されるようになったので、これらの情報を活用し、文献・資料の収集と整理を深く行うことができた。

総合的にみて、標準的な研究の遂行状況であったと考えられる。

(研究課題名) 聴覚障害児の数的事象を表す文理解の特徴を踏まえた教師用指導資料の作成

(研究種目名) 挑戦的萌芽研究

(研究代表者) 庄司美千代 (教育研修・事業部)

(研究の概要)

本研究の目的は、小学校1～2年生算数科で指導する加法と減法の指導において、聴覚障害児の数的事象に関する文理解の特徴を明らかにし、その特徴を踏まえた聴覚障害児への言語指導および算数科の指導の在り方を提案することである。

(本年度の研究実施状況と成果)

研究2年目となる本年度の研究実施状況は、以下のとおりである。

1. 先行研究や教科指導法に係る文献等に基づき、認知論的な視点から算数文章題の解決過程に沿って、①聴覚障害のない児童と聴覚障害のある児童に共通してみられる学習上の困難さ、②聴覚障害児にみられる学習上の困難さを明らかにした。
2. 上記1で明らかにした学習上の困難さに対し、効果的な指導や指導上重視すべきことを先行研究や教科指導法に係る文献、特別支援学校(聴覚障害)への訪問等で得た情報に基づき、学習過程に沿ってまとめた。

3. 上記1～2に基づき、聴覚障害児への指導を担当する教員を対象とした指導資料（試案）を作成した。

本研究の結果、算数文章題の解決過程は、聴覚障害のない児童も聴覚障害児も共通していることが示された。また、聴覚障害の有無にかかわらず共通してみられる学習上の困難さは、①問題タイプの違いが難易度に影響を与えること、②どれが全体の数で、どれが部分の数かといった数量関係を正しく把握することが挙げられた。そして、聴覚障害児にみられる学習上の困難さには、事象と数量の読み取りが挙げられ、語彙・文理解、数的事象に関する生活経験の量、言語指導と結びついた生活経験の在り方、言語による思考や問題解決の経験などが大きく影響していることが示された。このため、単元の事前から、算数、自立活動、他教科等の場面で必要な指導事項を明確にし、学習を行うことが重要である。

本研究では、聴覚障害児の文理解の特徴を明らかにするための調査を実施することを計画していたが、特別支援学校（聴覚障害）に在籍する児童の実態が多様化しており、特に、使用コミュニケーション手段が多様化していることから、調査を同一の条件下で実施することが困難であることが予想された。このため、研究方法を変更して実施したが、これまで聴覚障害児の学習過程を詳細に検討した研究はなく、個々の指導事例の報告にとどまっていた。聴覚障害児の文理解に関する基礎的研究と実践研究とを聴覚障害児の学習過程に沿って整理し、学習上の困難さ、その原因、必要な指導を明らかにし、整理した点で意義は大きい。

（本年度の自己評価・課題）

本研究では、研究報告書と教師用指導資料（試案）を作成した。教師用指導資料（試案）は、学習過程に沿った学習上の困難さをポイントとして示し、その原因や対応を簡潔に示した。今後、全国特別支援学校（聴覚障害）に送付するとともに、学会等で報告し、広く普及を図っていく。また、本研究所の研修や研究にも本研究の成果を普及する場を設けていくこととする。

（研究課題名）自閉症幼児の家族と教員との連携をめざしたパートナーシップの形成条件に関する研究

（研究種目名）若手研究（B）

（研究代表者）柳澤 亜希子（教育情報部）

（研究の概要）

診断間もない自閉症のある幼児の家族は、見通しのつかない将来への不安を抱え、自閉症のある子どもへの対応に苦慮しており支援の必要性は極めて高い。National Research Council（2001）は、自閉症のある子どもの教育は、家族の参画のもと自然な環境（幼稚園等）の中で進めることを推奨している。このような取組は、家族と指導者とのパートナーシップを形成していくことにつながるとされている。特別支援学校学習指導要領には、学校と家族との相互連携及び協力する旨が明記されており、自閉症を含む障害のある子どもの家族と指導者の連携強化に向けては、パートナーシップを視野に入れた取組がなされることが求められる。本研究では、特別支援学校（知的障害）幼稚部での自閉症のある幼児の家族への支援及び家族との連携に関わる実践

を通して、家族と教員とのパートナーシップの形成条件（教員に求められる資質や能力、幼稚園内の体制）を明らかにすることを目的とする。また、教員が自閉症のある幼児と暮らす家族と連携を行う上で参考となる手引きを作成する。

（本年度の研究実施状況）

○ 家族（保護者）と教員とのパートナーシップの形成に関わる条件の分析

各研究協力機関3校を定期的に訪問し、幼稚園での教育活動（親子教室、親学習会を含む。）の参観、各校の家族（保護者）への支援及び家族（保護者）との連携にかかる実践の進捗状況を確認し、実践の成果と改善点について協議を重ねてきた。各研究協力機関においては、それぞれの重点課題の改善に努め、実践を進展させてきた。3年間の研究協力機関での家族（保護者）支援と家族との連携に関わる実践事例とそれら取組に対する保護者へのアンケート結果から、パートナーシップの形成に関わる条件（教員に求められる資質や能力と幼稚園内の体制）を抽出し整理した。教員に求められる資質・能力の具体としては、①日常的な家族（保護者）とのコミュニケーション、②家族（保護者）のことを知ろうとする姿勢、③家族（保護者）から子どもを学ぶ姿勢、④家族（保護者）にわかる伝え方、⑤教員全員で子どもと家族（保護者）を支える意識が挙げられた。また、幼稚園内の体制づくりとして、自閉症のある子どもや家族（保護者）への理解、幼児教育の専門性を高めるための教員研修や授業研究会の重要性が示された。

○ 自閉症のある幼児への包括的アプローチに関する文献研究

文献研究の成果は、展望論文「自閉症のある幼児への包括的アプローチ」としてまとめ、当研究所研究紀要第42巻に投稿し掲載された。

○ 日本自閉症スペクトラム学会第13回研究大会での自主企画シンポジウムの実施

「自閉症のある幼児の家族の子育てへの自信や主体性を育む支援」と題して、シンポジウムを実施した。筑波大学附属久里浜特別支援学校と香川県立香川中部養護学校より、家族（保護者）を対象にした学習会で必要とされるプログラムや幼稚園内の体制づくりの工夫、家庭生活支援を通しての保護者の子育てに対する意識の変容などについて報告がなされ、自閉症のある幼児の家族（保護者）の自信や主体性を育む上で必要な支援と教員に求められる役割について議論した。

○ 第3回研究協議会の開催—手引きの構成や内容についての検討—

次年度に刊行予定である「自閉症のある幼児の家族と教員との連携のための手引き（仮称）」の趣旨及び構成、目次案について協議し、作成方針について共通理解を図った。手引きは、「家族同士の交流と仲間作り」「わが子について知る・学ぶ」「子育てに必要な力を体得する」「幼稚園内での連携・協力体制づくり」「センター的機能としての家族支援」を柱とし、それぞれの柱でまとめる各研究協力機関の実践事例を確認した。本協議会では担当箇所を決定し、7月の初稿締め切りをめざして現在、研究協力機関には執筆を進めてもらっているところである。

○ その他

筑波大学附属久里浜特別支援学校の幼・小学部の保護者を対象とした親学習教室と香川県立香川中部養護学校の保護者研修会「オリーブ教室」において、自閉症のある子どものきょうだいの抱える問題や家庭での支援の在り方について講義した。講義後の保護者との意見交流を通

して、保護者が抱えている悩みや必要としている支援内容について率直な話をうかがうことができた。

(本年度の研究成果)

- 柳澤亜希子 (2015) 「自閉症のある幼児への包括的アプローチ」. 国立特別支援教育総合研究所研究紀要第 42 巻, p 1-11.
- 柳澤亜希子・飯島杏那・中塚一恵・平居規子・高見節子 (2014) 自主企画シンポジウム 7 「自閉症のある幼児の家族の子育てへの自信や主体性を育む支援」. 日本自閉症スペクトラム学会第 13 回研究大会論文集, p 30.

(本年度の自己評価・課題)

最終年度に刊行予定の手引きの作成は、すでに研究協力機関の協力のもと執筆を開始しており、予定よりも早く進行している。特別支援学校幼稚部をはじめ幼稚園や保育所などで活用してもらえる手引きとなるように、研究協力機関と連携しながら引き続き執筆を進めていく。今年度、特別支援学校幼稚部を対象としたアンケート調査を計画していたが、特別支援学校（知的障害）の数が全国的に非常に少ないことから、目的に沿ったデータを得ることが難しいと判断し、研究計画を変更し実施しなかった。3 年間、研究協力機関での保護者研修会や日常的な教育活動に参加してきたことにより、筆者と保護者との関係性が深まってきたことから、次年度には研究協力機関の協力を得て保護者への聞き取り調査を実施し、学校での家族支援や教員との連携に対する保護者の意識について明らかにしていきたいと考えている。

(研究課題名) 発達障害児と共に学ぶ通常学級の学び方を学ぶ学習と協同学習を組合わせた指導の開発

(研究種目名) 若手研究 (B)

(研究代表者) 涌井恵 (教育情報部)

(研究の概要)

発達障害児の多くは、学習の困難と共にの問題も抱えているが、個別的な対応に関する研究と比較して、彼らの生活場面となる通常学級における支援方法に関する研究は遅れている。これに対し、筆者による先行研究 [平成 21-23 年度文部科学省科学研究費 若手研究(B)「発達障害児の在籍する通常学級における協同学習のユニバーサルデザイン化に関する研究」(研究代表者: 涌井恵, 課題番号: 21730730)] では「学び方を学ぶ」授業と協同学習を組み合わせで行った漢字学習の実践により、漢字の習得と社会性や仲間関係の改善に関して一定の効果が示された。しかし、年齢段階別の「学び方を学ぶ」授業の教師・子ども向けの手引きの作成や、他の教科・学習活動における展開が課題として残された。そこで、本研究では、「学び方を学ぶ」授業と協同学習の組み合わせによる指導プログラムの開発を行い、学力や社会性、仲間関係の改善に及ぼす効果について検討する。最終的には効果のあったプログラムをまとめた教師向け及び子ども向けガイドブックの作成を行うことを目的としている。

(本年度の研究実施状況)

本研究においては、これまで研究目的の達成のため、以下の3点について検討してきた。本年度はこれら3点についてさらに実践研究等による検討を進めるとともに研究成果のまとめを行った。

1. 年齢段階別の「学び方を学ぶ授業」カリキュラムの開発：研究協力者の学級(通常学級小学3、5、6年生)において試行的な実践を行い、データを収集した。先行研究において試作した子ども用テキストを教材として授業を行ったり、漢字学習を題材に記憶や注意、やる気やマルチ知能を活用した学び方を個々それぞれに工夫させる授業や家庭自主学習の取り組みを行った。また、特別支援学級在籍児の交流及び共同学習においても、学び方の工夫を自分自身に選択させる「お助けシート活用」の実践を行った。その結果、子供たちには、自己の学習に関する気づきが深まっていく様子や、工夫を自ら考える様子がみられた。また、学習に対する積極性や意欲の向上や学習の習得に効果がみられた。

2. 「学び方を学ぶ授業」と協同学習を組み合わせた指導プログラムの開発：研究協力校や、研究協力者より、国語の物語文の単元、算数、理科、社会、図工、道徳に関する実践データを収集することができた。事前事後のテストの比較データを収集することができた国語や算数の実践では、学力に及ぼす有効性を実証的に示すことができた。様々な教科において、また低学年から高学年まで複数の学年において適用可能であること、「学び方を学ぶ」学習によって一人一人の学び方が異なっていることを意識化させたため、支援の必要な子どもへの支援が特異なものとして目立たず、スムーズに自然に行えるようになったこと、協同学習はいろいろな学び方を許容しやすい授業技法であること、が明らかになった。また、協同学習に向かう「学び合い」の態勢づくりを低学年から段階的に積み上げて行くことで、担任や学年が変わっても「学び合い」が円滑に実施できることが学校全体での実践例から示唆された。さらに、「学び方を学ぶ」学習についてのポートフォリオに関する実践から、「学び方を学ぶ」学習内容の習得をより確実なものとするために、家庭学習との連携が今後の研究課題として挙げられた。

また、教員に対して、マルチ知能や「やる気・注意・記憶」の観点から授業づくりを行うことの効果等についてアンケート調査を行ったところ、子どもたちが学びやすいユニバーサルデザインの授業づくりに効果的であるとの回答が多く見られた。その一方で、異動初年度の教師にとっては、どう実践したらよいか迷う部分もあったことが明らかになった。「やる気・注意・記憶」についての手立てや授業の工夫を考えるのが難しいという回答も多く見られ、これについて教師用の手引きや実践例の情報提供が必要であることが指摘された。

3. 教員向けガイドブックの開発：地方自治体の教員研修会等において、スイミー風呂プログラムの概略についての説明と共に、体験的なワークを行った。受講生からのアンケートやワーク課題での質疑応答から、どのようにすれば教員の理解を深め、授業実践へとつなげられるかについて貴重な資料を得た。これらを踏まえ、先行研究において試作した教師用ガイドブックと子ども用テキストの改良を行い、市販書籍「学び方を学ぶ」(ジヤース教育新社)として出版することができた。また、本研究で開発した実践事例や、その背景にある教育理念や理論について解説した市販書籍「学び方にはコツがある！その子にあった学び方支援(発達障害のある子とユニバーサルデザインな授業づくり)」を上梓することができた。

(本年度の研究成果)

1. 涌井恵 (2014) 大会企画ラウンドテーブル(招待講演)「通常の学級における特別支援教育に活かす協同教育」(企画および話題提供),日本協同教育学会第 11 回大会,創価大学,2014 年 10 月 25 日.
2. 堀川智子・涌井恵 (2014) マルチ知能を活用した小学 1 年生の算数の学び合いー繰り下がりのある引き算ー. 日本協同教育学会第 11 回大会プログラム, pp34-35.
3. 涌井恵 (2014) 協同学習で取り組むユニバーサルデザインな学び(柘植雅義編,ユニバーサルデザインの視点を活かした指導と学級づくり),金子書房,14-21 頁.
4. 涌井恵編著 (2014) 学び方を学ぶー発達障害のある子どももみんな共に育つユニバーサルデザインな授業・集団づくりガイドブッカー.ジアース教育新社
5. 涌井恵 (2014)「学び方を学ぶ」テキストー学びの達人(ふろしき忍者)になれるコツー. ジアース教育新社. ※子ども用テキスト。教材教具の方にも書いたので、重複ならば削除してください。
6. 涌井恵編著 発達障害のある子とUD(ユニバーサルデザイン)な授業づくり:学び方にはコツがある!その子にあった学び方支援 明治図書
7. 涌井恵 (2014) “協同作業の仕方”をユニバーサルデザイン化(特集 “ユニバーサルデザイン”で教室改造 43 例, ユニバーサルデザインの意識を高める学級文化づくり), 授業力&学級統率力, No.050, 明治図書, pp66-67.
8. 涌井恵 (2014) まとめ:「交流及び共同学習」における協同学習の可能性~横浜市立日限山小学校の実践から 月刊実践障害児教育,no494. ,学研, pp28. [※H23 みずほ財団助成論文(三長仁氏)の実践を加筆修正した、同号掲載の実践紹介原稿(pp25-27)へのまとめのコメントをしたもの。]

(本年度の自己評価・課題)

本研究では、一人一人に合った学び方を選べる協同学習による授業を行うことにより、発達障害のある子ども等も学ぶ通常の学級において、ユニバーサルデザインな授業を実現できないかと考え、「学び方を学ぶ」学習と協同学習を組み合わせた実践モデルの開発を行ってきた。「学び方を学ぶ」学習とは、8つのマルチ知能²⁾と著者が発達障害の障害特性を考慮して独自に設定した3つの領域(やる気、記憶、注意)の観点から、子どもたち自身に自分はどんな学び方で学んでいるのか、どんな学び方だとわかりやすいのか気づかせること、また自分に必要な支援の手立てを理解したり、その支援を他者(大人や仲間)に要求したりできるようになることを目指した学習である。

学び方を自分で選ぶことにより、やる気や積極性が高まり、さらには学力向上へとつながることが様々な実践から示された。自己選択、自己決定の力や自分で学習方法を工夫する自己調整の力が学習に及ぼす可能性を見出すことができた。本研究では、発達障害のある子どもが在籍する通常の学級での実践を主な対象として進めてきたが、特別支援学級在籍児も共に学ぶ交流及び共同学習の授業にも実践を拡げることができた。インクルーシブ教育システムにおける効果的な授業としても参考となるだろう。当初の研究計画では、発達障害のある子どもが在籍する通常の学級のみを対象としていたが、それを超えた研究成果を上げることができたといえる。

(研究課題名) 発達障害児の保護者に対する物理的環境調整を主としたペアレント・トレーニングの開発

(研究種目名) 若手研究 (B)

(研究代表者) 神山 努 (企画部)

(研究の概要)

発達障害児の保護者は子どもとの関わりにおいて困難を抱くことが多く、保護者に対する支援の必要性が指摘されている。保護者に対する子どもとの関わり方に対する支援方法として、体系的な指導により子育ての方法を教える、ペアレント・トレーニング (parent training) の有効性が指摘されている。

申請者は、ペアレント・トレーニングの先行研究の展望から、保護者に掛かる負担が大きい場合があったことを明らかにした(神山・上野・野呂, 2011)。そこで、日常環境のアセスメントに基づき、実施に掛かる負担が低いとされている、物理的環境の調整を主としたペアレント・トレーニングの有効性を個別支援において示した(神山・野呂, 2010a, 2010b, 2011)。一方、保護者同士が支え合う関係性の構築や、支援に掛かる支援者の人的コストをふまえると、集団支援のペアレント・トレーニングに関しても、保護者に掛かる負担の軽減を検討する必要がある。さらに、有効性が明らかとなったトレーニング方法を、学校等の支援機関においてどのように運用するのも検討してはじめて、トレーニング方法が支援機関に普及すると考えられる。

そこで本研究では、物理的環境の調整を主としたペアレント・トレーニングの集団形態での実施方法とその有効性を検証し、さらに支援者対象と保護者対象のテキストを作成しその有効性を検討する。

(本年度の研究実施状況)

本年度は、集団形態による物理的環境の調整を主としたペアレント・トレーニングを実際の教育・福祉機関において実施してもらい、その有効性を検証した。結果から、トレーニングに参加したほとんどの保護者が、学んだ子育ての工夫を用いて、身支度の自立など具体的な目標行動を子どもに獲得させることに成功したことが示された。さらに、事後アンケートの結果から、参加者はトレーニング内容を肯定的に評価していること、トレーニングを通して参加者同士に仲間関係が構築され、子育てストレスの軽減につながったことが示された。また、トレーニング実施者から、トレーニングを実施することで各参加者の家庭の様子や、参加者の考えやニーズについての理解が深まったことが報告された。以下に、実施機関と対象を示す。

1. 発達障害者支援センターにおける実践：2か所の発達障害者支援センターにおいて、学齢期の発達障害児の保護者を対象に、試行的に実践してもらった。

2. 療育機関における実践：2か所の療育機関において、就学前の発達障害幼児の保護者を対象に、試行的に実践してもらった。

3. 特別支援学校における実践：2校の特別支援学校において試行的に実践してもらった。1校は小学部高学年の保護者を対象にして、もう1校は中学部1年生を対象にした。

4. 通級による指導による実践：1校の小学校と1校の中学校における発達障害を対象とし

た通級による指導の担当者が協同で、それぞれの学校の通級による指導の利用児の保護者を対象に、試行的に実践してもらった。

(本年度の研究成果)

1. 神山努・吉山順子・寺沢久美子 (2014) 発達障害児の保護者に対するペアレント・トレーニング保護者による対象児の目標行動の記録からの有効性検討一. 日本発達障害学会第 49 回大会発表論文集,
2. 神山努 (2014) 発達障害児の保護者に対する目標行動を具体化したペアレント・トレーニングの事例検討. 日本認知・行動療法学会第 39 回大会発表論文集
3. 神山努・藤原直子・竹中正彦・菅谷恵子・澤田智子・納富恵子 (2014) 特別支援教育における保護者との連携・支援—ペアレント・トレーニングに着目して—. (自主シンポジウム) 日本特殊教育学会第 52 回大会発表論文集
4. 神山努・藤原直子・吉山順子・高橋咲子・橋本美恵・日詰正文 (2014) 発達障害児の保護者に対するペアレント・トレーニングの地域への展開—発達障害者 支援センターの実践からの検討—. (自主シンポジウム) 日本 LD 学会第 23 回大会発表論文集

(本年度の自己評価・課題)

研究協力機関の実践から、年齢段階の異なる対象や、異なる実施機関においても、本ペアレント・トレーニング手続きの有効性を示すことができた。次年度は更なる事例を対象にした、本ペアレント・トレーニングの効果検証の追試を行い、本ペアレント・トレーニング手続きの汎用性を拡大する。さらに、本年度の成果をもとに、本ペアレント・トレーニング手続きの支援者対象と保護者対象のテキストを作成し、その有効性を検討する。また、未発表の研究成果について、論文発表や学会発表を行う予定である。

(研究課題名) デジタル教科書・教材のユーザビリティ向上に向けたタッチパネルの操作特性評価

(研究種目名) 研究活動スタート支援

(研究代表者) 西村 崇宏 (教育情報部)

(研究の概要)

昨今の情報化の急速な発展等に伴い、我が国では、情報通信技術 (Information and Communication Technology、以下 ICT) を活用した教育の在り方に関する議論が進められてきた。教育の情報化の推進に向けて ICT 活用に関する取り組みが積極的に進められている背景には、タッチパネル等の新たな入力インタフェースの登場が一因として挙げられる。しかし、タッチパネルがデジタル教科書・教材へ積極的に活用される一方で、ユーザビリティに関する設計指針が十分に整備されていないといった問題がある。具体的には、タッチパネルに対するユーザの操作特性データが十分に蓄積されていないために、デジタル教科書・教材で使用される Graphical User Interface (以下、GUI) の設計手法が確立していないということである。学校教育の現場で活用されるデジタル教科書・教材では、ユーザビリティに対する普遍的な要求を満足させることで操作上のストレスを

最小限に抑え、学習環境の質を向上させていくことが喫緊の課題である。そのためには、入力インタフェースとしてのタッチパネルを対象とした操作特性に関する定量的なデータを蓄積し、デジタル教科書・教材の操作性向上に向けて GUI 設計に還元させていくことが必要不可欠である。

そこで本研究では、デジタル教科書・教材の操作性向上に向けて、知見の不足する子供のタッチパネル操作特性に関する基礎的知見を獲得することを目的とした。

(本年度の研究実施状況)

本年度は、次年度に実施予定である子供を対象とした評価実験に向けて、実験プロトコルの確立と操作特性に関する基礎的なデータの獲得を目指し、成人を対象とした評価実験を行った。具体的には、GUI として一般的に使用されるボタンのサイズと配置間隔が操作性に及ぼす影響を実験により評価した。タッチパネルを操作する際、端末の設置角度や手指の姿勢によって指先と画面の成す角度（以下、接触角度）は様々な値を取るが、この接触角度によって指先の接触面積は変化することが知られている。一方で、タッチパネルの検出方式として一般的な静電容量方式では、指先で触れた領域の静電容量変化に基づいて位置を検出する。そのため、指先の接触角度によっては接触面積が広がり、ユーザ自身が意図した位置とは異なる位置が検出されるために、操作性が低下する可能性がある。そのため、本実験では、指先の接触角度の影響についても考慮するために、実験因子として接触角度を採用し、操作性との関係を調べた。その結果、指先の接触角度に関わらずに正確かつ早く操作でき、主観的にも高い操作感を示すボタンのサイズおよび配置間隔の条件を明らかにすることができた。

以上より、本年度は、次年度に実施予定である子供を対象とした評価実験に向けて、タッチパネルの操作特性を評価するための実験プロトコルを確立するとともに、子供の計測データを解析する上で有用となる成人の基礎的データを獲得することができた。

(本年度の研究成果)

- 西村崇宏、土井幸輝、藤本浩志、指先の接触角度を踏まえたタッチパネルタブレット端末のボタンサイズ及び間隔の評価、第 10 回日本感性工学会春季大会講演予稿集、2015

(本年度の自己評価・課題)

本年度は、次年度に実施予定である子供を対象とした評価実験に向けて、タッチパネルの操作特性を評価するための実験プロトコルを確立するとともに、子供の計測データを解析する上で有用となる成人の基礎的データを獲得することができた。次年度は、評価対象としてデジタル教科書・教材のユーザである児童生徒を想定し、本年度に行った評価実験の実験プロトコルを活用しつつ、子供を対象とした評価実験を実施する予定である。また、学術雑誌への論文投稿や国内外での学会発表を通じて研究成果の公表も行っていく。

1 4 組織規則・会計規程・会計細則

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所組織規則

平成16年3月30日
制 定

平成17年5月31日改正

平成18年4月1日改正

平成18年5月1日改正

平成19年3月30日改正

平成20年4月1日改正

平成20年7月15日改正

平成21年4月1日改正

平成22年7月20日改正

平成23年4月1日改正

平成25年3月29日改正

平成25年7月1日改正

平成26年7月1日改正

平成27年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成11年法律第165号）に定めるもののほか、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）の組織、職制及び事務の分掌を定めるものとする。

(事務所)

第2条 研究所の事務所は、神奈川県横須賀市に置く。

(組織)

第3条 研究所に次の5部を置く。

- 一 企画部
- 二 総務部
- 三 教育支援部
- 四 教育研修・事業部
- 五 教育情報部

2 前項第五号の教育情報部に発達障害教育情報センターを置く。

3 研究所に次の4室を置く。

- 一 内部統制推進室
- 二 コンプライアンス計画推進室
- 三 不正防止計画推進室
- 四 監査室

(企画部の所掌事務)

第4条 企画部は次の事務をつかさどる。

- 一 研究所の業務に係る調査及び研究に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関するこ

- と。
- 二 研究基本計画及び研究の実施計画に関すること。
 - 三 特別支援教育政策に係る情報収集，関係省庁との連携・連絡調整に関すること。
 - 四 研究課題設定の助言及び調整に関すること。
 - 五 特別支援教育に関する研究動向及び大学等関係機関との研究協力に係る調整に関すること。
 - 六 筑波大学附属久里浜特別支援学校との研究協力に関すること。
 - 七 特別支援教育に関する関係法制及び行財政施策に関する調査・分析に関すること。
 - 八 研究所の業務に係る評価に関する企画及び立案に関すること。
 - 九 特別支援教育に関する調査の計画立案及び実施に関し，研究所全体の調整を図ること。
 - 十 外国の特別支援教育に関する調査・分析並びに国内の特別支援教育情報の諸外国への提供に関すること。
 - 十一 外国の研究機関，大学等の連携協力及び研究者との国際交流に関すること。
 - 十二 企画部の所掌事務に係る調査及び研究に関すること。

(総務部)

第5条 総務部に次の3課を置く。

- 一 総務企画課
- 二 財務課
- 三 研修情報課

2 前項第一号の総務企画課に企画・評価室を置く。

(総務企画課の所掌事務)

第6条 総務企画課は，次の事務をつかさどる。

- 一 職員の人事に関すること。
- 二 職員の衛生，医療その他の福利厚生に関すること。
- 三 研究所印及び理事長印の保管に関すること。
- 四 文書類の接受，発送，編集及び保存に関すること。
- 五 公文書管理並びに個人情報保護に関すること。
- 六 研究所の研究活動の推進に関すること（企画部の所掌に係るものを除く。）。
- 七 研究所の中期計画及び年度計画に関すること。
- 八 研究所の諸評価の事務に関すること。
- 九 研究所規則等の制定及び改廃に関すること。
- 十 情報の公開及び広報に関すること。
- 十一 科学研究費等外部研究資金に係る申請及び調整に関すること。
- 十二 研究所の所掌事務に関する連絡調整に関すること。
- 十三 運営委員会，役員会の運営に関すること。
- 十四 企画部，教育支援部，教育研修・事業部及び教育情報部の業務の支援に関すること。
- 十五 研究業務の支援に関すること。
- 十六 前各号に掲げるもののほか，研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(財務課の所掌事務)

第7条 財務課は次の事務をつかさどる。

- 一 予算及び決算に関すること。
- 二 収入及び支出に関すること。

- 三 財産及び物品の管理に関すること。
- 四 建物及び設備の維持及び管理に関すること。
- 五 研究所内の管理に関すること。

(研修情報課の所掌事務)

第8条 研修情報課は、次の事務をつかさどる。

- 一 教育研修・事業部の企画・立案する研修事業の実施に関すること。
- 二 障害者の教育に関する図書その他の資料及び情報を収集し、整理し、保存し、及び提供すること。
- 三 情報システムの管理及び利用に関すること。

(教育支援部の所掌事務)

第9条 教育支援部は次の事務をつかさどる。

- 一 特別支援教育の理解啓発及び関連事業の実施に関すること。
- 二 地方自治体等が実施する特別支援教育推進事業及び教員の資質向上事業への支援に係る所内の調整に関すること。
- 三 各種学校長会、学会その他関係機関との情報交換及び連携協力に関すること。
- 四 特別支援学校への支援及び連携協力に関すること。
- 五 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校への支援及び連携協力に関すること。
- 六 都道府県特別支援教育センター等への支援及び連携協力に関すること。
- 七 地方公共団体等の行う教育相談を支援するための教育相談情報提供システムの整備に関すること。
- 八 地方公共団体等と連携した専門的かつ総合的な教育相談並びに学校コンサルテーションに関すること。
- 九 在外日本人学校等及び在外邦人に係る特別支援教育に関する教育相談及び支援並びに企業等への理解啓発に関すること。
- 十 教育支援部の所掌事務に係る調査及び研究に関すること。

(教育研修・事業部の所掌事務)

第10条 教育研修・事業部は次の事務をつかさどる。

- 一 研究所の行う研修事業の企画及び立案に関すること。
- 二 研究所の行う研修の受講者のフォローアップに関すること。
- 三 地方公共団体の行う研修等の調査及び支援に関すること。
- 四 インターネットによる配信講義等の開発・提供に関すること。
- 五 国立特別支援教育総合研究所セミナーの企画立案及び実施並びに研究所が実施するその他のセミナー計画等の調整に関すること。
- 六 医療・労働・福祉等に係る関係機関との情報交換及び連携協力に関すること。
- 七 教育研修・事業部の所掌事務に係る調査及び研究に関すること。

(教育情報部の所掌事務)

第11条 教育情報部は次の事務をつかさどる。

- 一 研究所ホームページからの特別支援教育情報の提供に関すること。
- 二 特別支援教育に関する教材及び教育支援機器に関する情報・資料の収集・提供に関すること。
- 三 特別支援教育関係教職員等に対する情報提供システムの構築に関すること。

- 四 情報手段活用及び教育支援機器の評価・活用及び関係者に対する支援に関すること。
- 五 発達障害教育情報センター(Webサイトを含む。)に関すること。
- 六 発達障害教育情報の収集・提供に関すること。
- 七 発達障害に関する理解啓発及び関係者への支援に関すること。
- 八 発達障害関係諸機関との連携及び調整に関すること。
- 九 世界自閉症啓発デー関連行事に関すること。
- 十 教育情報部の所掌事務に係る調査及び研究に関すること。

(職制)

第12条 第3条第1項に規定する部に部長を、同条第2項に規定するセンターに、センター長を、同条第3項各号に規定する室(以下この条において同じ。)に室長を置く。

- 2 部(総務部を除く。)に次長を置くことができる。
- 3 第5条第1項に規定する課に課長を置く。
- 4 部長、センター長、室長(第1項に規定する室長。以下この条において同じ。)及び課長は、上司の命を受け、当該部、センター、室及び課の事務を掌理する。
- 5 次長は、部長を助け、部の事務を整理する。
- 6 部(総務部を除く。以下同じ。)に別に理事長が定める数の上席総括研究員を置く。
- 7 部長及びセンター長並びに次長は、当該部の上席総括研究員をもって充てる。室長については、別に定める。
- 8 上席総括研究員(部長を除く。)は、当該部の部長を補佐し、特定の分野の事務を総括する。
- 9 部に別に理事長が定める数の総括研究員を置く。
- 10 総括研究員は、当該部の特定の分野の事務を整理する。
- 11 部に主任研究員及び研究員を置くことができる。
- 12 室に別に定めるところにより、室員を置くことができる。
- 13 前項に規定する室員は、室長の命を受け、当該室の事務を処理する。

第13条 研究所に、研究職員、事務職員その他必要な職員を置く。

- 2 研究職員は、研究所の業務達成のための調査、研究及び所属する部の所掌事務を行うとともに次に掲げる研究、研修、教育相談及び情報普及等を行う。
 - 一 基幹研究等への参画・実施
 - 二 研修、講習会等への参画・実施
 - 三 教育相談活動への参画・実施
 - 四 研究所の主催するセミナーへの参画・実施
 - 五 関係機関との連携協力
 - 六 広報活動等への協力

第14条 課(第5条第1項に規定する課をいう。以下同じ。)に別に定めるところにより係を、室(第5条第2項第一号に規定する室をいう。以下同じ。)に別に定めるところにより係を置く。また、室に室長を置き、課及び室に課長補佐(室にあつては室長補佐。以下同じ。)、専門員及び専門職員を置くことができる。

- 2 前項に規定する室長は、課長を補佐するとともに、室の事務を掌理する。
- 3 課長補佐は、課長を補佐するとともに、課の事務を処理する。
- 4 専門員は、上司の命を受け、高度の専門的知識又は経験を必要とする特定の分野の事務を処理するとともに、専門的見地から課長を補佐する。
- 5 専門職員は、上司の命を受け、専門的知識若しくは経験を必要とする特定又は一定範囲の分

野の事務を処理する。

6 第1項に規定する係に係長を置く。係長は、上司の命を受けてその係の事務を処理する。

7 第1項に規定する係に主任を置くことができる。主任は、上司の命を受けて事務を処理する。

(研究班)

第15条 第13条第2項第一号に係る基幹研究等への参画・実施のため、研究班を置く。

2 研究班の組織その他については、別に定める。

(客員研究員)

第16条 研究所に客員研究員を置くことができる。

2 客員研究員は、命を受けて研究所において行う研究に参画する。

3 客員研究員は、非常勤とする。

(運営委員)

第17条 研究所に運営委員21人以内を置く。

2 運営委員は、研究所の管理及び運営に関する重要事項に関し、理事長に助言する。

3 運営委員は、非常勤とする。

(役員会)

第18条 研究所に役員会を置く。

2 役員会は、研究所における業務運営に関する重要事項を審議する。

3 役員会の組織及び運営については、別に定める。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、研究所の組織、職制及び事務の分掌に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

第2条 次に掲げる規則中「総合研究官」を「上席総括研究員」に、「総括主任研究官」を「総括研究員」に、「主任研究官」を「主任研究員」に改める。

一 独立行政法人国立特殊教育総合研究所総合調整会議、運営企画会議及び各種委員会等に関する規則

二 独立行政法人国立特殊教育総合研究所評価委員会規程

三 国立特殊教育総合研究所・筑波大学附属久里浜養護学校連絡会議に関する要項

四 独立行政法人国立特殊教育総合研究所総合調整会議、運営企画会議及び各種委員会等に関する規則第8条第3項に定めるワーキンググループに関する要項

五 独立行政法人国立特殊教育総合研究所研究職員の採用、昇任の基準及び定年に関する規程

六 独立行政法人国立特殊教育総合研究所研究職員の選考に関する規則

七 研究職員候補者の審査手続き及び審査基準

- 八 勤務成績の評定の手続き及び記録に関する細則
- 九 独立行政法人国立特殊教育総合研究所職員給与規程
- 十 独立行政法人国立特殊教育総合研究所免許法認定講習規程
- 十一 独立行政法人国立特殊教育総合研究所研究紀要規程
- 十二 独立行政法人国立特殊教育総合研究所英文紀要規程
- 十三 独立行政法人国立特殊教育総合研究所教育相談センター規程

附 則

第1条 この規則は、平成18年5月1日から施行する。

第2条 次に掲げる規則中「教育相談センター」を「教育相談部」に、「教育相談センター長」を「教育相談部長」に改める。

- 一 独立行政法人国立特殊教育総合研究所総合調整会議、運営企画会議及び各種委員会等に関する規則
- 二 独立行政法人国立特殊教育総合研究所Webサイト運営要項
- 三 独立行政法人国立特殊教育総合研究所法人文書管理規程

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年7月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年7月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(教育相談部に関する特例)

2 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間は、第3条第一項により置かれる5部に加えて教育相談部を置き、第9条第七号から第九号まで及び第十号の教育相談に係る部分の事務を教育相談部の所掌とする。また、この場合、第6条第九号中「教育支援部、」とあるのは「教育支援部、教育相談部、」と読み替えるものとする。

附 則

第1条 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第2条 次に掲げる規則中「企画調整課」を「総務企画課」に、「総務課」を「財務課」に改める。

- 一 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所役員会規程（平成14年4月1日制定）
- 二 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営委員規程（平成13年4月2日制定）
- 三 国立特別支援教育総合研究所・筑波大学附属久里浜特別支援学校連絡会議に関する要項（平成16年7月9日制定）
- 四 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総合調整会議等に関する規則第8条第3項に定めるワーキンググループに関する要項（平成18年3月7日制定）
- 五 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所内規則の基準及び制定手続きに関する規則（平成13年4月2日制定）
- 六 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所閲覧窓口の設置及び閲覧事務の処理に関する規

- 程（平成13年4月2日制定）
- 七 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所電気工作物保安規程(平成13年4月2日制定)
 - 八 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所グリーン調達連絡会議の設置について（平成20年8月6日制定）
 - 九 日本学術振興会特別研究員（PD）申請者に関する要項（平成21年12月15日制定）
 - 十 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所発明規則（平成13年4月2日制定）
 - 十一 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所セミナーの実施に関する要項（平成13年4月2日制定）
 - 十二 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究成果普及リーフレット作成要項（平成19年1月15日制定）
 - 十三 特別支援教育助成事業推薦要項
- 附 則
この規則は、平成25年7月1日から施行する。
- 附 則
この規則は、平成26年7月1日から施行する。
- 附 則
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程

〔平成13年4月2日
制 定〕

平成15年2月26日改正

平成15年3月31日改正

平成18年4月1日改正

平成19年3月30日改正

平成20年12月1日改正

平成22年3月31日改正

平成23年12月1日改正

平成27年4月1日改正

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 会計職員（第7条～第14条）
- 第3章 資産管理（第15条～第26条）
- 第4章 予算（第27条・第28条）
- 第5章 取引及び出納（第29条～第50条）
- 第6章 契約（第51条～第64条）
- 第7章 決算（第65条～第69条）
- 第8章 監査（第70条）
- 第9章 雑則（第71条・第72条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）の財務及び会計に関する基準を定め、経理の適正を期するとともに、経理の統一的処理を通じて財政状態及び経営成績を把握し、もって業務の能率的かつ適正な運営を期することを目的とする。

（準拠規定）

第2条 研究所の財務及び会計に関しては、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成11年法律第165号。以下「個別法」という。）、独立行政法人通則法等の施行に伴う関係法令の整備及び経過措置に関する政令（平成12年政令第326号。以下「政令」という。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に関する省令（平成13年省令第28号。以下「省令」という。）、その他の関係法令等に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

（会計の原則）

第3条 研究所の会計は、次の各号の原則に適合するものでなければならない。

- 一 真実性の原則（研究所の財政状態及び運営状況に関して真実な報告を提供するものでなければならない。）
- 二 正規の簿記の原則（すべての取引について、複式簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成しなければならない。）
- 三 明瞭性の原則（財務諸表には、必要な会計情報を明瞭に表示しなければならない。）
- 四 重要性の原則（取引及び事象の金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切な記録、計算及び表示を行わなければならない。）
- 五 資本取引・損益取引区分の原則（資本取引と損益取引を明瞭に区別しなければならない。）
- 六 継続性の原則（会計処理方法及び手続きを毎年継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。正当な理由によって変更を加えたときは、これを財務諸表に注記しなければならない。）
- 七 保守主義の原則（研究所の財政に将来不利な影響を及ぼす危険がある場合は、慎重な判断に基づく健全な会計処理をしなければならない。）

（財務諸表）

第4条 第38条第1項に規定する財務諸表は、次の各号に定めるところにより、別に定める様式により作成するものとする。

- 一 貸借対照表は、研究所の財政状態を明らかにするため、貸借対照日におけるすべての資産、負債及び純資産を記載しなければならない。
- 二 損益計算書は、研究所の運営状況を明らかにするため、一会計期間に属する研究所のすべての費用とそれに対応するすべての収益とを記載し当期純利益を表示するとともに、通則法第44条に規定する利益又は損失を確定するため、当期純利益に必要な項目を加減して、当期総利益を表示しなければならない。
- 三 キャッシュ・フロー計算書は、研究所の一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を報告するため、業務活動、投資活動、財務活動の区分を設けてキャッシュ・フローを表示しなければならない。
- 四 利益の処分又は損失の処理に関する書類においては、研究所の当期未処分利益の処分又は当期未処理損失の処理の内容を明らかにしなければならない。
- 五 行政サービス実施コスト計算書においては、一会計期間に属する研究所の業務運営に関し、国民が負担するコストを集約し表示しなければならない。
- 六 附属明細書は、貸借対照表及び損益計算書の内容を補足するために作成しなければならない。
- 七 前号に定める附属明細書に示した事項以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細についても開示することが適当であると理事長が判断した場合には、これを作成するものとする。

（勘定区分及び勘定科目）

第5条 研究所の経理は、貸借対照表は資産、負債及び純資産に、損益計算書は費用及び収益にそれぞれ区分して、取引の整理を行うものとする。

2 前項の各区分に属する勘定科目は、別に定める。

（年度所属区分）

第6条 研究所は、資産、負債、又は純資産の増減異動並びに収益及び費用について、その原因となった事実の発生した日（その日を決定しがたいときは、その原因となった事実を確認した

日)を基準として年度所属を区分する。

第2章 会計職員

(理事長)

第7条 理事長は、研究所のすべての資産を管理する。

- 2 契約その他、収入又は支出の原因となる行為は、契約担当役である理事長又は第3項に規定する契約担当役代理(以下「契約担当役等」という。)でなければこれをすることができない。
- 3 理事長は、必要があるときは、研究所所属の職員に契約事務を代理させることができる。
- 4 理事長は、必要があるときは、職員のうちから契約担当役の補助者を、その責任を明らかにして命ずることができる。

(出納命令役)

第8条 理事長は、役員又は職員のうちから出納命令役1人を任命し、取引の命令に関する事務をつかさどらせるものとする。

(出納専門役)

第9条 理事長は、職員のうちから出納専門役1人を任命し、出納命令役の命令に基づく取引の遂行、第20条第一号及び第二号に掲げる資産の出納保管及び帳簿その他の証拠書類の保存に関する事務をつかさどらせるものとする。

- 2 理事長は、必要があるときは、職員のうちから出納専門役の補助者を、その責任を明らかにして命ずることができる。

(指定資産管理者)

第10条 理事長は、研究所の資産のうち、第20条第四号に掲げる資産(以下「指定資産」という。)の維持・管理を図るため、指定資産管理者を任命し、その事務をつかさどらせるものとする。

- 2 指定資産の維持・管理に関してはこの規程に定めるところによるほか、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所指定資産管理規程(平成13年4月2日制定)の定めるところによる。

(物品管理者)

第11条 理事長は、研究所の資産のうち第20条第三号に掲げる動産(以下「物品」という。)の適正かつ効率的な供用その他良好な管理を図るため物品管理者を任命し、その事務をつかさどらせるものとする。

- 2 物品の管理に関しては、この規程の定めるところによるほか、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所物品管理規程(平成13年4月2日制定)の定めるところによる。

(代理)

第12条 理事長は、必要と認める場合には、職員のうちから出納命令役、出納専門役、指定資産管理者、物品管理者の代理を命ずることができる。

(会計職員として指定する職)

第13条 第7条から第12条に規定する会計職員に関し、その指定する職、事務の範囲について

ては、別に定める。

(会計職員の兼職の禁止)

第14条 出納命令役(出納命令役代理を含む。以下同じ。)は、出納専門役(出納専門役代理を含む。以下同じ。)を相兼ねることはできない。

第3章 資産管理

(資産管理責任)

第15条 第2章に規定する会計職員は、研究所の資産の管理並びに業務の経理について善良な管理者の注意を払わなければならない。

- 2 前項に規定する職員が、故意又は重大な過失により、研究所に損害を与えたとき、又は善良なる管理者の注意を怠り、その保管に係る資産を亡失し又は損傷したときは、弁償の責に任ずるものとする。
- 3 第1項に規定する以外の役員及び職員が、故意又は重大な過失により、資産を亡失し又は損傷しその他研究所に損害を与えたときは、弁償の責に任ずるものとする。

(資産の価額)

第16条 資産の価額は原則として当該資産の取得価額によるものとする。

- 2 無償で取得した資産については、公正な評価額をもって取得価額とする。
- 3 政府から現物出資として受け入れた固定資産については、個別法附則第5条第3項に規定する評価額を取得価額とする。
- 4 たな卸資産については、原則として購入代価に、先入先出法を適用して算定した取得価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得価額より下落した場合には時価によるものとする。

(固定資産の計上基準)

第17条 研究所が、所有し、かつ加工や売却を予定していない財貨のうち、耐用年数が1年以上で、1個又は1組の取得価額が50万円以上の財貨は、貸借対照表上固定資産として計上する。

- 2 前項の規定により、一旦固定資産として計上した資産については、償却完了後においても当該資産が除却されるまでの間は、残存価額により貸借対照表に計上しなければならない。
- 3 非償却資産については、金額にかかわらず固定資産に計上しなければならない。

(建設仮勘定)

第18条 有形固定資産の建設又は製作の目的をもってする支出は、建設仮勘定により整理するものとする。

- 2 前項の規定により整理した支出は、当該固定資産が使用開始の状態に至ったときは、遅滞なく該当科目に振替えなければならない。

(資本的支出)

第19条 固定資産の取得後に行われる改良又は修繕に係わる支出で、当該固定資産の価値を高めるもの、又は耐用年数を延長させるものについては、資本的支出として固定資産の価額に算

入する。

(資産の保管)

第20条 資産の保管は次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 現金（小切手を含む。）、預金若しくは貯金の通帳又は信託証書、預り証書その他これらに準ずる証書は、嚴重な鍵のかかる容器に保管しなければならない。
- 二 国債その他文部科学大臣の指定する有価証券は、銀行、信託会社又は証券会社に保護預けをしなければならない。
- 三 前各号に掲げる動産及び次号に掲げる動産以外の動産の保管は別に定めるところによる。
- 四 土地及びその定着物、建物（建物附属設備を含む）、構築物、特許権、借地権、著作権、その他これらに準ずる権利に関する維持管理については別に定めるところによる。

(資産の処分等の制限)

第21条 研究所は、省令で定める研究所の権利に係る土地並びに施設及び設備を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 ただし、中期計画に定めた場合であつて、その計画に従つて当該財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

(資産の貸付け及び譲渡)

第22条 研究所は、その保有する資産を正当な対価なく貸付け又は譲渡してはならない。この場合賃貸料は前納させなければならない。ただし国若しくは地方公共団体に貸付ける場合又は賃貸期間が6ヶ月以上にわたる場合には定期的に納付させることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に研究所の業務の遂行に必要があると認めるときは、理事長の承認を得て無償で貸し付け又は譲渡することができる。

(固定資産の売却、除却、交換、譲渡、改築等)

第23条 固定資産の売却、除却、交換、譲渡、改築等の手続きについては、別に定めるところによる。

- 2 固定資産は、次の場合に除却することができる。
 - 一 災害又は盗難等により滅失したとき。
 - 二 著しく減耗し、使用に耐えないとき。
 - 三 陳腐化しあるいは不適用化して使用を停止したとき。
 - 四 譲渡するとき。

(有形固定資産の減価償却)

第24条 有形固定資産のうち償却資産については、毎事業年度末において、資産の種類ごとに定額法により減価償却をしなければならない。

- 2 前項の規定により減価償却する場合における耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定めるところによる。ただし資産の使用状況、環境の変化等により実態とかけ離れたものであるときは耐用年数を変更することができる。
- 3 耐用年数が変更されたときは、軽微な場合を除き、変更の旨、変更の内容及び財務諸表に及ぼす影響について財務諸表に注記しなければならない。

(無形固定資産の減価償却)

第25条 無形固定資産は、毎事業年度末において、当該資産の取得のために支出した金額を基礎とし、残存価格を零として、当該資産の有効期間、期間の定めがないものは理事長が別に定める期間により定額法によって減価償却しなければならない。

(事故報告)

第26条 第8条から第12条に規定する会計職員は、その保管に係る資産又は帳簿を亡失したときは遅滞なくその事実を調査し理事長に報告しなければならない。

第4章 予算

(予算実施計画の作成)

第27条 理事長は、毎事業年度前に通則法第31条第1に規定する年度計画に基づいて、別に定める予算実施計画を作成するものとする。

(予算の執行)

第28条 研究所は、年度計画に基づいて、業務の合理的かつ適正な予算の執行を図るものとする。

第5章 取引及び出納

(取引金融機関の指定等)

第29条 理事長は、取引金融機関を指定しなければならない。

(登録印鑑)

第30条 取引金融機関に登録する印鑑は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所公印規程(平成13年4月2日制定)第3条に規定する銀行取引印としなければならない。

(余裕金の運用)

第31条 理事長は、余裕金の運用に当たっては、通則法第47条に規定する方法により業務の執行に支障のない範囲内でこれを効率的に行うものとする。

(取引命令)

第32条 取引は、すべて、出納命令役の命ずるところにより出納専門役が行うものとする。ただし、出納命令役の不在その他の事故のある場合において、法令又は契約書の定めるところにより収納または支払をしなければならないとき、その他緊急止むを得ない理由があるときは、出納専門役は、出納命令役の命令によらないで収納又は支払をすることができる。

2 出納専門役は、前項ただし書の規定により収納又は支払をしたときは、その理由を明らかにして、遅滞なく出納命令役に報告しなければならない。

(手形等による取引の制限)

第33条 出納専門役及びその補助者は、手形その他の商業証券(研究所が振出す小切手を除く。)をもって取引をしてはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、他人が振り

出した手形その他商業証券で確実なものを、担保として受領するときは、この限りでない。

(預金の払戻命令)

第34条 出納命令役は、預金を現金によって払い戻すことを命ずることができない。ただし、第29条に規定する第29条に規定する指定取引金融機関の預金口座相互間に資金を異動する場合、及び第45条に規定する口座振込みによる支払いをする場合においてはこの限りでない。

(出納の締切)

第35条 出納命令役は、毎月の出納締切時刻を定めておかなければならない。

2 出納専門役は、出納締切時刻後速やかに帳簿と現金(小切手その他現金に準ずるものを含む。以下「現金等」という。)の在高とを照合しなければならない。

(伝票)

第36条 取引は、すべて、別に定める伝票によって処理しなければならない。

2 伝票は、収入伝票、支出伝票、振替伝票とする。

(帳簿)

第37条 出納専門役は、別に定める仕訳日記帳、総勘定元帳及び補助簿を備え、すべての取引を記入しなければならない。ただし仕訳日記帳は、前条に規定する伝票をもってこれに代えることができる。

2 補助簿は、現金出納簿、その他必要と認める帳簿とする。

3 帳簿の記録・保存については、電子媒体によることができる。

(予算差引簿)

第38条 出納専門役は、前条で規定する複式簿記による帳簿の他、予算差引簿を備えなければならない。

(照合の責任)

第39条 出納専門役は、毎月末日、元帳口座の金額について関係帳簿等と照合して記入の正確を確認し、その証として確認印を押印するものとする。

(収納手続)

第40条 出納専門役は、研究所の収入となるべき金額を収納しようとするときは、原則として、債務者に対して書面により債務の請求を行うものとする。

2 収納は現金の受入、銀行振込通知書等により確認するものとする。

3 収納を確認したときは、領収証書を納入者に交付し、当該取引に係る伝票に領収日付印及び認印を押し、当該取引を整理しなければならない。

4 収納金を領収したときは、現金領収の日又はその翌日において銀行に預け入れなければならない。ただし、領収金額が20万円に達するまでは、40日分までの金額を取りまとめて銀行に預け入れることができる。

(督促)

第41条 出納専門役は、納入期限までに払込みをしない債務者に対してその払込みを督促し収

入の確保を図らなければならない。

(支払手続)

第42条 出納専門役は、支払をする場合には、必ず債権者から領収証書を徴し、当該取引に係る伝票に支払日付印及び認印を押し、当該取引を整理しなければならない。

(支払方法)

第43条 出納専門役は、支払をしようとする場合には、支払を受ける者を受取人とする小切手を振り出して交付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、小切手による支払にかえ、現金をもって支払をすることができる。

- 一 研究所の役員及び職員に支払をするとき。
- 二 受取人が小切手による受領を拒んだとき。
- 三 常用の雑費の支払いで一件の取引金額が10万円を超えないとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、特に必要があり、あらかじめ理事長が承認したとき。

2 出納専門役は、前項の規定により現金をもって支払をするため預金の払戻しを受けようとするときは原則として自己を受取人とする小切手を振出すものとする。

3 第1項の現金は、収納した現金をもって充ててはならない。

(小切手事務の取扱)

第44条 小切手帳の保管及び小切手の作成は、出納専門役又はその補助者でなければ行うことができない。

2 小切手は、出納命令役が印を押しした当該取引に係る伝票に基づかなければ振り出すことができない。

3 小切手の振出年月日の記入及び押印は当該小切手を受取人に交付するときにしなければならない。

(口座振替の方法による支払)

第45条 出納専門役は、債権者の預金口座又は貯金口座への振込みの方法により支払をする場合は、第43条の規定にかかわらず、必要な資金を取引金融機関に交付して、当該金融機関に支払をさせることができる。

2 出納専門役は、前項の規定により必要な資金を金融機関に交付した場合には、その旨を支払を受ける者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により支払をしたときは、第42条に規定する領収証書は、取引金融機関の発行する領収証書等をもって支払の相手方の領収証書にかえることができる。

(前払)

第46条 出納専門役は、次の各号に掲げる経費を除くほか、前払をすることができない。

一 外国から購入する物品の代価（購入契約に係る物品を当該契約の相手方が外国から直接購入しなければならない場合におけるこれらの物の代価を含む。）

二 定期刊行物の代価及び日本放送協会に対して支払う受信料

三 土地、建物その他の財産の賃借料及び保険料

四 運賃

五 研究又は調査の受託者に支払う経費

- 六 諸謝金
- 七 電話、電気、ガス及び水道料金
- 八 官公署に対して支払う経費
- 九 負担金
- 十 工事請負契約における代価
- 十一 その他特に必要があり、あらかじめ理事長が承認した経費

(概算払)

第47条 出納専門役は、次に掲げる経費を除くほか、概算払をすることができない。

- 一 旅費
- 二 外国人招聘時における滞在費
- 三 官公署に対して支払う経費
- 四 負担金
- 五 その他特に必要があり、あらかじめ理事長が承認した経費

(立替払)

第48条 有料道路の通行料、テキスト代等軽微なもの、又は通常立替払しなければ研究等の業務に支障を生じる場合において、経費の立替払を行おうとするときは、出納専門役の承認を得てこれを行うことができる。

(部分払)

第49条 契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物品の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあってはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあってはその既納部分に対する代価を超えることができない。ただし性質上可分の工事又は製造その他についての請負契約に係る完済部分にあっては、その代価の金額まで支払うことができる。

(寄附金)

第50条 理事長は、寄附金の申請があった場合において、その内容が適当であると認めるときは、寄附金として受け入れることができる。

第6章 契約

(契約の方式)

第51条 契約担当役等は、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合においては、第52条及び第53条に規定する場合を除き、不特定多数のものに申込みをさせることにより競争入札(以下「一般競争」という。)に付し、申込みに係る者のうち研究所にとって最も有利な条件をもって申込みをした者と契約しなければならない。

(指名競争)

第52条 契約担当役等は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は指名競争に付することができる。

- 一 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合
 - 二 一般競争に付することが不利と認められる場合
 - 三 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
 - 四 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。
 - 五 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき。
 - 六 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき。
 - 七 予定賃貸料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。
 - 八 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。
- 2 指名競争に付そうとするときは、なるべく5人以上の入札者を指名しなければならない。
- 3 第1項第四号、第六号及び第八号の財産の範囲については、別に定める。

(随意契約)

第53条 契約担当役等は、第51条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は随意契約によることができる。

- 一 契約の性質又は目的が競争を許さないときで、かつ、次の場合によるとき。
 - ア 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるものであるとき。
 - イ 契約上特殊の物品又は特別の目的があるため買入先が特定され、又は特殊の技術を必要とするとき。
 - ウ 契約の目的が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであるとき。
 - エ 契約の目的物件等が特定の者からでなければ調達することができないものであるとき。
 - オ 競争に付すると、法人において特に必要とする物件を得ることができないとき。
 - 二 緊急の必要により競争に付することができないとき。
 - 三 競争に付することが不利と認められるとき。
 - 四 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
 - 五 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
 - 六 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
 - 七 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
 - 八 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
 - 九 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。
 - 十 運送又は保管をさせるとき。
 - 十一 国、地方公共団体その他の公法人と契約するとき。
 - 十二 外国で契約するとき。
 - 十三 競争に付しても入札者がいないとき、若しくは再度の入札に付しても落札者がいないとき。
 - 十四 落札者が契約を結ばないとき。
- 2 前項第1項第五号、第七号及び第九号の財産の範囲については、別に定める。
- 3 第1項第十三号に規定する随意契約においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 4 第1項第十四号に規定する随意契約においては、その落札金額の制限内であること、及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(入札保証金)

- 第54条 契約担当役等は、競争に付そうとするときは、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積る契約金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。ただし、入札に参加するものが資力信用があり、経営状態が良く、受注能力等があり落札した後に契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるときは、その納付を免除することができる。
- 2 前項の保証金の納付は、確実な担保の提供をもってこれに代えることができる。

(入札に関する事項)

- 第55条 競争入札に付そうとする場合の競争に参加する者に必要な資格、入札の公告、入札説明書及びその他競争入札に必要な事項については別に定めるところによる。

(予定価格の作成)

- 第56条 契約担当役等は、契約をする場合には、あらかじめ契約をしようとする事項の仕様書、設計書等によってその予定価格を書面により作成しなければならない。ただし次に掲げる場合は予定価格調書の作成を省略することができる。
- 一 法令に基づいて取引価格が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるものに係る随意契約
 - 二 予定価格が100万円を超えない随意契約で契約担当役等が予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略しても支障がないと認められるもの

(落札の方式)

- 第57条 契約担当役等は、競争に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし支払の原因となる契約について、相手方となるべき者の申込価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。
- 2 契約担当役等は、交換契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格その他の条件が研究所にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。
- 3 第1項又は第2項に規定するところによる場合は、入札公告又は入札説明書において明記のうえ申込みをさせなければならない。

(契約書の作成)

- 第58条 契約担当役等は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成し、契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければならない。ただし、次に掲げる事項に該当する場合においては、これを省略することができる。
- 一 契約金額が150万円を超えないものをするとき。
 - 二 せり売りに付するとき。
 - 三 物件を売り払う場合において、買請人が代金を即納してその物件を引取るとき。
 - 四 第1号に規定するもの以外の随意契約について、契約担当役等が契約書を作成する必要が

ないと認めるとき。

- 2 契約担当役等は、第1項の規定により契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

(契約保証金)

- 第59条 契約担当役等は、研究所と契約を結ぶ者をして、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に研究所を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、前条第1項第一号から第三号に該当する場合、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。
- 2 前項の保証金の納付は、確実な担保の提供をもってこれに代えることができる。

(監督)

- 第60条 契約担当役等は、契約を締結した場合において、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するために必要な監督をしなければならない。

(検査)

- 第61条 契約担当役等は、自ら又は補助者に命じて、契約の履行完了についての検査をしなければならない。

(監督及び検査の委託)

- 第62条 契約担当役等は、特に必要があると認めるときは、監督及び検査を研究所の職員以外の者に委託して行わせることができる。

(兼職の禁止)

- 第63条 契約担当役等から検査を命ぜられた補助者及び前条の規定により検査を委託された者は、契約担当役等から監督を命ぜられた補助者及び前条の規定により監督を委託された者の職務と兼ねることができない。

(検査調書の作成)

- 第64条 第61条及び第62条に規定する検査を行った者は、検査を完了した場合においては、別に定める場合を除き検査調書を作成しなければならない。
- 2 前項の規定により検査調書を作成する場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払いをすることができない。

第7章 決算

(月次報告)

- 第65条 出納専門役は、毎月末に合計残高試算表を作成し、出納命令役の証明を受けた後、理事長に提出しなければならない。

(年度末決算報告書の作成)

- 第66条 出納専門役は、毎事業年度末日において決算整理し、元帳を締め切り予算の区分に従

い決算報告書を作成しなければならない。

(財務諸表等の提出)

第67条 出納専門役は、第4条の規定により作成した財務諸表及び前条の決算報告書を、出納命令役の証明を受けた後、監事の監査を受け、その意見を付して、理事長に提出しなければならない。

(たな卸)

第68条 出納専門役は、毎事業年度末日（当該末日が休日に当たるときは、その翌日を当該末日とみなす。以下同じ。）において、たな卸資産のたな卸を行い、それに基づいて、たな卸資産の明細表を作成しなければならない。ただし重要性の乏しいものは全額費用処理することができる。

2 前項の規定によりたな卸しをする場合には、あらかじめ職員のうちから理事長の指名する者がこれに立ち会い、その者が確認の証として、たな卸表に記名捺印しなければならない。

(決算整理)

第69条 減価償却等の決算整理については、別に定めるところによる。

第8章 監査

(監査)

第70条 監査室は、研究所の業務及び財産の執行に関する業務を行うため、毎年度又は必要と認めるときは、内部監査を行うものとする。

第9章 雑則

(関係書類の保存)

第71条 研究所の会計に関する財務諸表、帳簿及び伝票等の関係書類の保存期間は別に定める。

(その他)

第72条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年2月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。ただし、改正後の第5条の規程は、平成23年度の経理から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則

平成13年4月2日
制 定

平成15年2月14日改正
平成16年3月31日改正
平成18年4月1日改正
平成18年10月1日改正
平成19年2月1日改正
平成19年3月30日改正
平成20年2月29日改正
平成20年7月30日改正
平成20年12月1日改正
平成21年3月31日改正
平成21年11月1日改正
平成22年3月31日改正
平成23年4月1日改正
平成24年3月30日改正
平成25年3月29日改正
平成27年4月1日改正

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 会計職員（第3条～第7条）
- 第3章 資産保管金庫の管守（第8条～第11条）
- 第4章 予算（第12条）
- 第5章 取引及び出納（第13条～第22条）
- 第6章 寄附金（第23条～第27条）
- 第7章 契約
 - 第1節 総則（第28条～第30条）
 - 第2節 競争参加者の資格（第31条～第34条）
 - 第3節 公告及び競争（第35条～第52条）
 - 第4節 落札者の決定（第53条～第56条）
 - 第5節 随意契約（第57条・第58条）
 - 第6節 契約の締結（第59条～第66条）
 - 第7節 監督及び検査（第67条～第71条）
 - 第8節 代価の納入及び支払（第72条～第77条）
 - 第9節 物品の機種選定（第78条～第82条）
 - 第10節 仕様の策定（第83条～第85条）
 - 第11節 技術審査（第86条～第88条）
- 第8章 決算（第89条～第92条）
- 第9章 監査（第93条）
- 第10章 雑則（第94条・第95条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程（平成13年4月2日制定。以下「会計規程」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(収入支出の年度所属区分)

第2条 会計規程第6条に規定する「その原因となる事実の発生した日を決定し難い場合」は、次の日を基準として年度所属を区分する。

- 一 電話料、後納郵便料、電気料、ガス料及び水道料について、その利用期間が明らかでない場合には、その支払の請求のあった日の属する年度とする。
- 二 前号に該当しないもので、事業年度末をもって債権、債務の額の確定が困難なものについては、支払をした日の属する年度又は収納した日の属する年度とする。

第2章 会計職員

(契約担当役代理)

第3条 会計規程第7条第3項の規定により契約事務を代理させることができるのは、理事長に事故がある場合に限るものとし、契約担当役代理として指定する職は理事とする。

(会計職員及び代理)

第4条 会計規程第8条から第11条に規定する会計職員及び同規程第12条に規定する会計職員の代理に関する事務を別表第1から第4に定めるとおり任命し又は代理させる。

(契約担当役の補助者)

第5条 会計規程第7条第4項の規定により契約担当役補助者を別表第5に定めるとおり任命する。

(出納専門役の補助者)

第6条 会計規程第9条第2項の規定により出納専門役の補助者に関する事務を別表6に定めるとおり任命する。

(事務引継ぎ)

第7条 会計職員の事務を担当する者が交替したときは、前任者は速やかに、後任者に事務の引継ぎを行わなければならない。

- 2 前項の事務の引継ぎを行う場合には、前任者異動の前日をもって帳簿を締切り、引継ぐべき帳簿及び関係書類の名称、件数、引継日その他必要な事項を記載した引継書を2部作成し、後任者とともに記名捺印し、うち、1部を当該引継物件に添えて後任者に引継ぐものとする。ただし、前任者に事故があって引継ぎの事務ができないときは、後任者のみで引継ぎの事務を行うことができる。

- 3 出納専門役は前項の規定によるほか、帳簿の締切りをした日における現金・預金残高調書、

有価証券残高調書、取引金融機関の預金現在高証明書及び金融機関又は証券会社の有価証券残高証明書を引継書に添付し、帳簿との照合・確認をしたときは、それぞれの末尾余白に引継年月日を記入し、記名捺印しなければならない。

4 事務の引継ぎを終ったときは、後任者は事務引継ぎ報告書を理事長に提出しなければならない。

第3章 資産保管金庫の管守

(金庫の管守)

第8条 会計規程第20条に規定する、嚴重な鍵のかかる容器（以下「金庫」という。）を、安全かつ確実に管守するために、金庫の管守を行うべき者（以下「管守責任者」という。）及び管守責任者に事故ある場合の管守責任者代理について、別表7のとおり定める。

2 管守責任者（代理を含む。以下同じ。）は金庫の内部を整理、整頓し、常に安全確実に、善良な管理者の注意をもって管守しなければならない。

(鍵の保管)

第9条 金庫の鍵は、管守責任者が保管し、開閉は管守責任者が自ら行わなければならない。

(交替時の引継ぎ)

第10条 管守責任者が交替するときは、前任管守責任者はその保管に係る金庫の鍵・記号等を、後任の管守責任者に引き継ぐものとする。

(事故発見時の措置)

第11条 管守責任者は、その管守に係る金庫又は金庫に保管中のものに異常又は事故あることを発見したときは、現状をそのままに維持して直ちに出納命令役を経由して理事長に報告し、その指示に従わなければならない。

第4章 予算

(実行予算の配分)

第12条 出納専門役は、毎事業年度当初に、当該年度の実行予算配分基準案及び配分案を作成し、出納命令役の意見を添えて理事長の承認を受けなければならない。

2 前項の実行予算配分案の作成に当たっては、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条に規定する各事業年度に係る業務の実績に関する評価等を踏まえたものとする。

第5章 取引及び出納

(預金口座)

第13条 金融機関との取引を開始又は廃止しようとするときは、その事由並びに金融機関店名、口座種別及び口座名義を明記して、理事長の決裁を受けなければならない。

(残高照合)

第14条 出納専門役は、現金現在高について毎日出納を終了したときに現金出納簿の残高と照

合し、また預金現在高については、毎年度末に取引金融機関から預金残高証明書等を徴するなどして、元帳の残高と照合しなければならない。

- 2 前項の預金現在高の照合に当たって不突合があるときは、その理由及び金額等を明らかにしなければならない。

(支払方法)

- 第15条 出納専門役は、法令・契約等に定めのある場合を除き、特定の日を支払日と定めることができる。

(小切手の振出)

- 第16条 出納専門役は、小切手で支払を行うときは取引金融機関の当座預金残高を調査のうえ、次の各号に掲げるところにより、預金残高の範囲内で、当該小切手を振出して交付するものとする。

- 一 小切手は、原則として横線引きとすること。ただし、受領者が希望し、かつ、業務上支障がないと認められるときは、持参人払式とすることができる。

- 二 小切手帳は、1冊あて番号順に使用すること。

- 三 小切手の券面金額は、印字機を用いて、アラビア数字により表示すること。

- 四 小切手の券面額は訂正してはならないこと。

- 五 小切手の券面額以外の記載事項を訂正するには、その訂正を要する部分に＝線を引き、その上部又は右側に正書し、かつ、当該訂正箇所の上方の余白に訂正した旨、及び訂正した文字の数を記載して出納専門役の印を押さなければならないこと。

- 六 小切手の振出年月日の記載、押印及び切り離しは、当該小切手を受領者に交付するときに行うこと。

- 七 書損等により小切手を廃棄するときは、当該小切手に斜線を朱書したうえ「廃棄」と記載し、そのまま小切手帳に残しておくこと。

- 八 使用済小切手帳は一連番号を付して、5年間保存すること。

- 2 出納専門役は、使用小切手帳が不用になったときは、当該小切手帳の未使用用紙を速やかに取引金融機関に返還して領収証書を受け取り、原符とともに保存しておくものとする。

(期限経過後の小切手)

- 第17条 出納専門役は、振り出した小切手が振り出した日から起算して1年を経過後で未払のもの（以下「期限経過小切手」という。）があるときは、支払銀行に支払委託の取消しを依頼しなければならない。

- 2 出納専門役は、期限経過小切手について、その振出年月日、小切手番号、券面金額、受領者、支払銀行その他必要な事項を記載した書類を作成し、出納命令役へ通知しなければならない。

- 3 出納命令役は、前項の通知があったときは、預り金として整理しなければならない。

- 4 出納専門役は、期限経過小切手について当該小切手の受領者から小切手法（昭和8年法律第57号）第72条に定める利得償還の請求があったときは、次の各号に掲げる書類を提出させなければならない。

- 一 利得償還請求書

- 二 期限経過小切手

- 三 その他必要な書類

(事故小切手の処理)

第18条 出納専門役は、振り出した小切手について紛失、盗難等のため小切手の受領者から支払停止手続の要請があったときは、直ちに支払銀行に対して支払の停止を依頼しなければならない。

2 出納専門役は、事故小切手についてその振出年月日、小切手番号、受領者、支払銀行その他必要な事項を記載した書類を作成し、出納命令役に通知しなければならない。

3 出納命令役は、前項の通知があったときは、前条第3項の規定に準じて処理するものとする。

4 出納専門役は、第1項の支払停止手続の要請があったときは、速やかに小切手の受領者に事故届及び当該事故について警察署に届け出たことを証する書類を提出させなければならない。

5 出納専門役は、事故小切手について、当該事故小切手の受領者から利得償還の請求があったときは、次の各号に掲げる書類を提出させなければならない。

- 一 利得償還請求書
- 二 除権判決の正本
- 三 その他必要な書類

(利得の償還)

第19条 出納命令役は、利得償還を行うときは、期限経過小切手及び事故小切手の振出しが前事業年度以前の支出に係るものは、当該事業年度の支出金の支出として整理するものとする。

(証拠書)

第20条 証拠書とは、伝票、契約書(請書)、請求書、領収証書、検収書その他取引の事実を立証するに足るものをいう。

(証拠書の取扱い)

第21条 証拠書の取扱いについては、特に次の事項に留意しなければならない。

- 一 領収証書の金額、摘要及び日付の確認を行うこと。
- 二 領収証書の住所、氏名及び印鑑を請求書と照合し確認を行うこと。ただし、受領者が外国人であるときは、受領者の署名をもって押印に代えることができる。
- 三 証拠書のコピーは、訂正しないこと。ただし、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所旅費規程(平成13年4月2日制定)第5条別紙様式の旅行命令・依頼書及び同規程第12条別紙旅費計算・精算書については、同条第5項の規定により訂正できるものとする。また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所交通費支給基準(平成13年4月2日制定)第5条別紙様式交通費命令簿及び交通費請求書についても、同基準第5条第2項により訂正できるものとする。
- 四 伝票は、契約書、請求書、その他の関係書類に基づいて作成し、勘定科目、金額その他取引の内容を明らかにした事項及び予算科目を明瞭に記載のうえ、合計欄の金額の頭にその国の通貨の呼称単位を記入すること。
- 五 証拠書は原本に限ること。ただし、原本によりがたいときは、証明責任者が原本と相違ない旨を証明した謄本をとってこれにかえることができる。
- 六 外国文で記載した証拠書及びその付属書類には訳文を添付すること。
- 七 外国通貨を基礎とし、又は外国通貨で収支したものは、換算に関する書類を証拠書に添付すること。

2 伝票の誤記を訂正するときは、次の各号に掲げるところによる。

- 一 決裁済の勘定科目及び勘定科目相互間の金額の訂正は、振替伝票を発行して行うものとし、摘要欄に訂正の理由、訂正すべき伝票の日付及び番号等を記載しなければならない。
- 二 前号以外の記載事項の訂正を行うときは、＝線もって抹消し、作成者が押印をした上、その上方に正当な字句又は数字を記載しなければならない。

(証拠書の保管)

第22条 証拠書は、日付順、番号順に編さんして出納専門役が保管しなければならない。ただし、別に指定するものについては、この限りでない。

第6章 寄附金

(寄附金の受入)

第23条 理事長は、次に掲げる寄附金については、これを受け入れるものとする。

- 一 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）の中期計画に定める業務に要する経費
 - 二 その他特別支援教育の振興を図ることに要する経費
- 2 理事長は、寄附金を受け入れようとする場合には、別紙第1号様式による寄附申出書により、その申し出でを受けるものとする。
- 3 理事長は、前項の申出について適当であると認めるときは、別紙第2号様式による寄附受入書を、当該申出者に送付するものとする。

(寄附金受入の制限)

第24条 理事長は、次に掲げる条件が付されているものは、受け入れることができない。

- 一 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- 二 寄附金による研究の結果得られた特許権、実用新案権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- 三 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- 四 その他、理事長が特に支障があると認める条件。

(研究助成金等)

第25条 研究関係公益法人等から研究所の研究者個人に助成金等が供与された場合、助成等の趣旨が当該研究者の職務上の教育、研究を援助しようとするものであれば、原則として当該研究者が改めて研究所に用途特定寄附金として寄附するものとする。

(寄附金の用途及びその変更)

第26条 寄附金は、寄附の目的に従い使用しなければならない。ただし、寄附目的が達せられ、その残額が1千円未満の少額である場合には、第23条に規定する他の目的に使用することができる。

(寄附金の経理)

第27条 寄附金の経理は、この細則に定めるもののほか、会計規程、その他研究所の関係規程により、適切に経理しなければならない。

- 2 寄附金は、寄附金別受払簿を備え、寄附金毎に所要の事項を記載して整理しなければならない

い。

第7章 契約

第1節 総則

(WTO 政府調達協定)

第28条 産品及びサービスの調達に際しては、WTO 政府調達の協定の手続に則って行うものとする。

2 前項の協定に基づく義務を確保するために、同協定に適合した実施基準を別に定める。

第29条 研究所の契約に関しては、会計規程及びこの細則に定めるところに抵触しない限りにおいて、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令第22号）を準用するものとする。

(契約伺の作成)

第30条 会計規程第51条又は第52条により競争契約に付そうとするとき、又は契約書の作成を省略しないで契約を締結する場合には、入札伺・契約伺（別紙第3号様式）を作成し契約担当役の承認を得るものとする。

第2節 競争参加者の資格

(競争に参加させることができない者)

第31条 契約担当役及び契約担当役代理（以下「契約担当役等」という。）は、売買、賃借、請負その他の契約につき会計規程第51条及び第52条に規定する競争に付するときは特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 前項に規定する特別の理由がある場合とは、被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合、又は特に軽微な契約（民法（明治29年法律第89号）第9条ただし書きに規定する行為）である場合とする。

(競争に参加させないことができる者)

第32条 契約担当役等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用者として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。

六 この項（この号を除く）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約

- の締結又は、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当役等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

(競争参加者の資格)

- 第33条 契約担当役等は、契約の種類ごとに、その金額に応じて、会計規程第51条に規程する一般競争及び同規程第52条に規定する指名競争に参加する者に必要な資格を定めることができる。
- 2 契約担当役等は、前項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期に又は随時に、一般競争又は指名競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。
- 3 契約担当役等は、第1項の規定により資格を定めた場合においては、その資格を有する者の名簿を作成するものとする。

(指名の基準)

- 第34条 契約担当役等が、前条に規定する有資格者のうちから競争に参加する者を指名する場合の基準は、次の各号に定めるところによる。
- 一 指名に際し、著しい経営状況の悪化又は資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ契約の履行がなされない恐れがないと認められる者であること。
- 二 当該指名競争に付する契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定により官公署等の許可又は認可等を必要とするものにあつては、当該許可又は認可等を受けている者であること。
- 三 特殊な工事等の契約を指名競争に付する場合において、その工事等の施行又は供給の実績がある者に行わせる必要があるときは、当該実績を有する者であること。
- 四 指名競争に付する工事等の履行期限又は履行場所等により当該工事等に原材料、労務、その他を容易に調達して施行しうる者に行わせること又は一定地域にある者のみを対象として競争に付することが契約上有利と認める場合において、当該調達をして施行することが可能な者又は当該一定地域にある者であること。
- 五 工事等の契約について、その性質上特殊な技術、機械器具又は生産設備等を有する者に行わせる必要がある場合においては当該技術、機械器具又は生産設備等を有する者であること。
- 六 輸入に係る物品の購入契約において当該物品等に関する外国の製造会社又は販売会社から販売権を得ている者又は当該取引が可能な者であること。

第3節 公告及び競争

(入札の公告)

- 第35条 契約担当役等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも20日前に掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

(入札について公告する事項)

- 第36条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 競争入札に付する事項

- 二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- 三 入札説明日時及び契約条項を示す場所
- 四 競争執行の場所及び日時
- 五 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- 六 入札の無効に関する事項
- 七 契約書の作成の要否
- 八 その他必要と認める事項

(入札の無効)

第37条 契約担当役等は、第35条の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

(指名競争参加者への指名通知)

第38条 契約担当役等は、指名競争に付するときは、第36条第一号及び第三号から第八号までに掲げる事項をその指名する者に書面をもって通知しなければならない。

2 前条の規定は、前項の指名通知の場合に準用するものとする。

(入札説明書)

第39条 契約担当役等は、入札の方法により競争に付そうとするときは、次に掲げる事項を記載した入札説明書を作成し競争に参加する者に対して交付するものとする。

- 一 契約担当役等名
- 二 調達件名
- 三 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- 四 競争参加資格に関する事項
- 五 会計規程第57条に規定する事項
- 六 第40条、第43条から第45条、第48条から第54条に規定する事項に関すること。
- 七 その他契約担当役等が必要と認める事項

2 前項の入札説明書には、仕様書、図面、契約書(案)、入札書(別紙第4号様式)、委任状の書式例、その他必要と認めるものを添付するものとする。

(入札説明会等)

第40条 入札公告、指名通知及び入札説明書等で示した契約の内容、入札条件等で書面に記載することが難しい事項、錯誤の生じるおそれのある事項等について、補足説明をする必要があると認める場合には、入札説明会若しくは現場説明会を開催することができる。

2 契約担当役等は、建設工事の場合において、現場説明会に参加しない者については、適正な契約の履行を確保するため入札に参加させないことができる。

(入札前の確認等)

第41条 契約担当役等は、入札を執行するに当たり、事前に、次に掲げる事項を確認しなければならない。

- 一 競争参加者の資格の有無
- 二 代理人による入札のときは、委任状を提出させ代理の事実を確認する。

三 入札保証金の納付又は代納担保の提供を条件としているときは、これを証する保管書又は受領書

(入札の執行)

第42条 契約担当役等は、競争入札を執行しようとする場合は、競争参加者又はその代理人(以下「競争参加者等」という。)より別紙様式4による入札書を提出させなければならない。

(入札書の引き換え等の禁止)

第43条 入札を行う場合において、競争参加者等をして、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをさせてはならない。

(入札書の訂正)

第44条 契約担当役等は、あらかじめ入札説明書において、競争参加者等に、入札書に記載する事項を訂正する場合には、当該訂正部分について競争参加者等が押印しておかなければならないことを周知させておかなければならない。

(代理人による入札)

第45条 契約担当役等は、代理人が入札するときは、あらかじめ競争参加者等から代理委任状を提出させなければならない。

(予定価格調書)

第46条 会計規程第56条に規定する予定価格調書は、封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければならない。

2 予定価格は、公共工事に係るもの以外は契約の相手方が決定した後においても原則として公表しない。

(予定価格の決定)

第47条 予定価格は競争に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価をもってその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(開札)

第48条 契約担当役等は、公告に示した競争執行の場所及び日時に、競争参加者等を立ち会わせて開札しなければならない。この場合において、競争参加者等が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

(入札場の入退場の制限)

第49条 契約担当役等は、競争参加者等、入札執行事務に関係ある職員(以下「入札関係職員」という。)及び前条に規定する立会い職員以外の者を、入札場に入場させてはならない。

2 契約担当役等は、入札開始時刻以後においては、競争参加者等を入札場に入場させてはならない。

3 契約担当役等は、特にやむを得ないと認められる事情がある場合のほか、いったん入場した者の退場を許してはならない。

(入札の取り止め等)

第50条 契約担当役等は、競争参加者等が相連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが認められないときは、当該競争参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(無効の入札書)

第51条 契約担当役等は、次の各号のいずれかに該当する入札書は、これを無効なものとして処理しなければならない。

- 一 入札公告及び入札説明書に示した競争に参加する資格のない者の提出した入札書
- 二 調達件名及び入札金額のないもの
- 三 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
- 四 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- 五 調達件名に重大な誤りがあるもの
- 六 入札金額の記載が不明確のもの
- 七 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していないもの
- 八 入札公告及び入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- 九 その他入札に関する条件に違反した入札書

(再度入札)

第52条 契約担当役等は、開札をした場合において、競争参加者等の入札のうち予定価格の範囲内での入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

第4節 落札者の決定等

(落札者の決定)

第53条 契約担当役等は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該競争参加者等にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(最低価格の入札者の調査)

第54条 予定価格が1,000万円以上の工事契約については、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、契約担当役が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額を下回る入札価格であった場合は、落札決定を留保し、その者により当該契約の内容に適合した履行が

なされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。

(入札保証金の処理)

第55条 入札保証金は落札者が決定した後に納付者に返還しなければならない。ただし落札者の納付に係るものは契約締結後に返還するものとする。

2 落札者の納付に係る入札保証金は、前項の規定にかかわらず、その者の申出によりこれを契約保証金に充てることができる。

3 落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約を結ばないときは研究所に帰属させるものとし、契約担当役等は、その旨を公告等をもってあらかじめ定めておかななければならない。

(再度公告入札の公告期間)

第56条 契約担当役等は、競争参加者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第35条を準用するものとする。

第5節 随意契約

(分割契約)

第57条 契約担当役等は、会計規程第53条第1項第十三号及び第十四号に定めるところにより随意契約によろうとする場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約をすることができる。

(見積書の徴取)

第58条 契約担当役等は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

第6節 契約の締結

(契約書の記載事項)

第59条 会計規程第58条に規定する契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- 一 契約履行の場所
- 二 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- 三 再委託の禁止
- 四 監督及び検査
- 五 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 六 危険負担
- 七 かし担保責任
- 八 契約に関する紛争の解決方法
- 九 その他必要な事項

2 前項第三号に該当する契約は、随意契約による試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等の委託契約（予定価格が100万円を超えないものを除く）とし、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 委託契約の相手方が契約を履行するに当たって、委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止しなければならない。
 - 二 委託契約の相手方が再委託する必要がある場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、再委託を行う合理的理由、再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力、その他必要と認められる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うものとする。また、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承認を行うものとする。
 - 三 再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託契約の相手方に提出させることにより、委託契約に係る履行体制の把握に努めるものとする。また、委託契約の適正な確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求める等必要な措置を講じるものとする。
- 3 競争契約による再委託の措置については、契約締結後に契約の相手方が再委託しようとする場合には、事前に再委託の相手方等について書面により提出させ、審査及び承認を行うものとする。

(請書の記載事項)

第60条 会計規程第58条第2項に規定する請書は、別紙第5号様式によるものとする。

(請書等の徴収の省略)

第61条 会計規程第58条第2項に規定する「特に軽微な契約」とは、次の各号に定めるものとし、この契約に関しては請書等の徴収を省略することができる。ただし、契約担当役等が契約の適正な履行を確保するために、請書等の徴収が必要と判断するものについては、この限りではない。

- 一 物品供給契約
- 二 物品の単価契約又は継続的な履行を求める役務契約等、契約の相手方に継続的、反復的給付を求める契約で100万円を超えない契約

(契約保証金の処理)

第62条 契約保証金は、これを納付したものが契約上の義務を履行しないときは、研究所に帰属するものとする。

- 2 契約担当役等は、契約の相手方が契約を履行した後に契約保証金を返還するものとする。
- 3 会計規程第59条に規定する「その他必要がないと認められる場合」とは、次の各号に定めるものとする。
 - 一 契約締結時点で文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)の認定を受けている場合
 - 二 その他必要がないと認められる場合

(工事請負契約における契約保証金)

第63条 工事請負契約における契約保証金は、請負代金額が1,000万円以上の場合に納めさせるものとする。

- 2 会計規程第59条に規定する契約保証金に、1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り

上げるものとする。

(リース契約)

第64条 リース契約期間が、中期計画期間を超える場合には、中期計画において明らかにされていなければならない。

(複数年契約)

第65条 契約担当役等は、継続して行う財産の買入れ及びその他の契約について、経済性を総合的に考慮した上で安定的な履行の確保、コストなどを勘案し、必要に応じて契約期間が複数の年度にわたる契約をすることができる。

(契約内容の公表)

第66条 会計規程第51条に規定する一般競争及び会計規程第52条に規定する指名競争、又は、会計規程第53条第1項に規定する随意契約で契約金額が各号の基準額を超える契約については、契約書作成後、次に掲げる事項を研究所ホームページ上に掲載し公表するものとする。ただし、工事契約に係る公表については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及びこれに基づく政令等によるものとし、公表は文部科学省のインターネット公表システムを利用するものとする。

- 一 契約に係る工事・物品・役務等の名称及び数量
- 二 契約担当役の氏名及び履行場所
- 三 契約を締結した日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
- 五 契約金額
- 六 契約条項
- 七 会計規程第53条第1項第一号、第二号及び第三号に規定する随意契約の場合はその理由
- 八 その他必要な事項

第7節 監督及び検査

(監督職員の一般的職務)

第67条 契約担当役等、契約担当役等から監督を命ぜられた補助者又は監督を委託された者（以下「監督職員」という。）は、必要があるときは、工事製造その他についての請負契約に係る仕様書及び設計書に基き当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認しなければならない。

- 2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。
- 3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(監督職員の報告)

第68条 監督職員は、契約担当役等と緊密に連絡するとともに、契約担当役等の要求に基き又

は随時に、監督の実施についての報告をしなければならない。

(検査職員の一般的職務)

第69条 契約担当役等、契約担当役等から検査を命ぜられた補助者又は検査を委託された者(以下「検査職員」という。)は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基き、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 検査職員は請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基き、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

3 前項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うものとする。

4 検査職員は前項の検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載して契約担当役等に提出するものとする。

(検査の時期)

第70条 検査の時期は、契約担当役等が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から14日以内にしなければならない。

(検査調書の省略)

第71条 会計規程第64条に規定する検査調書の作成を省略できる場合は、請負契約又は物件の買入その他の契約に係る給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。)のための検査であって当該契約金額が200万円を超えない契約に係るものとする。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときはこの限りでない。

第8節 代価の納入及び支払

(代価の納入)

第72条 契約担当役等は物件を売却し、貸付又は使用させようとする場合において徴収すべき代価があるときは、当該物件の引き渡し前又は使用開始前にその代価を納入させることを約定しなければならない。ただしやむを得ない事情があるときは、相当の期間を定め分割して納入させることを約定することができる。

2 契約担当役等は契約の性質上前項の規定により難しいときは、物件の引渡し後又は使用開始後にその代価を納入させることを約定することができる。

(代価の支払)

第73条 契約担当役等は、検査を完了し、契約の適正な履行及び完了を確認した後に契約の相手方から適正な請求書を受領した日から40日以内に支払うものとする。

2 契約担当役等は契約の性質上前項の期間内に代価を支払うことが不相当と認められるときは、別に支払い期間を約定することができる。

(工事請負契約の前払金)

第74条 工事請負契約締結時にあらかじめ特約した場合における工事請負者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とし、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を契約担当役に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を工事請負代金前払金請求書により契約担当役に請求することができる。

2 前項の規定する前払金の特約ができるのは、請負代金額が300万円以上で、工期が3ヶ月以上の工事とする。

（中間前払金）

第75条 工事請負契約の代金額が1,000万円以上で、かつ、工期が150日以上の場合において、前条第1項の規定により前払金の支払を受けた工事請負者は、同項に定める保証契約を中間前払金について締結し、その保証証書を契約担当役に寄託して、請負代金額の10分の2以内の前払金の支払を工事請負代金前払金請求書により契約担当役に請求することができる。

2 中間前払金をする際の支払の条件は、次の各号に掲げる条件をすべて満たしていなければならない。

- 一 工期の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。
- 二 工事の進捗額が当該契約額の2分の1以上であること。

（工事請負契約の部分払基準）

第76条 工事請負契約において、部分払を特約する場合の回数の基準は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 請負代金額が1億円未満の場合は1回（前払金を除き、最終払いを含む。以下同じ。）
- 二 1億円以上3億円未満の場合は2回
- 三 3億円以上の場合は3回

（遅延利息）

第77条 研究所は、天災地変その他やむを得ない理由による場合を除き、前条の定めにより約定した支払期間を経過して代価を支払うときにおいては、その期間満了の翌日から支払をする日までの遅滞日数に応じ、その支払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）で定める割合で計算した金額を遅延利息として契約の相手方に支払わなければならない。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第9節 物品の機種選定

（機種選定委員会）

第78条 研究所において、購入又は賃借する物品（以下「物品」という。）に関し機種の選定を行う必要がある場合には、選定を適正に行うため、機種選定委員会を置くものとする。

2 機種選定委員会の委員は、理事長が委嘱する。

3 機種選定委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長は委員の互選により選出する。

- 4 委員長は委員会を招集し、議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が議長となる。
- 6 機種選定委員会の庶務は、財務課契約第一係が行う。

(委員会の構成)

第79条 機種選定委員会は、次に掲げる者で3名以上の委員をもって構成する。

- 一 研究所の各部（総務部にあつては各課。以下「各部等」という。）が共同で使用する物品を選定するときは、当該物品の使用者が所属する各部等の長のうち、理事長が指名する者、当該物品の使用者で、その所属する各部等の長の推薦により、理事長が指名する者及び使用者の属する各部等の長の推薦による者で、理事長が必要と認めた者で構成する。
- 二 各部等が主に単独で使用する物品を選定するときは、当該物品の使用者が属する各部等の長、当該物品の使用者及び各部等の長からの推薦による者で、理事長が必要と認めた者で構成する。

(委員会の任務)

第80条 委員会は、理事長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査検討し、物品の機種選定を行うものとする。

- 一 物品の仕様、規格及び性能等に関すること。
- 二 類似機器との比較に関すること。
- 三 研究及び事務目的と選定機種との関連に関すること。
- 四 その他必要と認める事項に関すること。

(機種選定の対象)

第81条 機種選定委員会の審議対象は、原則として価格が160万円以上の物品とする。ただし、価格が500万円未満の物品であつて、理事長が委員会に諮問する必要がないと認めた場合は、使用者を含む複数の機種選定者を委嘱し、機種の選定を行わせることができるものとする。

(報告)

第82条 機種選定委員会（前条ただし書きによる場合も含む。）は、物品の機種選定を終了したときは、直ちに機種選定報告書を理事長に提出するものとする。

第10節 仕様の策定

(仕様策定委員会)

第83条 研究所において、大型設備の調達及びシステムの開発（予定価格が1,000万円以上の設備の調達及びシステムの開発）を行う場合には、その都度、調達しようとする設備及びシステムの開発（以下「設備等」という。）の仕様の策定を行うための組織（以下「仕様策定委員会」という。）を設けるものとする。

- 2 仕様策定委員会の委員は、原則として5名以上の者とする。
- 3 理事長が必要と認めた場合は、他大学等の職員を委員に委嘱することができる。この場合においては、あらかじめ他大学等の長の同意を得るものとする。
- 4 仕様策定委員会の委員は、理事長が書面により委嘱するものとする。

- 5 仕様策定委員会に、委員の互選により委員長を置く。
- 6 委員長は、仕様策定委員会を招集し、議長となる。
- 7 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が議長となる。
- 8 仕様策定委員会の庶務は、財務課契約第一係が行う。

(仕様策定委員会の任務)

第84条 仕様策定委員会は、仕様の策定に当たり次に掲げる事項について、専門的観点から調査・検討するものとする。

- 一 設備等の機能及び性能に関すること。
- 二 設備等に関する関係資料等の収集に関すること。
- 三 その他仕様の策定に関し必要と認める事項

- 2 仕様策定委員会は、関係資料等の収集に当たって可能な限り多数の供給者から幅広く、かつ公平に行うものとする。
- 3 仕様内容は、研究上の必要性に配慮しつつも可能な限り必要最小限のものとし、競争性が確保されるような仕様を策定するものとする。
- 4 仕様策定委員会により策定された仕様内容原案は、可能な限り多数の供給者に対して、公平に説明会を開くなどにより説明を行い、供給者からの意見を聴取した上で仕様内容を決定するものとする。
- 5 仕様策定委員会は、仕様の策定過程において、研究上の必要性により機種が特定されることが想定される場合には、仕様内容の決定前に、理事長の承認を得るものとする。
- 6 仕様策定委員会は、開催の都度、審議内容についての議事要旨を作成するものとする。

(報告)

第85条 仕様策定委員会は、仕様を策定したときは、前条第6項の議事要旨を添付して理事長に報告するものとする。

第11節 技術審査

(技術審査職員)

第86条 契約担当役等は必要と認める場合には、仕様書により性能、機能、技術等を示して契約の申込みをさせる場合に当たり、その提案に係る仕様が、研究所の要求要件をすべて満たしているか否かの審査を行うため、第5条に規定する者以外の者を技術審査職員に命ずることができるものとする。この場合においては、処理すべき事務の範囲を明らかにした書面を交付するものとする。

- 2 前項の技術審査職員は、会計規程第7条第4項に規定する契約担当役等の補助者とする。
- 3 契約担当役等が必要と認めた場合は、他大学等の職員に技術審査職員の委任をすることができる。この場合においては、あらかじめ他大学等の長の同意を得るものとする。
- 4 技術審査を行う者は、第5条に規定する者及び技術審査職員のうち、複数の者とする。
- 5 技術審査を行う者は仕様策定委員を相兼ねることはできない。

(技術審査を行う者の任務)

第87条 技術審査に当たっては、応礼者の説明を十分に聴取して行うものとする。

- 2 技術審査を行う者は、提案仕様の一覧表及び技術審査結果を記録するための技術審査表を作

成するものとする。ただし、提案仕様の内容について容易に技術審査できる場合には、一覧表の作成及び技術審査表の作成を省略し、応札者の提出した回答表をもってかえることができるものとする。

- 3 技術審査を行う者は、技術審査の結果について報告書を作成し、前項の提案仕様の一覧表を添付の上、契約担当役等に報告するものとする。

(技術審査結果の通知)

第88条 契約担当役等は、技術審査の結果不合格となった応札者に対しては、理由を付した書面で通知するものとする。

第8章 決算

(減価償却費の処理)

第89条 施設費により償却固定資産を取得した場合には、当該固定資産の取得費に相当する額を、預り施設費から資本剰余金に振替えることとし、毎事業年度末に減価償却費を計上する際には、損益計算上の費用には計上せず、損益外減価償却累計額とし、資本剰余金を減額することによって処理するものとする。

- 2 運営費交付金により償却固定資産を取得した場合には、当該固定資産の取得費に相当する額を、運営費交付金債務から資産見返運営費交付金債務に振替えることとし、毎事業年度末に減価償却費を計上する際には、減価償却相当額を資産見返運営費交付金債務より取り崩し、資産見返運営費交付金戻入として損益計算上の収益として計上するものとする。

- 3 寄附金により償却固定資産を取得した場合には、当該固定資産の取得費に相当する額を、預り寄附金から資産見返寄附金債務に振替えることとし、毎事業年度末に減価償却費を計上する際には、減価償却相当額を資産見返寄附金債務より取り崩し、資産見返寄附金戻入として損益計算上の収益として計上するものとする。

(引当金の処理)

第90条 法令、中期計画等に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる将来の支出については、引当金は計上しない。

- 2 退職手当については、中期計画をもとに交付される運営費交付金を財源とするものは、引当金を計上せず、その見積額を貸借対照表の注記において表示するものとする。

(預り金処理)

第91条 受取人の所在不明その他の理由により振込不能となったもの又は振出した小切手でその呈示期間を経過し、なお取引金融機関に呈示のないものは、当該事業年度末日において預り金として処理しなければならない。

(減損の処理)

第92条 固定資産の減損会計基準にかかる処理については別に定める。

第9章 監査

(会計監査員)

第93条 監事は、会計規程第70条に規定する監査を行う職員（以下「会計監査員」という。）を任命する場合には、書面により命ずるものとする。

第10章 雑則

（計算証明書類の様式及び提出期限）

第94条 会計検査院に提出する計算証明書類の様式及び提出期限については、会計検査院の定めるところによる。

（委員会の設置）

第95条 第78条及び第83条で規定する委員会以外で、契約に関する事項を実施するため、必要がある場合には、委員会を置くことができるものとする。

2 委員は、理事長が書面により委嘱するものとする。

3 委員会の任務及び構成その他必要な事項は、その都度、別に定めるものとする。

附 則

1. この細則は、平成13年4月1日から適用する。

2. 第27条に規定する競争参加者の資格については、文部科学省が定めた一般競争参加者の資格（平成13年文部科学大臣決定）、一般競争参加資格者の資格制限（平成13年文部科学大臣決定）、指名競争参加者の資格（平成13年文部科学大臣決定）、特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格（平成13年文部科学大臣決定）、指名基準（平成13年文部科学大臣決定）を、会計規程及びこの細則に抵触しない限りにおいて準用するものとする。

3. 当分の間、国の機関の統一資格及び文部科学省文教施設部が定めた建設工事の競争参加資格を有している者を、研究所の競争参加資格とする。

附 則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年7月30日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第89条第3項の規定は、平成27年3月31日から施行する。

別表第1（第4条関係）

出納命令役及び出納命令役代理

出納命令役として指定する職	出納命令役代理として指定する職	事務の範囲
総務部長	理事	研究所における取引の命令及び取引金融機関に登録した理事長の印鑑並びに契約担当役印の保管に関する事務

別表第2（第4条関係）

出納専門役及び出納専門役代理

出納専門役として指定する職	出納専門役代理として指定する職	事務の範囲
財務課長	財務課課長補佐 又は 財務課専門員	出納命令役の命令に基づく取引の遂行、会計規程第20条第一号及び第二号に掲げる資産の出納保管並びに同規程第36条から第38条に規定する伝票及び帳簿、その他の証拠書類の保存に関する事務

別表第3（第4条関係）

指定資産管理者及びその代理

指定資産管理者として指定する職	指定資産管理者代理として指定する職	事務の範囲
総務部長	財務課長	会計規程第20条第4号に掲げる資産の維持、管理に関する事務

別表第4（第4条関係）

物品管理者及びその代理

物品管理者として指定する職	物品管理者代理として指定する職	事務の範囲
財務課長	総務部長	会計規程第20条第3号に規定する動産の維持管理に関する事務

別表第5（第5条関係）

契約担当役の補助者

補助者として指定する職	事務の範囲
財務課長	<p>予定価格調書案の作成に関すること（予定価格が500万円を超えるもの） 指名競争における業者の指名に関すること。 業者の選定に関すること（予定価格が500万円を超えるもの）。 入札の執行に関すること。 検査及び検査調書の作成に関すること（予定価格が300万円を超えるもの）。</p>
財務課課長補佐又は財務課専門員	<p>業者の選定に関すること（予定価格が500万円以下のもの）。 検査及び検査調書の作成に関すること（予定価格が300万円以下のもの）。</p>
財務係長	<p>入札の立会いに関すること。 技術審査に関すること。</p>
契約第一係長	<p>契約第一係所掌の 予定価格調書案の作成に関すること（予定価格が500万円以下のもの）。 入札公告に関すること。 仕様説明に関すること。 技術審査に関すること。 見積書の徴収に関すること。 契約書案の作成に関すること。 発注の連絡に関すること。 監督に関すること。</p>
契約第二係長	<p>契約第二係所掌の 予定価格調書案の作成に関すること（予定価格が500万円以下のもの）。 入札公告に関すること。 仕様説明に関すること。 技術審査に関すること。 見積書の徴収に関すること。 契約書案の作成に関すること。 発注の連絡に関すること。 監督に関すること。</p>
財務課専門員	<p>財務課課長補佐、財務係長、契約第一係長、契約第二係長に事故ある時又は欠員が生じたときにその代行を行うこと。</p>
情報サービス係長	<p>情報サービス係所掌（図書に限る）の 仕様作成に関すること。 技術審査に関すること。 見積書の徴収に関すること。 発注の連絡に関すること。 納品・検収に関すること。</p>

別表第6（第6条関係）

出納専門役の補助者

補助者として指定する職	事務の範囲
財務課課長補佐	出納専門役印の保管及び押印に関すること。
財務係長	研究所における収入金の収納に関すること。 収入伝票の起票及び関係書類の整備に関すること。 人件費、旅費及び謝金の伝票の起票及び関係書類の整備に関すること。 小切手の保管及び小切手の作成に関すること。 支払に関すること。
契約第一係長	契約第一係所掌の伝票の起票及び関係書類の整備に関すること。
契約第二係長	契約第二係所掌の伝票の起票及び関係書類の整備に関すること。
財務課専門員	財務課課長補佐、財務係長、契約第一係長、契約第二係長に事故ある時又は欠員が生じたときにその代行を行うこと。

別表第7（第8条関係）

金庫管守責任者及びその代理

区 分	管 守 責 任 者	代 理 者
研究所固定金庫	財務課長	財務係長
出納命令役用手提金庫	総務部長	財務係長
出納専門役用手提金庫	財務課長	財務係長
小切手帳用手提金庫	財務課長	財務係長
科学研究費用手提金庫	財務課長	財務係長
文部科学省共済組合用固定金庫	財務課長	財務係長
文部科学省共済組合用手提金庫	財務課長	財務係長

第1号様式(第23条関係)

寄 附 申 出 書

平成 年 月 日

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
理 事 長 殿

寄附者 住 所

氏 名

印

下記のとおり国立特別支援教育総合研究所に寄附します。

記

- 1 寄附金額 円
- 2 寄附目的
- 3 寄附条件
- 4 寄附予定年月
- 5 その他

第2号様式(第23条関係)

平成 年 月 日

殿

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所理事長

寄 附 金 受 入 に つ い て

平成 年 月 日付けをもって、寄附の申し出をいただきました下記寄附金につきましては、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所使途特定（不特定）寄附金としてありがたくお受けいたします。

記

- 1 寄附金額 円
- 2 寄附目的
- 3 寄附条件
- 4 備 考

第4号様式(第39条関係)

入 札 書

件 名 [請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名等]

入札金額 金 円也

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の〔件名〕を〔工事、製造、供給等〕を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

競争加入者

[住 所]

[氏 名]

印

備考

- (1) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 代理人が入札するときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ、押印すること。

第5号様式(第60条関係)

請 書

件名の表示

[品名、規格及び数量]

代 金 額 金 円也
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

上記の [工事、製造、物品等] を上記の代金額で、[別冊図面及び仕様書に基づき等]、下記条項により [納品、完成等] することをお請けします。

記

- 1 [納入、完成期限、契約期間等]
- 2 [納品書等] は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部財務課 [契約第一係、契約第二係] へ送付するものとする。
- 3 代金は、[納入、完成等、支払条件]
- 4 代金の請求書は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部財務課 [契約第一係、契約第二係] へ送付するものとする。
- 5 代金は、適法な請求書を受理した日から40日以内に支払うものとする。
- [その他適宜必要と認める事項]
- 6 契約の細目は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則によるものとする。
- 7 この契約に関する訴えの管轄は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の所在地を管轄とする地方裁判所とする。

平成 年 月 日

契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

[供給者等]

住 所

氏 名 ○○株式会社

代表取締役 氏 名 印

